基発１２２８第６号
平成２１年１２月２８日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公　印　省　略）

船員保険制度の統合に伴う
労災保険給付事務取扱手引（船員分）の作成について

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第３０号）の施行については、平成２１年１２月２８日付け基発１２２８第１号「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について」により、指示したところであるが、船員に係る給付事務については、平成１３年３月３０日付け基発第２３７号「労災保険給付事務手引の一部改正について」の別添「労災保険給付事務取扱手引」の給付事務等によるほか、別添のとおり、「労災保険給付事務取扱手引（船員分）」を定めたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

別　添

労災保険給付事務取扱手引
（船員分）

平成２２年１月

厚生労働省労働基準局

目　　次

Ⅰ　船員保険の統合に伴う労働者災害補償保険の取扱い等・・・・・・・・・・・・・1
第１　船員保険の職務上疾病・年金部門と労働者災害補償保険の統合の基本的な考え方等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１　基本的な枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　船員法に定める支給事由が生じた場合に労災保険に定める保険給付を給付・・1
第２　船員の定義等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１　船員保険の被保険者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　船員の定義等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３　船員に係る請求を特別に管理することの意義・・・・・・・・・・・・・・4
第３　労災保険の保険給付の対象となり得る船員の範囲・・・・・・・・・・・・4
１　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
２　留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第４　使用する保険関係等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
１　適用単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
２　労働者が請求人の場合に使用する保険関係・・・・・・・・・・・・・・・１３
３　特別加入者が請求人の場合に使用する保険関係・・・・・・・・・・・・・１３
第５　保険給付に係る経過措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
１　統合日前に生じた事故に係る保険給付・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
２　統合日後に発症した疾病の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
３　統合日前の傷病の再発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第６　給付基礎日額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
１　給付基礎日額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
２　算定基礎年額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第７　業務災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
１　業務遂行性の認められる範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
２　業務上外の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
３　療養補償給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
４　休業補償給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
５　障害補償給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
６　遺族補償給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
７　介護補償給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
８　二次健康診断等給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
第８　通勤災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
１　基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
２　就業の場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
３　住居・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
４　就業との関連性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
５　住居間移動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

6　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
第９　特別加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
１　特別加入手続き等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
２　保険給付の事務処理の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
第10　社会復帰促進等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
１　各事業に共通する留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
２　各事業の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
第11　費用徴収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
１　猶予措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
２　事業主に対する説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
３　未加入中の事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
４　滞納中の事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
５　事業主の故意又は重大な過失による事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
６　費用徴収の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
７　徴収決定・納入告知・債権管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
第12　第三者行為災害に係る事務処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
１　船員保険の被保険者に係る労災先行の原則等・・・・・・・・・・・・・・・２８
２　対象となる事故等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
３　求償差し控え事案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
４　徴収決定・納入告知・債権管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

Ⅱ　労災保険の保険給付の調査及び審査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
第１　調査に当たっての留意事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
１　調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
２　調査手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
３　請求人等の負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
第２　請求書の提出があった場合の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
１　必須記載事項の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
２　回送又は入力の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
３　船員法の適用のある船舶に乗り組んでいたこと等の事実の有無等・・・・３５
４　事業主の所在地の確認等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
５　労働者又は承認後の特別加入者であることの確認・・・・・・・・・・・・３６
６　業務災害の支給要件を満たすか否かの確認・・・・・・・・・・・・・・・３６
７　通勤災害の支給要件を満たすか否かの確認・・・・・・・・・・・・・・・３６
８　本省協議等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
９　支給決定等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
第３　審査請求等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
１　労災保険給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

Ⅲ　参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
第１　管轄等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
１　全国健康保険協会（協会けんぽ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
２　年金事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
３　地方運輸局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
４　管区海上保安部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
第２　法令の規定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
１　労働者災害補償保険法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
２　雇用保険法等の一部を改正する法律（抄）・・・・・・・・・・・・・・・４３
３　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
４　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
①　労働者災害補償保険法施行規則（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
５　船員法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
６　船員法施行規則（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
７　船員労働安全衛生規則（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６７
８　船員保険法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０３
９　港則法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０８
10　港則法施行令（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０８
11　船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令（抄）・・・・・・・２０８
12　船舶職員及び小型船舶操縦者法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・２０９
13　船舶の船員法適用の有無のフロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１０
14　労災保険と船員保険の保険給付の関係整理表・・・・・・・・・・・・・・２１８
15　上乗せ給付の計算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１８
第３　関係通達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２０
・　昭和３４年１２月２１日付け「船員保険法と労働者災害補償保険法の適用に関する調整についての覚書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２０
・　昭和３５年２月１６日付け基発第１０７号「「船員保険法と労働者災害補償保険法の適用に関する調整についての覚書」の交換に伴う事務処理について」・２２３
・　昭和３７年９月１８日付け基発第９５１号「移送の取扱いについて」・・２２６
・　昭和３９年４月２０日付け基発第５１９号「請負給制によって使用される漁業及び林業労働者の平均賃金」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２９
・　昭和４０年１２月６日付け基発第１５９１号「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３１
・　昭和４３年３月９日付け基発第１１４号「労働者災害補償保険業務の効率的運営について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３４
・　昭和４７年９月３０日付け基発第６４３号「労働者災害補償保険法第２５条（事業主からの費用徴収）の規定の取扱いについて」・・・・・・・・・・・・２３９
・　昭和４８年１１月２２日付け基発第６４４号「労働者災害補償保険法の一部を改

正する法律等の施行について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４２
・　昭和５１年１月２９日付け基発第１１７号「船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の公布について」・・・・・・・・２５６
・　昭和５２年８月２４日付け基発第４８１号「海外派遣者の特別加入に係る保険給付の請求等の手続について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６８
・　平成１７年９月２２日付け基発第０９２２００１号「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７０
・　平成２１年７月２３日付け基発０７２３第１２号「他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７５
・　平成２１年７月２３日付け基発０７２３第１４号「緊急行為の取扱いについて」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７６
・　平成２１年１２月２８日付け基発１２２８第１号「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７８
・　平成２１年１２月２８日付け基発１２２８第２号「船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船員として船舶所有者に使用される者に係る給付基礎日額の算定の特例について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８１
・　平成２１年１２月２８日付け基発１２２８第４号「船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８３
・　平成２１年１２月２８日付け基発１２２８第５号「労災保険指定医療機関に係る事務取扱いの一部改正について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８７
・　平成２１年１２月２８日付け基労補発１２２８第１号「船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いの詳細について」・・・・・・・・・・・・・・・３００

Ⅰ　船員保険の統合に伴う労働者災害補償保険の取扱い等

第１　船員保険の職務上疾病・年金部門と労働者災害補償保険の統合の基本的な考え方等

１　基本的な枠組み

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第３０号）により、平成２２年１月１日に船員保険の職務上疾病・年金部門を労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に統合し、従来の船員保険の給付のうち、労災保険の保険給付に相当する給付は労災保険から給付を行い、労災保険の給付水準を上回る部分の給付（以下「上乗せ給付」という。）及び船員保険独自の給付は、統合後も船員保険から給付を行うこととされた。

２　船員法に定める支給事由が生じた場合に労災保険に定める保険給付を給付

今回の統合に当たっての労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。以下「労災保険法」という。）における主な改正は、第３条と第１２条の８第２項である。

第３条の改正は、船員保険の被保険者（たる労働者等）について、労災保険法を適用するとする趣旨のものであり、第１２条の８第２項の改正は、労働基準法（昭和２２年４月７日法律第４９号）の適用が一部に限られる船員について船員法（昭和２２年法律第１００号）に定める災害補償事由のうち、労働基準法に定めるものと同一の事由が生じた場合に、労災保険法に定める保険給付を行うとする趣旨である。

したがって、統合後は、船員保険の被保険者のうち、労働者（特別加入者として補償の対象となる者も含む。）が新たに労災保険の対象となるという点を除き、原則として船員以外の労働者と同様の災害補償事由が生じた場合に同一の保険給付をすることになるが、船員労働の特殊性を踏まえた取扱いを一部で行うことに留意する必要がある。

第２　船員の定義等

１　船員保険の被保険者の範囲

船員保険法（昭和１４年法律第７３号）は、船員に対する保険であり、同法の適用のある者（船員保険の被保険者）は、船員保険法第２条に「船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船員（以下「船員」という。）として船舶所有者に使用される者」と規定されている。

なお、船員保険の運用解釈において、法人の代表者及び役員であっても、船舶に乗り組む等一定の要件を満たす者については、船員保険の被保険者（強制加入）とされていることに留意する必要がある。

２　船員の定義等

船員の定義は、船員法第１条第１項において、「この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備

船員をいう」と規定されている。

したがって、同法第１条第１項の船舶に乗り組んでいる場合には、船員に当たることとなる（予備船員の場合には当該船舶に乗り組むために雇用されている）から、乗り組んでいる船舶が同法第１条第１項の船舶に当たるか否かを確認する必要がある。また、同法第１条第１項の船舶には、同条第２項で「前項に規定する船舶には、次の船舶を含まない」とし、①総トン数５トン未満の船舶、②湖、川又は港のみを航行する船舶 、③政令の定める総トン数３０トン未満の漁船及び④船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和２６年法律第１４９号）第２条第４項に規定する小型船舶であって、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの」が含まれないとしていることから、当該船舶に乗り組む者は、船員とはならないことに留意する必要がある（船員法の適用のある船舶に当たるか否かは、「Ⅲ　参考資料」も参照のこと。）。

この場合、昭和３４年１２月２１日付け「船員保険法と労災保険法の適用に関する調整についての覚書」（以下「昭和３４年四省庁覚書」という。）において、以下のとおりの取扱いとされていることに留意して、船員法の適用のある船舶に当たるか否かを判断すること。

①　船舶の総トン数

船舶の総トン数は、船舶国籍証書、船籍票又は漁船登録票に記載された総トン数によること。

また、当該船舶が船舶国籍証書、船籍票又は漁船登録票のいずれも有していない場合には、これを受けさせること。

なお、当該船舶が沈没又は滅失等の事由により船舶国籍証書、船籍票又は漁船登録票のいずれも受けることができないときであって、総トン数を明らかにしないと保険適用が定まらない場合には、当該船舶の設計図等の資料を添え、管轄の地方運輸局に当該船舶の総トン数の算定を要請すること。

②　港のみを航行する船舶の認定

船舶が港のみを航行する船舶に当たるか否かは、運輸省海運総局船員局長発昭和１２年７月１６日付け海員基第１０７号通達により、管轄地方運輸局長が当該船舶につき、なした認定によること。

管轄地方運輸局長が認定を行っていない場合には、災害発生時において当該船舶が港のみを航行する船舶であるか否かの認定を管轄地方運輸局長に要請し、その認定によること。

③　漁船であることの認定

漁船であるか否かは、次の各号の場合を除き、原則として当該船舶が漁船登録を有するか否かによって判断すること。

ア　漁船登録を有する船舶であっても、漁業活動以外の業務に常時使用されていると認められる場合には、漁船として取り扱わない。

イ　漁船登録を有しない船舶であっても、漁業活動に常時使用されていると認められる場合には、漁船として取り扱う。

この場合、昭和３４年四省庁覚書の「漁業活動」とは、漁撈に関連する一体の作業のみでなく、臨時に、魚礁造成（船舶、コンクリート塊又は石等を海中に沈設若しくは投入して、水産動植物を対象とする工作物等を人工的に造成するものをいうが、この場合には岩礁爆破作業も含む。）等のため運搬作業に従事する場合等も含むものとして取り扱う旨の昭和３５年２月１６日付け厚生省保険局長、労働省労働基準局長連名通達（以下「昭和３５年連名通達」という。）が発出されていることに留意すること。

また、上記のとおり、総トン数５トン未満の船舶は、通常船員法の適用がないとされているところであるが、船員法施行規則（昭和２２年運輸省令第２３号）第２２条の一括公認を受けている漁船に乗り組むために雇用されている船員その他船員法及び船員保険法（以下「船員法等」という。）の適用を受けるまき網漁船に乗り組むために雇用されている船員については、昭和５１年１月１２日付け「船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の制定に際しての覚書」により、総トン数５トン未満の附属漁船に乗り組んでいる場合においても、船員法等を適用することとされていることに留意すること。

この場合、「附属漁船」（船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令（昭和３８年政令第５４号））の解釈については、昭和５１年１月２９日付け労働省大臣官房労働保険徴収課長、労政局長、労働基準局長、職業安定局長連名通達「船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の公布について」（以下「昭和５１年連名通達」という。）により以下のとおりとされていることについても留意すること。

「「附属漁船」とは、灯船、探索船、運搬船等通常単独には漁撈に従事しない漁船をいい、一カ統に属する漁船のうち総トン数１０トン以上のものが１隻以上ある場合には、当該漁船（２隻以上ある場合には総トン数の大きいもの）以外の漁船を附属漁船として取り扱う」

なお、昭和５１年連名通達において、船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令第２号のイ、ロについては、それぞれ以下の解釈が示されていることから、留意すること。

「政令第２号のイの「海岸から５海里以遠の海面において営む漁業に従事する期間が年間３０日未満である」ことの判断は原則として直前の１年間における操業実態を基礎とするが、当該年が海況・漁況において異常年であり、判断の基礎とすることが著しく不適切である場合には、最近の正常年の操業実態を参考とすることとしていること。」

「政令第２号のロの「海岸から５海里以遠の海面において営む漁業に従事する期間が年間３０日未満である」ものについては、昭和５１年３月１日付けで運輸省海運局長の認定が行われることになっていること。

なお、この認定が行われた場合には、当該漁船の船舶所有者に対しては「船員法等非適用船認定書」が交付され、運輸省海運局長はこの認定書を当該漁船に備え付けるよう指導することとしていること。」

3　船員に係る請求を特別に管理することの意義

船員については、上記のとおり、災害補償事由が労災保険法第１２条の８第２項において、船員以外の労働者と区別されていること、船員労働の特殊性を踏まえた取扱いを行う必要があることから、労災保険給付を適正に行うために、船員であるか否かを確認する必要がある。

また、前記のとおり上乗せ給付は、統合後も船員保険から給付することになっているが、上乗せ給付は、労災保険から保険給付が行われた場合に行うこととされており、船員保険においては、労災保険の保険給付額等を控除して給付するとされていること、当該給付は労災保険側からの情報提供がない場合には適正に行うことができないことから、船員であるか否かの確認は、被災した船員保険の被保険者に対する保険給付を的確に行うためにも必要である。

このため、船員に係る保険給付を行う場合には、後記に示すところにより船員手帳等により船員であることを確認するとともに、適切な保険関係を用いて（不）支給決定の処分を行うこと。

なお、統合後に船員保険の被保険者に対する給付事務を行う全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）に対する船員に係る労災保険給付等の情報の提供については、本省労働基準局労災補償部労災保険業務室から行うこととしていること。

第３　労災保険の保険給付の対象となり得る船員の範囲

１　基本的な考え方

船員のうち、以下の（１）又は（２）のいずれかに該当する者については、労災保険の対象となり得る。

(1)　労働者の場合

以下のすべての要件を満たすこと。

ア　日本国内の事業主（船舶所有者（原則として船員法の適用のある船舶を所有している者））に雇用されていること

イ　船員法の適用のある船舶に乗り組んでいるか、乗り組むために雇用されていること

(2)　労働者以外の場合

以下のすべての要件を満たすこと。

なお、被災時に乗り組んでいた船舶又は乗り組むこととなっていた船舶が船員法の適用のある船舶であること。

ア　日本国内の事業であること

イ　中小事業主等又は一人親方等に当たること

２　留意点

(1)　船員であること

ア　船員に該当すること

船員とは、船員法第１条に規定する船員のことであるが、具体的には日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並び

に予備船員がこれに当たり、職種を問わない。

日本国内の事業主に雇用されて船舶に乗り組んでいるものの、船員法第１条に規定する船員に当たらない場合は、船員法の適用がなく、労働基準法の適用がある。

したがって、このような者については、労災保険の適用はあるものの、本手引に定める船員労働の特殊性を踏まえた取扱いの適用にならない。

イ　具体例

(ｱ)　該当する例

船員法の適用のある船舶の中にある飲食店で働いている労働者（労災保険の適用があり、船員にも当たるので、船員労働の特殊性を踏まえた取扱いをを考慮する必要がある。）。

(ｲ)　該当しない例

湖のみを航行する遊覧船に乗り組み、船舶を操舵している者（労災保険の適用はあるが、船員には当たらないことから、船員労働の特殊性を踏まえた取扱いを考慮する必要なし。）。

ウ　船員法の船員と船員保険の被保険者であることの異同

船員法に定める船員は、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員であり、日本国内の事業主に雇用されているか、外国の事業主に雇用されているかを問わない。

他方、船員保険の被保険者は、文言上は船員の範囲と同一であるかのように規定されているが、強制保険という性格上、日本国内の事業者に雇用されている者に限るとされている。

また、船員法の場合、労働者か事業者かは区別されていないが、船員保険法の場合には、事業の主体が法人の場合にのみ、その代表者は船員保険の被保険者となる（なお、中小事業主等のように、統合後は船員保険の被保険者でない者も特別加入できる場合があり、特別加入すれば保険給付の対象となり得る者となる。）。

(2)　日本国内の事業主（船舶所有者（原則として船員法の適用のある船舶を所有している者））に雇用されていること

ア　日本国内の事業主（船舶所有者（原則として船員法の適用のある船舶を所有している者））であること

(ｱ)　日本国内の事業主とは

労災保険法は属地法であり、日本国内の事業主にのみ適用される。

日本国内の事業とは、日本国内に独立した実態を有する本店、支店、営業所、事務所又は工場等（以下「本店等」という。）を置く事業という意味であり、海外にのみ当該本店等を有し、日本国内に当該本店等を置いていない事業（以下「外国事業」という。）は含まれず、外国事業の事業主が雇用している者には労災保険は適用されない。

したがって、外資系であっても日本国内に本店等を置いている場合には、その労働者には労災保険の適用があり、反対に日本法人の海外子会社に雇用

された労働者には労災保険の適用はない。

(イ)　船員法の適用のある船舶とは

船員法の適用のある船舶は、船員法第１条第１項及び船員法施行規則第１条においてその原則が定められ、船員法第１条第２項、船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令及び船員法施行規則第１条の２において上記の原則の例外が定められている。

また、船員とは船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる者であることから、原則的には当該船舶に乗り組んでいる場合には、職種を問わず船員となる。

しかしながら、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる者すべてが労災保険の適用とはならない。

たとえば、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる者は、原則としてすべて船員であるが、外国事業の事業主が雇用した者は、船員法の適用のある船員ではあるものの、労災保険法も船員保険法もともに、属地法であることから、適用がない。

また、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいない者も船員になることがあることにも留意する必要がある。

すなわち、船員には、予備船員も含まれるところ、予備船員とは、船員法第２条第２項において船員法の適用のある「船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものをいう」と定義されていることから、実際に船舶に乗り組んでいない者が含まれるからである。

なお、外国籍の船舶であって、船員法の規定を満たさない船舶に乗り組んでいる場合も予備船員として認定されることがあること（下記（６）のイのＦＯＣ船参照。）。

(ウ)　船舶所有者とは

ａ　基本的な考え方

船舶の所有者のことであるが、船員保険法第３条の規定により、船舶における労務の提供を受けるために船員を使用している者も同様に取り扱われる。

たとえば、①船舶を共有している場合には船舶管理人、②船舶賃借の場合は船舶借入人、③船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合は当該者がそれぞれ船舶所有者となる。

ｂ　暫定任意適用事業に係る改正

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成２１年政令第２９６号）により、労災保険の暫定任意適用事業の範囲から船員保険の適用となっている「船員法第１条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和１４年法律第７３号））第３条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業」（以下「船員使用の事業」という。）を除くとされた。

したがって、上記の改正により、船員法の適用のある船舶所有者が当該船舶を使用して行う事業に、１人でも船員たる労働者を使用している場合には、労災保険が強制適用となる。

また、上記の船舶所有者には、船員保険法第３条の規定により船舶所有者とされる者も含まれるとされていることから、下記ｃの事業主が船員たる労働者を１人以上使用している場合も同様である。

なお、この改正は、船員法の適用のある船舶を所有している場合にのみ適用され、労働基準法の適用のある船舶を所有している者は対象外であることに留意する必要がある。

ｃ　船舶を所有している者以外の者

船舶内の売店のように、船舶内で事業を営み、船員たる労働者を使用している場合には、当該事業主は、船員法上の船舶所有者として取り扱われる。

労働者は、船員保険の被保険者であるとともに、労災保険が適用される。

ｄ　具体例

(a)　該当する例

日本の領海を遠く離れた公海上を航行する自社所有の船舶に、その雇用している船員を乗り組ませている日本国内に本店を持つ事業主

(b)　該当しない例

日本の港を目指して航行する船舶にその雇用している船員を乗り組ませている外国に本店等を持つ事業の事業主

(3)　労働者であること

ア　船員のうち労働者性のある者とは

(ｱ)　海員及び予備船員

船員法第２条第１項は、「この法律で海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう」と規定していること、同条第２項は、「この法律で予備船員とは、前条第１項に規定する船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものをいう」と規定していることから、船員法第１条に規定する船員のうち、海員及び予備船員については、通常の場合、労働基準法上の労働者と同様と考えてよい。

なお、船舶所有者の家族で、提供した労働の対象として報酬が支払われない者、すなわち、雇用関係のない者は、船員法第２条第１項にいう海員ではない。これに対し、家族船員でも、報酬を支払われる者、すなわち、雇用関係のある者は、海員であることに留意すること。

(ｲ)　船長

船員法第１条に定める船員のうち、船長については、船員法に基づく指揮命令権などの権限が付与されているものであり、また、船舶所有者が自ら船長として乗り組むことがあることから、労働基準法上の労働者と直ちに判断することはできない。

したがって、船長については、実態として事業主である船舶所有者との間に使用従属関係が認められるか否かを調査の上、労働者性の有無を判断することとし、都道府県労働局（以下「労働局」という。）において判断が困難な場合にあっては、本省労働基準局労災補償部補償課業務係に協議すること。

イ　船員法の雇入契約等について

船員法は、雇入契約の成立等があった場合には、当該事項等を届け出なければならないことを定めている（これを「雇入契約の公認」と呼ぶことが多いが、成立した契約を事後に行政庁に届け出るものに過ぎない。）。

この雇入契約は、民法上の雇用契約（労働契約）とは異なり、継続した雇用契約の存続期間中、特に一定期間を限って乗船労務に服することを内容とする契約であり、雇入契約の終了は必ずしも雇用契約の終了を意味するものではないことに留意する必要がある。

なお、上記のとおり、雇入契約は、一定期間を限って乗船労務に服することを内容とする契約であるところ、被災時に特定の船舶に乗っていたかを確認するためには有用であり、その点を船員手帳で確認すること。

ウ　具体例

(ア)　該当する例

雇入契約の公認は未だ受けていないものの、日本国内の事業者から雇用されたことが明らかな労働者（労災保険の適用があり、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合には、船員労働の特殊性を踏まえた取扱いも考慮する必要がある。）

なお、船員保険の被保険者に当たるか否かは、協会けんぽ船員保険部の解釈・運用を尊重する必要があるが、労働者に当たるか否かは当方の解釈により判断すること。

(イ)　該当しない例

法人の代表者又は業務執行者（以下「法人の代表者等」という。）は、船員保険においては、労働者と区別なく強制加入の対象であるが、労災保険法上は、労働者性が認められないのが通常であり、特別加入していない場合には労災保険（法）の適用はない。（本来、特別加入は任意の制度であるが、船員保険は今後も存続すること、船員保険の上乗せ給付は基本的に労災保険から保険給付された場合に給付されることから、船員保険の被保険者たる法人の代表者等の船舶所有者は、特別加入することが強く推奨される。）。

なお、船員保険の被保険者たる法人の代表者等の船舶所有者であって、特別加入していない者を把握した場合には、労働保険適用徴収担当部署と連携の上、加入を勧奨すること。

(4)　船員法の適用のある船舶に乗り組んでいるか、乗り組むために雇用されていること

ア　乗り組むこと

「乗り組む」の意義について、以下のとおりの取扱いとする運輸省船員局労働基準課長通達（昭和３８年６月１日付け員基第９５号）が発出されているこ

とから、当該通達を踏まえて「乗り組む」に当たるか判断すること。

「船員法第１条の「乗り組む」とは、船舶共同体の一員として船内航行組織（船内作業組織）に継続的に加入することであって、生活の本拠が船舶内にあること（船内に常住すること）を必須の要件とするものではない。また、物理的に乗船していても、「乗り組む」に該当しない者は、船員法の船員ではない。

具体的な事例について「乗り組む」に該当するか否かは、次の基準によるものとする。

① 試運転中の船舶に乗船する者

試運転中の船舶には、通常船内航行組織が未だ形成されていないとみられるから、乗船していても「乗り組む」には該当しない。

② 気象観測員

気象観測船が観測を任務とする以上、年間継続であると、期間毎の継続乗船であるとを問わず、気象観測員は船員である。

③ サルベージ船の作業員

サルベージ船は、船舶の救助、引揚げを任務としているものであり、サルベージ作業も船内作業の１つであるから、乗船してサルベージ作業に従事することとされている者は船員である。

④ セメントタンカーの袋詰作業員

セメントタンカーの用途からいって、袋詰作業は船内作業の１つであるから、継続的に乗船する袋詰作業員は、船員である。

⑤ 上乗検数員

船側（シップサイド）の検数業務は、船内作業の一部であるから、継続的に乗船する検数員は、船員である。

⑥ 用船事務長・員

船内で事務長・員としての業務に従事する以上、用船事務長・員は船舶所有者（使用者）の如何を問わず、船員である。

⑦ 機関保証技師

機関保証技師は、新造船に乗船して機関の整備等について指導助言を行うものであり、船内航行組織に加入しているとは認められないから、船員ではない。

⑧ 便乗商社員・貿易事情調査員

これらの者は、海外渡航手続上の便宜のため乗船しているものであり、船内作業組織の一員ではなく単なる便乗者と考えられるから、船員ではない。」

さらに、昭和３４年四省庁覚書において、以下のとおりの取扱いとされていることから、当該取扱いも踏まえて、判断すること。

「労働契約に基づき船舶内において労働に従事する者は、原則として当該船舶に乗り組む者として取り扱うが、たとえば、左に掲げる場合等には、船舶に乗り組んでいる者として取り扱われない。

① 試運転を行う新造船において勤務する造船所の技師、ぎ装完成前に他の造船所に回航される新造船において勤務する造船所の技師のように、労働

基準法の適用を受けている労働者が船員法の適用を受ける船舶内で短期間勤務する場合

② 観光会社の事務員が、通訳又はアルバイトとして連日観光船に乗船するが、１日の乗船時間が短く、１日の労働時間の大部分を陸上の事務員として過ごしている場合のように、労働基準法の適用を受けている労働者が船員法の適用を受ける船舶内で勤務するが、主たる勤務場所は陸上にあると認められる場合」

イ　船員法の適用のある船から適用のない船に乗り移った場合の取扱い

船員法の適用のある船から適用のない船に乗り移った場合の取扱いについては、昭和３４年四省庁覚書において、以下のとおりの取扱いとされていることを踏まえて取り扱うこと。

「船員保険法の適用を受ける船舶に乗り組む労働者及び労災保険法の適用を受ける船舶に乗り組む労働者が、作業中、同一の使用者又は同一の組に属する他の船舶に乗り移ったときには、その作業中の災害は、その発生場所の如何を問わず、被災労働者の出港時に所属する船舶に適用される法律によって保険給付を行うこと。これがため、使用者は出港時において各船舶に所属する労働者を明確に区分しておくよう指導すること。

なお、右の場合において、他の船舶の乗組員に事故があり、その補充として以後継続、かつ、恒常的に乗り移った場合のように、当該労働者の所属する船舶が変更されたことが明らかに確認された場合には、新たに所属した船舶に適用される法律の適用を受けるものとして取り扱うこと。」

なお、上記の覚書に関して、昭和３５年連名通達において以下の解釈が示されていることから、留意すること。

「② 覚書の「同一の組に属する」とは、複数以上の船舶が協同して、同時に、同一の目的のもとに作業を行う場合のことであって、船舶所有者又は使用者を異にする場合を含むことに留意すること。

③ 覚書の「出港時に所属する船舶」とは、船舶が運航、操業のために出港するときに、当該労働者が当該船舶の所属労働者であったか否かのことであって、たとえば、労災保険法の適用を受ける船舶の所属労働者に事故があって、船舶所有者又は事業主の特命により、同一船舶所有者又は同一事業主に属する船員保険法の適用を受ける船舶に所属する船員が、所属船舶を変更されることなく、短期間、臨時に労災保険法の適用を受ける船舶に乗り移って、出港する場合を含まない。すなわち、この場合には、当該船員に対し、船員保険法が継続して適用されるよう取り扱われる。」

ウ　乗り組むために雇用されていること

船員法に定める船員は、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員であり、船舶に乗り組むために雇用されている場合には、現に船舶に乗り組んでいないときでも、原則として予備船員として取り扱われる。

しかしながら、予備船員を陸上で勤務させる場合、その労働の実態が「船舶

に乗り組むために雇用されている」ことと矛盾するようなときは、予備船員ではなく、労働基準法によって規律されるべきであるとの船員保険法の取扱いから、そのような場合には協会けんぽ船員保険部の見解を踏まえ、船員法に定める船員か船員以外の労働者として取り扱うか否かを判断すること。

(5)　特別加入者であること

船員保険の統合に伴う特別加入の範囲の拡大や加入手続については、平成２１年１２月２８日付け基発１２２８第４号「船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて」及び平成２１年１２月２８日付け基労補発「船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いの詳細について」（以下「補償課長通達」という。）によること。

ア　特別加入の範囲

(ｱ)　中小事業主等

平成２２年１月１日以降、新たに「船員使用の事業」として適用を受ける事業についても、中小事業に該当する場合には、特別加入が可能であること。

この場合、中小事業主等の判断の留意点について、補償課長通達が①労働者数の判断に係る留意点として、事業ごとの労働者数ではなく企業全体の労働者数によって中小事業主等に当たるか判断すること、②事業の種類の判断の留意点として、事業の区分は日本標準産業分類によること等としていることを踏まえて、判断すること。

(ｲ)　一人親方等

一人親方等については、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令（平成２１年厚生労働省令１６８号）により、労働者災害補償保険法施行規則（昭和３０年労働省令第２２号。以下「労災則」という。）第４６条の１７第７号として、新たに「船員法第１条に規定する船員が行う事業」を追加し、併せて第３号は「漁船による水産動植物の採捕の事業（第７号に掲げる事業を除く。）」と改められたので、「船員法第１条に規定する船員が行う事業」を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその事業に従事する者であって、労働者でない者については、事業の種類の如何を問わず、第７号の事業により特別加入することになること。

このため、第３号の規定による特別加入者は、労災保険法第３５条第１項及び労災則第４６条の２２の２の規定により、通勤災害の適用がないのに対して、第７号の規定による特別加入者は、通勤災害の適用があり、また、両者で労災保険率が異なること。

イ　具体例

(ｱ)　一人親方等

ａ　該当する例

①　船員法の適用のある船に乗り組み、貨物運送の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする船員

②　船員法の適用のある船舶に乗り組み、小売りの事業等（売店）を労働

者を使用しないで行うことを常態とする船員

b　該当しない例

船員法の適用のない船舶に乗り組み、旅客運輸の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする船員

(6)　特殊な船舶の取扱い

ア　（新）マルシップ

マルシップとは、日本法人等が所有する船舶（日本船舶）を外国法人等に貸渡し（裸用船）、当該外国法人が外国人船員を乗り組ませたものを貸渡人たる日本法人等が、チャーターバック（定期用船）したものであり、日本船籍の船舶である。

マルシップには、日本国内の事業者が雇用した者と外国法人が雇用した者が混在することがあるが、この様な当該船舶を特に「新マルシップ」として区別することがある。

この場合、日本国内の事業者が雇用した者については労災保険の適用があり、外国法人が雇用した者については労災保険の適用はない。

また、船員保険における運用では、地方運輸局の雇入契約の公認がされることを要件としているが、労災保険においては、事業主が日本国内の事業であること及び当該事業主に労働者として雇用されていることが要件であり、日本船舶たるマルシップに乗り組んでいる者について、当該要件が確認できた場合には、被災時において地方運輸局の雇入契約の公認がされていないときであっても、労災保険の適用があるものとして取り扱うこと。

イ　ＦＯＣ船

ＦＯＣとは、「Flag of Convenience」の略であり、ＦＯＣ船とは便宜置籍船のことである。船舶の所有権や管理者が、掲げている旗の国（パナマ、リベリア、キプロスなどが多い。）とは別の国にある場合、その船舶はＦＯＣ船と呼ばれる。

当該船舶に乗船している船員たる労働者については、日本船籍ではない外国船籍の船舶、すなわち、原則として船員法の適用がない船に乗り組んでいることから、本来船員法の適用はなく、労災保険法第１２条の８の規定の適用もないことになる。

しかしながら、当該労働者が日本国内の事業に雇用されていることが確認された場合（日本国内の事業である船員派遣元事業主が派遣船員を雇用している場合を含む。）には、原則として労災保険の適用があり、海外に出張しているものとして取り扱い、業務に従事している際に災害が生じ、当該災害が労災保険法第１２条の８第２項に規定する船員法所定の災害補償事由に当たるものであるときには、船員法所定の災害補償事由が生じたものとして取り扱うこと。

ただし、地方運輸局長が、予備船員として認定していない者又は派遣船員にあっては、船員職業安定法（昭和２３年法律第１３０号）の規定により予備船員とみなされない者については、本省労働基準局労災補償部補償課業務係に協議を行うこと。

第４　使用する保険関係等

船員に係る保険給付等の情報については、本省労働基準局労災補償部労災保険業務室から協会けんぽ船員保険部に提供することになっている。これは、成立している保険関係の業種により、船員法第１条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業（以下「船員使用の事業」という。）であるかを判別することにより行われるものであることから、保険給付に当たっては、使用する保険関係を的確に選定すること。

なお、船員使用の事業については、船舶単位で保険関係が成立していないこと等から、被災労働者等からの聴き取りに当たっては、被災労働者の最寄りの労働基準監督署（以下「監督署」という。）に出張して行う等の配慮を可能な限り行うこと。

１　適用単位

船員使用の事業に係る労災保険の適用は、原則として他の業種と同様に事業単位で行うものであり、また、継続事業として取り扱われる。したがって、事業単位であることから、企業単位ではなく、地域的に離れている支店等がある場合には、原則として船舶が所属する支店単位で適用され、当該支店を管轄する監督署が請求に係る調査及び処分を行う（例外については、下記２以下を参照。）。

２　労働者が請求人の場合に使用する保険関係

保険給付の請求に当たり使用する保険関係については、次によること。

(1)　原則的な取扱い

被災した船員たる労働者が乗り組んでいた船舶が所属する事業について成立している保険関係。

(2)　特殊な船舶に乗り組んでいる場合の取扱い

ＦＯＣ船の場合、被災した船員を雇用している又は雇用していた事業について成立していた保険関係。

なお、派遣船員として乗り組んでいる者については、派遣元の事業の保険関係（ただし、１人でも船員を使用している場合には、船員使用の事業に該当することに留意すること。）。

(3)　船内の事業に雇用されている場合の取扱い

被災した船員が雇用されていた事業について成立していた保険関係

なお、１人でも船員を使用している場合には、船員使用の事業に該当することに留意すること。

３　特別加入者が請求人の場合に使用する保険関係

保険給付の請求に当たり使用する保険関係等については、次によること

(1)　中小事業主等

ア　原則的な取扱い

被災した船員たる船舶所有者が乗り組んでいた船舶が所属する事業について成立している保険関係。

イ　船内の事業を営んでいる場合の取扱い

被災した船員たる船舶所有者が船内で営んでいる事業について成立している保険関係。

ウ　船員法の適用のある船舶と労働基準法の適用のある船舶のいずれも所有している事業主の場合

アのとおり、被災した船員たる船舶所有者が乗り組んでいた船舶が所属する事業について成立している保険関係を使用することになることから、いずれの船舶に乗り組んでいる際の災害について補償を受けることを希望する場合には、いずれの事業についても特別加入する必要がある。

(2)　一人親方等

一人親方等については、特別加入団体の保険関係を使用すること。

なお、中小事業主等と同様に、船員法の適用のある船舶と労働基準法の適用のある船舶のいずれも所有している一人親方等の場合、いずれの船舶に乗り組んでいる際の災害について補償を受けることを希望する場合には、いずれの事業についても特別加入する必要があり、被災した船舶に係る特別加入団体の保険関係を使用すること。

第５　保険給付に係る経過措置

船員保険法の保険給付に係る経過措置は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第３９条に定められており、当該附則に関して解釈権限を有する厚生労働省保険局において以下のとおりの運用とするとされていることを踏まえ、対応すること

１　統合日前に生じた事故に係る保険給付

統合日前に生じた負傷、疾病に係る保険給付は、統合後も引き続き労災保険の給付に相当する部分も含めて船員保険（協会けんぽ）から保険給付される。

２　統合日後に発症した疾病の取扱い

統合日後に発症した疾病であっても、統合日前の業務上のばく露が原因であると認められる場合には、労災保険の給付に相当する部分も含めて船員保険（協会けんぽ）から保険給付される（治ゆ後等の労災保険の個別の保険給付を前提とした社会復帰促進等事業の対象にもならないことに留意すること。）。

３　統合日前の傷病の再発

統合日前に傷病にかかり、統合日後に当該傷病が再発した場合は、労災保険の給付に相当する部分も含めて船員保険（協会けんぽ）から保険給付される。

第６　給付基礎日額等

１　給付基礎日額

船員についても船員以外の労働者と同様、給付基礎日額を算定し、当該額を基礎として支給額を算定すること。

なお、その基本的な考え方は、以下のとおりである。

以下の①及び②の場合には、労働基準法第１２条第１項から第６項までに定める

方法により、算定事由発生日以前１年間について算定することとした場合における平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすること（詳細については、平成２１年基発１２２８第２号「船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船員として船舶所有者に使用される者に係る給付基礎日額の算定の特例について」を参照のこと。）。

③の場合には、昭和３９年４月２０日付け基発第５１９号「請負給制の漁業及び林業労働者の平均賃金」の記の１及び２を準用することとなること。

① 基本となるべき固定給の額が乗船中において乗船本給として増加する等により変動がある賃金が定められる場合

② 基本となるべき固定給が下船することによりてい減する賃金を受ける場合及び基本となるべき固定給が乗下船にかかわらず一定であり、乗船することによって変動する諸手当を受ける場合

③ 請負給制（定額給制のものでも相当額の歩合給が併給されているものを含む）によって使用される者の場合

２ 算定基礎年額

特例は設けられておらず、船員以外の労働者と同様に算定すること。

第７ 業務災害

１ 業務遂行性の認められる範囲

船舶は就業の場であるとともに日常生活を送っている場所でもあること、船舶に乗り組んでいるときには、船長の許可なく船舶から下船できないことなど、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる間（下記２の（１）のオの場合を除く。）は、船長の管理下にあると認められることから、恣意的行為等積極的な私的行為以外は業務遂行性が認められるものとして取り扱う。

雇入契約が終了した後の下船時の業務遂行性については、船員以外の労働者と同様に取り扱うこと。

２ 業務上外の留意点

(1) 負傷

ア 原因不明の災害

原因不明の災害については、間接的な関係事実等に基づき、経験則上最も合理的な説明のできる推論を採用し、業務起因性の有無を推定するとされており、具体的には、業務遂行性が推定された場合には、経験則に反しない限り業務起因性があると推定するのが合理的であるとされている。

船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる間は、前述のとおり、業務遂行性があるものとして取り扱われることから、その間に原因不明の災害が生じた場合には、経験則に反しない限り業務起因性があると推定すること。

イ 沈没した場合

船舶や航空機の遭難により乗組員が被災した場合には、その乗組員としての

業務の性質上、それが台風等の天災によるものであっても、一般に業務起因性が認められること、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる間は、恣意的行為等積極的な私的行為以外は業務遂行性が認められるものとして取り扱われることから、当該行為が認められる場合を除き、業務上の災害として取り扱って差し支えないこと。

ウ　緊急行為

船員は、船員法第３９条第３項により「雇入契約が終了したときでも、船員は、人命、船舶又は積荷の応急援助のために必要な作業を従事しなければならない」とされ、また、同法第１２条及び第２１条の規定により「船長が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのにあたり、上長の命令に従うべきこと」とされ、当該義務を履行しなかった場合には、懲役刑が科されることに留意の上、平成２１年７月２３日付け基発０７２３第１４号「緊急行為の取扱いについて」により業務上外の判断を行うこと。

エ　他人の暴行

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成２１年法律第５５号）に規定する「海賊対処行動を行う海上の区域」に該当しない場合においても、平成２１年７月２３日付け基発０７２３第１２号「他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて」により、業務上外の判断を行うこと。

オ　下船時の行為

船舶の修繕、必要品の補充等船舶所有者の命令（船長が命令を行った場合も含む。）を受けて、雇入契約が成立している間に下船して行動する場合（予備船員を除く。ただし、予備船員としてＦＯＣ船に乗り組んでいる場合はこの限りではない。）には、出張として取り扱うこと。

したがって、積極的な私的行為にあたらない限り、通常の又は合理的な範囲内における行為（食事等）も含めて業務に従事していたものとして取り扱うこと。

(2)　疾病

脳・心臓疾患事案等業務上疾病については、船員以外の労働者と同様に、認定基準等により業務上外の判断を行うこと。

また、船員から、疾病に罹患したとして請求があった場合において、それが新しい疾病等に当たる場合には、本省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室へ協議すること。

3　療養補償給付

(1)　請求手続

船員に係る療養補償給付の請求手続は、船員以外の労働者と同様である。

なお、船員に係る療養を実施する特殊な診療所として船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）があるが、船内診療所であっても労災指定医療機関となっているものについては、現物給付を行うこととされており、その請求手続は通常の場合と基本的に同様であるが、船舶の特殊性から、療養補償給付

たる療養の給付請求書の提出の時期は本邦に帰還後遅滞なく提出することで差し支えないこととしている（平成２１年１２月２８日付け基発１２２８第５号「労災指定医療機関に係る事務取扱いの一部改正について」参照。）。

(2)　給付内容

船員に係る療養補償給付の内容は、船員以外の労働者と同様あり、また、上乗せ給付は設けられていない。

なお、職務上の傷病に対する独自給付として「自宅以外の場所における療養に必要なる宿泊及び食事の支給」があるが、当該給付は船員保険から支給される。

また、船内診療所においては、「診察」、「薬剤又は治療材料の支給」及び「処置、手術その他の治療」に限定されることに留意すること。

(3)　診療費算定基準

船員に係る労災診療費についても、労災診療費算定基準（昭和５１年1月１３日付け基発第７２号、最終改定平成２０年3月3１日付け基発第０３３１０１８号）に基づいて算定すること。

(4)　外国の医療機関での療養

船員が洋上で業務上災害を被った場合に、療養のため外国に一時的に寄港し、医療機関を受診する場合がある。

この場合の請求手続、添付書類、内容の審査、支給手続等については、昭和５２年８月２４日付け基発第４８１号中、「派遣元の事業の事業主」を船舶所有者と読み替えるとともに、同通達の請求手続及び支給手続のうち、事業主を経由するとの定めを除いて、同通達を準用し、事務処理を行うこと。

なお、以下の点に特に留意すること。

①　療養補償給付たる療養の費用については、所轄の監督署において請求額に相当する額を支払うこととなるが、当該診療内容等については、事前に労働局に設けられている医療審査委員会等において医学的審査を行うこと。

②　審査に当たっては、我が国又は外国における医学常識に照らして妥当と認められるか否かによって判断することとし、必ずしも現行の労災保険における取扱いに準拠する必要はないが、請求内容について疑義が生じた場合には適宜、本省労働基準局労災補償部補償課医事係へ照会すること。

③　事業主が、立替払いをしている場合には、昭和４３年３月９日付け基発第１１４号「労働者災害補償保険の効率的運営について」による受任者払いとすることとして差し支えないこと。

(5)　移送費の取扱い

移送費については、原則として昭和３７年９月１８日付け基発第９５１号（最終改正平成２０年１０月３０日付け基発第１０３０００１号）「移送の取扱いについて」（以下「移送通達」という。）に基づいて支給すること。また、洋上で被った災害であって、災害発生後、近隣の港に寄港した場合については、移送通達の記の１の（１）の「災害現場」を「寄港地」と読み替えること。

ただし、外国で療養している者の転医については、その可否を含めて個別に判断する必要があることから、請求人を含む関係者から相談があった場合には、

療養上の必要性から個別に判断する旨の説明をし、請求があった場合には、労働局を通じて、速やかに本省労働基準局労災補償部補償課医事係へ協議すること。

4　休業補償給付

(1)　基本的な考え方

船員に対する保険給付は、労災保険法第１２条の８第２項の規定により、船員法第９１条第１項に規定する災害補償事由が生じた場合に行うとされているが、実際には同法第第９１条第１項にあっては、労働基準法第７６条第１項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限るとされているので、結局、船員以外の労働者と同様に、「療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合」に支給することとなる。

なお、船員については、船員保険法において、労災保険給付を上回る給付を行うこととしている（例：４か月間は標準報酬日額の１００％を支給。）。その後も労働協約等により企業内労災補償が行われることがあるが、通常は標準報酬の１００％となるように支給される。

これは、労災保険給付に上積みして給付される趣旨であるから、原則として労災保険法第６４条第２項の規定に基づく支給調整を行う必要はない。

ただし、労働協約等の文面上、労災保険給付相当分を含む趣旨であることが明らかである場合には、支給調整を行うこと。

(2)　休業の要件等

（１）のとおり、船員についても船員以外の労働者と同じ支給事由が生じた場合に、同じ保険給付を行うことで足り、一般的労働不能の考え方についても船員以外の労働者と同様に取り扱うこと。

なお、傷病の程度が軽く、後遺症状が残らないことから、船員に復帰することが客観的に可能であり、現に療養中で治療効果がある者について、主治医が休業の必要性を認めている場合には、休業の要否については、上記の考え方に立ちつつも、主治医の意見を踏まえつつ判断を行うこと。

(3)　船内の補償

船員法第５７条の規定により、業務上か否かを問わず「船員は、負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても、雇入契約存続中給料」等を請求することできることとされており、当該義務が履行されているのが通常であることから、「業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないため賃金を受けない」要件を満たすことはまれである。

また、船員保険法第１０６条が、「船舶内にいるとき」は療養の給付及び移送費を除いて保険給付は行わず、船舶所有者の災害補償責任の履行に委ねられていることと同様、療養を行っていない等休業補償給付の支給事由を満たさない期間の災害補償は、船舶所有者によって履行されるものである。

(4)　参考

本給付については、船員保険独自の給付として１日～３日分の休業手当が設け

られている。

また、①４か月以内の期間や、②療養開始後１年６か月を経過した期間について、上乗せ給付が設けられている。

5　障害補償給付

船員法第９２条本文に規定する災害補償事由が生じた場合に支給を行うことになるが、この事由とは、労働基準法第７７条に規定する災害補償事由と同一であることから、船員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、なお身体に障害が存するときに、船員以外の労働者と同様に労災保険の障害認定基準に従って、障害認定を行うこと。

また、障害補償給付に係る船員保険法の運用については、労災保険と同様である。

なお、本給付については上乗せ給付がある。

6　遺族補償給付

(1)　支給事由

船員法第９３条に規定する災害補償の事由が生じたときに支給を行うことになるが、この事由とは、労働基準法７９条に規定する災害補償の事由と同一であることから、船員が業務上死亡した場合に、船員以外の労働者と同様に保険給付を行うこと。

(2)　留意すべき事項

ア　行方不明の場合の取扱い

(ｱ)　労災保険法第１０条

船員の死亡災害に係る事故の類型は、海中への転落や沈没といったものが多く、行方不明になる者も多い。

こうした者の場合、民法（明治２９年法律第８９号）上は、第３０条の規定により、船舶が沈没した後、その他の危難が去った後、１年間生死が明らかでないときに、家庭裁判所は失踪宣告をすることができることになっている。

しかし、同制度によっては、迅速な救済に欠けるきらいがあることから、労災保険法第１０条において、

①　船舶が沈没等した際に現にその船舶に乗っていた労働者

②　船舶の航行中に行方不明となった労働者の生死が３か月間不明な場合

等には、

当該船舶が沈没等した日又は労働者が行方不明となった日に、労働者が死亡したものと推定する旨の規定があることから、遺族補償給付、葬祭料の請求があった場合には、当該規定を踏まえ、迅速に処理を行うこと。

また、当該規定は、行方不明を死亡と「みなす」ものではなく、推定するものであることから、遺族補償給付等を支給後、生存していることが明らかとなった場合には、回収することになることをあらかじめ請求人に丁寧に説明しておくこと。

なお、不正受給の防止のため、死亡を推定した日、すなわち、船舶が沈没した日又は労働者が行方不明になった日から１年半を経過した時点において、受給者から戸籍の謄本を徴する等により死亡届又は下記による死亡の報告が行われていることを必ず確認すること（年金受給者にあっては、初回の年金定期報告書の添付資料により当該事実を確認することで足りる。）。

確認の結果、死亡届等がなされていない場合には、被災労働者の生存の有無を確認するとともに、速やかに保険給付の詐取が行われていないか調査を行うこと。調査の結果、不正受給であると認めたときには、費用徴収を行うとともに、原則として詐欺罪等での告発、当該告発についての記者発表を行うこと。

(ｲ)　死亡認定制度

海上保安庁においては、海難による行方不明者の死亡認定を以下の要件を満たす場合に行っている。

①　海上保安庁が取り調べた行方不明者であること

②　行方不明者の親族から死亡認定の願出があったこと

③　死亡を確認するに足る物的又は人的証拠があり、さらに周囲の状況をも考慮するとき生存の疑いのないものであること（単に消息を絶ち生死不分明では足りない）

④　海難発生の時から３か月以上経過したものであること

海上保安庁は、本死亡認定制度に基づき、死亡の認定を行ったときには、死亡地の市町村長に死亡の報告を戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第８９条の規定に基づき行っている。

当該報告には、戸籍法第８６条第２項の規定に基づく事項を記載しなければならないとされていることから、当該事項に係る市町村長の証明書を労災則第１５条の２第３項第１号の書面として請求書に添付させること。

なお、海上保安庁は、死亡認定を願い出た親族にもその結果を報告することとになっていることから、当該報告に「死亡の年月日時分及び場所」及び「死亡の事実を証すべき」事項が記載されている場合には労災則第１５条の２第３項第１号後段の「これに代わるべき書類」として取り扱って差し支えないこと。

イ　その他

本給付については、船員保険の上乗せ給付がある。

7　介護補償給付

介護補償給付については、船員法に該当する規定はなく、船員以外の労働者と同様に労災保険法第１２条の８第４項の規定による支給事由が生じた場合に、労災保険法所定の保険給付が支給される。

なお、介護補償給付については、労災保険法と改正前の船員保険法の規定は同一であることから、上乗せ給付は設けられていない。

8　二次健康診断等給付

二次健康診断等給付については、船員法及び船員保険法に該当する規定はなく、また、労災保険法第２６条においては「労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第６６条第１項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第５項ただし書の規定による健康診断」のうち、一定の要件を満たすものが行われた等の支給事由を満たす場合に、支給されるところ、船員については、労働安全衛生法に基づく健康診断が行われることはないことから、二次健康診断等給付の対象とはならない。

第８　通勤災害

1　基本

船員に係る通勤災害については、船員以外の労働者と同様に、労災保険法第７条第２項の要件を満たすものが支給される。

なお、船員労働の特殊性を踏まえ、下記のとおり、船員（予備船員を除く。）については、就業との関連性及び住居間移動について、特例的な取扱いを設けているので、留意すること。

2　就業の場所

船員以外の労働者と同様に、「業務を開始し、又は終了する場所」をいうものである。

したがって、船員の場合、船舶、船舶所有者の事務所、出港準備のための作業場等が就業の場所に当たること。

なお、出港準備のために港に着くまでの間に、出港に必要な物資を購入して船舶に行くことになっている場合には、当該物資を最初に購入する場所が就業の場所に当たること。

3　住居

船員以外の労働者と同様に、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となるところを指すものである。

したがって、就業の必要性があって、船員が家族の住む場所とは別に、船員が出港前の準備、入港後の整理のために港の近くに借りたアパート又はドック入りしている船舶の船員がドックに通うために宿泊しているドックハウス等も住居に当たる。

また、出入港地において、自宅が遠隔地にあり、かつ、時間的に余裕がない出入港時や、台風などの自然現象等の不可抗力的な事情により、一時的に通常の住居以外の場所に宿泊するような場合には、やむを得ない事情で就業のために一時的に居住の場所を移していると認められるので、当該場所を住居と認めて差し支えないこと。

4　就業との関連性

就業との関連性とは、移動行為が業務に就くため又は業務を終えたことにより行

われるものであることを必要とする趣旨であり、その点は、船員と船員以外の労働者と変わることはない。

ただし、船員以外の労働者の場合、所定の就業開始時刻とかけ離れた時刻に会社に行くときには、当該行為は、むしろ業務以外の目的のために行われるものと考えられるので、就業との関連性は認められないとしているところであるが、船員（予備船員を除く。）については、船員労働の特殊性を踏まえ、昭和４８年１１月２２日付け基発第６４４号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律等の施行について」の別紙「通勤災害の範囲」にかかわらず、所定の就業日に就業の場所へ移動を行っている場合には、当該移動が明らかに他の目的で行われたときを除き、就業との関連性を認めて差し支えない。

また、住居から就業の場所までの距離が遠距離であり、船員（予備船員を除く。）が交通事情のため自宅からホテル等の宿泊施設に移動する場合、業務に就く当日又は前日に行われたとき、逆にホテル等の宿泊施設から自宅に移動する場合、業務に従事した当日又はその翌日に行われたときも、別紙「通勤災害の範囲」にかかわらず、就業との関連性を認めて差し支えない。

5　住居間移動

船員（予備船員を除く。）については、転任の有無にかかわらず、住居から就業の場所までの距離が遠距離であり、交通事情のため自宅からホテル等の宿泊施設に移動することの多い実情を踏まえ、住居から就業の場所までの距離が遠距離であり、交通事情のためホテル等に宿泊する必要がある事情のある場合の船員（予備船員を除く。）についても、昭和４８年１１月２２日付け基発第６４４号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律等の施行について」の別紙「通勤災害の範囲」にかかわらず、労災則第７条第４号の「その他前３号に類する労働者」に当たる者として取り扱うこと。

したがって、当該事情のあった船員（予備船員を除く。）の自宅からホテル等の宿泊施設まで、ホテル等の宿泊施設から自宅までの住居間移動は、厚生労働省令で定める要件に該当することから、他の要件を満たす場合には、通勤に当たること。

6　その他

(1)　住居から就業の場所までの距離が遠距離であり、交通事情のためホテル等に宿泊する必要がある事情の場合、自宅から当該ホテル等までの移動が通勤として保護されることは前述のとおりであり、ホテル滞在中の行為は、通勤には当たらない。

なお、改正前の船員保険法においては、当該事情のある場合、当該ホテルも合理的な経路上にあるとし、当該宿泊を日常生活上必要な最小限度の行為としていたが、その場合においても中断中であるので、補償の範囲について差異はない。

(2)　通勤災害については、上記のとおり、通勤に当たる要件について異なる点が若干あるが、それ以外に療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付等について船員を船員以外の労働者と区別して取り扱う必要はなく、同様に取り扱うこと。

第９　特別加入

１　特別加入手続き等

(1)　中小事業主等

ア　申請書の受理

船員についても原則として通常の中小事業主等と同様の取扱いとなるが、統合時の特例として、平成２１年１２月２８日付け基発１２２８第４号「船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて」により、平成２１年中に特別加入申請書が提出された場合に限り①保険関係が成立していない場合での受理や、②「加入を希望する日が申請日の翌日から１５日以上となっているものの受理という特例が設けられていることに留意すること。

イ　加入の承認日

特別加入は、特別加入の申請時に申請者が当該申請の翌日から起算して１４日以内の範囲内において加入を希望する日付を記載させた上で、所轄労働局長の承認を受けることにより、その効力が生じる。

なお、統合時の特例として、平成２１年１２月２８日付け基発１２２８第４号「船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて」により平成２１年中に特別加入申請書を提出した場合である等の要件を満たしたときには、平成２２年１月１日付けで特別加入の承認を行ってよいとされていることに留意すること。

(2)　一人親方等

ア　申請書の受理

船員についても原則として通常の一人親方等と同様の取扱いとなるが、中小事業主等と基本的に同様に、平成２１年中に特別加入申請書が提出された場合に限り、①当該申請書の受理や、②加入を希望する日が申請日の翌日から１５日以上となっているものの受理という特例が設けられていることに留意すること。

イ　承認等の手続

(ｱ)　加入の承認日

船員についても原則として通常の一人親方等と同様の取扱いとなるが、中小事業主等と同様の特例的な取扱いが設けられていること。

(ｲ)　特別加入団体

船員についても原則として通常の一人親方等と同様の取扱いとなるが、制度移行時に限り、特別加入団体の要件について、平成２１年１２月２８日付け基発第１２２８第４号「船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて」により、特例的な取扱いが設けられていることに留意すること。

なお、加入に当たっては、「業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類」の作成及び提出が免除されるが、これは船員には船員労働安全衛生規則（昭和３９年運輸省令第５３号）等により災害防止措置がとられていることを踏まえてのものである。

2　保険給付の事務処理の留意点

(1)　業務遂行性

ア　中小事業主等

中小事業主等の業務遂行性が認められる類型の１つとして、一定の要件を満たす就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内での行動中の場合が掲げられており、日常生活の用に供する施設と事業場の施設とを区分することが困難なものについては、これを包括して事業場施設としてみなすとされていること、航行している船舶の場合は交代制で２４時間労働者が勤務していることを踏まえ、昭和４０年１２月６日付け基発第１５９１号「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」の記の第１の１の（１）にかかわらず、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる間の船員たる中小事業主等の行動は、恣意的行為等積極的な私的行為以外は業務遂行性が認められるものとして取り扱うこと。

なお、下船した場合の業務遂行性の範囲については、船員の場合であると、通常の事業主であると変わらないものであるが、下船後における旅客の乗降のための作業、荷下ろし等の作業や出荷のための作業は、事業のためにする行為に直接附帯する行為に当たること。

イ　一人親方等

船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる間の一人親方等の行動は、恣意的行為等積極的な私的行為以外は業務遂行性が認められるものとして取り扱うこと。

なお、下船後における旅客の乗降のための作業、荷下ろし等の作業又は出荷のための作業は、中小事業主等と同様に事業のためにする行為に直接附帯する行為に当たること。

また、以下の各事業における行為も、業務遂行性があるものとして取り扱うこと。

(ｱ)　漁業

①　船舶から下船し、水産動植物の採捕をするための行為

②　突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

また、新設された労災則第４６条の１７第７号の規定により、特別加入の承認を受けた者については、事業の区分にかかわらず、通勤災害の適用があることから、水産動植物の採捕の事業を営む場合においても、通勤災害の適用があることに留意すること。

なお、船員法の適用のない船舶による水産動植物の採捕の事業を労働者を常態として使用しないで営む者については、用船中であっても業務遂行性があるものとは限らないことから、留意すること。

(ｲ)　旅客及び貨物業

突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

なお、タグボートの事業、水先案内人の事業もこの事業に含まれるものとして取り扱うこと。

(ｳ) 建設業

① 請負契約に直接必要な行為

② 請負工事現場において、船舶から下船し、請負契約に基づく工事及びこれに直接附帯する行為

③ 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

なお、本建設の事業には、海面の浚渫、沈没物の引き揚げ、潜水によって行われる海底測量等の事業が含まれるものであること

(ｴ) 上記（ア）～（ウ）以外

突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

なお、本事業には、例えば、旅客船内における小売業や飲食店の事業が当たること。

(2) 通勤災害

中小事業主等である場合のほか、一人親方等であっても、新設された労災則第４６条の１７第７号として、特別加入の承認を受けた者については、事業の区分にかかわらず、通勤災害の適用があること。

第10 社会復帰促進等事業

1 各事業に共通する留意点

労災保険給付を受給したことを重要な要件としている以下２に掲げる社会復帰促進等事業については、統合日後、労災保険給付を受給し、かつ、各事業の支給要件を具備した者を対象とする。

したがって、①統合日前に受傷し、船員保険から支給を受け、統合日前に治ゆした者はもとより、②統合日前に受傷し、船員保険から支給を受け、統合日後に治ゆした者、さらには③統合日前に発症の原因があるとして統合日後の発症につき、船員保険から保険給付を受けた者についても、社会復帰促進等事業の対象にはならない。

なお、統合日後に労災保険給付を受給した者であって、労災保険の社会復帰促進等事業の対象にならないものも、船員保険の福祉事業の対象となるものもあることから、次の場合には、協会けんぽ（又は（財）船員保険会）を紹介すること。

ア 統合日前に職務上の災害として船員保険から保険給付されていた者からの社会復帰促進等事業についての相談、照会があった場合

イ 統合日後に受傷した者について、支給申請に対して不支給（一部不支給を含む）の決定を行った場合

2 各事業の留意点

(1) 義肢等補装具費

義肢等補装具費の支給については、「義肢等補装具費支給要綱」（最終改正平成２１年９月４日付け基発０９０４第２号）に基づいて支給の可否を判断すること。

なお、義肢等補装具費支給要綱において、不承認となる場合であっても、船員

保険の福祉事業においては支給される場合があるので、不承認となる場合においても、協会けんぽ（又は（財）船員保険会）を紹介すること。ただし、船員保険において必ず支給されるとの誤解が生じないように留意すること。

(2)　外科後処置

外科後処置については、昭和５６年２月６日付け基発第６９号「外科後処置実施要綱」（最終改正平成２０年３月３１日付け基発第０３３１００５号）に基づいて実施すること。

なお、船員保険においては、類似の事業は存在するが、労災保険の方が処置の範囲が広いことから、治ゆの判断をするとき等に処置可能な内容について被災労働者に説明すること。

(3)　アフターケア及びアフターケア通院費

アフターケアについては、平成１９年４月２３日付け基発第０４２３００２号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」（最終改正平成２０年３月１９日付け基発第０３１９００８号）に基づいて実施すること。また、アフターケア通院費については、平成９年８月２６日付け基発第５９６号「アフターケア通院費支給要綱」（最終改正平成１２年９月５日付け基発第５６０号）に基づいて支給の可否を判断すること。

なお、アフターケア制度に類似の制度が船員保険にないことから、治ゆの判断をするとき等に被災労働者にアフターケア制度について丁寧に説明すること。

(4)　労災就学等援護費

船員以外の労働者と同様に、昭和４５年１０月２７日付け基発第７７４号別添「労災就学等援護費支給要綱」等に基づいて実施すること。

また、労災就労保育援護費については、昭和５４年４月４日付け基発第１６０号「労災就労保育援護制度の新設等について」等に基づいて実施すること。

なお、就学等援護費については支給要件が労災保険と船員保険では異なることから、労災保険において不支給とされる場合にあっても、船員保険の福祉事業においては支給される場合があるので、下記支給要件の相違を参考に協会けんぽを紹介すること。ただし、船員保険において必ず支給されるとの誤解が生じないように留意すること。

（参考）労災就学等援護費と船員保険の福祉事業における就学等援護費の相違

ア　就学援護費

労災保険においては給付基礎日額が１万６千円以下の者を支給対象者としているのに対し、船員保険においては標準報酬日額による支給要件を設けていない。

イ　就労保育援護費

労災保険においては給付基礎日額が１万６千円以下の者を支給対象者としているのに対し、船員保険においては遺族年金又は障害年金に係る最終標準報酬月額が３４万円以下の者を対象にしている。（最終標準報酬月額とは、被保険者又は被保険者であった者の障害又は死亡の原因となった疾病又は負傷の発した日の属する月の標準報酬月額をいう（船員保険法第２条第７

項)。)。

(5) 各種援護金

各種援護金においては、それぞれの支給要綱に基づいて支給の可否を判断すること。

なお、船員保険においては類似の制度がないことから、対象となり得る被災労働者にそれぞれの援護金制度について丁寧に説明すること。

第11 費用徴収

1 猶予措置

船員保険制度にあっては、費用徴収は個々の船員に係る被保険者資格の届出を故意又は重大な過失により、行わなかった期間における災害についてのみ、限定的に行われてきたこと、未加入中の災害に関し、事業主の「重大な過失」について、保険関係成立日以降１年を経過しても、なお、保険関係成立届の提出を行っていないものについて原則、認定していること等を踏まえ、労災保険法第３１条第１項の各号に定める費用徴収の実施については、統合日から１年間の猶予措置を設けることとし、その期間中に昭和４７年９月３０日付け基発第６４３号「事業主からの費用徴収の規定の取扱いについて」（以下「昭和４７年通達という。）又は平成１７年９月２２日付け基発第０９２２００１号「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」（以下「平成１７年通達」という。）に定める費用徴収すべき事故が発生した場合にあっても、当該通達にかかわらず、費用徴収を差し控えること。

2 事業主に対する説明

上記の猶予措置は、船員保険が適用されていた事業主の円滑な移行に資するために行うものであることから、この１年間に労災保険における費用徴収制度の概要を十分に周知するとともに、当該期間終了後においても、費用徴収に当たる可能性のある事案を把握した場合には、当該事業主に対して丁寧に労災保険における費用徴収制度の概要を説明し、理解を得るよう努めること。

3 未加入中の事故

猶予措置に係る期間の経過後、平成１７年通達に基づき、費用徴収を行うこと。

4 滞納中の事故

猶予措置に係る期間の経過後、昭和４７年通達に基づき、費用徴収を行うこと。

5 事業主の故意又は重大な過失による事故

猶予措置に係る期間の経過後、昭和４７年通達に基づき、費用徴収を行うこと。

なお、以下に示す事項にも留意して、費用徴収を行うこと。

(1) 対象となり得る事故

以下のすべての要件を満たすものが対象となり得る事故であること

ア 日本船籍（マルシップを除く。）の船内で生じた事業主責任災害

イ　日本国内の事業主に雇用された労働者の死亡又は重大災害

(2)　対象となり得る法違反等

（１）のア及びイの要件をすべて満たす事故のうち、船員法及び船員労働安全衛生規則に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合であって、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められ、かつ、当該違反により検察庁に送致されたものが、対象となること。

(3)　国土交通省に対する照会

船員法及び船員労働安全衛生規則を所管する行政機関は、国土交通省の出先機関である地方運輸局であり、労働局を経由して、別途示す通達により当該地方運輸局長あて照会し、その意見を踏まえて処理すること。

なお、６か月を超えても回答がない場合においては、昭和４７年通達においては、労働局が決定することとされているが、的確な決定を行うため、当該通達にかかわらず、直ちに督促を行い、その結果を踏まえて決定を行うこと。

当該督促の後、２週間以内に回答がないときには、本省労働基準局労災補償部補償課業務係に協議を行うこと。

６　費用徴収の決定

費用徴収に当たる可能性のある事案を把握した場合には、船員使用の事業以外の事業と同様に速やかに監督署は労働局に報告し、当該報告を受けた労働局は、速やかに費用徴収事案に該当するか否かの決定をすること。

なお、上記５の（１）の事案のうち、以下のいずれかの事案に当たる場合には、本省労働基準局労災補償部補償課業務係に協議を行うこと。

(1)　日本の領海外において生じた事故に係る事案

(2)　地方運輸局に督促後２週間を経過しても回答がない事案

７　徴収決定・納入告知・債権管理

徴収決定、納入告知及び債権の管理については、船員使用以外の事業と同様に債権管理事務取扱手引（平成１３年３月）等によること。

第12　第三者行為災害に係る事務処理

原則として第三者行為災害事務取扱手引（平成１７年２月）によるとともに、以下の点にも留意すること。

１　船員保険の被保険者に係る労災先行の原則等

船員以外の労働者については、請求人の意思を尊重しつつ、自賠先行を指導しているところであるが、船員保険の被保険者については、船員保険の上乗せ給付の要件として労災保険から保険給付を受けることが要件となっていることから、請求人の意思を尊重しつつ、労災先行を強く勧奨すること。

なお、自賠先行を行った場合の保険給付への充当（※）については、当分の間、本省労働基準局労災補償部補償課通勤災害係に協議を行うこと。

（※）　第三者から同一の事由について損害賠償を受けた場合には、その価格の限

度で保険給付を行わないことができる旨の規定は、船員保険法にも存在しており、債務（保険給付の義務）をどの範囲で免れるかは、受領した損害賠償を労災保険と船員保険との間でどのように充当するかによって定まる。

2　対象となる事故等

(1)　対象となる事故

業務災害又は通勤災害が第三者行為災害として成立する要件は、船員使用の事業の場合も労働基準法適用の事業の場合も同一であるが、労災保険法が属地法であることから、日本の主権が及ばない場所における業務災害又は通勤災害（例：海外の寄港地における交通事故や領海外における船舶の衝突による負傷）は、労災保険法第１２条の４第１項の規定が適用されないことから、求償を行う必要はないこと（なお、損失の二重填補は、損害賠償の性質上適当ではないことから、第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価格の限度で保険給付を行わないこと。）。

また、ＦＯＣ船に乗り組んでいる日本国内の事業主に雇用された労働者に係る当該船舶内の災害は、日本の領海内に当該船舶がある場合においても、労災保険法第１２条の４第１項の規定が適用されないものとして取り扱うこと。

(2)　事務処理

ア　原則

第三者行為災害事務取扱手引（平成１７年２月）によること。

イ　船舶の衝突等の海難の場合の留意点

(ｱ)　第三者行為災害届に添付する資料

船舶は車両に当たらず、また、船舶の衝突は交通事故ではなく「海難」に当たり「交通事故以外による災害」に該当するので、「念書」、「示談書の謄本」（示談が行われた場合）、「死体検案書又は死亡診断書」（死亡の場合）及び「戸籍謄本」（死亡の場合）を第三者行為災害届に添付させて提出させること（交通事故証明書等は不要である。）。

(ｲ)　過失割合に関する本省協議

日本の領海内における船舶の衝突等による第三者行為災害に係る過失割合については、本省労働基準局労災補償部補償課通勤災害係に協議の上、決定すること。

この場合、事業主から「航行に関する報告」、海難審判庁の裁決及び和解に係る書面（以下「裁決等の書面」という。）等の写しの提出を必要に応じて求めた上、当該書類の写を添付の上、協議すること（裁決等の書面が事故発生後１年以内に入手できない場合には、本省に直ちに報告の上、その指示を踏まえつつ、必要な調査等を行った上、協議すること。）。

なお、海上交通安全法（昭和４７年法律第１１５号）第３３条においては、海難が生じたとき等には原則として海上保安庁長官に通報しなければならないと規定していることから、上記の報告等の写しによっても災害発生状況が不明な場合には、必要に応じて後記Ⅱの第１の２以下の手続きにより資料等

の提供を求めること。
参考：船舶の衝突等があった場合には、船員法第１９条の規定により「航行に関する報告」を地方運輸局に提出することが義務づけられている。

3　求償差し控え事案

従前の基準に当たるものはすべて求償差し控え事案とすること。

なお、寄港地において、荷下ろし又は荷の積み込み作業を行う場合において、港湾荷役業者の労働者の加害行為により負傷したときには、「同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害」に当たるものとして取扱うこと。

4　徴収決定・納入告知・債権管理

徴収決定、納入告知及び債権管理については、通常の事業と同様に第三者行為災害事務取扱手引（平成１７年２月）及び債権管理事務取扱手引（平成１３年３月）によること。

Ⅱ　労災保険の保険給付の調査及び審査等

第１　調査に当たっての留意事項等

1　調査の目的

労災保険法に定める業務災害又は通勤災害の災害補償事由の有無や第三者行為災害の該当の有無を判断するという通常の調査の目的に加えて、

- 船舶所有者は日本国内の事業であるか否か
- 被災労働者が日本国内の事業主に雇用されている労働者であるか否か
- 被災労働者が船員（予備船員）であるか否か
- 被災労働者が船員法の適用のある船舶に乗り組んでいたか、又は乗り組むことが予定されていたか否か
- 被災した場所は、日本の主権が及ぶ場所であるか否か

等を明らかにするために調査する必要がある。

2　調査手法

(1)　事業主から必要に応じて求める資料

以下の書類を船舶所有者たる事業主から必要に応じて求めること。

ア　労働者たる船員であるか否かを確認するための資料

- 海員名簿
- 労働条件を明示した書面

イ　災害の発生状況を把握する資料

- 航行に関する報告（船員法第１９条に定める報告。船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難や船内にある者が死亡し、又は行方不明となったとき等に報告の義務を課されている。）
- 航海日誌

ウ　船員法の適用の有無を把握する資料

・　船舶国籍証書
・　船籍票
・　漁船登録票
・　漁船の従業する区域を証する書類

エ　日本の主権が及ぶ場所であるか否かを確認する資料

・　船舶国籍証書（外国籍の船舶の船内は、基本的に外国として取り扱われる。）

オ　労働時間制を確認する資料

・　就業規則
・　国土交通大臣の指定書

カ　時間外労働時間や休日労働を確認する資料

・　船員法施行規則第４５条の船内記録簿
・　時間外労働に関する協定届
・　補償休日の労働に関する協定届

(2)　国土交通省への要請等

原則として事業主、同僚労働者及び関係者からの聴取・報告による調査に基づき、事実認定等を行うものであるが、当該調査では災害補償事由の有無等を明らかにできない場合等に国土交通省への必要な措置の実施の要請や関係行政機関等に対する資料提供等の要請を行うこと。

ア　措置の要請

労災保険法第４９条の２において、「厚生労働大臣は、船員法第１条に規定する船員について、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、船員法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる」と定められたところであり、この規定に基づき要請を行うものである。

具体的には、別途示す通達によるが、事業主等に対する調査等では、請求労働者の労働時間等や災害発生状況が不明である事案であって、船舶に乗り組んでいたときの状況の把握が不可欠なものについて、要請を行うこと。

イ　関係行政機関等に対する資料提供等の要請

労災保険法第４９条の３において、「厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる」と定められたところであり、この規定に基づき資料提供等の協力の要請を行うものである。

なお、以下の対象ごとに、別途示す通達に基づき、関係行政庁に対して資料提供等の要請を行うこと。

(ｱ)　対象

①　日本籍の船舶の船内における事業主責任災害等、前記第１１の５の（１）に定める事故に関する調査等の要請

②　特殊な船舶に乗り組んでいる被災者のうち、日本国内の事業主に雇用されている者の船員としての雇入契約の公認の有無等の情報提供要請

③　船員手帳を有しない者に係る船員手帳の交付の有無及び交付の時期等の確

認等の要請

④　港のみを航行する船舶の認定に関する調査等の要請

⑤　船舶の総トン数の推定の要請

⑥　船員手帳を有しない者に係る船員保険の被保険者資格の有無及び資格のある期間等に関する調査等の要請

(イ)　要請行政庁等

①　地方運輸局に対するもの

上記（ア）の①～⑤

②　年金事務所に対するもの

上記（ア）の⑥

(3)　その他

労働局は、地方運輸局等関係行政機関との円滑な連携の確保のため、必要に応じて協議等を行うこと

3　請求人等の負担軽減

船員に係る保険給付については、前述のとおり、統合後は労災保険給付に相当するものは労災保険から行われること、船員保険独自の給付又は上乗せ給付については協会けんぽ船員保険部で行われること、さらに統合前に支給事由が生じたものは、協会けんぽ船員保険部から行われることと複雑なものとなっている。

そこで、船員保険の給付を行う協会けんぽ船員保険部、船員保険の資格得喪・適用徴収を行う年金事務所及び労災保険給付等を行う監督署又は労働局は、連携して次のとおり、取り組みを行うことにしているので、懇切丁寧な対応に努めること。

①　船員から相談があった場合には、船員保険の上乗せ給付分も含めて保険給付の概要及び提出先等について統一説明用リーフレットを用いて説明する。

②　船員保険に係る請求書の提出があった場合には、写しに受付印を押印の上、協会けんぽ船員保険部に簡易書留で回送する。

なお、当該処理を行う請求書については、受付簿に必要な事項を記載の上、請求書の写しを綴っておく。

③　船員から、船員保険に係る請求書の記載方法等について説明を求められた場合には、協会けんぽ作成のリーフレットを手交する。

なお、協会けんぽ船員保険部に提出すべきものが監督署に提出があった場合においても回送すること等から、船員が所属する船舶に係る事業場の所在地を管轄する監督署（以下「所轄監督署」という。）以外の監督署に労災保険給付の請求書が提出された場合においても、所轄監督署に回送すること。

第2　請求書の提出があった場合の審査

船舶に乗り組んでいた際の事故に係る請求や船舶所有者が事業主である場合の請求については、労災保険給付事務取扱手引（平成１３年３月改訂）及び本手引Ⅰに示すところにより行うとともに、以下に留意して審査を行うこと。

1　必須記載事項の確認

船員以外の労働者と同様に必須の記載事項が記載されている確認する。

また、請求人は、労災保険を知らないことを前提に、窓口に相談があった場合等においては、請求漏れ等が生じないよう、懇切丁寧に説明を行うこと。

この場合、提出先が正しいか否かも含めて確認し、必要な説明を行うこと。

2　回送又は入力の実施

上記Ⅱの第１の３に記載しているとおり、所轄監督署以外の監督署の窓口に請求書等が提出された場合は、正しい所轄監督署を教示し、回送することを説明の上、請求人が持ち帰ることを希望しない限り、所轄監督署に回送すること。

(1)　請求書の労働保険番号が未記入の場合等の取扱い

請求時において、船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号が不明であるとして、請求書の労働保険番号が未記入のまま提出された場合であっても、受け付けること。

(2)　受付日印の押印等

提出のあった請求書には、直ちに受付日印の押印を行うこと。

当該請求書について所轄監督署以外に提出された可能性のある場合には、請求書のシステム入力を行うことなく、所轄監督署が判明したときに所轄監督署において直ちにシステムへの入力を行うこと（入力する受付年月日は、上記の受付日印の年月日とすること。）。

(3)　船舶所有者の有する支店の有無等の確認

請求書の提出のあった場合には、当該請求書を提出した船員又は船舶所有者等関係者から①船舶所有者の住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）（以下「船舶所有者の住所等」という。）、②当該船員が所属している船舶に係る支店等（以下「当該支店」という。）以外の支店の有無、③当該船員が所属している船舶に係る事務を行っている事務所等（以下「当該事務所」という。）の所在地、④当該事務所等の仮住所の申請の有無を確認すること。

(4)　所轄監督署の取扱い

ア　当該支店以外の支店の無い場合

船舶所有者の住所等を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

イ　当該支店以外の支店が有る場合

(ｱ)　船舶所有者の住所等と当該支店の住所が一致している場合

船舶所有者の住所等を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

(ｲ)　船舶所有者の住所等と当該支店の住所が一致していない場合

a　当該支店と当該事務所の住所が一致している場合

当該事務所について、仮住所の申請をし、認められている場合には当該事務所の所在地を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

仮住所の申請をしていない場合には、当該支店について、「組織的に１つの単位体をなし、経理、人事、経営（業務）上の指揮監督、作業工程において独立性があるかどうか」について調査を行い、当該要件を満たす場合には、当該支店を管轄する監督署を所轄監督署とし、当該要件を満たさ

ないときには、原則として当該支店の直近上位の事務所等を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

b　当該支店と当該事務所が一致していない場合

当該支店について、「組織的に１つの単位体をなし、経理、人事、経営（業務）上の指揮監督、作業工程において独立性があるかどうか」について調査を行い、当該要件を満たす場合には、当該支店を管轄する監督署を所轄監督署とし、当該要件を満たさないときには、原則として当該事務所の所在地を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

(5)　受付専用労働保険番号での入力等

ア　受付専用労働保険番号での入力

以下（ア）又は（イ）に当たる場合には、次の受付専用労働保険番号を振り出すこととし、下記に掲げる項目を労働保険番号台帳に登録後、請求書のシステムへの入力を行うこと。

(ア)　請求書に労働保険番号が未記入の場合（適用台帳検索等により船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号が特定でき、（４）のイの（イ）のａの後段及びｂの場合に当たらない場合を除く。）

(イ)　請求書に労働保険番号が記入されているが、（４）のイのａの後段及びｂの場合に当たる場合

項番１	登録・変更コード	「１　登録」
項番２	労働保険番号	××－９－××－１４３０００ （局番号）　（署番号） 「基幹番号は１４３０００に限定」
項番３	名称－１	「センイン」
項番５	保険関係成立年月日	「平成２２年１月１日」
項番７	常時使用労働者数	「１」
項番９	保険関係区分	「７１１」
項番10	業種	「９００６」

イ　支給・不支給決定決議前における受付専用労働保険番号の訂正等の処理

監督署において、上記アにより受付専用労働保険番号を用いて請求書のシステム入力を行った場合には、必ず支給・不支給決定に係る決議を行う前に、次により船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号への訂正等の処理を行うこと。

(ア)　短期給付

「療養（補償）給付たる療養の給付変更決定決議書（兼基本情報登録・修正帳票）（帳票種別３４５０１）の「②労働保険番号」又は「給付別修正帳票（署用）（帳票種別３４５０３）」の「修正する項目の番号」（コード＝２０１又は３０１）により、受付専用労働保険番号から船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号に訂正すること。

(イ)　年金・一時金

「登録帳票（帳票種別３９５６０）」の「③実行コード」（取消＝９）により受付専用労働保険番号を含む請求内容の取消を行った上、改めて船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号により請求内容を登録すること。

3　船員法の適用のある船舶に乗り組んでいたこと等の事実の有無等

(1)　被災した者が乗り組んでいた船舶の船員法の適用の有無

被災した者が船員法の適用のある船舶に乗り組んでいなかった場合、予備船員（船員職業安定法第９２条に基づきＦＯＣ船に派遣船員として乗り組んでいる場合を含む。）でない限り、船員以外の労働者等からの請求と同様の審査を行うこと。

したがって、まずは、乗り組んでいた船舶が船員法の適用のある船舶であるか否かを確認し、外国船籍の場合には、下記（２）により予備船員（船員職業安定法第９２条に基づきＦＯＣ船に派遣船員として乗り組んでいる場合を含む。）に該当するか確認すること。

船員法の適用のある船舶か否かを確認する場合、ポイントになるのは、以下の事項であることから、事業主からの聴取や船舶国籍証書等によりこれをまず確認すること。

ア　船舶の船籍

イ　船舶の総トン数、用途、航行する範囲、漁船の場合には、漁法、漁を行う範囲

なお、フローチャート（２１０ページ参照）を参考にすること。

(2)　船員であるか否かの確認等

船員法の適用のある船舶に乗り組んでいた場合であっても、通常当該船舶には乗り組むことがなく、船員に当たらない場合には、（１）と同様に船員以外の労働者等からの請求と同様の審査を行うこと。

また、前記のとおり、船員法の適用のない外国船籍の船舶に乗り組んでいる場合であっても、日本国内の事業に雇用されており、予備船員（船員職業安定法第９２条に基づきＦＯＣ船に派遣船員として乗り組んでいる場合を含む。）に該当する場合には、労災保険の適用があることが明確であることから、当該要件を満たすか否か以下の手法により確認すること。

なお、以下の手法によっても、予備船員（船員職業安定法第９２条に基づきＦＯＣ船に派遣船員として乗り組んでいる場合を含む。）に該当するか確認できないものの、日本国内の事業に雇用されている者（外国船籍の船舶に乗り組んでいる際に被災した者に限る。）と認められる者については、本省労働基準局労災補償部補償課業務係まで、協議を行うこと。

ア　請求人に対して船員手帳の提示を求めること

船員は、船員法上船員手帳を「受有しなければならない」こととされていることから、手帳の提示を求め、その写しを徴すること。

イ　請求人が紛失等により船員手帳を有していないと申し立てた場合の取扱い

事業主に海員名簿、雇入契約の届出に係る書面の提出を求めること。

上記の措置を講じても、不明な場合には、以下の方法により確認を行うこと。

請求人が船員保険の被保険者であったと申し立てた場合には、年金事務所に資料の提供等の要請を行うこと。

また、船員保険の被保険者ではないが、船員であったと申し立てた場合は、地方運輸局に資料の提供等の要請を行うこと。

なお、船舶内の事業の場合、小売の事業やサービス業等陸上におけるのと同様の作業態様となるが、その場合には、被災した場所が重要であるので、災害発生場所に留意して審査を行うこと。

4　事業主の所在地の確認等

船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる船員であっても、日本国内の事業に雇用されていない場合にあっては、労災保険の適用はない。

日本船籍の船舶にも外国の事業に雇用された者が乗り組んでいることがあるので、この点について確認する必要がある。

日本国内の事業であるか否かについては、船員保険の事業は、属地法であることから、まず、当該事業に雇用された者が船員保険の被保険者であるか否かを以下により確認すること。

(1)　請求人から船員保険の被保険者証の提示を求める。

(2)　請求人が船員保険の被保険者証を所持していない場合には、年金事務所に被保険者であるか資料の提供等の要請を行う。

なお、被災した者が船員保険の被保険者でない場合にあっては、以下により確認すること。

(1)　請求人が雇用されていたとする事業の法人登記の有無を確認すること。

(2)　法人登記を行っていない場合には、事業主、関係者からの供述、実地調査等により日本国内に拠点等があることを確認すること。

5　労働者又は承認後の特別加入者であることの確認

被災した者が労働者であるか、労働者でない場合には被災前に承認を受けた特別加入者であるか否かを確認すること。

なお、労働者であるか否かの確認については、上記Ⅱの第１の２の（１）のアを参照すること。

6　業務災害の支給要件を満たすか否かの確認

被災時の災害発生状況等を確認の上、上記Ⅰの第７に示す基準に則して、支給要件を満たすか否か判断すること。

なお、船員について、いわゆる新しい疾病について請求があった場合には、後記８により、本省協議を徹底すること。

7　通勤災害の支給要件を満たすか否かの確認

被災時の災害発生状況等を確認の上、上記Ⅰの第８に示す基準に則して、支給要

件を満たすか否か判断すること。

8　本省協議等の実施

船員について、いわゆる新しい疾病について請求があった場合には、請求書の提出後速やかにその概要を本省労働基準局労災補償部職業病認定対策室に報告をするとともに、必要な調査を行った上、同室に協議を行うこと。

9　支給決定等の実施

上記1～8により、支給要件の具備の有無が明らかになった場合には、速やかに支給又は不支給決定を行うこと。

なお、不支給とした場合には、その不支給決定理由を丁寧に説明するとともに、審査請求の方法について、下記第3により丁寧に説明すること。

第3　審査請求等

1　労災保険給付

(1)　基本的な考え方

船員たる請求人が不服申し立てを希望する場合には、

ア　労災保険給付については、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求を行う必要があることを説明することは当然であるが、これに加えて、

イ　上乗せ給付についても、不服申し立てをすることを希望する場合には、地方厚生局（厚生支局を含む。）に置かれた社会保険審査官に対して、審査請求を行う必要があることを説明すること。

(2)　船員保険法における時効に関する特例等

ア　原処分における特例

船員保険法第152条第1項は、「次の各号に掲げる保険給付と同一の事由により支給される当該各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付についてされる同法第38条第1項の審査請求並びに同項及び同条第2項の再審査請求（次項において「労働者災害補償保険法の審査請求等」という。）は、当該各号に掲げる保険給付を受ける権利の時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす」と規定している。

したがって、

一　休業手当金　休業補償給付又は休業給付

二　障害年金　障害補償年金等、傷病補償年金又は傷病年金

三　障害差額一時金　障害補償年金等

四　遺族年金　遺族補償年金等

五　遺族一時金　遺族補償一時金又は遺族一時金

六　遺族年金差額一時金　遺族補償年金等

上記の船員保険の給付は、基本的に労災保険の給付が支給される場合に、支給されることから、同種・同一事由の保険給付について労災保険法の審査請求等を行っているときには、消滅時効が中断し、その中断事由が終了した時から、

新たにその進行を始めるとされたものである。

なお、いわゆる後続請求の取扱いは、異種の請求についても適用のあるものであるが、上記のとおり船員保険法上の特例は、同種・同一事由の保険給付に限り認められるものであることから、船員保険の保険給付の消滅時効が完成することのないよう、それぞれの請求及び審査請求等を確実に行うよう、説明すること。

イ　社会保険審査官に対する審査請求に係る特例

船員保険法第１５２条第２項は、「労働者災害補償保険法の審査請求等がされている場合における前項各号に掲げる保険給付に関する社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和２８年法律第２０６号）第４条第１項及び第２項の審査請求期間又は同法第３２条第１項の再審査請求期間の計算については、当該労働者災害補償保険法の審査請求等があった日から決定若しくは裁決又は取下げの日までの日数は、算入しない」と規定しており、社会保険審査官又は社会保険審査会に対する審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算した一定期間内にしなければならないことになっているわけであるが、審査請求等してから決定定若しくは裁決又は取下げの日までの日数は、算入しないという特例が設けられている。

したがって、原処分の場合の消滅時効の中断と異なり、新たにその進行が始まるわけではないので、混同しないようにすること。

Ⅲ　参考資料

第１　管轄等

１　全国健康保険協会（協会けんぽ）

	郵便番号	住所	電話番号
船員保険部	102-8016	千代田区富士見２－７－２ ステージビルディング１４F	０３－６８６２－３０６０

２　年金事務所

都道府県	事務所	郵便番号	住所	電話番号
北海道	函館	040-8555	函館市千代台町２６－３	0138-82-8000
	釧路	085-8502	釧路市栄町９－９－２	0154-61-6002
	室蘭	077-8533	留萌市大町３	0143-50-1002
	小樽	047-8666	小樽市富岡１－９－６	0134-65-5004
	北見	090-8585	北見市高砂町２－２１	0157-33-6005
	稚内	097-8510	稚内市末広４－１－２８	0162-74-1003
	留萌	077-8533	留萌市大町３	0164-43-7211
	苫小牧	053-8588	苫小牧市若草町２－１－１４	0144-56-9003
青　森	青森	030-8554	青森市中央１－２２－８ 青森第一生命ビルディング　１～３階	017-734-7495
	八戸	031-8567	八戸市城下４－１０－２０	0178-44-1742

岩　手	宮古	027-8503	宮古市太田１－７－１２	0193-62-1963
宮　城	仙台東	983-8558	仙台市宮城野区宮城野３－４－１	022-257-6121
秋　田	秋田	010-8565	秋田市保戸野鉄砲町５－２０	018-865-2391
山　形	山形	990-9515	山形市あかねヶ丘１－１０－１	023-645-5111
	鶴岡	997-8501	鶴岡市錦町２１－１２	0235-23-5040
福　島	平	970-8501	いわき市平字童子町３－２１	0246-23-5611
	相馬	976-8510	相馬市中村字桜ヶ丘６９	0244-36-5172
茨　城	水戸南	310-0817	水戸市柳町２－５－１７	029-227-3278
群　馬	前橋	371-0033	前橋市国領町２－１９－１２	027-231-1719
埼　玉	浦和	330-8580	さいたま市浦和区北浦和５－５－１	048-831-1638
千　葉	千葉	260-8503	千葉市中央区中央港１－１７－1	043-242-6320
東　京	新宿	169-8601	新宿区大久保２－１２－１　４・５階	03-5285-8611
神奈川	横浜中	231-0012	横浜市中区相生町２－２８	045-641-7501
新　潟	新潟東	950-8552	新潟市中央区新光町１－１６	025-283-1013
富　山	富山	930-8571	富山市牛島新町７－１	076-441-3936
石　川	金沢北	920-0861	金沢市三社町１－４３	076-233-2021
福　井	福井	910-8506	福井市手寄２－１－３４	0776-23-4512
静　岡	静岡	422-8668	静岡市駿河区中田２－７－５	054-284-4315
大　阪	大手前	541-0056	大阪市中央区久太郎町２－１－３０ 船場ダイヤモンドビル　６～８階	06-6271-7301
兵　庫	三宮	650-0033	神戸市中央区江戸町９３栄光ビル　３・４階	078-332-5793
愛　知	熱田	456-8567	名古屋市熱田区伝馬２－３－１９	052-671-7263
三　重	津	514-8522	津市桜橋３－４４６－３３	059-228-9120
	尾鷲	519-3692	尾鷲市林町２－２３	0597-22-2340
京　都	舞鶴	624-8555	舞鶴市字南田辺南表町５０－８	059-228-9120
奈　良	奈良	630-8512	奈良市芝辻町４－９－４	0742-35-1370
和歌山	和歌山西	641-0035	和歌山市関戸２－１－４３	073-447-1567
鳥　取	鳥取	680-0846	鳥取市扇町１７６	0857-27-8311
	米子	683-0805	米子市西福原２－１－３４	0859-34-6111
島　根	松江	690-8511	松江市東朝日町１０７	0852-23-0321
	浜田	697-0017	浜田市原井町９０８－２６	0855-22-0670
	出雲	693-0021	出雲市塩冶町１５１６－２	0853-24-0041
岡　山	岡山東	703-8533	岡山市国富２２８	086-270-7925
広　島	広島南	734-0007	広島市南区皆実町１－４－３５	082-253-7710
山　口	山口	753-8651	山口市吉敷下東１－８－８	083-922-5660
徳　島	徳島南	770-8054	徳島市山城西４－４５	088-652-1511
香　川	高松西	760-8553	高松市錦町２－３－３	087-822-2812
愛　媛	松山西	790-8512	松山市南江戸３－４－８	089-925-5105
	今治	794-8515	今治市別宮町６－４－５	0898-32-6141
	宇和島	798-8603	宇和島市天神町４－４３	0895-22-5440

	新居浜	792-8686	新居浜市庄内町１－９－７	0897-35-1300
高　知	高知東	780-8556	高知市桟橋通４－１３－３	088-831-4430
福　岡	博多	812-8540	福岡市博多区博多駅東３－１５－２３	092-474-0012
佐　賀	佐賀	849-8503	佐賀市八丁畷町１－３２	0952-31-4191
長　崎	長崎南	850-8533	長崎市金屋町３－１	095-825-8703
	佐世保	857-8571	佐世保市稲荷町２－３７	0956-34-1145
熊　本	本渡	863-0033	天草市東町２－２１	0969-24-2112
大　分	大分	870-0997	大分市東津留２－１８－１５	097-552-1211
宮　崎	宮崎	880-8588	宮崎市天満２－４－２３	0985-52-2111
	延岡	882-8503	延岡市大貫町１－２９７８－２	0982-21-5424
鹿児島	鹿児島北	892-8577	鹿児島市住吉町６－８	099-225-5311
沖　縄	浦添	901-2121	浦添市内間３－３－２５	098-877-0020

３　地方運輸局

名称	郵便	所在地	電話	管轄区域
北海道運輸局（海事）	047-0007	北海道小樽市港町5番3号小樽港湾合同庁舎	0134-27-7172	北海道
東北運輸局	983-8537	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地　仙台第４合同庁舎	022-299-8851	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県
関東運輸局	231-8433	神奈川県横浜市中区北仲通５－５７横浜第２地方合同庁舎	045-211-7230	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北陸信越運輸局	950-8537	新潟県新潟市中央区万代二丁目２番１号	025-244-6113	新潟県、長野県、富山県、石川県
中部運輸局	460-8528	愛知県名古屋市中区三の丸２－２－１名古屋合同庁舎第１号館	052-952-8002	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県
近畿運輸局	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前４丁目大阪合同庁舎第４号館	06-6949-6423	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県
神戸運輸監理部	650-0042	兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号神戸第２地方合同庁舎５Ｆ・６Ｆ	078-321-3141	兵庫県
中国運輸局	730-8544	広島県広島市中区上八丁堀６－３０広島合同庁舎４号館４階	082-228-3434	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（下関市、宇部市、長門市、

				山陽小野田市を除く）
四国運輸局	760-0064	香川県高松市朝日新町１番３０号高松港湾合同庁舎	087-825-1171	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州運輸局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東２－１１－１福岡合同庁舎新館	092-472-2312	山口県（下関市、宇部市、長門市、山陽小野田市）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局運輸部	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち２－１－１那覇第２地方合同庁舎２号館	098-866-0031	沖縄県

4　管区海上保安部

名称	郵便	所在地	電話	管轄区域
第一管区	047-8560	北海道小樽市港町５－３小樽港湾合同庁舎	0134-27-0118	北海道（北方領土含む）
第二管区	985-8507	宮城県塩釜市貞山通３－４－１	022-363-0111	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県（沖合い水域は太平洋側のみ担当）
第三管区	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通５－５７	045-211-1118	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
第四管区	455-8528	名古屋市港区入船２－３－１２	052-661-1611	岐阜県、愛知県、三重県
第五管区	650-8551	兵庫県神戸市中央区波止場町１－１	078-391-6551	滋賀県、京都府（南丹市以南）、大阪府、兵庫県（瀬戸内海側）、奈良県、和歌山県、徳島県、高知県

第六管区	734-8560	広島市南区宇品海岸３－１０－１７	082-251-5111	岡山県、広島県、山口県（瀬戸内海側）、香川県、愛媛県
第七管区	801-8507	福岡県北九州市門司区西海岸１－３－１０	093-321-2931	山口県（日本海側）、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県（水域上は熊本県の有明海も担当）
第八管区	624-8686	京都府舞鶴市字下福井９０１舞鶴合同庁舎	0773-76-4100	京都府（京丹波町以北）、福井県、兵庫県（日本海側）、鳥取県、島根県（竹島含む）
第九管区	950-8543	新潟市中央区万代２－２－１	025-245-0118	新潟県、富山県、石川県、長野県（沖合い水域は東北地方の日本海側も担当）
第十管区	890-8510	鹿児島県鹿児島市東郡元４－１	099-250-9800	熊本県（水域上は有明海を除く）、宮崎県、鹿児島県
第十一管区	900-854	沖縄県那覇市港町２－１１	098-867-0118	沖縄県（尖閣諸島含む）

第２　法令の規定等

１　労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）（抄）

（適用事業の範囲）

第３条　この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）別表第１に掲げる事業を除く。）については、この法律は、適用しない。

（業務災害に関する保険給付の種類等）

第１２条の８　第７条第１項第１号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一～七（略）

２　前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法

第７５条から第７７条まで、第７９条及び第８０条に規定する災害補償の事由又は船員法（昭和２２年法律第１００号）第８９条第１項、第９１条第１項、第９２条本文、第９３条及び第９４条に規定する災害補償の事由（同法第９１条第１項にあっては、労働基準法第７６条第１項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限る。）が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

第４９条の２　厚生労働大臣は、船員法第１条に規定する船員について、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、船員法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる。

２　前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、国土交通大臣は厚生労働大臣に資料の提供を求めることができる。

第４９条の３　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

２　前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

２　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第３０号）附則（抄）

（船員保険の職務上の事由による保険給付に関する経過措置）

第３９条　附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日前に発生した事故に起因する職務上の事由若しくは通勤による負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明及び同日前にその発生が確定した疾病又は当該疾病による死亡に関する平成２２年改正前船員保険法の規定による保険給付（平成２２年改正前船員保険法第５７条の２第３項に規定する事業として厚生労働省令で定めるところにより支給する支給金を含み、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第８７条第１項の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる給付を除く。）については、給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、協会が当該給付を支給する。

（船員保険の給付に要する費用等の交付に関する経過措置）

第４０条　労働者災害補償保険の管掌者たる政府は、前条の規定により協会が支給するものとされた平成２２年改正前船員保険法の規定による保険給付に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、当該給付に要する費用及び当該保険給付事業の事務の執行に要する費用（政令で定める費用を除く。）に相当する額を交付する。

２　前項に規定する政令で定める費用は、平成２２年改正後船員保険法第１２２条第２項第１号に規定する保険給付に要する費用及び同項第４号に規定する事務の執行に要する費用とみなして、同項の規定を適用する。

第４１条　附則第１３７条の規定による改正後の特別会計に関する法律第９９条第１項の規定によるほか、前条第１項の規定による協会への交付金は、当分の間、労働保険特別会計の労災勘定の歳出とする。

３　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の

保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和４７年政令第４７号）（抄）

（労災保険暫定任意適用事業）

第１７条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第１２条第１項の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業、法人である事業主の事業、船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第３条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業及び労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第７条第１項第１号に規定する業務災害の発生のおそれが多いものとして厚生労働大臣が定める事業を除く。）のうち、常時５人以上の労働者を使用する事業以外の事業とする。

一～二　（略）

3　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成２１年政令第２９６号）（抄）

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第１９条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和４７年政令第４７号）の一部を次のように改正する。

第１７条中「事業及び」を「事業、船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第３条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業及び」に改める。

4　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成２１年厚生労働省令第１６８号）

①　労働者災害補償保険法施行規則（昭和３０年労働省令第２２号）（抄）

ア　給付基礎日額

（給付基礎日額の特例）

第９条　法第８条第２項の規定による給付基礎日額の算定は、所轄労働基準監督署長が、次の各号に定めるところによって行う。

一　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１２条第１項及び第２項に規定する期間中に業務外の事由による負傷又は疾病の療養のために休業した労働者の同条の平均賃金（以下「平均賃金」という。）に相当する額が、当該休業した期間を同条第３項第１号に規定する期間とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、その算定することとした場合における平均賃金に相当する額とする。

二　じん肺にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者の平均賃金に相当する額が、じん肺にかかったため粉じん作業以外の作業に常時従事することとなった日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、その算定することとした場合における平均賃金に相当する額とする。

三　１年を通じて船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船員として船舶所有者（船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第３条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者）に使用される者の賃金について、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある賃金が定められる場合には、基本となるべき固定給に係る平均賃金に相当する額と変動がある賃金に係る平均賃金に相当する額とを基準とし、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額とする。

四　前３号に定めるほか、平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められる場合には、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額とする。

五　平均賃金に相当する額又は前各号に定めるところによって算定された額（以下この号において「平均賃金相当額」という。）が４１８０円（当該額が次項及び第３項の規定により変更されたときは、当該変更された額。以下「自動変更対象額」という。）に満たない場合には、自動変更対象額とする。ただし、次のイからニまでに掲げる場合においては、それぞれイからニまでに定める額とする。

イ～ニ（略）

２～４（略）

イ　特別加入

第４６条の１７　法第３３条第３号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。

一　自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業

二　土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

三　漁船による水産動植物の採捕の事業（七に掲げる事業を除く。）

四　林業の事業

五　医薬品の配置販売の事業

六　再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業

七　船員法第一条に規定する船員が行う事業

第４６条の２３　法第３５条第１項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書２通を当該申請をする団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することによって行わなければならない。

一　団体の名称及び主たる事務所の所在地

二　団体の代表者の氏名
三　団体の構成員が行なう事業の種類又は団体の構成員が従事する作業の種類
四　法第３３条第３号に掲げる者の団体にあっては、同号に掲げる者及びその者に係る同条第４号に掲げる者の氏名、これらの者が従事する業務の内容並びに同条第４号に掲げる者の同条第３号に掲げる者との関係
五　法第３３条第５号に掲げる者の団体にあっては、同号に掲げる者の氏名及びその者が従事する作業の内容

２　法第３５条第１項の申請をしようとする団体（第４６条の１７第７号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の団体及び第４６条の１８第３号に掲げる作業に従事する者の団体を除く。）は、あらかじめ、法第３３条第３号から第５号までに掲げる者の業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならない。

３　第１項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第４６条の１７第７号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の団体及び第４６条の１８第３号に掲げる作業に従事する者の団体にあっては、第２号の書類の提出を必要としない。
一　定款、規約等団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類
二　前項の規定により当該団体が定める業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類

４～６（略）

5　船員法（昭和２２年法律第１００号）（抄）

第１章　総則

（船員）

第１条　この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

２　前項に規定する船舶には、次の船舶を含まない。
一　総トン数５トン未満の船舶
二　湖、川又は港のみを航行する船舶
三　政令の定める総トン数３０トン未満の漁船
四　前３号に掲げるもののほか、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和２６年法律第１４９号）第２条第４項 に規定する小型船舶であって、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの

３　前項第２号の港の区域は、港則法（昭和２３年法律第１７４号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、国土交通大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

第２条　この法律で海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償

として給料その他の報酬を支払われる者をいう。

２　この法律で予備船員とは、前条第１項に規定する船舶に乗り組むため雇ようされている者で船内で使用されていないものをいう。

（船舶所有者に関する規定の適用）

第３条　この法律で、職員とは、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及び国土交通省令の定めるその他の海員をいい、部員とは、職員以外の海員をいう。

（給料及び労働時間）

第４条　この法律で、給料とは、船舶所有者が船員に対し一定の金額により定期に支払う報酬のうち基本となるべき固定給をいい、労働時間とは、上長の職務上の命令に基き航海当直その他の作業に従事する時間をいう。

（船舶所有者に関する規定の適用）

第５条　この法律及びこの法律に基いて発する命令のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には、船舶管理人に、船舶貸借の場合には、船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合には、その者にこれを適用する。

（労働基準法 の適用）

第６条　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１条から第１１条まで、第１１６条第２項、第１１７条から第１１９条まで及び第１２１条の規定は、船員の労働関係についても適用があるものとする。

第２章　船長の職務及び権限

（指揮命令権）

第７条　船長は、海員を指揮監督し、且つ、船内にある者に対して自己の職務を行うのに必要な命令をすることができる。

（発航前の検査）

第８条　船長は、国土交通省令の定めるところにより、発航前に船舶が航海に支障ないかどうかその他航海に必要な準備が整っているかいないかを検査しなければならない。

（航海の成就）

第９条　船長は、航海の準備が終ったときは、遅滞なく発航し、且つ、必要がある場合を除いて、予定の航路を変更しないで到達港まで航行しなければならない。

（甲板上の指揮）

第１０条　船長は、船舶が港を出入するとき、船舶が狭い水路を通過するときその他船舶に危険の虞があるときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

（在船義務）

第１１条　船長は、やむを得ない場合を除いて、自己に代わって船舶を指揮すべき者にその職務を委任した後でなければ、荷物の船積及び旅客の乗込の時から荷物の陸揚及び旅客の上陸の時まで、自己の指揮する船舶を去ってはならない。

（船舶に危険がある場合における処置）

第１２条　船長は、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

（船舶が衝突した場合における処置）

第１３条　船長は、船舶が衝突したときは、互に人命及び船舶の救助に必要な手段を尽し、且つ船舶の名称、所有者、船籍港、発航港及び到達港を告げなければならない。但し、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、この限りでない。

（遭難船舶等の救助）

第１４条　船長は、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、人命の救助に必要な手段を尽さなければならない。但し、自己の指揮する船舶に急迫した危険がある場合及び国土交通省令の定める場合は、この限りでない。

（異常気象等）

第１４条の２　国土交通省令の定める船舶の船長は、暴風雨、流氷その他の異常な気象、海象若しくは地象又は漂流物若しくは沈没物であって、船舶の航行に危険を及ぼすおそれのあるものに遭遇したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を附近にある船舶及び海上保安機関その他の関係機関に通報しなければならない。

（非常配置表及び操練）

第１４条の３　国土交通省令の定める船舶の船長は、第１２条乃至第１４条に規定する場合その他非常の場合における海員の作業に関し、国土交通省令の定めるところにより、非常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示して置かなければならない。

２　国土交通省令の定める船舶の船長は、国土交通省令の定めるところにより、海員及び旅客について、防火操練、救命艇操練その他非常の場合のために必要な操練を実施しなければならない。

（航海の安全の確保）

第１４条の４　第８条から前条までに規定するもののほか、航海当直の実施、船舶の火災の予防、水密の保持その他航海の安全に関し船長の遵守すべき事項は、国土交通省令でこれを定める。

（水葬）

第１５条　船長は、船舶の航行中船内にある者が死亡したときは、国土交通省令の定めるところにより、これを水葬に付することができる。

（遺留品の処置）

第１６条　船長は、船内にある者が死亡し、又は行方不明となったときは、法令に特別の定がある場合を除いて、船内にある遺留品について、国土交通省令の定めるところにより、保管その他の必要な処置をしなければならない。

（在外国民の送還）

第１７条　船長は、外国に駐在する日本の領事官が、法令の定めるところにより、日本国民の送還を命じたときは、正当の事由がなければ、これを拒むことがで

きない。

（書類の備置）

第１８条　船長は、国土交通省令の定める場合を除いて、次の書類を船内に備え置かなければならない。

一　船舶国籍証書又は国土交通省令の定める証書

二　海員名簿

三　航海日誌

四　旅客名簿

五　積荷に関する書類

六　海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２６条第３項に規定する証明書

２　海員名簿、航海日誌及び旅客名簿に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

（航行に関する報告）

第１９条　船長は、左の各号の一に該当する場合には、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

一　船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。

二　人命又は船舶の救助に従事したとき。

三　無線電信によって知ったときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知ったとき。

四　船内にある者が死亡し、又は行方不明となったとき。

五　予定の航路を変更したとき。

六　船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に関し著しい事故があったとき。

（船長の職務の代行）

第２０条　船長が死亡したとき、船舶を去ったとき、又はこれを指揮することができない場合において他人を選任しないときは、運航に従事する海員は、その職掌の順位に従って船長の職務を行う。

第３章　紀律

（船内秩序）

第２１条　海員は、次の事項を守らなければならない。

一　上長の職務上の命令に従うこと。

二　職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げないこと。

三　船長の指定する時までに船舶に乗り込むこと。

四　船長の許可なく船舶を去らないこと。

五　船長の許可なく救命艇その他の重要な属具を使用しないこと。

六　船内の食料又は淡水を濫費しないこと。

七　船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙し

ないこと。

八　船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から持ち出さないこと。

九　船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと。

十　その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと。

（懲戒）

第２２条　船長は、海員が前条の事項を守らないときは、これを懲戒することができる。

第２３条　懲戒は、上陸禁止及び戒告の２種とし、上陸禁止の期間は、初日を含めて１０日以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。

第２４条　船長は、海員を懲戒しようとするときは、３人以上の海員を立ち会わせて本人及び関係人を取り調べた上、立会人の意見を聴かなければならない。

（危険に対する処置）

第２５条　船長は、海員が凶器、爆発又は発火しやすい物、劇薬その他の危険物を所持するときは、その物につき保管、放棄その他の処置をすることができる。

第２６条　船長は、船内にある者の生命若しくは身体又は船舶に危害を及ぼすような行為をしようとする海員に対し、その危害を避けるのに必要な処置をすることができる。

第２７条　船長は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に対しても、前２条に規定する処置をすることができる。

（強制下船）

第２８条　船長は、雇入契約の終了の届出をした後当該届出に係る海員が船舶を去らないときは、その海員を強制して船舶から去らせることができる。

（行政庁に対する援助の請求）

第２９条　船長は、海員その他船内にある者の行為が人命又は船舶に危害を及ぼしその他船内の秩序を著しくみだす場合において、必要があると認めるときは、行政庁に援助を請求することができる。

（争議行為の制限）

第３０条　労働関係に関する争議行為は、船舶が外国の港にあるとき、又はその争議行為に因り人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、これをしてはならない。

第４章　雇入契約等

（この法律に違反する契約）

第３１条　この法律で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約（予備船員については、雇用契約。以下第３４条まで、第５８条、第８４条及び第１００条において同じ。）は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、この法律で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

（労働条件等の明示）

第３２条　船舶所有者は、雇入契約の締結に際し、国土交通省令の定めるところにより、船員に対して給料、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。雇入契約の変更に際しても同様とする。

２　前項の場合において、当該雇入契約に係る航海が海上運送法第２６条第１項の規定による命令によるものであるときは、船舶所有者は船員に対してその旨を明示しなければならない。

（賠償予定の禁止）

第３３条　船舶所有者は、雇入契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

（貯蓄金の管理等）

第３４条　船舶所有者は、雇入契約に附随して、貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

２　船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとする場合においては、国土交通省令の定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

３　船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金の管理をする場合において、貯蓄金の管理が預金の受入れであるときは、利子をつけなければならない。この場合において、その利率が金融機関の受け入れる預金の利率を考慮して国土交通省令の定める利率を下るときは、その国土交通省令の定める利率による利子をつけることとしたものとみなす。

４　船員は、船舶所有者に管理を委託した貯蓄金については、いつでも、返還を請求することができる。

（相殺の制限）

第３５条　船舶所有者は、船員に対する債権と給料の支払の債務とを相殺してはならない。但し、相殺の額が給料の額の３分の１を超えないとき及び船員の犯罪行為に因る損害賠償の請求権を以てするときは、この限りでない。

（労働条件の記帳及び提示）

第３６条　船長は、雇入契約が成立したときは、雇入契約により定められた労働条件を海員名簿に記帳して、これを海員に示さなければならない。雇入契約の変更があったときも同様とする。

（雇入契約の成立等の届出）

第３７条　船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更（以下「雇入契約の成立等」という。）があったときは、国土交通省令の定めるところにより、遅滞なく、海員名簿を提示して、国土交通大臣に届け出なければならない。

２　前項の場合において船長が届け出ることができないときは、船舶所有者は、船長に代わって届け出なければならない。

第３８条　国土交通大臣は、雇入契約の成立等の届出があったときは、その雇入契約が航海の安全又は船員の労働関係に関する法令の規定に違反するようなこ

とがないかどうか及び当事者の合意が充分であったかどうかを確認するものとする。この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、第１０１条第１項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

（沈没等に因る雇入契約の終了）

第３９条　船舶が左の各号の一に該当する場合には、雇入契約は、終了する。

一　沈没又は滅失したとき。

二　全く運航に堪えなくなったとき。

２　船舶の存否が１箇月間分らないときは、船舶は、滅失したものと推定する。

３　第１項の規定により雇入契約が終了したときでも、船員は、人命、船舶又は積荷の応急救助のために必要な作業に従事しなければならない。

４　前項の規定により応急救助の作業に従事する場合には、第１項の規定にかかわらず、その作業が終了するまでは、雇入契約は、なお存続する。船員がその作業の終了後引き続き遺留品の保全、船員の送還その他必要な残務の処理に従事する場合において、その処理が終了するまでの間についても、同様とする。

５　前項後段の規定により雇入契約が存続する間においては、船舶所有者又は船員は、いつでも、当該雇入契約を解除することができる。

（雇入契約の解除）

第４０条　船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

一　船員が著しく職務に不適任であるとき。

二　船員が著しく職務を怠ったとき、又は職務に関し船員に重大な過失のあったとき。

三　海員が船長の指定する時までに船舶に乗り込まないとき。

四　海員が著しく船内の秩序をみだしたとき。

五　船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。

六　前各号の場合を除いて、やむを得ない事由のあるとき。

第４１条　船員は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

一　船舶が雇入契約の成立の時における国籍を失ったとき。

二　雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとき。

三　船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。

四　船員が国土交通省令の定めるところにより教育を受けようとするとき。

２　船舶が外国の港からの航海を終了した場合において、その船舶に乗り組む船員が、２４時間以上の期間を定めて書面で雇入契約の解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に、その者の雇入契約は、終了する。

３　海員は、船長の適当と認める自己の後任者を提供したときは、雇入契約を解除することができる。

第４２条　期間の定のない雇入契約は、船舶所有者又は船員が２４時間以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。

（船舶所有者の変更に因る雇入契約の終了）

第４３条　相続その他の包括承継の場合を除いて、船舶所有者の変更があったときは、雇入契約は、終了する。

２　前項の場合には、雇入契約の終了の時から、船員と新所有者との間に従前と同一条件の雇入契約が存するものとみなす。この場合には、船員は、前条の規定に準じて雇入契約を解除することができる。

（雇入契約の延長）

第４４条　雇入契約が終了した時に船舶が航行中の場合には、次の港に入港してその港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約が終了した時に船舶が停泊中の場合には、その港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、その雇入契約は、存続するものとみなす。

２　船舶所有者は、雇入契約が適当な船員を補充することのできない港において終了する場合には、適当な船員を補充することのできる港に到着して荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約を存続させることができる。但し、第４１条第１項第１号乃至第３号の場合は、この限りでない。

（解雇制限）

第４４条の２　船舶所有者は、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間及びその後３０日間並びに女子の船員が第８７条第１項又は第２項の規定によって作業に従事しない期間及びその後３０日間は、解雇してはならない。ただし、療養のため作業に従事しない期間が３年を超えた場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

２　前項但書の天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、その事由について国土交通大臣の認定を受けなければならない。

（解雇の予告）

第４４条の３　船舶所有者は、予備船員を解雇しようとする場合においては、少なくとも３０日前にその予告をしなければならない。３０日前に予告をしない船舶所有者は、１箇月分の給料の額と同額の予告手当を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は予備船員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。

２　前項の予告の日数は、１日について、国土交通省令の定めるところにより算定する給料の額と同額の予告手当を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

３　第１項但書の場合においては、その事由について国土交通大臣の認定を受けなければならない。

（失業手当）

第４５条　船舶所有者は、第３９条の規定により雇入契約が終了したときは、その翌日（行方不明となった船員については、その生存が知れた日）から２箇月（その行方不明について行方不明手当の支払を受くべき船員については、２箇

月から行方不明中の期間を控除した期間）の範囲内において、船員の失業期間中毎月１回その失業日数に応じ給料の額と同額の失業手当を支払わなければならない。

（雇止手当）

第４６条　船舶所有者（第４号の場合には旧所有者）は、左の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、船員に１箇月分の給料の額と同額の雇止手当を支払わなければならない。

一　第４０条第６号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

二　第４１条第１項第１号又は第２号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

三　第４２条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

四　第４３条第１項の規定により雇入契約が終了したとき。

五　船員が第８３条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

（送還）

第４７条　船舶所有者は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港又は雇入港までの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地（雇入れのため雇入港に招致した船員及び未成年者の船員にあっては、雇入港若しくは雇入契約の成立の時における船員の居住地又はこれらのいずれかまでの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地）まで船員を送還しなければならない。ただし、送還に代えてその費用を支払うことができる。

一　第３９条の規定により雇入契約が終了したとき。

二　第４０条第１号又は第６号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

三　第４０条第５号又は第４１条第１項第３号の規定により船舶所有者又は船員が雇入契約を解除したとき。ただし、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。

四　第４１条第１項第１号又は第２号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

五　第４２条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

六　第４３条第２項の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

七　雇入契約が期間の満了により船員の本国以外の地で終了したとき。

八　船員が第８３条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

（送還の費用）

第４８条　船舶所有者の負担すべき船員の送還の費用は、送還中の運送賃、宿泊費及び食費並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの宿泊費及び食費とする。

（送還手当）

第４９条　船舶所有者は、船員の送還に要する日数に応じ給料の額と同額の送還手当を支払わなければならない。送還に代えてその費用を支払うときも同様とする。

２　前項の送還手当は、船舶所有者が送還するときは、毎月１回、送還に代えてその費用を支払うときは、その際これを支払わなければならない。

（船員手帳）

第５０条　船員は、船員手帳を受有しなければならない。

２　船長は、海員の乗船中その船員手帳を保管しなければならない。

３　船員手帳の交付、訂正、書換及び返還に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

（勤務成績証明書）

第５１条　海員は、船長に対し勤務の成績に関する証明書の交付を請求することができる。

（給料その他の報酬の定め方）

第５２条　船員の給料その他の報酬は、船員労働の特殊性に基き、且つ船員の経験、能力及び職務の内容に応じて、これを定めなければならない。

（給料その他の報酬の支払方法）

第５３条　給料その他の報酬は、その全額を通貨で、第５６条の規定による場合を除き直接船員に支払わなければならない。ただし、法令又は労働協約に別段の定めがある場合においては給料その他の報酬の一部を控除して支払い、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は給料その他の報酬で国土交通省令で定めるものについて確実な支払の方法で国土交通省令で定めるものによる場合においては通貨以外のもので支払うことができる。

２　国土交通省令の定める報酬を除いて、給料その他の報酬は、これを毎月１回以上一定の期日に支払わなければならない。

第５４条　船舶所有者は、左の場合には、支払期日前でも遅滞なく、船員が職務に従事した日数に応じ、前条第２項に規定する給料その他の報酬を支払わなければならない。

一　船員が解雇され、又は退職したとき。

二　船員、その同居の親族又は船員の収入によって生計を維持する者が結婚、葬祭、出産、療養又は不慮の災害の復旧に要する費用に充てようとする場合において、船員から請求のあったとき。

第５５条　船長は、海員の給料その他の報酬が船内において支払われるときは、直接海員にこれを手渡さなければならない。但し、やむを得ない事由のあるときは、他の職員に手渡させることができる。

第５６条　船舶所有者は、船員から請求があったときは、船員に支払わるべき給料その他の報酬をその同居の親族又は船員の収入によって生計を維持する者に渡さなければならない。

（傷病中の給料請求権）

第５７条　船員は、負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても、雇入

契約存続中給料及び国土交通省令の定める手当を請求することができる。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。

（歩合による報酬）

第５８条　船員の報酬が歩合によって支払われる場合においては、その歩合による毎月の額が雇入契約に定める一定額に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額を下ってはならない。

２　第３５条及び前条の規定の適用については、前項に規定する一定額の報酬は、これを給料とみなす。

３　船員の報酬が歩合によって支払われるときは、第４４条の３、第４５条、第４６条、第４９条及び第７８条の規定の適用については、雇入契約に定める額を以て１箇月分の給料の額とみなす。

４　前項の額は、第１項の一定額以下であってはならない。

（報酬支払簿）

第５８条の２　船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、報酬支払簿を備え置いて、船員に対する給料その他の報酬の支払に関する事項を記載しなければならない。

（最低報酬）

第５９条　給料その他の報酬の最低基準に関しては、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）の定めるところによる。

（労働時間）

第６０条　海員の１日当たりの労働時間は、８時間以内とする。

２　海員の１週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均４０時間以内とする。

３　前項の基準労働期間とは、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に係る事項を勘案して国土交通省令で定める船舶の区分に応じて１年以下の範囲内において国土交通省令で定める期間（船舶所有者が就業規則その他これに準ずるものにより当該期間の範囲内においてこれと異なる期間を定めた場合又は労働協約により１年以下の範囲内においてこれらと異なる期間が定められた場合には、それぞれその定められた期間）をいう。

４　国土交通大臣は、前項の国土交通省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会の議を経なければならない。

（休日）

第６１条　船舶所有者が海員に与えるべき休日は、前条第２項の基準労働期間について１週間当たり平均１日以上とする。

（補償休日）

第６２条　船舶所有者は、海員の労働時間（第６６条（第８８条の２の２第３項及び第８８条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける時間を除く。）が１週間において４０時間を超える場合又は海員に１週間において少なくとも１日の休日を与えることができない場合には、その超える時

間(当該１週間において少なくとも１日の休日が与えられない場合にあっては、その超える時間が８時間を超える時間。次項において「超過時間」という。)において作業に従事すること又はその休日を与えられないことに対する補償としての休日（以下「補償休日」という。）を、当該１週間に係る第６０条第２項の基準労働期間以内にその者に与えなければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由のあるときは、その事由の存する期間、補償休日を与えることを延期することができる。

２　前項の規定により与えるべき補償休日の日数は、超過時間の合計８時間当たり又は少なくとも１日の休日が与えられない１週間当たり１日を基準として、第６０条第２項及び前条の規定を遵守するために必要な日数として国土交通省令で定めるところにより算定される日数とし、その付与の単位は、１日（国土交通省令で定める場合は、国土交通省令で定める１日未満の単位）とする。

３　第１項の規定により与えられた補償休日を含む１週間に係る同項の規定の適用については、当該補償休日はそれを与えられた海員が作業に従事した日であって休日以外のものとみなし、その労働時間は８時間（当該補償休日が前項の国土交通省令の規定による１日未満の単位で与えられたものである場合には、国土交通省令で定める時間）とみなす。

４　前３項に定めるもののほか、補償休日の付与に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

第６３条　船舶所有者は、前条第１項の規定により補償休日を与えるべき船員が当該補償休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与えるべき補償休日の日数に応じ、国土交通省令で定める補償休日手当を支払わなければならない。

（時間外、補償休日及び休息時間の労働）

第６４条　船長は、船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があるときは、第６０条第１項の規定若しくは第７２条の２の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させ、又は第６２条第１項若しくは第６５条の３の規定にかかわらず、補償休日若しくは休息時間において海員を作業に従事させることができる。

２　船長は、前項に規定する場合のほか、船舶が狭い水路を通過するときにおいて航海当直の員数を増加する場合その他の国土交通省令で定める特別の必要がある場合においては、国土交通省令で定める時間を限度として、第６０条第１項の規定又は第７２条の２の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させることができる。

第６４条の２　船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、第６０条第１項の規定又は第７２条の２の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させることができる。

2　国土交通大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項の協定で定める労働時間の延長の限度その他の必要な事項について、船員の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる。

3　第１項の協定をする船舶所有者及び労働組合又は船員の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の基準に適合したものとなるようにしなければならない。

4　国土交通大臣は、第２項の基準に関し、第１項の協定をする船舶所有者及び労働組合又は船員の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

第６５条　船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、第６２条第１項の規定にかかわらず、その協定で定めるところにより、かつ、国土交通省令で定める補償休日の日数を限度として、補償休日において海員を作業に従事させることができる。

（労働時間の限度）

第６５条の２　第６４条第２項又は第６４条の２第１項の規定により第６０条第１項の規定又は第７２条の２の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる場合であっても、海員の１日当たりの労働時間及び１週間当たりの労働時間は、第６０条第１項の規定及び第７２条の２の国土交通省令の規定による労働時間を含め、それぞれ１４時間及び７２時間を限度とする。

2　船舶所有者は、海員を前項に規定する労働時間の限度を超えて作業に従事させてはならない。

3　第６４条第１項の規定により海員が作業に従事した労働時間は、第１項に規定する労働時間には算入しないものとする。

4　第１項及び第２項の規定は、海底の掘削に従事する船舶その他のその航海の態様が特殊であるため海員がこれらの規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶として国土交通省令で定めるものについては、適用しない。

（休息時間）

第６５条の３　船舶所有者は、休息時間を１日について３回以上に分割して海員に与えてはならない。

2　船舶所有者は、前項に規定する休息時間を１日について２回に分割して海員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を６時間以上としなければならない。

（割増手当）

第６６条　船舶所有者は、第６４条から第６５条までの規定により、海員が、第６０条第１項の規定若しくは第７２条の２の国土交通省令の規定による労働時

間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事したときは、国土交通省令で定める割増手当を支払わなければならない。

（通常配置表）

第６６条の２　船長は、第１２条から第１４条までに規定する場合その他非常の場合以外の通常の場合における海員の船内作業の時間帯及び作業内容に関し、国土交通省令で定めるところにより、通常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておかなければならない。

（記録簿の備置き等）

第６７条　船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内に帳簿を備え置いて、労働時間、補償休日、休息時間及び第６６条の割増手当に関する事項を記載しなければならない。

２　船長は、国土交通省令で定めるところにより、海員に対し、前項の帳簿の写しを交付しなければならない。

３　船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、休日付与簿を備え置いて、船員に対する休日の付与に関する事項を記載しなければならない。

（例外規定）

第６８条　第６０条から前条までの規定及び第７２条の２の国土交通省令の規定は、海員が船長の命令により、次の作業に従事する場合には、これを適用しない。

一　人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業

二　防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業

三　航海当直の通常の交代のために必要な作業

（定員）

第６９条　船舶所有者は、国土交通省令の定める場合を除いて、第６０条第１項の規定又は第７２条の２の国土交通省令の規定を遵守するために必要な海員の定員を定めて、その員数の海員を乗り組ませなければならない。

２　船舶所有者は、航海中海員に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。

第７０条　船舶所有者は、前条の規定によるほか、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませなければならない。

（適用範囲等）

第７１条　第６０条から第６９条までの規定は、次の船舶については、これを適用しない。

一　帆船

二　漁船

三　海員が断続的作業に従事する船舶で船舶所有者が国土交通大臣の許可を受けたもの

２　前項各号の船舶に係る前条の規定の適用については、同条中「前条の規定に

よるほか、航海当直」とあるのは、「航海当直」とする。

第７２条　第６０条から第６９条までの規定は、次の者には、これを適用しない。

一　甲板部、機関部又は無線部の最上位にある職員で航海当直をしない者その他これらに準ずる者で国土交通省令で定めるもの

二　医師及び専ら看護に従事する者

（特例）

第７２条の２　定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため海員が第６０条第１項の規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶で国土交通大臣の指定するものに関しては、当該船舶の航海の態様及び当該海員の職務に応じ、国土交通省令で定める一定の期間を平均した１日当たりの労働時間が８時間を超えず、かつ、１日当たりの労働時間が１４時間を超えない範囲内において、海員の１日当たりの労働時間について国土交通省令で別段の定めをすることができる。

第７３条　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により、第６０条から第６９条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関し必要な国土交通省令を発することができる。

（有給休暇の付与）

第７４条　船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて６箇月間連続して勤務（船舶のぎ装又は修繕中の勤務を含む。以下同じ。）に従事したときは、その６箇月の経過後１年以内にその船員に次条第１項又は第２項の規定による日数の有給休暇を与えなければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるとき、又は船舶の工事のため特に必要がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、当該航海又は工事に必要な期間（工事の場合にあっては、３箇月以内に限る。）、有給休暇を与えることを延期することができる。

２　船舶所有者は、船員が前項の規定により与えられた有給休暇に係る連続した勤務の後に当該同一の事業に属する船舶において１年間連続して勤務に従事したときは、その１年の経過後１年以内にその船員に次条第３項又は第４項の規定による日数の有給休暇を与えなければならない。

３　第１項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

４　船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２条第１号に規定する育児休業又は同条第２号 に規定する介護休業（同法第６１条第３項（同条第６項及び第７項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。）をした期間及び女子の船員が第８７条第１項又は第２項の規定によって勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。

５　船舶における勤務が中断した場合において、その中断の事由が船員の故意又

は過失によるものでなく、かつ、その中断の期間の合計が１年当たり６週間を超えないときは、その中断の期間は、船員が当該期間の前後の勤務と連続して勤務に従事した期間とみなす。

（有給休暇の日数）

第７５条　前条第１項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務６箇月について１５日とし、連続した勤務３箇月を増すごとに５日を加える。ただし、同項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間１箇月を増すごとに２日を加える。

２　沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海するものに乗り組む船員に前条第１項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、連続した勤務６箇月について１０日とし、連続した勤務３箇月を増すごとに３日（同項ただし書に規定する期間については、１箇月を増すごとに１日）を加える。

３　前条第２項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務１年について２５日とし、連続した勤務３箇月を増すごとに５日を加える。ただし、同条第３項において準用する同条第１項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間１箇月を増すごとに２日を加える。

４　第２項に規定する船員に前条第２項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、連続した勤務１年について１５日とし、連続した勤務３箇月を増すごとに３日（同項ただし書に規定する期間については、１箇月を増すごとに１日）を加える。

第７６条　船舶所有者が船員に週休日、祝祭日の休日、慣習による休日又はこれらに代わるべき休日を与えているときは、その休日の日数は、これを前条の有給休暇の日数に算入しないものとする。負傷又は疾病に因り勤務に従事しない日数も同様とする。

（有給休暇の与え方）

第７７条　有給休暇を与うべき時期及び場所については、船舶所有者と船員との協議による。

２　有給休暇は、労働協約の定めるところにより、期間を分けて、これを与えることができる。

（有給休暇中の報酬）

第７８条　船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに国土交通省令の定める手当及び食費を支払わなければならない。

２　船舶所有者は、有給休暇を請求することができる船員が有給休暇を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与うべき有給休暇の日数に応じ前項の給料、手当及び食費を支払わなければならない。

（適用範囲等）

第７９条　この章の規定は、左の船舶については、これを適用しない。

一　漁船

二　船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶

第７９条の２　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により、漁船に乗り組む船員の有給休暇に関し必要な国土交通省令を発することができる。

第８章　食料並びに安全及び衛生

（食料の支給）

第８０条　船舶所有者は、船員の乗船中国土交通省令の定めるところにより、これに食料を支給しなければならない。

２　遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数７００トン以上のもの又は国土交通省令の定める漁船に乗り組む船員に支給する食料は、国土交通大臣の定める食料表によらなければならない。

（安全及び衛生）

第８１条　船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

２　船舶所有者は、国土交通省令の定める危険な船内作業については、国土交通省令の定める経験又は技能を有しない船員を従事させてはならない。

３　船舶所有者は、次に掲げる船員を作業に従事させてはならない。

一　伝染病にかかった船員

二　心身の障害により作業を適正に行うことができない船員として国土交通省令で定めるもの

三　前２号に掲げるもののほか、労働に従事することによって病勢の増悪するおそれのある疾病として国土交通省令で定めるものにかかった船員

４　船員は、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

（医師）

第８２条　船舶所有者は、左の船舶には、医師を乗り組ませなければならない。但し、国内各港間を航海するとき、国土交通省令の定める区域のみを航海するとき、又は国土交通省令の定める短期間の航海を行なう場合若しくはやむを得ない事由がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数３０００トン以上の船舶で最大とう載人員１００人以上のもの

二　前号に掲げる船舶以外の遠洋区域を航行区域とする国土交通省令の定める船舶で国土交通大臣の指定する航路に就航するもの

三　国土交通省令の定める母船式漁業に従事する漁船

（衛生管理者）

第８２条の２　船舶所有者は、左の船舶（前条各号に掲げるものを除く。）については、乗組員の中から衛生管理者を選任しなければならない。但し、国内各港間を航海する場合又は国土交通省令の定める区域のみを航海する場合は、こ

の限りでない。

一　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数３０００トン以上の船舶

二　国土交通省令の定める漁船

2　衛生管理者は、衛生管理者適任証書を受有する者でなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

3　国土交通大臣は、左に掲げる者に衛生管理者適任証書を交付する。

一　国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者

二　国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

4　衛生管理者は、国土交通省令の定めるところにより、船内の衛生管理に必要な業務に従事しなければならない。その業務については、衛生管理者は、必要に応じ、医師の指導を受けるように努めなければならない。

5　前各項に定めるものの外、衛生管理者及び衛生管理者適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

（健康証明書）

第８３条　船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。

2　健康証明書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

第９章　年少船員

（未成年者の行為能力）

第８４条　未成年者が船員となるには、法定代理人の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けた者は、雇入契約に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

（年少船員の就業制限）

第８５条　船舶所有者は、年齢１５年未満の者を船員として使用してはならない。但し、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。

2　船舶所有者は、年齢１８年未満の船員を第８１条第２項の国土交通省令の定める危険な船内作業又は国土交通省令の定める当該船員の安全及び衛生上有害な作業に従事させてはならない。

3　船舶所有者は、年齢１８年未満の者を船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に国土交通大臣の認証を受けなければならない。

4　前項の認証に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

（年少船員の夜間労働の禁止）

第８６条　船舶所有者は、年齢１８年未満の船員を午後８時から翌日の午前５時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、国土交通省令の定める場合において午前０時から午前５時までの間を含む連続した９時間の休息を

させるときは、この限りでない。

2　前項の規定は、第６８条第１号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

3　第１項の規定は、漁船及び船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第９章の２　女子船員

（妊産婦の就業制限）

第８７条　船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一　国土交通省令で定める範囲の航海に関し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたとき。

二　女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。

2　船舶所有者は、出産後８週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。ただし、出産後６週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

3　船舶所有者は、第１項ただし書の規定に基づき、妊娠中の女子を船内で作業に従事させる場合において、その女子の申出があったときは、その者を軽易な作業に従事させなければならない。

第８８条　船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、妊娠中又は出産後１年以内の女子（以下「妊産婦」という。）の船員を国土交通省令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。

（妊産婦の労働時間及び休日の特例）

第８８条の２　第６章（第６０条第２項及び第３項、第６２条並びに第６３条の規定を除く。）の規定は、妊産婦の海員の労働時間及び休日については、これを適用しない。

第８８条の２の２　妊産婦の船員の１日当たりの労働時間は、８時間以内とする。

2　船舶所有者は、妊産婦の船員を前項に規定する労働時間を超えて作業に従事させてはならない。ただし、出産後８週間を経過した妊産婦の船員がその労働時間を超えて作業に従事することを申し出た場合（妊産婦の海員にあっては、第６４条に規定する場合に限る。）において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

3　第６５条の２第１項から第３項まで、第６５条の３、第６６条並びに第６７条第１項及び第２項の規定は、前項ただし書の規定により妊産婦の海員（第７２条各号に掲げる者を除く。）が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。この場合において、第６５条の２第１項中「第６０条第１項の規定又は第７２条の２の国土交通省令の規定」とあるのは「第８８条の

２の２第１項の規定」と、「第６０条第１項の規定及び第７２条の２の国土交通省令の規定」とあるのは「同項の規定」と、第８８条の２の２第２項中「前項」とあるのは「第８８条の２の２第３項において準用する前項」と、同条第３項中「第１項に」とあるのは「第８８条の２の２第３項において準用する第１項に」と、第６５条の３第２項中「前項」とあるのは「第８８条の２の２第３項において準用する前項」と、第６６条中「第６０条第１項の規定若しくは第７２条の２の国土交通省令の規定」とあるのは「第８８条の２の２第１項の規定」と、第６７条第１項中「補償休日、休息時間及び第６６条の割増手当」とあるのは「休息時間及び第８８条の２の２第３項において準用する第６６条の割増手当」と、同条第２項中「前項」とあるのは「第８８条の２の２第３項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第８８条の３　船舶所有者は、妊産婦の船員に１週間について少なくとも１日の休日（第６２条第１項の規定により与えられる補償休日を除く。）を与えなければならない。

２　妊産婦の海員に係る第６２条の規定の適用については、同条第１項中「１週間において４０時間を超える場合又は海員に１週間において少なくとも１日の休日を与えることができない場合」とあるのは「１週間において４０時間を超える場合」と、「作業に従事すること又はその休日を与えられないこと」とあるのは「作業に従事すること」と、同条第２項中「超過時間の合計８時間当たり又は少なくとも１日の休日が与えられない１週間当たり１日を基準として、第６０条第２項及び前条」とあるのは「超過時間の合計８時間当たり１日を基準として、第６０条第２項」とする。

３　船舶所有者は、出産後８週間を経過した妊産婦の船員が休日において作業に従事することを申し出た場合（妊産婦の海員にあっては、第６４条第１項又は第６５条に規定する場合に限る。）において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、第１項及び前項の規定により読み替えて適用する第６２条第１項の規定にかかわらず、当該妊産婦の船員を休日において作業に従事させることができる。

４　第６６条の規定は前項の規定により妊産婦の海員（第７２条各号に掲げる者を除く。）が休日において作業に従事した場合について、第６７条の規定は妊産婦の船員が乗り組む船舶の船長及び船舶所有者について準用する。この場合において、同条第１項中「第６６条の割増手当」とあるのは「第８８条の３第４項において準用する第６６条の割増手当」と、同条第２項中「前項」とあるのは「第８８条の３第４項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（妊産婦の夜間労働の制限）

第８８条の４　船舶所有者は、妊産婦の船員を午後８時から翌日の午前５時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、国土交通省令で定める場合において、これと異なる時刻の間において午前０時前後にわたり連続して９時間休息させるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、出産後８週間を経過した妊産婦の船員が同項本文の時刻の間

において作業に従事すること又は同項ただし書の規定による休息時間を短縮することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、これを適用しない。

（例外規定）

第８８条の５　第６０条第２項及び第３項、第６２条、第６３条並びに前３条の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を第６８条第１号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

（妊産婦以外の女子船員の就業制限）

第８８条の６　船舶所有者は、妊産婦以外の女子の船員を第８８条に規定する作業のうち国土交通省令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

（生理日における就業制限）

第８８条の７　船舶所有者は、生理日における就業が著しく困難な女子の船員の請求があったときは、その者を生理日において作業に従事させてはならない。

（適用範囲）

第８８条の８　この章の規定は、船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第１０章　災害補償

（療養補償）

第８９条　船員が職務上負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなおるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。

２　船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、３箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。

第９０条　前条の療養は、次の各号のものとする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　処置、手術その他の治療

四　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六　治療に必要な自宅以外の場所への収容（食料の支給を含む。）

七　移送

（傷病手当及び予後手当）

第９１条　船員が職務上負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、４箇月の範囲内においてその負傷又は疾病がなおるまで毎月１回、国土交通省令の定める報酬（以下標準報酬という。）の月額に相当する額の傷病手当を支払い、その４箇月が経過してもその負傷又は疾病がなおらないときは、そのなお

るまで毎月１回、標準報酬の月額の１００分の６０に相当する額の傷病手当を支払わなければならない。

２　船舶所有者は、前項の負傷又は疾病がなおった後遅滞なく、標準報酬の月額の１００分の６０に相当する額の予後手当を支払わなければならない。

３　前２項の規定は、負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、これを適用しない。

（障害手当）

第９２条　船員の職務上の負傷又は疾病がなおった場合において、なおその船員の身体に障害が存するときは、船舶所有者は、なおった後遅滞なく、標準報酬の月額に障害の程度に応じ別表に定める月数を乗じて得た額の障害手当を支払わなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。

（行方不明手当）

第９２条の２　船舶所有者は、船員が職務上行方不明となったときは、３箇月の範囲内において、行方不明期間中毎月１回、国土交通省令の定める被扶養者に標準報酬の月額に相当する額の行方不明手当を支払わなければならない。但し、行方不明の期間が１箇月に満たない場合は、この限りでない。

（遺族手当）

第９３条　船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族に標準報酬の月額の３６箇月分に相当する額の遺族手当を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

（葬祭料）

第９４条　船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族で葬祭を行う者に標準報酬の月額の２箇月分に相当する額の葬祭料を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

（他の給付との関係）

第９５条　第８９条乃至前条の規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支払（以下災害補償と総称する。）を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由に因り船員保険法による保険給付又は国土交通省令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。

（審査及び仲裁）

第９６条　職務上の負傷、疾病、行方不明又は死亡の認定、療養の方法、災害補償の金額の決定その他災害補償の実施に関して異議のある者は、国土交通大臣に対して審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

２　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。

３　国土交通大臣は、審査又は事件の仲裁に際し船長その他の関係人の意見を聴

かなければならない。

4　国土交通大臣は、審査又は事件の仲裁のため必要があると認めるときは、医師に診断又は検案をさせることができる。

5　第１項の規定による審査又は事件の仲裁の申立て及び第２項の規定による審査又は事件の仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第１１章　就業規則

（就業規則の作成及び届出）

第９７条　常時１０人以上の船員を使用する船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、次の事項について就業規則を作成し、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

一　給料その他の報酬
二　労働時間
三　休日及び休暇
四　定員

2　前項の船舶所有者は、次の事項について就業規則を作成したときは、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

一　食料並びに安全及び衛生
二　被服及び日用品
三　陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設
四　災害補償
五　失業手当、雇止手当及び退職手当
六　送還
七　教育
八　賞罰
九　その他の労働条件

3　船舶所有者を構成員とする団体で法人たるものは、その構成員たる第１項の船舶所有者について適用される就業規則を作成して、これを届け出ることができる。その変更についても同様とする。

4　前項の規定による届出があったときは、同項に規定する船舶所有者は、当該就業規則の作成及びその作成又は変更の届出をしなくてもよい。

5　第１項乃至第３項の規定による届出には、第９８条の規定により聴いた意見を記載した書面を添附しなければならない。

（就業規則の作成の手続）

第９８条　船舶所有者又は前条第３項に規定する団体は、就業規則を作成し、又は変更するには、その就業規則の適用される船舶所有者の使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

（就業規則の監督）

第９９条　国土交通大臣は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができる。

２　国土交通大臣は、就業規則が不当であると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会（以下「交通政策審議会等」という。）の議を経て、その変更を命ずることができる。

（就業規則の効力）

第１００条　就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

第１２章　監督

（監督命令等）

第１０１条　国土交通大臣は、この法律、労働基準法（船員の労働関係について適用される部分に限る。以下同じ。）又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

２　国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、船舶所有者又は船員がその命令に従わない場合において、船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その船舶の入港すべき港を指定することができる。

３　国土交通大臣は、前項の規定による処分に係る船舶について、第１項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちにその処分を取り消さなければならない。

第１０２条　国土交通大臣は、船舶所有者及び船員の間に生じた労働関係に関する紛争（労働関係調整法第６条の労働争議及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成１３年法律第１１２号）第４条第１項の個別労働関係紛争であって同法第２１条第１項の規定により読み替えられた同法第５条第１項の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が指名するあっせん員があっせんを委任されたものを除く。）の解決について、あっせんすることができる。

（外国における国土交通大臣の事務）

第１０３条　この法律によって国土交通大臣の行うべき事務は、外国にあっては、国土交通省令の定めるところにより、日本の領事官がこれを行う。

２　行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）に定めるもののほか、領事官の行なう前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

（市町村が処理する事務）

第１０４条　この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政

令で定めるところにより、政令の定める基準により国土交通大臣の指定する市町村長が行うこととすることができる。

2　市町村長のした前項の事務（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務であるものに限る。）に係る処分についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。

3　市町村長の行う第１項の事務（地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務であるものに限る。）に係る処分の不作為についての審査請求は、都道府県知事又は国土交通大臣のいずれかに対してするものとする。

（船員労務官）

第１０５条　国土交通大臣は、所部の職員の中から船員労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。

第１０６条　船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告をすることができる。

第１０７条　船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。

2　船員労務官は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

3　前２項の場合には、船員労務官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第１項又は第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5　船員労務官の服制は、国土交通省令でこれを定める。

第１０８条　船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。

第１０８条の２　船員労務官は、第１０１条第２項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

第１０９条　船員労務官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。船員労務官を退職した後においても同様とする。

（交通政策審議会等の権限）

第１１０条　交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

2　交通政策審議会等は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。

（報告事項）

第１１１条　船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、左の事項について、国土交通大臣に報告をしなければならない。

一　使用船員の数
二　給料その他の報酬の支払状況
三　災害補償の実施状況
四　その他国土交通省令の定める事項

（船員の申告）

第１１２条　この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があるときは、船員は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は船員労務官にその事実を申告することができる。

２　船舶所有者は、前項の申告をしたことを理由として、船員を解雇しその他船員に対して不利益な取扱を与えてはならない。

第１３章　雑則

（就業規則等の公示）

第１１３条　船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基づいて発する命令、労働協約、就業規則並びに第３４条第２項、第６４条の２第１項及び第６５条の協定を記載した書類を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。

（報酬、補償及び手当の調整）

第１１４条　船舶所有者は、給料その他の報酬、失業手当、送還手当、傷病手当又は行方不明手当のうち、その２以上をともに支払うべき期間については、いずれか１の多額のものを支払うを以て足りる。

２　船舶所有者は、給料その他の報酬を支払うべき場合において雇止手当又は予後手当を支払うべきときは、給料その他の報酬を支払うべき限度において、雇止手当又は予後手当の支払の義務を免れる。

（譲渡又は差押の禁止）

第１１５条　失業手当、雇止手当、送還の費用、送還手当又は災害補償を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。給料その他の報酬及び前条に規定する手当をともに支払うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利（これらの手当の額に相当する部分に関するものに限る。）についても同様とする。

（付加金の支払）

第１１６条　船舶所有者は、第４４条の３から第４７条まで、第４９条、第６３条、第６６条（第８８条の２の２第３項及び第８８条の３第４項において準用する場合を含む。）又は第７８条の規定に違反したときは、これらの規定により船舶所有者が支払うべき金額（第４７条の場合には送還の費用）についての次項の規定による請求の時における未払金額に相当する額の付加金を船員に支払わなければならない。

２　船員は、裁判所に対する訴えによってのみ前項の付加金の支払を請求することができる。ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあった時から２年以

内にこれをしなければならない。

（時効の特則）

第１１７条　船員の船舶所有者に対する債権は、２年間（退職手当の債権にあっては、５年間）これを行わないときは、時効によって消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

（航海当直部員）

第１１７条の２　船舶所有者は、国土交通省令の定める船舶に航海当直をすべき職務を有する部員（第５項において「航海当直部員」という。）として部員を乗り組ませようとする場合には、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令の定めるところにより乗り組ませなければならない。

２　国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより航海当直をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

３　国土交通大臣は、次項の規定により証印を抹消され、その日から１年を経過しない者に対しては、前項の証印をしないことができる。

４　国土交通大臣は、第２項の規定により証印を受けている者が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その者に対し船員手帳の提出を命じ、その証印を抹消することができる。

５　前各項に定めるもののほか、航海当直部員及び第２項の規定による証印に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

（危険物等取扱責任者）

第１１７条の３　船舶所有者は、国土交通省令の定めるタンカー（国土交通大臣の定める危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶をいう。）には、危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者（第３項において「危険物等取扱責任者」という。）として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令の定めるところにより乗り組ませなければならない。

２　国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

３　前条第３項から第５項までの規定は、危険物等取扱責任者及び前項に規定する証印について準用する。

（救命艇手）

第１１８条　船舶所有者は、国土交通省令の定める船舶については、乗組員の中から国土交通省令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

２　救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならない。

３　国土交通大臣は、左に掲げる者に救命艇手適任証書を交付する。

一　国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者

二　国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等

以上の能力を有すると認定した者

4　国土交通大臣は、次項の規定により救命艇手適任証書の返納を命ぜられ、その日から１年を経過しない者に対しては、救命艇手適任証書の交付を行わないことができる。

5　国土交通大臣は、救命艇手が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その救命艇手適任証書の返納を命ずることができる。

6　前各項に定めるもののほか、救命艇手及び救命艇手適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

（旅客船の乗組員）

第１１８条の２　船舶所有者は、国土交通省令の定める旅客船には、国土交通省令の定めるところにより旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませてはならない。

（高速船の乗組員）

第１１８条の３　船舶所有者は、国土交通省令の定める高速船（最大速力が国土交通大臣の定める速力以上の船舶をいう。）には、国土交通省令の定めるところにより船舶の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませてはならない。

（戸籍証明）

第１１９条　船員、船員になろうとする者、船舶所有者又は船長は、船員又は船員になろうとする者の戸籍について、戸籍事務を管掌する者又はその代理者に対し無償で証明を請求することができる。

（経過措置）

第１１９条の２　この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（年金制度、健康保険制度、雇用保険制度その他の社会保障制度及びこれらに関する政府の特別会計、労働関係調整制度その他の労働関係制度並びに罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（国及び公共団体に対する適用）

第１２０条　この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令は、国、都道府県、市町村その他これに準ずるものについても適用があるものとする。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部の適用除外）

第１２０条の２　船舶職員及び小型船舶操縦者法第３章第５節の規定は、船長については、適用しない。

（外国船舶の監督）

第１２０条の３　国土交通大臣は、その職員に、日本船舶以外の船舶（第１条第１項の国土交通省令の定める船舶及び同条第２項各号に定める船舶を除く。）で国土交通省令の定めるものが国内の港にある間、その船舶に立ち入り、その船舶の乗組員が次に定める要件を満たしているかどうかについて検査を行わせることができる。

一　その船舶が国籍を有する国が定める船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な海員の定員に従った員数の海員が乗り組んでいること。

二　１９７８年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に定める航海当直の基準に従った航海当直を実施していること。

三　操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に関し国土交通省令の定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。

２　国土交通大臣は、前項の検査を行う場合において必要があると認めるときは、その必要と認める限度において、その船舶の帳簿書類その他の物件を検査し、その船舶の乗組員に質問し、又はその船舶の乗組員が同項第３号に定める知識及び能力を有するかどうかについて審査を行うことができる。

３　国土交通大臣は、第１項の規定による検査の結果、その船舶の乗組員が同項各号の一に定める要件を満たしていないと認めるときは、その船舶の船長に対し、その要件を満たすための措置をとるべきことを文書により通告するものとする。

４　国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、なお第１項各号の一に定める要件を満たすための措置がとられていない場合において、その船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航海を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

５　国土交通大臣があらかじめ指定するその職員は、前項に規定する場合において、人の生命、身体若しくは財産に対する危険を防止し、又は海洋環境の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

６　第１０１条第３項の規定は第４項の場合について、第１０７条第３項及び第４項の規定は第１項の場合について準用する。この場合において、第１０１条第３項中「前項」とあるのは「第１２０条の３第４項」と、「第１項に規定する事実がなくなった」とあるのは「同条第１項各号に定める要件を満たすための措置がとられた」と、第１０７条第３項中「前２項」とあるのは「第１２０条の３第１項」と、「船員労務官」とあるのは「同条第１項の規定により立入検査をする職員」と、同条第４項中「第１項又は第２項」とあるのは「第１２０条の３第１項」と読み替えるものとする。

（命令の制定）

第１２１条　この法律に基いて発する命令は、その草案について公聴会を開いて、船員及び船舶所有者のそれぞれを代表する者並びに公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定するものとする。

（手数料の納付）

第１２１条の２　船員手帳の交付、訂正若しくは書換え若しくは衛生管理者適任

証書若しくは救命艇手適任証書の再交付の申請をし、又は衛生管理者若しくは救命艇手の試験を受け、若しくはこれらの資格の認定を申請しようとする者（第１０４条第１項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（事務の区分）

第１２１条の３　第１０４条第３項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務とする。

（権限の委任）

第１２１条の４　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令の定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

２　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、国土交通省令の定めるところにより、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任することができる。

第１４章　罰則

第１２２条　船長がその職権を濫用して、船内にある者に対し義務のない事を行わせ、又は行うべき権利を妨害したときは、２年以下の懲役に処する。

第１２３条　船長が第１２条の規定に違反したときは、５年以下の懲役に処する。

第１２４条　船長が第１３条の規定に違反して人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなかったときは、３年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第１２５条　船長が次の各号の一に該当する場合には、２年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

一　第１４条の規定に違反したとき。

二　船舶を遺棄したとき。

三　外国において海員を遺棄したとき。

第１３６条　船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、３０万円以下の罰金に処する。

一　第８条、第１０条、第１１条、第１４条の３第１項、第１６条、第１７条、第３６条、第５０条第２項、第５５条、第６６条の２又は第６７条第２項（第８８条の２の２第３項及び第８８条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第９条の規定に違反して予定の航路を変更したとき。

三　第１３条の規定に違反して告げなかったとき。

四　第１５条の規定に基づいて発する国土交通省令に違反して水葬に付したとき。

五　第１８条の規定による書類を備え置かず、又は同条第１項第２号から第４号までの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

六　第１９条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　第６７条第１項（第８８条の２の２第３項及び第８８条の３第４項におい

て準用する場合を含む。）の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第１２７条　海員が上長に対し暴行又は脅迫をしたときは、３年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第１２８条　海員が左の各号の一に該当する場合には、１年以下の懲役に処する。

一　削除

二　第１２条乃至第１４条に規定する場合において、船長が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのに当り、上長の命令に服従しなかったとき。

三　第３９条第３項に規定する場合において、人命、船舶又は積荷の応急救助のために必要な作業に従事しなかったとき。

四　外国において脱船したとき。

第１２８条の２　船員が第８１条第４項の規定に違反したときは、３０万円以下の罰金に処する。

第１２９条　船舶所有者が第８５条第１項若しくは第２項、第８８条又は第８８条の６の規定に違反したときは、１年以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処する。

第１３０条　船舶所有者が第３３条、第３４条第１項、第３５条、第４４条の２第１項若しくは第２項、第４４条の３第１項若しくは第３項、第４５条から第４７条まで、第４９条、第６２条、第６３条、第６５条の２第２項（第８８条の２の２第３項において準用する場合を含む。）、第６６条（第８８条の２の２第３項及び第８８条の３第４項において準用する場合を含む。）、第６９条、第７４条、第７８条、第８０条、第８１条第１項から第３項まで、第８２条、第８６条第１項、第８７条第１項若しくは第２項、第８８条の２の２第２項、第８８条の３第１項、第８８条の４第１項、第８９条、第９１条から第９４条まで、第１１２条第２項、第１１７条の２第１項、第１１７条の３第１項、第１１８条第１項、第１１８条の２若しくは第１１８条の３の規定に違反し、又は第７３条の規定に基づいて発する国土交通省令に違反したときは、６月以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処する。

第１３１条　船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、３０万円以下の罰金に処する。

一　第３２条、第３４条第２項、第５３条、第５４条、第５６条、第５８条第１項、第８２条の２第１項、第８３条第１項、第８５条第３項、第８８条の７又は第１１３条の規定に違反したとき。

二　第３４条第４項の規定による船員の請求にかかわらず、貯蓄金を返還しなかったとき。

三　第５８条の２又は第６７条第３項（第８８条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四　第１１１条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第１３２条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処する。

一　第１０１条第２項の規定による処分に違反した者

二　第１２０条の３第４項の規定による処分に違反した者

第１３３条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

一　第３７条の規定に違反して雇入契約の成立等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　削除

三　自己の船員手帳を棄損した者

四　第５０条第３項の規定に基づいて発する国土交通省令に違反した者

五　詐偽その他の不正行為をもって船員手帳の交付、訂正又は書換えを受けた者

六　他人の船員手帳を行使した者

七　第９７条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八　第９８条の規定に違反した者

九　第９９条の規定による命令に違反した者

十　第１０１条第１項の規定による命令に違反した者

十一　第１０７条第１項の規定による出頭の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二　第１０９条の規定に違反した者

十三　第１１２条第１項に定める場合において、虚偽の申告をした者

十四　第１２０条の３第１項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

十五　第１２０条の３第２項の規定による検査若しくは審査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第１３４条　この章のうち船長に適用すべき規定は、船長に代わってその職務を行う者にこれを適用する。

第１３５条　船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に関し第１２９条から第１３１条まで、第１３２条第１号又は第１３３条第１号若しくは第７号から第１１号までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。

２　第９７条第３項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務に関し第１３３条第７号から第９号まで又は第１１号の違反行為をしたときは、前項の規定を準用する。

6　船員法施行規則（昭和２２年運輸省令第２３号）（抄）

第１章　総則

（適用船舶の範囲）

第１条　船員法（以下「法」という。）第１条第１項の国土交通省令の定める船舶は、日本船舶以外の次の各号に掲げる船舶とする。

一　船舶法（明治３２年法律第４６号）第１条第３号及び第４号に掲げる法人以外の日本法人が所有する船舶

二　日本船舶を所有することができる者及び前号に掲げる者が借り入れ、又は国内の港から外国の港まで回航を請け負った船舶

三　日本政府が乗組員の配乗を行なっている船舶

四　国内各港間のみを航海する船舶

（適用除外小型船舶）

第１条の２　法第１条第２項第４号の国土交通省令の定めるものは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット又はモーターボートとする。

（職員の範囲）

第２条　法第３条の国土交通省令の定めるその他の海員は、次に掲げる海員とする。

一　運航士

二　事務長及び事務員

三　医師

四　その他航海士、機関士又は通信士と同等の待遇を受ける者

第２章　船長の職務及び権限

（発航前の検査）

第２条の２　船長は、法第８条の規定により、発航前に次に掲げる事項を検査しなければならない。ただし、当該発航の前１２時間以内に第１号に掲げる事項のうち操舵設備に係る事項について発航前の検査をしたとき並びに当該発航の前２４時間以内に第１号（操舵設備に係る事項を除く。）、第４号及び第５号に掲げる事項について発航前の検査をしたときは、当該事項については、検査を行わないことができる。

一　船体、機関及び排水設備、操舵設備、係船設備、揚錨設備、救命設備、無線設備その他の設備が整備されていること。

二　積載物の積付けが船舶の安定性をそこなう状況にないこと。

三　喫水の状況から判断して船舶の安全性が保たれていること。

四　燃料、食料、清水、医薬品、船用品その他の航海に必要な物品が積み込まれていること。

五　水路図誌その他の航海に必要な図誌が整備されていること。

六　気象通報、水路通報その他の航海に必要な情報が収集されており、それらの情報から判断して航海に支障がないこと。

七　航海に必要な員数の乗組員が乗り組んでおり、かつ、それらの乗組員の健

康状態が良好であること。

八　前各号に掲げるもののほか、航海を支障なく成就するため必要な準備が整っていること。

（遭難船舶等の救助義務の免除）

第３条　法第１４条ただし書の国土交通省令の定める場合は、次のとおりとする。

一　遭難者の所在に到着した他の船舶から救助の必要のない旨の通報があったとき。

二　遭難船舶の船長又は遭難航空機の機長が、遭難信号に応答した船舶中適当と認める船舶に救助を求めた場合において、当該救助を求められた船舶のすべてが救助に赴いていることを知ったとき。

三　やむを得ない事由で救助に赴くことができないとき、又は特殊の事情によって救助に赴くことが適当でないか若しくは必要でないと認められるとき。

２　前項第３号の場合においては、その旨を附近にある船舶に通報し、かつ、他の船舶が救助に赴いていることが明らかでないときは、遭難船舶の位置その他救助のために必要な事項を海上保安機関又は救難機関（日本近海にあっては、海上保安庁）に通報しなければならない。

（異常気象等の通報）

第３条の２　法第１４条の２の国土交通省令の定める船舶は、無線電信又は無線電話の設備を有する船舶とする。

２　船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関（日本近海にあっては、海上保安庁）に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法（昭和２３年法律第１７４号）第２５条、航路標識法（昭和２４年法律第９９号）第７条、水路業務法（昭和２５年法律第１０２号）第２０条、気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第７条第２項又は海上交通安全法（昭和４７年法律第１１５号）第３３条第１項の規定による報告を行なったときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。

異常な現象の種類	通報すべき事項
１　熱帯性暴風雨又はその他のビューフォート風力階級１０以上（風速毎秒２４・５メートル以上）の風を伴う暴風雨	イ　日時（協定世界時による。以下本表において同じ。）及び位置 ロ　気圧（補正の有無を明らかにすること。）及び前３時間中の気圧の変化の状況 ハ　風向（真方位による。以下本表において同じ。）及び風力（ビューフォート風力階級による。以下本表において同じ。）又は風速 ニ　うねりの進行方向（真方位による。）

	及び周期又は波長その他の海面の状態 ホ　船舶の針路（真方位による。）及び速力
2　構造物上にはげしく着氷を生ぜしめる強風	イ　日時及び位置 ロ　気温 ハ　表面水温 ニ　風向及び風力又は風速
3　漂流物又は通常の漂流海域外における流氷若しくは氷山	イ　日時及び位置 ロ　形状、漂流方向（真方位による。）及び漂流速度
4　沈没物	イ　日時及び位置 ロ　形状及び深度
5　その他船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象	イ　日時及び位置 ロ　概要

3　法第１４条の２の規定による通報は、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条第３号に定める安全通信により行なわなければならない。

（非常配置表）

第３条の３　法第１４条の３第１項の国土交通省令の定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一　旅客船（平水区域を航行区域とするものにあっては、国土交通大臣の指定する航路に就航するものに限る。）

二　旅客船以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶

三　船舶安全法施行規則（昭和３８年運輸省令第４１号）第１条第１４項に規定する管海官庁が１９７４年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第１０章第１規則に規定する高速船コード（以下「高速船コード」という。）に従って指示するところにより当該船舶が船舶安全法（昭和８年法律第１１号）第２条第１項に掲げる事項を施設し、かつ、同法第３条の規定による満載喫水線の標示をしている旨及び当該船舶に係る航行上の条件が、船舶安全法施行規則第１３条の５第２項の規定により記入された船舶検査証書を受有する船舶（以下「特定高速船」という。）

四　専ら沿海区域において従業する漁船以外の漁船

2　非常配置表には、次に掲げる非常の場合における作業について海員の配置を定めなければならない。

一　水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の閉鎖、排水その他の防水作業

二　防火戸の閉鎖、通風の遮断、消火設備の操作その他の消火作業

三　食料、航海用具その他の物品の救命艇、端艇及び救命いかだ（以下「救命艇等」という。）並びに救助艇への積込み、救命艇等及び救助艇の降下並びに救命艇等及び救助艇の操縦

四　救命索発射器、救命浮環その他の救命設備の操作

五　旅客の招集及び誘導、旅客の救命胴衣の着用の確認その他旅客の安全を確保するための作業

3　前項の規定により定める海員の配置は、次に掲げる海員の配置を含むものでなければならない。

一　前項第１号及び第２号に掲げる作業の現場における指揮者及びその代行者

二　救命艇等及び救助艇ごとの指揮者及び副指揮者（端艇、救命いかだ、救助艇及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする旅客船に搭載する救命艇にあっては、指揮者）

三　内燃機関、無線設備又は探照灯を有する救命艇等及び救助艇にあっては、当該救命艇等及び救助艇ごとにこれらの設備を操作することができる者

4　前項の場合において、救命艇手規則（昭和３７年運輸省令第４７号）第１条の船舶に搭載する救命艇等にあっては、同項第２号に掲げる者は、法第１１８条の救命艇手をもって充てなければならない。ただし、同令第２条第４項の許可を受けて救命艇手の員数を減じた場合における当該減じた員数に等しい数の救命艇等については、この限りでない。

5　非常配置表には、第２項に定めるもののほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　非常の場合において海員をその配置につかせるための信号

二　非常の場合において旅客を招集するための信号

三　前号の信号が出された場合に海員及び旅客がとるべき措置

四　船体放棄の命令を表す信号

五　非常の場合において旅客の乗り込むべき救命艇等

六　非常の場合において救命艇等及び救助艇に積み込むべき物品の名称及び数量

七　救命設備及び消火設備の点検及び整備を担当する職員

6　前項第２号の信号は、汽笛又はサイレンによる連続した７回以上の短声とこれに続く１回の長声としなければならない。

7　国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船の非常配置表の様式は、当該船舶の運航管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）の承認を受けたものでなければならない。

（操練）

第３条の４　前条第１項各号に掲げる船舶における法第１４条の３第２項の非常の場合のために必要な海員に対する操練は、非常配置表に定めるところにより海員をその配置につかせるほか、次に掲げるところにより実施しなければならない。

一　防火操練　防火戸の閉鎖、通風の遮断及び消火設備の操作を行うこと。

二　救命艇等操練　救命艇等の振出し又は降下及びその附属品の確認、救命艇の内燃機関の始動及び操作並びに救助艇の進水及び操船を行い、かつ、進水装置用の照明装置を使用すること。

三　救助艇操練　救助艇の進水及び操船並びにその附属品の確認を行うこと。

四　防水操練　水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の操作を行うこと。

五　非常操舵操練　操舵機室からの操舵設備の直接の制御、船橋と操舵機室との連絡その他操舵設備の非常の場合における操舵を行うこと。

六　特定高速船にあっては、前各号に掲げるところによるほか、次の表に定めるところにより実施すること。

防火操練	火災探知装置、船内通信装置及び警報装置の操作並びに旅客の避難の誘導を行うこと。
救命艇等操練	非常照明装置及び救命艇等に附属する救命設備の操作並びに海上における生存方法の指導を行うこと。
防水操練	ビルジ排水装置の操作及び旅客の避難の誘導を行うこと。

2　前項の船舶のうち、旅客船（国内各港間のみを航海する旅客船及び特定高速船を除く。）においては少なくとも毎週１回、旅客船である特定高速船においては１週間を超えない間隔で、旅客船以外の船舶である特定高速船においては１月を超えない間隔で、これら以外の船舶においては少なくとも毎月１回、海員に対する操練(膨脹式救命いかだの振出し及び降下並びにその附属品の確認、救命艇の進水及び操船、救命艇操練並びに非常操舵操練を除く。第５項において同じ。）を実施しなければならない。

3　海員に対する操練のうち、膨脹式救命いかだの振出し又は降下及びその附属品の確認は、少なくとも１年に１回（乙区域又は甲区域（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和５８年政令第１３号）別表第１の配乗表の適用に関する通則１２又は１３の乙区域又は甲区域をいう。）において従業する総トン数５００トン以上の漁船（次項及び第５項において「外洋大型漁船」という。）以外の漁船においては、少なくとも２年に１回）実施しなければならない。

4　海員に対する操練のうち、救命艇の進水及び操船は搭載するすべての救命艇について少なくとも３月に１回（国内各港間のみを航海する船舶（特定高速船及び漁船を除く。）及び外洋大型漁船以外の漁船（以下この項及び第６項並びに第３条の９第２項第２号及び第３号において「国内航海船等」という。）においては、少なくとも１年に１回)、救助艇操練及び非常操舵操練は少なくとも３月に１回(国内航海船等の救助艇操練にあっては、少なくとも１年に１回)、それぞれ実施しなければならない。

5　第１項の船舶のうち、漁船以外の船舶（国内各港間のみを航海する旅客船を除く。）及び外洋大型漁船においては、発航の直前に行われた海員に対する操練に海員の４分の１以上が参加していない場合は、発航後２４時間以内にこれを実施しなければならない。

6　第１項の船舶のうち国内航海船等以外の船舶（国内各港間のみを航海する特定高速船を除く。）においては、旅客の乗船後２４時間以内に旅客に対する避難のための操練を実施しなければならない。ただし、荒天その他の事由により実施することが著しく困難である場合は、この限りでない。

7　第１項の船舶以外の船舶においては、少なくとも３月に１回、海員に対して

第１項第５号に掲げる操練を実施しなければならない。

（航海当直の実施）

第３条の５　次の各号に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直の編成及び航海当直を担当する者がとるべき措置について国土交通大臣が告示で定める基準に従って、適切に航海当直を実施するための措置をとらなければならない。

一　平水区域を航行区域とする船舶

二　専ら平水区域又は船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令（昭和３８年政令第５４号）別表の海面において従業する漁船

（巡視制度）

第３条の６　第３条の３第１項第１号に掲げる船舶の船長は、船舶の火災の予防のための巡視制度を設けなければならない。

２　前項に定めるもののほか、同項の船舶のうち船舶設備規程（昭和９年逓信省令第６号）第２条第４項のロールオン・ロールオフ旅客船の船長は、船舶防火構造規則（昭和５５年運輸省令第１１号）第２条第１７号の２のロールオン・ロールオフ貨物区域若しくは同条第１８号の車両区域における貨物の移動又は当該区域への関係者以外の者の立入りを監視するための巡視制度を設けなければならない。ただし、当該区域について船舶設備規程第１４６条の４６第１項の規定による監視装置を備えている場合又は同項ただし書の規定により当該監視装置を備えることを要しないこととされている場合は、この限りでない。

（水密の保持）

第３条の７　船長は、次に掲げるところにより、船舶の水密を保持するとともに、海員がこれを遵守するよう監督しなければならない。

一　甲板間における貨物倉を区画する水密隔壁に取り付けた水密戸及び甲板間における貨物倉を区画する甲板に取り付けたランプは、発航前に水密に閉じ、航行中は、これを開放しないこと。

二　機関室内の水密隔壁にある取外しの可能な板戸は、発航前に水密を保つよう取り付け、航行中は、緊急の必要がある場合を除き、これを取り外さないこと。

三　船舶区画規程（昭和２７年運輸省令第９７号）第５０条第１項の工事用の出入口に設ける水密すべり戸は、発航前に水密に閉じ、航行中は、緊急の必要がある場合を除き、これを開放しないこと。

四　船舶区画規程第１０２条の１１第１項第１号の水密戸及び昇降口の水密閉鎖装置は、発航前に水密に閉じ、航行中は、通行のため必要がある場合を除き、これを開放しないこと。

五　船舶区画規程第５４条の水密すべり戸は、航行中は、旅客の通行その他船舶の運航のため必要がある場合を除き、これを開放しないこと。旅客の通行その他船舶の運航のため開放したときは、直ちに閉じ得るよう準備しておくこと。

六　前５号以外の水密隔壁に取り付けた水密戸及び漁船の最上層の全通甲板下の船側の開口であって、船内の閉囲された場所に通じるもの（舷窓を除く。）

は、発航前に水密に閉じ、航行中は、作業又は通行のため必要がある場合を除き、これを開放しないこと。作業又は通行のため開放したときは、直ちに閉じ得るよう準備しておくこと。

七　貨物を積載する場所にある舷窓その他航行中に近寄ることが困難な場所にある舷窓及びそのふたは、発航前に水密に閉じ、かつ、錠前その他の開くことを防止するための装置（以下「錠前等」という。）を付すべきものにあっては、施錠し、航行中は、これを開放しないこと。

八　船舶区画規程第５８条第２項の舷窓の下縁が発航前の喫水線の上方１・４メートル（満載喫水線規則（昭和４３年運輸省令第３３号）別表第１の熱帯域又は熱帯季節期間における季節熱帯区域に船舶があるときは、１・１メートル）に船舶の幅の１０００分の２５を加えた距離に最低点を有する隔壁甲板に平行な線より下方にあるときは、当該舷窓のある甲板間のすべての舷窓を発航前に水密に閉じ、かつ、施錠し、航行中は、これを開放しないこと。

九　外板の開口で垂直方向の損傷範囲を制限する甲板より下方にあるもの（第７号及び前号の舷窓を除く。）は、発航前に水密に閉じ、かつ、錠前等を付すべきものにあっては、施錠し、航行中は、当該開口の開放が船舶の安全性を損なう状況にない場合であって、船舶の運航のため必要があるときを除き、これを開放しないこと。

十　載貨扉は、発航前に水密に閉じ、かつ、安全装置を作動させ、航行中は、これを開放しないこと（次に掲げる場合を除く。）。

イ　船舶が離着岸する場合であって、当該載貨扉が船舶の接岸中操作するに適しない構造のものであるために、当該載貨扉を開放する必要があるとき。

ロ　船舶が安全に錨泊し、かつ、当該載貨扉の開放が船舶の安全性を損なう状況にない場合であって、旅客の乗降その他船舶の運航のために、当該載貨扉を開放する必要があるとき。

十一　舷門、載貨門その他の開口で隔壁甲板より下方にあるものは、発航前に水密に閉じ、航行中は、これを開放しないこと。

十二　灰棄て筒、ちり棄て筒等の船内の開口で隔壁甲板より下方にあるものは、使用した後直ちにそのふた及び自動不還弁を確実に閉じること。

２　次の各号に掲げる船舶については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一　船舶区画規程第２編の適用を受ける船舶（第３号において「特定旅客船」という。）以外の船舶前項第３号、第５号及び第１０号

二　船舶区画規程第３編 、第４編又は第５編の適用を受ける船舶（次号において「特定貨物船等」という。）以外の船舶前項第４号

三　特定旅客船又は特定貨物船等である船舶以外の船舶前項第８号、第９号、第１１号及び第１２号

３　第１項第７号及び第８号の舷窓並びに同項第９号の開口のかぎ又は暗証番号その他の解錠に必要な情報は、船長が保管又は管理しなければならない。

第３条の８　旅客船の船長は、国内各港間のみの航海を行なう場合を除き、水密

戸、水密戸に附属する表示器その他の装置、区画室の水密を保つための弁及び損傷制御用クロス連結管の操作用弁を毎週１回点検し、かつ、主横置隔壁にある動力式水密戸を毎日作動しなければならない。

（非常通路及び救命設備の点検整備）

第３条の９　船長は、非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口並びに救命設備を少なくとも毎月１回点検し、かつ、整備しなければならない。

２　前項に定めるもののほか、船長は、次の各号に掲げる救命設備については、それぞれ当該各号に定めるところにより少なくとも毎週１回点検しなければならない。

一　救命艇等及び救助艇並びにそれらの進水装置（第３号に掲げるものを除く。）目視により点検すること。

二　救命艇等及び救助艇（国内航海船等に備え付けられているものを除く。）の内燃機関　始動及び前後進操作を行うことにより点検すること。

三　旅客船及び漁船以外の船舶（国内航海船等を除く。）に備え付けられている救命艇（船尾からつり索を用いることなく進水するものを除く。）及びその進水装置　当該救命艇を格納位置から移動することにより点検すること。

四　第３条の３第５項第２号の信号を発する装置　使用することにより点検すること。

（旅客に対する避難の要領等の周知）

第３条の１０　船長は、避難の要領並びに救命胴衣の格納場所及び着用方法について、旅客の見やすい場所に掲示するほか、旅客に対して周知の徹底を図るため必要な措置を講じなければならない。

（船上教育）

第３条の１１　第３条の３第１項各号に掲げる船舶の船長は、海員が当該船舶に乗り組んでから２週間以内に当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法に関する教育を施さなければならない。

２　前項の船舶の船長は、海員に対し、当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法並びに海上における生存方法に関する教育を少なくとも毎月１回（国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船においては、少なくとも毎週１回）施さなければならない。

３　前項の教育のうち救命設備及び消火設備の使用方法に関する教育は、２月以内ごと（旅客船である特定高速船にあっては、１月以内ごと）に当該船舶のすべての救命設備及び消火設備について施されなければならない。

４　第１項の船舶の船長は、海員に対し、法第１４条の３に規定する非常配置表により割り当てられた消火作業に関する教育を施さなければならない。

５　前各項に掲げるほか、第１項の船舶の船長は、海員に対し、当該船舶の火災に対する安全を確保するための教育を施さなければならない。

（船上訓練）

第３条の１２　第３条の３第１項各号に掲げる船舶の船長は、海員が当該船舶に乗り組んでから２週間以内に当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法に関

する訓練を実施しなければならない。

2　前項の船舶の船長は、海員に対し、進水装置用救命いかだの使用方法に関する訓練を少なくとも４月に１回実施しなければならない。

3　第１項の船舶の船長は、海員に対し、法第１４条の３に規定する非常配置表により割り当てられた消火作業に関する訓練を定期的に実施しなければならない。

（手引書の備置き）

第３条の１３　第３条の３第１項各号に掲げる船舶の船長は、当該船舶の救命設備の使用方法、海上における生存方法及び火災に対する安全の確保に関する手引書を食堂、休憩室その他適当な場所に備え置かなければならない。

（操舵設備の作動）

第３条の１４　２以上の動力装置を同時に作動することができる操舵設備を有する船舶の船長は、船舶交通のふくそうする海域、視界が制限されている状態にある海域その他の船舶に危険のおそれがある海域を航行する場合には、当該２以上の動力装置を作動させておかなければならない。

（自動操舵装置の使用）

第３条の１５　船長は、自動操舵装置の使用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　自動操舵装置を長時間使用したとき又は前条に規定する危険のおそれがある海域を航行しようとするときは、手動操舵を行うことができるかどうかについて検査すること。

二　前条に規定する危険のおそれがある海域を航行する場合に自動操舵装置を使用するときは、直ちに手動操舵を行うことができるようにしておくとともに、操舵を行う能力を有する者が速やかに操舵を引き継ぐことができるようにしておくこと。

三　自動操舵から手動操舵への切換え及びその逆の切換えは、船長若しくは甲板部の職員により又はその監督の下に行わせること。

（船舶自動識別装置の作動）

第３条の１６　船舶設備規程第１４６条の２９の規定により船舶自動識別装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶自動識別装置を常時作動させておかなければならない。ただし、当該船舶が抑留され若しくは捕獲されるおそれがある場合その他の当該船舶の船長が航海の安全を確保するためやむを得ないと認める場合又は当該船舶が航海の目的、態様、運航体制等を勘案して船舶自動識別装置を常時作動させることが適当でないものとして国土交通大臣が告示で定める船舶に該当する場合については、この限りでない。

（船舶長距離識別追跡装置の作動）

第３条の１７　船舶設備規程第１４６条の２９の２の規定により船舶長距離識別追跡装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶長距離識別追跡装置を常時作動させておかなければならない。ただし、当該船舶が抑留され若しくは捕獲されるおそれがある場合その他の当該船舶の船長が航海の安全を確保

するためやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の規定により、船舶長距離識別追跡装置を停止した場合は、遅滞なく、海上保安庁に通報しなければならない。

（作業言語）

第３条の１８　船長は、乗組員が航海の安全に関し適切な動作を確実にするために使用する作業言語を決定し、その作業言語名を航海日誌の第１表の余白に記載しなければならない。ただし、当該作業言語を日本語に決定し、かつ、国際航海（船舶安全法施行規則第１条第１項の国際航海をいう。以下同じ。）に従事しない場合には、当該作業言語名を記載することを要しない。

2　船長は、法第１４条の３に規定する非常配置表又は第３条の１０に規定する旅客に対する避難の要領等に関する掲示物において、前項の規定により決定された作業言語以外の言語が使用されている場合には、当該作業言語への訳文を付さなければならない。

3　次の各号に掲げる船舶（推進機関を有しない船舶を除く。）の船長は、乗組員が航海の安全に関して船外と通信連絡を行う場合及び航海当直を実施している者が水先人と会話をする場合には、日本語（相手方の使用する言語が日本語である場合に限る。）又は英語を使用させなければならない。ただし、相手方の使用する言語が日本語又は英語以外の言語であって当該乗組員の使用するものと同一である場合には、この限りでない。

一　国際航海に従事する旅客船

二　旅客船又は自ら漁ろうに従事する漁船以外の船舶であって国際航海に従事するもの（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和５５年法律第４０号）第４条第１項に規定する国際総トン数（以下「国際総トン数」という。）が５００トン以上のものに限る。）

（航海に関する記録）

第３条の１９　国際航海に従事する国際総トン数１５０トン以上の船舶（推進機関を有しない船舶及び自ら漁ろうに従事する漁船を除く。）の船長は、航海に関する記録を作成し、船内に保存しなければならない。

2　前項に規定する航海に関する記録の作成について必要な事項は、国土交通大臣が告示で定める。

（クレーン等の位置）

第３条の２０　船長は、クレーン、デリックその他これらに類する装置を航海の安全に支障を及ぼすおそれのない位置に保持しなければならない。

（水葬）

第４条　船長は、次のすべての条件を備えなければ死体を水葬に付することができない。

一　船舶が公海にあること。

二　死亡後２４時間を経過したこと。ただし、伝染病によって死亡したときは、この限りでない。

三　衛生上死体を船内に保存することができないこと。ただし、船舶が死体を

載せて入港することを禁止された港に入港しようとするときその他正当の事由があるときは、この限りでない。

四　医師の乗り組む船舶にあっては、医師が死亡診断書を作成したこと。

五　伝染病によって死亡したときは、十分な消毒を行ったこと。

第５条　船長は、死体を水葬に付するときは、死体が浮き上らないような適当な処置を講じ、且つ、なるべく遺族のために本人の写真を撮影した上、遺髪その他遺品となるものを保管し、相当の儀礼を行わなければならない。

（遺留品の処置）

第６条　船長は、船内にある者が死亡し、又は行方不明になったときは、遅滞なく、その船舶に乗り込む本人の親族、友人その他適当な者２名以上を立ち会わせて、その遺留品を取り調べた上、遺留品目録を作らなければならない。

２　遺留品目録には、左の事項を記載して、船長及び立会人がこれに記名押印しなければならない。

一　本人の氏名、本籍、住所並びに死亡し、又は行方不明となった位置及び年月日時

二　遺留品の品名及び数量

三　遺留品の目録を作ったときの年月日

四　売却その他の処分をしたときは、そのてん末

第７条　船長は、遺留品を相続人その他の利害関係人の利益に適する方法により管理し、遺留品目録と共に相続人その他の権利者に引き渡さなければならない。

２　船長は、遺留品目録及び遺留品の管理及び引渡を船舶所有者に委託することができる。

３　船長又は船舶所有者が、遺留品の権利者の存否又は所在が分らないときは、もよりの地方運輸局長にこれを遺留品目録と共に提出しなければならない。

第８条　船長又は船舶所有者が、前条第３項の規定によって遺留品目録と共に遺留品を地方運輸局長に提出したときは、遺留品目録の写に地方運輸局長の証明を求めることができる。

（仮船舶国籍証書等）

第９条　法第１８条第１項第１号の国土交通省令の定める証書は、次に掲げるものとする。

一　船舶法第１３条、第１５条又は第１６条の規定により仮船舶国籍証書の交付を受けた船舶にあっては、当該仮船舶国籍証書

二　小型船舶の登録等に関する法律（平成１３年法律第１０２号）の適用を受ける船舶にあっては、次に掲げる証明書

イ　小型船舶の登録等に関する法律第２５条第１項の規定により国籍証明書の交付を受けた船舶にあっては、当該国籍証明書

ロ　イに掲げる船舶以外の船舶にあっては、小型船舶の登録等に関する法律第１４条の規定による登録事項証明書等のうち、小型船舶登録規則（平成１４年国土交通省令第４号）第２９条第１号の１部事項証明書又は同条第２号の全部事項証明書（現に小型船舶の登録等に関する法律第３条に規定

する小型船舶登録原簿に登録された事項を証するものに限る。）

2　次に掲げる船舶にあっては、法第１８条第１項第１号の書類を備え置くことを要しない。

一　船舶法施行細則（明治３２年逓信省令第２４号）第４条の規定により航海を行う船舶

二　総トン数２０トン未満の船舶（漁船を除く。）であって次に掲げるもの

イ　小型船舶の登録等に関する法律第２条第２号の国土交通省令で定める船舶

ロ　小型船舶の登録等に関する法律第３条ただし書の規定により臨時航行する船舶

ハ　小型船舶の登録等に関する法律第６条第１項の規定による新規登録又は同法第９条第１項の規定による変更登録を受けた後に、前項第２号に掲げる証明書を備え置くため航行する船舶

（海員名簿）

第１０条　海員名簿の様式は、第１号書式とする。

2　船長は、船員の雇入契約の成立等があったときは、遅滞なく、海員名簿を船員に提示してその確認印を受けなければならない。ただし、法第３９条の規定により雇入契約が終了した場合において、海員名簿が滅失し、又はき損したときは、この限りでない。

3　船長は、海員名簿が滅失し、又はき損したときは、前項ただし書の場合を除き、遅滞なく、海員名簿を作成し、これを船員に提示してその確認印を受けなければならない。

4　第２２条第１項の一括届出の許可に係る船舶にあっては、海員名簿は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（当該事務所が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長（船舶貸借の場合であって当該船舶の所有者の住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下この項において「住所地等」という。）が本邦内にあるとき（住所地等が２以上ある場合であって、これらが２以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときを除く。）にあっては、当該住所地等を管轄する地方運輸局長）。以下「所轄地方運輸局長」という。）が指定した場所に備え置かなければならない。

5　海員名簿は、船員の死亡又は雇入契約の終了の日から３年を経過する日まで、なお船内又は前項の場所に備え置かなければならない。ただし、船舶を譲渡したときその他のやむを得ない事由があるときは、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置くことができる。

（航海日誌）

第１１条　航海日誌の様式は、第２号書式とする。ただし、国内各港間のみを航海する船舶又は第１種の従業制限を有する漁船にあっては、同書式中出生、死亡及び死産に関する第６表から第８表までは備えることを要しない。

2　航海日誌には、航海の概要を第４表に記載するほか、次に掲げる場合にあっては、その概要を第５表に記載しなければならない。

一　第２条の２の規定により操舵設備について検査を行ったとき。
二　法第１４条ただし書の規定により遭難船舶等を救助しなかったとき。
三　法第１４条の３第２項の規定による操練を行い、又は行うことができなかったとき。
四　第３条の７第１項第１号から第１１号までの規定により水密を保持すべき水密戸等を開放し、若しくは閉じ、又は第３条の８の規定により点検したとき。
五　第３条の９の規定により救命設備の点検整備を行ったとき。
六　第３条の１２の規定により訓練を行ったとき。
七　第３条の１６ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させておかなかったとき。
八　第３条の１７ただし書の規定により船舶長距離識別追跡装置を作動させておかなかったとき。
九　法第１５条から第１７条まで又は法第２２条から第２９条までの規定により処置したとき。
十　法第１９条各号の１に該当したとき。
十一　法第２０条又は商法（明治３２年法律第４８号）第７０７条の規定により船長以外の者が船長の職務を行ったとき。
十二　船員労働安全衛生規則（昭和３９年運輸省令第５３号）第４５条第２項の規定により自蔵式呼吸具、送気式呼吸具及び空気圧縮機の点検を行ったとき。
十三　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和３２年運輸省令第３０号）第１９８条第３項の規定により貨物タンクの圧力逃し弁の設定圧力の変更を行ったとき。
十四　船内において出生又は死産があったとき。
十五　海員その他船内にある者による犯罪があったとき。
十六　労働関係に関する争議行為があったとき。
十七　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）第１９条の２１第１項の規定により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和４６年政令第２０１号）第１１条の１０第１項の表第１号及び第２号に掲げる海域に入域する場合であって、同条第２項第１号イに掲げる基準に適合する燃料油の使用を開始するとき。

３　航海日誌は、外国語によって作成することができる。

４　航海日誌は、最後の記載をした日から３年を経過する日まで、なお船内に備え置かなければならない。

（旅客名簿）

第１２条　旅客名簿は、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一　氏名、年令（年令区分（少なくとも大人、子供及び幼児の区分が判別できるように記載されたものをいう。）をもって足りる。）、性別及び住所（住民

票に記載されている市区町村名をもって足りる。）

二　乗船の年月日及び港並びに下船の年月日及び港

三　海難その他非常の場合における介助等の支援の要否

2　前項の旅客名簿は、旅客に記載させる場合にあっては、その記載が簡易なものであり、かつ、同項各号に掲げる事項以外の記載事項がある場合にあっては、旅客の個人情報の保護に留意されたものでなければならない。

3　次に掲げる船舶にあっては、旅客名簿を備え置くことを要しない。

一　旅客船以外の船舶

二　沿海区域のみを航行する船舶

三　離島航路（離島航路整備法（昭和２７年法律第２２６号）第２条第１項に規定する離島航路のうち当該航路の航海距離、本邦の海岸からの距離その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める航路を除く。）を航行する船舶

四　国内各港間を航海する船舶であって、当該船舶に関し、次に掲げる措置が講じられているもの

イ　当該船舶の運航管理の事務を行う事務所に第１項各号に掲げる事項を記載した書類が備え置かれていること。

ロ　イの事務所と有効に交信できる通信設備が設置されていること。

ハ　イの事務所に、必要な場合に直ちに第１項各号に掲げる事項を連絡するための当直体制がとられていること。

（積荷に関する書類）

第１３条　法第１８条第１項第５号の積荷に関する書類は、積荷目録とする。

2　船積港又は陸揚港が外国にある物品運送を行なう船舶以外の船舶においては、前項の書類を備え置くことを要しない。

（航行に関する報告）

第１４条　船長は、法第１９条の規定により報告をしようとするときは、遅滞なく、最寄りの地方運輸局等の事務所（地方運輸局、運輸監理部、運輸支局及び海事事務所（以下「地方運輸局の事務所」という。）並びに法第１０４条の規定に基づき国土交通大臣の事務を行う市町村長（以下「指定市町村長」という。）の事務所をいう。以下同じ。）において、地方運輸局長又は指定市町村長（以下「地方運輸局長等」という。）に対し第４号書式による報告書３通を提出し、かつ、航海日誌を提示しなければならない。ただし、滅失その他やむを得ない事由があるときは、航海日誌の提示は、要しない。

2　前項の規定により航海日誌を提示する場合において、航海日誌が外国語によって作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

第１５条　前条第１項の規定により船長が報告をした事実及び船舶所有者が同条の規定に準じて航行に関する報告をした事実については、船長又は船舶所有者は、地方運輸局長に対し航海日誌を提示し、かつ、第４号の２書式による申請書を提出して、当該報告書の写に証明を求めることができる。

第３章　雇入契約の成立等の届出等

（労働条件等の明示事項）

第１６条　法第３２条の規定により、船舶所有者は、船員を雇用しようとするときは、船員に対し、次に掲げる事項（第９号に掲げる事項については海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２６条第１項の規定による命令（以下「航海命令」という。）により航海を行うために船員を雇用しようとする場合に限る。）を記載した書面を交付することにより労働条件等を明示しなければならない。

一　雇用の期間

二　乗り組むべき船舶の名称、総トン数、用途（漁船にあっては、従事する漁業の種類を含む。）及び就航航路又は操業海域に関する事項

三　職務に関する事項

四　基準労働期間、労働時間、休息時間、休日及び休暇に関する事項並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制に関する事項

五　給料その他の報酬の決定方法及び支払いに関する事項

六　報酬が歩合によって支払われる場合の法第５８条第１項の１定額及び同条第３項の額

七　退職、解雇、休職及び制裁に関する事項

八　予備船員制度があるときは、その概要

九　航海命令により航海を行う旨

２　船舶所有者は、前項に掲げる事項について変更しようとするときは、その事項を記載した書面を交付し、その事項を明示しなければならない。

（貯蓄金の管理）

第１６条の２　船舶所有者は、法第３４条第２項の規定による貯蓄金の管理に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第５号書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

２　法第３４条第２項の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一　貯蓄金の管理が預金の受入れである場合

イ　預金者の範囲

ロ　預金者１人当たりの預金額の限度

ハ　通帳の発行その他貯蓄金の受入れを証する方法

ニ　管理の方法

ホ　利率、複利単利の別その他の利子の計算方法

ヘ　返還の方法

二　貯蓄金の管理が預金の受入れでない場合

イ　受領書の発行その他貯蓄金の受入れを証する方法

ロ　管理の方法（預入者の名儀、預入先の名称、預入れの種類及び利子又は配当金の管理方法を含む。）

ハ　通帳、印鑑等船舶所有者の管理すべきものの範囲

ニ　返還の方法

3　船舶所有者が預金の受入れである貯蓄金の管理をする場合の下限利率（法第３４条第３項の国土交通省令で定める利率をいう。以下本項において同じ。）は、次に掲げる利率又は年５厘のうちいずれか高い方の利率とする。

一　１の年度（毎年４月から翌年３月までの期間をいう。以下本項において同じ。）における下限利率は、当該年度の前年度の１０月における定期預金平均利率（特定の月において全国の銀行が新規に受け入れる定期預金（預入金額が３００万円未満であるものに限る。）について、当該定期預金に係る契約において定める預入期間が１年以上であって２年未満であるもの、２年以上であって３年未満であるもの、３年以上であって４年未満であるもの、４年以上であって５年未満であるもの及び５年以上であって６年未満であるものの別に平均年利率として日本銀行が公表する利率を平均して得た利率をいう。以下本項において同じ。）及び同月において適用される下限利率との差が５厘以上であるときは当該定期預金平均利率に端数処理（１未満の端数がある数について、小数点以下３位未満を切り捨て、小数点以下３位の数字が、１又は２であるときはこれを切り捨て、３から７までの数であるときはこれを５とし、８又は９であるときはこれを切り上げることをいう。以下本項において同じ。）をして得た利率とし、当該利率の差が５厘未満であるときは当該下限利率と同一の利率とする。

二　毎年度の４月における定期預金平均利率及び前号の規定により同月において適用される下限利率との差が１分以上であるときは、当該年度の１０月から３月までの期間における下限利率は、同号の規定にかかわらず、当該定期預金平均利率に端数処理をして得た利率とする。

4　法第３４条第２項の協定により預金の受入れである貯蓄金の管理をする船舶所有者は、前年４月１日以後１年間における預金の管理の状況を、毎年４月３０日までに、第５号の２書式により所轄地方運輸局長に報告しなければならない。

（教育のための雇入契約の解除）

第１７条　船員は、次に掲げる教育機関における教育を受けようとするときは、法第４１条第１項第４号の規定により雇入契約を解除することができる。

一　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による学校

二　独立行政法人海技教育機構

三　独立行政法人水産大学校

2　前項の場合においては、少くとも７日以前に船舶所有者に書面で申入をしなければならない。

（雇入契約の成立等の届出）

第１８条　船長（法第３７条第２項の規定により雇入契約の成立等の届出を行うべき船舶所有者を含む。次条及び第２０条において同じ。）は、船員の雇入契約の成立等があったときは、最寄りの地方運輸局等の事務所において地方運輸局長等に対し届け出なければならない。ただし、労働協約若しくは就業規則の定めにより又はこれらの変更に伴い労働条件が変更された場合は、当該変更に

ついて雇入契約の変更の届出をすることを要しない。この場合において、就業規則は、法第９７条の規定により届出されたものでなければならない。

第１９条　船長は、前条の届出をしようとするときは、次の書類を提示して、雇入契約が成立又は終了した場合にあっては第６号書式による届出書を、雇入契約を変更又は更新した場合にあっては第８号書式による届出書を提出しなければならない。

一　海員名簿

二　船員手帳

三　海技免状又は小型船舶操縦免許証その他の資格証明書を受有することを要する船員については、海技免状又は小型船舶操縦免許証その他の資格証明書（雇入契約の終了の届出をする場合を除く。）

２　地方運輸局長等は、雇入契約の確認のため必要があるときは、労働協約、就業規則、船員派遣契約の契約内容を記載した書類、妊産婦の船員を船内で使用することができることを証する書類その他の船員の労働関係に関する事項を証する書類、漁船の従業する区域を証する書類又は船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることができる。

第２０条　法第３９条の規定により雇入契約が終了した場合において海員名簿が滅失し、又はき損したときは、船長は、船員の氏名欄に船員の確認印のある第６号書式による届出書２通を提出し、その１通をもって海員名簿にかえ、雇入契約の終了の届出をすることができる。

第２１条　雇入契約の成立等の届出をする場合において、船員が地方運輸局等の事務所のない港で下船したことその他のやむを得ない事由があるときは、第１９条第１項の規定にかかわらず、船員手帳を提示することを要しない。

２　船長は、船員が下船する際に雇入契約の終了の届出をすることができないときは、当該船員の受有する船員手帳の該当欄にその事由を記載し、押印しておかなければならない。

（一括届出）

第２２条　船員の乗組みを同一船舶所有者に属する航海の態様が類似し、かつ、船員の労働条件が同等である２以上の船舶相互の間において変更させる必要がある場合において、船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けたときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶のすべてについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

２　船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶検査証書又はその写し及び船舶検査手帳又はその写しを提示して第９号書式による申請書を提出しなければならない。

３　所轄地方運輸局長は、第１項の許可のために必要があるときは、航海の態様が類似していることを証する書類又は船員の労働条件が同等であることを証する書類の提示を求めることができる。

４　第１項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、所轄地方運

輸局長が指定した地方運輸局等の事務所においてしなければならない。

第２３条　船員の乗組みを同一船舶所有者に属する２以上の船舶相互の間において変更させる必要がある場合において、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けたときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶のすべてについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

一　労働協約又は就業規則に定められた労働条件に基づき、適切な船員の労務管理を遂行し得る体制を確立していること。

二　電子情報処理組織（地方運輸局の事務所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可を受けようとする船舶所有者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、地方運輸局長が当該届出に係る船員の乗組みに関する事項を速やかに確認することができる措置を講じていること。

２　船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶検査証書又はその写し及び船舶検査手帳又はその写しを提示して第１０号書式による申請書を提出しなければならない。

３　所轄地方運輸局長は、第１項の許可のため必要があるときは、報酬支払簿、休日付与簿その他の船員の労務管理に関する書類の提示を求めることができる。

４　第１項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、地方運輸局の事務所においてしなければならない。

（船長の就退職等の証明）

第２４条　雇入契約のない船長は、船長としての就職又は退職並びにその乗り組む船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域若しくは従業制限及び従業区域並びに用途又はこれらの変更について船員手帳に地方運輸局長の証明を受けることができる。

２　前項の証明を申請しようとする雇入契約のない船長は、もよりの地方運輸局の事務所において次に掲げる書類を呈示して第１１号書式による申請書を提出しなければならない。

一　海員名簿

二　船員手帳

三　海技免状又は小型船舶操縦免許証（退職又は船舶の名称の変更について証明を申請する場合を除く。）

３　地方運輸局長は、第１項の証明のため必要があるときは、漁船の従業する区域を証する書類、船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることができる。

（解雇制限の除外認定）

第２５条　船舶所有者は、法第４４条の２第２項の規定により認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書２通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

一　解雇しようとする船員の氏名、性別、職務及び雇用年月日
二　最近の雇入契約の成立の年月日及び雇入契約の終了の年月日
三　認定を受けようとする事由

（解雇の予告）

第２６条　船舶所有者は、法第４４条の３第２項の規定により予告の日数を短縮しようとするときは、次に掲げる額の予告手当を支払わなければならない。
一　日によって給料を定めるときは、その日額に、短縮しようとする日数を乗じた額
二　月によって給料（法第５８条第３項の雇入契約に定める額を含む。）を定めるときは、その月額を３０で除した額に、短縮しようとする日数を乗じた額
三　前２号以外の期間によって給料を定めるときは、前２号に準じて算定した額

第２７条　第２５条の規定は、船舶所有者が法第４４条の３第３項の規定により認定を受けようとする場合について、準用する。

第４章　船員手帳

（船員手帳の交付）

第２８条　船員となった者は、遅滞なく、最寄りの地方運輸局等の事務所（外国人にあっては、地方運輸局若しくは運輸監理部又はその運輸支局若しくは海事事務所のうち国土交通大臣が指定するもの。以下本章において同じ。）に出頭して地方運輸局長等（外国人にあっては、地方運輸局長。以下本章において同じ。）に船員手帳の交付を申請しなければならない。ただし、日本国外において船員となった者については、最初の航海においてその乗り組む船舶が国内の港に入港するときは、当該港に到着した後に申請すればよい。

２　船員として雇用されることを予約された者は、もよりの地方運輸局等の事務所に出頭して地方運輸局長等に船員手帳の交付を申請することができる。

３　前２項の規定にかかわらず、次に掲げる者が船員手帳の交付を申請する場合には、地方運輸局等の事務所に出頭することを要しない。
一　日本国外において船舶に乗り組む者（第１項ただし書の規定が適用される者を除く。）
二　本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む外国人であって出入国に係る当該者の身分証明を希望しない者
三　本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組まない外国人

４　有効な船員手帳を現に受有する者は、船員手帳の交付を申請することができない。

第２９条　前条の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付して第１２号書式による申請書を提出しなければならない。
一　船舶所有者の発行する船員としての雇用関係（雇用の予約を含む。）を証する書類

二　戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく住民票の写しであって、氏名、性別（前条第３項の規定により申請する者に限る。）、本籍及び生年月日を証するもの

三　申請の日前６月以内に撮影した自己の写真（縦５・５センチメートル、横４センチメートルの単独、無帽、かつ、正面上半身のもので台紙にはらないもの）２葉

２　外国人にあっては、前項第２号の書類の添附にかえて、外国人登録法（昭和２７年法律第１２５号）に基づく外国人登録証明書又は旅券を呈示し、かつ、氏名、国籍及び生年月日を証する当該国の領事官の証明書を添附しなければならない。

３　前条第３項第１号及び第２号に掲げる者（同項第１号に掲げる者にあっては、外国人に限る。）にあっては、前項の規定にかかわらず、同項の書類を提示し、かつ、添付することに代えて、氏名、性別、国籍及び生年月日を証する書類であって権限のある機関が発行したもの（その写しを含む。）を添付することができる。

４　前条第３項第３号に掲げる者にあっては、第２項の規定にかかわらず、当該国の領事官の証明書を添付することを要せず、かつ、外国人登録証明書又は旅券を提示することに代えて、当該書類の写しを添付することができる。

５　地方運輸局長等は、前条第３項の規定により申請した者に船員手帳を交付しようとするときは、船員手帳の写真欄の右横に、当該船員手帳は出入国に係る当該者の身分証明を行うものではない旨の表示をするものとする。

６　本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む難民（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第６１条の２第３項の規定により難民認定証明書の交付を受けている外国人をいう。）にあっては、第２項の規定にかかわらず、当該国の領事官の証明書を添付することを要しない。この場合において、当該難民は、難民認定証明書を提示しなければならない。

７　第１項第２号の書類、第２項の領事官の証明書及び第３項の権限のある機関が発行した書類（その写しを含むものとし、有効期限があるものを除く。）は、提出の日前１年以内に作成されたものでなければならない。

８　指定市町村長に前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所地があるときは、第１項第２号に掲げる書類は、添附することを要しない。

（未成年者の船員手帳の交付）

第３０条　未成年者が第２８条の申請をしようとするときは、前条の規定による外、左の事項を記載し、法定代理人の記名押印した書類を申請書に添附しなければならない。

一　未成年者の氏名及び本籍

二　船員となることを許可した旨

三　船員となることを許可した年月日

四　法定代理人の本籍及び住所並びに本人との続柄

（船員手帳の訂正等）

第３１条　船員は、船員手帳に記載した本人の氏名又は本籍（外国人にあっては、国籍。以下本章において同じ。）に変更があったときは、遅滞なく、もよりの地方運輸局長等に船員手帳の訂正を申請しなければならない。

２　前項の申請をしようとする者は、その船員手帳及び訂正すべき事項を証する第２９条第１項第２号の書類（外国人にあっては、同条第２項の領事官の証明書）を添付して第１３号書式による申請書を提出しなければならない。ただし、同条第３項及び第４項に規定する外国人にあっては、同条第２項の領事官の証明書の添付に代えて、それぞれ同条第３項の権限のある機関が発行した書類（その写しを含む。）又は同条第４項の書類の写しを添付することができる。

３　第２９条第５項から第８項までの規定は、第１項の申請について準用する。この場合において、同条第５項中「前条第３項の規定により」とあるのは「第３１条第２項ただし書の規定により第２９条第３項の権限のある機関が発行した書類（その写しを含む。）又は同条第４項の書類の写しを添付して」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。ただし、既に当該表示が付されている場合にあっては、この限りでない」と読み替えるものとする。

４　船員は、船員手帳の写真が本人であることを認め難くなった場合において、写真欄の右横に余白があるときは、第２９条第１項第３号の写真２葉を添附して、写真のはり換えを申請しなければならない。

（船員手帳の再交付）

第３２条　船員は、船員手帳が滅失し、若しくはき損したとき、又は船員手帳の写真が本人であることを認め難くなった場合において写真欄の右横に余白のないときは、遅滞なく、最寄りの地方運輸局等の事務所に出頭して地方運輸局長等にその再交付を申請しなければならない。ただし、日本国外にある船員については、再交付の申請の事由が生じた後最初の航海においてその乗り組む船舶が国内の港に入港するときは、当該港に到着した後に再交付又は第３４条第６項の規定による書換えを申請すればよい。

第３３条　第２８条第３項及び第２９条の規定は、前条の申請について準用する。この場合において、第２８条第３項中「第１項ただし書」とあるのは「第３２条ただし書」と、第２９条第１項中「第１２号書式」とあるのは「第１４号書式」と読み替えるものとする。

２　現に雇入契約存続中の船員にあっては、第２９条第１項第１号の書類に代えて、海員名簿を提示し、又は第１５号書式による船長若しくは船舶所有者の証明書を添付しなければならない。

３　船員手帳がき損し、又は船員手帳の写真が本人であることを認め難くなったことにより再交付を申請しようとする者は、申請の際、もとの船員手帳を返還しなければならない。

４　雇用関係、氏名、性別、本籍又は生年月日がき損した船員手帳により明りょうなときは、その明りょうである事項を証する第２９条又は第２項の書類を添付し、又は提示することを要しない。この場合においても、外国人（同条第５

項の表示が付されている船員手帳を受有する者を除く。次条第３項において同じ。）は、外国人登録証明書又は旅券を提示しなければならない。

５　船員手帳が滅失したことにより再交付を受けた者は、その後滅失した船員手帳を発見したときは、遅滞なく、これを地方運輸局長等に返還しなければならない。

（船員手帳の書換え）

第３４条　船員は、船員手帳に余白がなくなったとき又は船員手帳の有効期間が経過したときは、遅滞なく、もよりの地方運輸局等の事務所に出頭して地方運輸局長等にその書換えを申請しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、船員は、船員手帳の有効期間が満了する日以前１年以内に最寄りの地方運輸局等の事務所に出頭して地方運輸局長等にその書換えを申請することができる。

３　第１項又は第２項の申請をしようとする者は、第２９条第１項第３号の写真２葉を添付して第１４号書式による申請書を提出しなければならない。この場合においては、もとの船員手帳を返還し、かつ、外国人にあっては、外国人登録証明書又は旅券を提示しなければならない。

４　第２８条第３項及び第２９条第５項の規定は、第１項及び第２項の申請について準用する。この場合において、第２８条第３項中「前２項」とあるのは「第３４条第１項及び第２項」と、「第１項ただし書の規定が適用される者」とあるのは「書換えの申請の事由が生じた後最初の航海において、その乗り組む船舶が国内の港に入港する者」と、第２９条第５項中「前条第３項」とあるのは「第３４条第４項において準用する第２８条第３項」と読み替えるものとする。

５　前項の場合においては、第３項の規定にかかわらず、外国人登録証明書又は旅券を提示することを要しない。

６　第１項及び第２項に規定する場合のほか、第２９条第５項の表示が付されている船員手帳を受有する船員は、出入国に係る当該者の身分証明を希望する場合には、最寄りの地方運輸局等の事務所に出頭して地方運輸局長等にその書換えを申請することができる。

７　前項の申請をしようとする者は、第２９条第１項第２号の書類及び同項第３号の写真２葉を添付して第１４号書式による申請書を提出し、かつ、もとの船員手帳を返還しなければならない。この場合においては、同条第２項及び第６項から第８項までの規定を準用する。

（船員手帳の有効期間）

第３５条　船員手帳は、交付、再交付又は書換えを受けたときから１０年間有効とする。ただし、航海中にその期間が経過したときは、その航海が終了するまで、なお有効とする。

２　外国人の受有する船員手帳にあっては、前項本文の有効期間は、５年とする。ただし、地方運輸局長が５年以内の期間を定めた場合においては、その期間とする。

（船員手帳の還付）

第３６条　地方運輸局長等は、第３３条第３項若しくは第５項又は第３４条第３項若しくは第７項の規定により船員手帳の返還を受けた場合においては、これに無効の旨を表示し、本人に還付するものとする。

（船員手帳の返還）

第３７条　他人の船員手帳を保管する者は、法第５０条第２項の規定により船長が保管する場合を除き、本人の請求があったときは、直ちにこれを返還しなければならない。

２　他人の船員手帳を保管する者は、船員手帳の受有者の所在が明らかでないため、これを本人に返還することができないときは、遅滞なく、その事由を記載した書類を添附して、もよりの地方運輸局長等に提出しなければならない。

（船員手帳の様式）

第３８条　船員手帳の様式は、第１６号書式による。

（船員手帳記載事項の証明）

第３９条　船員又は船員であった者は、船員手帳に記載されている事項であって、雇入契約の成立等の届出又は第２４条第１項の規定による証明を受けたものについて地方運輸局長の証明を申請することができる。

２　前項の証明を申請しようとする者は、地方運輸局の事務所において船員手帳を提示して第１６号の２書式による申請書を提出しなければならない。

第５章　給料その他の報酬

（給料その他の報酬の支払方法）

第３９条の２　船舶所有者は、船員の同意を得た場合には、給料その他の報酬の支払について当該船員が指定する銀行その他の金融機関に対する当該船員の預金又は貯金への振込みによることができる。

２　船舶所有者は、船員の同意を得た場合には、退職手当の支払について前項に規定する方法によるほか、次の方法によることができる。

一　銀行その他の金融機関によって振り出された当該銀行その他の金融機関を支払人とする小切手を当該船員に交付すること。

二　銀行その他の金融機関が支払保証をした小切手を当該船員に交付すること。

３　地方公務員に関して法第５３条第１項の規定が適用される場合における前項の規定の適用については、同項第１号中「小切手」とあるのは、「小切手又は地方公共団体によって振り出された小切手」とする。

（定期払いを要しない報酬）

第４０条　法第５３条第２項の国土交通省令の定める報酬は、次に掲げる報酬以外の報酬とする。

一　給料（報酬が歩合によって支払われる場合は、法第５８条第１項の一定額）

二　家族手当、職務手当、乗船を事由として支払われる報酬及び船舶、航海又は積荷の態様により支払われる報酬

三　前２号に掲げるもの以外の固定給（算定の基礎となる期間が１月をこえる

ものを除く。）

（傷病中の手当）

第４１条　法第５７条の国土交通省令の定める手当は、前条第２号及び第３号に掲げる報酬とする。

（報酬支払簿）

第４２条　船舶所有者は、法第５８条の２の規定により、第１６号の３書式による報酬支払簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所に備え置かなければならない。ただし、報酬支払簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとすることができる。

２　報酬支払簿は、最後の記載をした日から３年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

第６章　労働時間、休日及び定員

（基準労働期間）

第４２条の２　法第６０条第３項の国土交通省令で定める船舶の区分は、次の各号に掲げる船舶の区分とし、同項の国土交通省令で定める期間は、当該各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間とする。

一　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（国内各港間のみを航海するものを除く。）　１年

二　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であって国内各港間のみを航海するもの（次号に掲げるものを除く。）及び沿海区域を航行区域とする船舶（第４号に掲げるものを除く。）　９月

三　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であって国内各港間のみを航海するもののうち定期航路事業（海上運送法第２条第３項に規定する定期航路事業をいう。以下同じ。）に従事するもの　６月

四　沿海区域を航行区域とする船舶であって国内各港間のみを航海するもののうち定期航路事業に従事するもの及び平水区域を航行区域とする船舶（次号に掲げるものを除く。）　３月

五　平水区域を航行区域とする総トン数７００トン以上の船舶であって定期航路事業に従事するもの　１月

２　前項の期間の起算日は、次に掲げる日とする。

一　海員が船舶に乗り組む日（当該日がそれ以外の日を起算日とする基準労働期間内にある場合を除く。）

二　海員が船舶に乗り組んでいる間に基準労働期間が終了した場合にあっては、当該終了した日の翌日

３　前項の規定にかかわらず、就業規則その他これに準ずるものにより、あらかじめ基準労働期間の起算日及び基準労働期間内に与える休日（次条第１項の休日に限る。以下第４２条の５第１項、第４２条の１１、第４５条、第４８条の２の２第３項、第４８条の２の３第３項及び第４８条の２の４第３項において同じ。）の日数が定められており、かつ、当該日数の休日を与えることによっ

て法第６０条第２項及び法第６１条の規定を遵守しうる場合にあっては、第１項の期間の起算日は、当該就業規則その他これに準ずるものにより起算日として定められた日とする。

（休日の付与）

第４２条の３　法第６２条第１項の休日は、陸上休日（船舶に乗り組んでいる期間以外において与える休日をいう。以下同じ。）又は停泊中の休日とする。ただし、労働協約に特別の定めがある場合はこの限りでない。

２　船舶所有者は、船員に補償休日を与えるときは、付与の時期及び場所を少なくとも当該時期の７日前までに当該船員に通知しなければならない。ただし、航海の遅延その他のやむを得ない事由がある場合には、船舶所有者は、速やかに当該船員に通知することにより、あらかじめ通知した時期及び場所を変更することができる。

第４２条の４　法第６２条第１項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由のあるときは、次のとおりとする。

一　遅延その他の航海の状況に係る事由により基準労働期間内に与えるべき補償休日を与えることができないことが明らかになったとき以降において航海の途中にあるとき。

二　補償休日を与えるべき海員と交代して乗船すべき船員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため交代して乗船できないことその他の船舶所有者の責めに帰することのできない事由により、補償休日を与えるべき海員と交代して乗船する船員が確保できないとき。

三　補償休日を与えるべき船員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間中であるとき。

四　補償休日を与えるべき海員が船舶の機関、設備等の故障発生時における応急措置その他の継続して従事しなければならない作業に従事しているとき。

（補償休日の日数及び付与の単位）

第４２条の５　法第６２条第１項の規定により与えるべき補償休日の日数は、次に掲げるところにより算定される日数とする。

一　船舶に乗り組んでいる期間内に与える場合にあっては、法第６２条第１項の超過時間の合計８時間当たり又は少なくとも１日の休日を与えられない１週間当たり１日として計算した日数

二　陸上休日として与える場合にあっては、前号に掲げるところにより計算した日数に、５分の７を乗じた日数

２　基準労働期間内に与えるべき補償休日の日数の合計が１未満の端数を生じる場合であって、当該端数が２分の１を超えるときには、当該端数に係る補償休日の付与の単位は、１日とする。

３　法第６２条第２項の国土交通省令で定める場合は次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める単位は半日とする。

一　労働協約に特別の定めがあるとき。

二　基準労働期間内に与えるべき補償休日の日数の合計が１未満の端数を生じ

る場合であって、当該端数が２分の１を超えないとき。

第４２条の６　法第６２条第３項の国土交通省令で定める時間は、４時間とする。

（補償休日手当）

第４２条の７　法第６３条の国土交通省令で定める補償休日手当は、解雇され、又は退職した日に係る基準労働期間の起算日から当該解雇され、又は退職した日の前日までの期間（次条において「対象期間」という。）における通常の労働日の報酬（第４０条各号に掲げる報酬以外の報酬、家族手当、乗船を事由として支払われる報酬及び船舶、航海又は積荷の態様により支払われる報酬を除く。以下この条、次条、第４３条及び第４４条において同じ。）の平均計算額の４割増（その算定の基礎となる期間が１週間未満である報酬に係る部分については、４割）以上の額でなければならない。

第４２条の８　前条の通常の労働日の報酬の平均計算額は、次の各号に掲げる金額に、対象期間における１日平均所定労働時間数を乗じた金額とする。

一　時間によって定められた報酬については、その金額

二　日によって定められた報酬については、その金額を１日の所定労働時間数で除した金額。ただし、日によって所定労働時間数が異なる場合においては、対象期間における１日平均所定労働時間数で除した金額

三　月によって定められた報酬については、その金額を月における所定労働時間数で除した金額。ただし、月によって所定労働時間数が異なる場合においては、対象期間における１箇月平均所定労働時間数で除した金額

四　前３号以外の一定の期間によって定められた報酬については、前各号に準じて算定した金額

五　船員の受ける報酬が前各号の２以上の報酬よりなる場合においては、その部分については各号によりそれぞれ算定した金額の合算額

（特別の必要がある場合の時間外労働）

第４２条の９　法第６４条第２項の国土交通省令で定める特別の必要がある場合は、次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める時間は、１日についてそれぞれ当該各号に定める時間とする。

一　船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するとき。　４時間

二　通関手続、検疫等の衛生手続その他の法令（外国の法令を含む。）に基づく手続のために必要な作業に従事するとき。　２時間

三　事務部の部員が調理作業その他の日常的な作業以外の一時的な作業に従事するとき。　２時間

（時間外労働に関する協定）

第４２条の９の２　船舶所有者は、法第６４条の２第１項の規定による時間外労働に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第１６号の３の２書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

２　法第６４条の２第１項の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一　時間外労働をさせる必要がある具体的事由

二　対象となる海員の職務及び員数
三　作業の種類
四　労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる期間及び時間数の限度並びに当該限度を遵守するための措置

3　法第６４条の２第１項の協定（労働協約による場合を除く。）には、有効期間の定めをするものとする。

4　船舶所有者は、法第６４条の２第１項の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによって、第１項の届出に代えることができる。

（補償休日の労働に関する協定）

第４２条の１０　船舶所有者は、法第６５条の規定による補償休日の労働に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第１６号の４書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

2　法第６５条の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。
一　補償休日の労働をさせる必要がある具体的事由
二　対象となる海員の職務及び員数
三　作業の種類
四　労働をさせることができる補償休日の日数の限度及び当該限度を遵守するための措置

3　法第６５条の協定（労働協約による場合を除く。）には、有効期間の定めをするものとする。

4　船舶所有者は、法第６５条の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによって、第１項の届出に代えることができる。

（補償休日労働の日数の限度）

第４２条の１１　法第６５条の国土交通省令で定める補償休日の日数は、基準労働期間について、１週間において１日与えられる休日であって補償休日以外のものの日数及び補償休日の日数を合計した日数の３分の１とする。

（労働時間の限度の適用除外）

第４２条の１２　法第６５条の２第４項の国土交通省令で定める船舶は、法第７２条の２の規定により国土交通大臣が指定する船舶のうち、海底の掘削に従事するものとする。

（割増手当）

第４３条　法第６６条の国土交通省令で定める割増手当は、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める額以上の額でなければならない。
一　海員が、法第６４条又は第６４条の２第１項の規定により、労働時間の制限を超えて作業に従事した場合　通常の労働時間の報酬の計算額の３割増の額
二　海員が、法第６４条第１項又は第６５条の規定により、補償休日において作業に従事した場合　通常の労働日の報酬の計算額の４割増の額

第４４条　前条の通常の労働時間又は労働日の報酬の計算額は、次の各号に掲げる金額に、法第６４条 、第６４条の２第１項又は第６５条の規定により労働時間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事した時間数を乗じた金額とする。

一　時間によって定められた報酬についてはその金額

二　日によって定められた報酬については、その金額を１日の所定労働時間数で除した金額。ただし、日によって所定労働時間数が異なる場合においては、１週間における１日平均所定労働時間数で除した金額

三　月によって定められた報酬についてはその金額を月における所定労働時間数で除した金額。ただし、月によって所定労働時間数が異なる場合においては、１年における１箇月平均所定労働時間数で除した金額

四　前３号以外の一定の期間によって定められた報酬については、前各号に準じて算定した金額

五　船員の受ける報酬が前各号の２以上の報酬よりなる場合においては、その部分については各号によりそれぞれ算定した金額の合算額

（通常配置表）

第４４条の２　法第６６条の２の通常配置表には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　海員の職名、作業の種類及び作業に従事する時間

二　海員の１日当たりの労働時間の限度及び１週間当たりの労働時間の限度（法第６４条第１項の規定に基づく労働時間を除く。）

（船内記録簿）

第４５条　法第６７条第１項の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。ただし、第４２条の１２に掲げる船舶にあっては第２号を、第４２条の２第３項の場合にあっては第３号イ及びロを省略することができる。

一　海員の氏名及び職名

二　海員の１日当たりの労働時間及び１週間当たりの労働時間（法第６４条第１項の規定に基づいて労働した時間を除く。）

三　補償休日に関する次の事項

イ　法第６２条第１項の超過時間が生じる１週間又は少なくとも１日の休日が与えられない１週間

ロ　イの超過時間

ハ　休日が与えられた年月日及び当該休日が補償休日であるときは、その旨

ニ　与えるべき補償休日の日数

ホ　補償休日の付与の延期があったときは、その旨及び理由

四　時間外及び補償休日の労働に関する次の事項

イ　時間外又は補償休日に労働した年月日

ロ　時間外又は補償休日の労働時間、作業の種類及びそれに相応する手当額

ハ　割増手当の額並びにその支払年月日及び支払金額（受領印を押させること。）

五　休息時間に関する次の事項

イ　１日当たりの休息時間

ロ　休息時間を分割した場合は、いずれか長い方の休息時間

２　船長は、海員に対し、その求めに応じて、前項に掲げる帳簿の記載事項のうち海員から求められた事項について、その写しを交付しなければならない。

（休日付与簿）

第４５条の２　船舶所有者は、法第６７条第３項の規定により、第１６号の５書式による休日付与簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。ただし、休日付与簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとすることができる。

２　休日付与簿は、最後の記載をした日から３年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

（欠員）

第４６条　船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、定員数の海員を乗り組ませないことができる。但し、欠員を生じたことにより他の海員の労務が過重となる場合における欠員手当の支給については、労働協約の定めるところによる。

一　船舶が日本国外において定員に欠員ができて国内の港まで帰港するとき。

二　他船にひかれて航行するとき。

三　入きょ、修繕又はその他の事由によって船舶を航行の用に供しないとき。

四　その他やむを得ない場合においてもよりの地方運輸局長の許可を受けたとき。

２　前項第１号乃至第３号の場合において定員数の海員を乗り組ませないときは、船舶所有者は、もよりの地方運輸局長に、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。この場合において地方運輸局長は必要があると認めるときは、欠員の補充を命ずることができる。

第４７条　船舶所有者は、前条第１項第４号の規定により許可を受けようとするときは、左の事項を記載した申請書２通を提出しなければならない。

一　船舶所有者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地

二　船舶の種類、名称、総トン数及び航行区域

三　欠員の数、職名及び資格

四　許可を受けようとする事由

五　許可を受けようとする期間

（労働時間の適用除外）

第４８条　船舶所有者は、法第７１条第１項第３号の規定による許可を受けようとするときは、第１６号の６書式による申請書２通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し並びに海員が断続的作業に従事することを証する書類を添付しなければならない。

第４８条の２　法第７２条第１号の国土交通省令で定める者は、事務長とする。

（労働時間の特例）

第４８条の２の２　次に掲げる海員に係る法第７２条の２の国土交通省令で定める一定の期間は、１月以内の一定の期間とする。ただし、第１号の海員のうち沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数７００トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するもの（以下「小型船」という。）に乗り組むものについては、３月以内の一定の期間とする。

一　定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶のうち国土交通大臣が指定するものに乗り組む海員

二　旅客の接遇の充実を図るため、食堂、娯楽施設等を有し、かつ、旅客の接遇に関する業務に相当数の海員が従事する旅客船のうち国土交通大臣が指定するものに乗り組む海員であって当該業務に従事するもの

２　前項各号に掲げる海員の１日当たりの労働時間は、１２時間以内とする。ただし、１週間当たりの労働時間は、前項の一定の期間について平均４０時間以内としなければならない。

３　船舶所有者は、第１項各号に掲げる海員に、同項の一定の期間について１月当たり平均５日以上の休日を与えなければならない。

第４８条の２の３　海底の掘削に従事する船舶のうち国土交通大臣が指定するものに乗り組む海員に係る法第７２条の２の国土交通省令で定める一定の期間は、６週間とする。

２　前項の海員の１日当たりの労働時間は、１１時間以内とする。

３　船舶所有者は、第１項の海員に６週間について１４日以上の連続した休日を与えなければならない。

第４８条の２の４　海員の日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多い船舶のうち国土交通大臣が指定するものに乗り組む海員に係る法第７２条の２の国土交通省令で定める一定の期間は、１週間とする。

２　前項の海員の１日当たりの労働時間は、１２時間以内とする。ただし、前項の１週間の労働時間は、５６時間以内（当該１週間の労働日数が６日以下の場合にあっては、４８時間以内）としなければならない。

３　船舶所有者は、第１項の海員に、法第７２条の２の特例が初めて適用された同項の１週間の初日から起算して３月以内に１５日以上の休日を与えなければならない。当該３月が経過した後法第７２条の２の特例が適用される場合も同様とする。

４　船舶所有者は、第１項の１週間の各日の労働時間を遅くとも当該１週間の開始する前に、同項の海員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、船舶所有者は、速やかに当該海員に通知することにより、あらかじめ通知した労働時間を変更することができる。

第７章　有給休暇

（有給休暇付与の延期）

第４９条　船舶所有者は、法第７４条第１項ただし書の規定による許可を受けよ

うとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書２通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

一　有給休暇の付与を延期しようとする船員の氏名及び職務

二　船員が有給休暇を請求しうるに至った日

三　船舶の名称、総トン数及び航行区域

四　船舶の工事の内容

五　延期しようとする事由

六　延期しようとする期間

（船舶における勤務に準ずる勤務）

第４９条の２　法第７４条第４項の国土交通省令で定める勤務は、次の勤務とする。

一　他の船舶所有者の行う事業に属する船舶における勤務（他の船舶所有者に雇用されて従事したものを除く。第３号において同じ。）

二　船舶における勤務に係る技能の習得及び向上等を目的として受ける教育訓練であって、船舶所有者の職務上の命令に基づくもの

三　係船中の船舶における勤務

四　同一の船舶における連続した勤務のうち当該船舶が他の船舶所有者の事業に属する間に従事したもの

（有給休暇中の手当）

第４９条の３　法第７８条の規定による手当は、第４０条第２号及び第３号に掲げる報酬（船舶、航海又は積荷の態様により支払われる報酬を除く。）とし、食費は乗船中支給しなければならない食料の費用の額と同額とする。

第８章　食料及び衛生

（食料を支給すべき場合）

第５０条　船舶所有者は、船員が乗船し、航海、荷役、船舶保全その他の船務に従事する期間中その費用でこれに食料を支給しなければならない。負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても同様とする。

（食料表）

第５１条　法第８０条第２項の国土交通省令の定める漁船は、第２種又は第３種の従業制限を有する漁船及び第１種の従業制限を有する漁船で、さけ・ます流網漁業、さけ・ますはえ縄漁業又は機船底びき網漁業に従事するものとする。

第５２条　削除

（医薬品その他の衛生用品の備付け等）

第５３条　船舶所有者は、次に掲げる船舶に、当該船舶を初めて自己のために航行の用に供するときに、当該各号に掲げる船舶の区分に応じ国土交通大臣が告示で定める数量の医薬品その他の衛生用品（以下「医薬品等」という。）を備え付けなければならない。

一　法第８２条各号に掲げる船舶（国内各港間を航海するもの、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和３７年運輸省令第４３号）第２条

に定める区域のみを航海するもの及び同省令第３条に定める短期間の航海を行うものであって法第８２条ただし書の許可を受けたものを除く。）

二　前号に掲げる船舶以外の法第８２条の２第１項各号に掲げる船舶（国内各港間を航海するもの及び船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第６条に定める区域のみを航海するものを除く。）

三　前２号に掲げる船舶以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶及び国土交通大臣の指定する漁船

四　前３号に掲げる船舶以外の船舶（まき網漁業に従事する漁船の附属漁船であって運搬船以外の総トン数２０トン未満のものを除く。）

２　前項の規定にかかわらず、同項第１号に掲げる船舶であって、乗組船員数が５０人を超え、若しくは航海期間が３月を超えるもの又は同項第２号若しくは第３号に掲げる船舶であって航海期間が３月を超えるものに備え付けるべき医薬品等（医療衛生用具を除く。次項において同じ。）の数量は、当該船舶に乗り組む医師、衛生管理者又は衛生担当者（船員労働安全衛生規則第７条第１項に規定する衛生担当者をいう。）の意見に基づき前項の告示で定める数量を適宜増加したものとする。

３　船舶所有者は、船舶が国内の港を発航してから次に国内の港に到着するまでの期間が１月を超える場合にあってはその発航前に、その他の場合にあっては船舶に備え付けている医薬品等の数量が前２項に規定する数量の２分の１に満たなくなったときに、前２項に規定する数量に達するように医薬品等を補充しなければならない。

４　船舶所有者は、船舶に備え付けている医療衛生用具の数量が第１項の告示で定める数量に満たなくなったときに、その告示で定める数量に達するように医療衛生用具を補充しなければならない。

５　船舶所有者は、医薬品等を医療箱、衛生用品戸だな等に使用しやすいように保管しておかなければならない。

（医療書の備置）

第５４条　船舶所有者は、船舶（平水区域を航行区域とする船舶及びまき網漁業に従事する漁船の附属漁船で運搬船以外の総トン数２０トン未満のものを除く。）に国土交通省監修「日本船舶医療便覧」を備え置かなければならない。ただし、前条第１項第３号又は第４号に掲げる船舶にあっては、国土交通省監修「小型船医療便覧」をもってこれに代えることができる。

（健康証明書）

第５５条　法第８３条の健康証明書は、第５７条に掲げる医師（以下「指定医師」という。）が、次に掲げる検査（指定医師以外の医師によるものを含む。）の結果に基づき、第２号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行ったものでなければならない。この場合において、当該検査は、当該判定時前３月以内に受けたものでなければならない。

一　感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査

二　運動機能、視力、色神（船長、甲板部の職員及び部員並びに救命艇手に限

る。）、聴力及び握力の検査
三　身長、体重、腹囲、肺活量及び血圧の検査
四　胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査（当該判定時前６月以内に船員労働安全衛生規則第３２条第２項による検査において受けた場合を除く。）及びかくたん検査
五　検便（虫卵の有無の検査に限る。）及び検尿
六　年齢３５年以上の船員にあっては、次に掲げる検査
イ　検便（ヘモグロビンの有無の検査に限る。）
ロ　血糖検査
ハ　心電図検査
ニ　血中脂質検査(低比重リポ蛋白コレステロール(ＬＤＬコレステロール)、血清トリグリセライド(中性脂肪)及び高比重リポ蛋白コレステロール(ＨＤＬコレステロール）の量の検査)
ホ　肝機能検査（血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（ＧＯＴ)、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ―ＧＴＰ）の検査）
２　前項の検査のうち、身長の検査(年齢２５年未満の者に係るものを除く。)、かくたん検査及び同項第５号の検便（調理作業に従事する者に係るものを除く。）については、指定医師においてその必要がないと認めるものは、受けなくてもよい。

第５６条　法第８３条の健康証明書の有効期間は、色神の検査については６年、その他の検査については１年とする。ただし、前条第１項の検査の際、結核を発病するおそれがあると認める者については、指定医師はその結核に関する検査についての有効期間を６月に短縮することができる。
２　前項の期間が航海中に満了したときは、その航海の終了するときまで、当該検査について、健康証明書は、なおその効力を有するものとする。
３　健康証明書が記載されている船員手帳の有効期間が経過した場合においても、当該健康証明書の有効期間は、なお前２項の規定による。

（健康証明に要する費用の負担）
第５６条の２　法第８３条の規定による健康証明に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

（医師の指定）
第５７条　法第８３条の規定による健康証明をする医師は、次に掲げる医師とする。
一　船員である医師
二　社団法人日本海員掖済会（明治３１年１０月２０日に社団法人日本海員掖済会という名称で設立された法人をいう。）の病院の医師
三　財団法人船員保険会（昭和１６年１１月２１日に財団法人船員保険会という名称で設立された法人をいう。）の病院の医師
四　その他地方運輸局長が指定した医師

第９章　年少船員

（年少船員の認証）

第５７条の２　船舶所有者は、法第８５条第３項の認証を受けようとするときは、当該船員の雇入契約の成立の届出の際、船員手帳の該当欄に年齢１８年に達する年月日を朱書し、これを地方運輸局長等に提示しなければならない。

（年少船員の夜間労働の禁止の特例）

第５８条　法第８６条の国土交通省令の定める場合は、船舶が高緯度の海域にあって昼間が著しく長い場合及び所轄地方運輸局長の許可を受けて、海員を旅客の接待、物品の販売等軽易な労働に専ら従事させる場合をいう。

２　船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶ごとに左の事項を記載した申請書２通を提出しなければならない。

一　船舶所有者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地

二　船舶の種類、名称、総トン数、用途（業種）及び航路（従業制限）

三　職務の名称及び内容

四　労働の開始及び終了の時刻

五　許可を受けようとする期間

第９章の２　女子船員

（妊娠中の女子が就業できる範囲の航海）

第５８条の２　法第８７条第１項第１号の国土交通省令で定める範囲の航海は、妊娠中の女子の船員が医師による診察又は処置を必要とする場合において、最寄りの国内の港に２時間以内に入港することができる航海とする。

（妊産婦の夜間労働の禁止の特例）

第５８条の３　法第８８条の４第１項の国土交通省令で定める場合は、第５８条第１項に定める場合とする。

２　第５８条第２項の規定は、前項に定める場合について準用する。

第１０章　災害補償

（標準報酬）

第５９条　法第９１条の標準報酬は、負傷し、疾病にかかり、行方不明となり、又は死亡した日（負傷又は疾病に因り死亡した場合には、負傷し、又は疾病にかかった日）（以下基準日という。）の報酬月額に基いて第６号表により定める。

第６０条　前条の報酬月額は、左の各号の規定によって算定するものとする。

一　日によって報酬を定めるときは、日額の３０倍

二　日又は月以外の期間によって報酬を定めるときは、その報酬の額をその期間の日数で除して得た額の３０倍

三　歩合による報酬については、歩合制度の種類ごとに、労働協約又は船舶所有者とその使用する船員の過半数を代表する者との協議によって基準日の前

１年以内又はその後に定めた額。これによることができないときは、所轄地方運輸局長が定めた額

四　前各号の２以上に該当する報酬を受けるときにおいては、その各々について、前各号の規定によって算定した額の合算額

２　前項第３号の額は、同号の額を定める日の前１年以上の期間中に支払われた歩合金の額を当該歩合金が支払われた期間の日数で除して得た金額の３０倍を基準とし、これが算定できないとき又は著しく不当なときは同種の業務に従事する同種の船舶において同様の労務に従事する者の報酬月額を基準として、定めなければならない。

３　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、第１項第３号の額について交通政策審議会又は地方交通審議会（以下「交通政策審議会等」という。）の議を経て、最低額を定めることができる。

第６１条　前２条の報酬月額とは、その月の報酬総額より臨時に支払われる賞与その他これに準ずる報酬を除いたものをいう。

（障害手当）

第６２条　法第９２条に規定する障害の程度の区分は、第７号表による。

２　第７号表に掲げる身体障害が２以上ある場合は、重い身体障害の該当する等級による。

３　左に掲げる場合には、前２項の規定による等級を左の通り繰り上げる。但し、その障害手当の金額は、各々の身体障害の該当する等級による障害手当の金額を合算した額を超えてはならない。

一　第１３級以上に該当する身体障害が２以上ある場合　１級

二　第８級以上に該当する身体障害が２以上ある場合　２級

三　第５級以上に該当する身体障害が２以上ある場合　３級

４　第７号表に掲げるもの以外の身体障害がある者については、その障害程度に応じ、第７号表に掲げる身体障害に準じて、障害手当を支払わなければならない。

５　既に身体障害がある者が、負傷又は疾病に因って同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該当する障害手当の金額より、既にあった障害の該当する障害手当の金額を差し引いた金額の障害手当を支払わなければならない。

（行方不明手当）

第６２条の２　法第９２条の２の国土交通省令の定める被扶養者は、次に掲げる者のうち、船員の行方不明当時主としてその収入によって生計を維持していたものとする。

一　船員の配偶者（婚姻の届出をしないでも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）、子、父母、孫及び祖父母

二　前号に掲げる者以外の船員の３親等内の親族で船員と同居のもの

三　船員の配偶者で婚姻の届出をしないでも事実上婚姻と同様の関係にある者の子及び父母で船員と同居のもの

2　前項に掲げる者が行方不明手当を受ける順位は、同項各号に掲げる順位により、各号に掲げる者の間においては、各号に掲げる順位による。父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、同項第２号に掲げる者については、親等の少ない者を先にし親等の多い者を後にする。

3　行方不明手当を受けるべき同順位の者が２人以上あるときは、行方不明手当は、その人数により等分するものとする。

（遺族手当）

第６３条　法第９３条の遺族は、左の通りとする。

一　船員の配偶者（婚姻の届出をしないでも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）

二　船員の子、父母、孫及び祖父母で船員の死亡当時（失踪の宣告を受けた船員であった者にあっては、行方不明となった当時。以下同じ。）その収入によって生計を維持し、又はこれと生計を共にしていた者

三　前２号に掲げる者を除き船員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者

四　船員の子、父母、孫及び祖父母で船員の死亡当時その収入によって生計を維持し、又はこれと生計を共にしていなかった者

2　前項に掲げる者が遺族手当を受ける順位は、前項各号の順位により、各号に掲げる者の間においては、各号に掲げる順位による。但し、第２号及び第４号に掲げる父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。又、船員が遺言若しくは船舶所有者に対してした予告で、第３号又は第４号に掲げる者の中特定の者を指定した場合においては、第３号又は第４号の規定にかかわらずその者を先にする。

3　胎児は、第１項第２号乃至第４号については、既に生れたものとみなす。

第６４条　遺族手当を受けるべき同順位の者が２人以上あるときは、遺族手当は、その人数により等分するものとする。

第６５条　遺族手当を受けるべきであった者が死亡した場合においては、遺族手当を受ける権利を失う。

2　前項の場合においては、船舶所有者は、前２条の規定による順位の者よりその死亡者を除いて遺族手当を支払わなければならない。

（葬祭料）

第６６条　法第９４条の遺族は、第６３条第１項各号に掲げるものとする。

（他の法令）

第６６条の２　法第９５条の国土交通省令で指定する法令とは、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和２２年法律第１６７号）をいう。

（審査及び仲裁）

第６７条　法第９６条第１項の申立てをしようとする者は、第１７号書式による申請書をその住所地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。この場合においては、その住所地を管轄する運輸支局長又は海事事務所を経由することができる。

第６８条　国土交通大臣は、前条の規定による申請書の提出があったとき、又は職権で審査若しくは仲裁をしようとするときは、関係当事者の双方に遅滞なく、文書でその旨を通知しなければならない。

第１１章　就業規則

（就業規則）

第６９条　船舶所有者は、法第９７条の規定により就業規則を届け出ようとするときは、就業規則２通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

第７０条　法第９７条第１項各号は、次の事項を含むものとする。

一　給料その他の報酬については、決定及び支払の方法、支払の時期並びに昇給の基準

二　労働時間については、基準労働期間、休息時間、当直割及び当直の交代方法並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制

三　休日及び休暇については、時期、方法及び場所

四　定員については、海員の職務及び員数並びに船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域又は従業区域、就航航路又は操業海域及び用途

第１２章　監督

（領事官の事務）

第７１条　次に掲げる事務は、外国にあっては日本の領事官が行う。

一　第７条第３項の規定による遺留品目録の受理

二　第８条の規定による遺留品目録の証明

三　法第１９条の規定による航行に関する報告の受理

四　第１５条の規定による航行に関する報告書の証明

五　法第３７条の規定による雇入契約の成立等の届出の受理及び法第３８条の規定による雇入契約の確認

六　第４６条第１項の規定による欠員の許可並びに同条第２項の規定による欠員の届出の受理及び欠員の補充命令

七　法第８５条第３項の規定による未成年者の認証

八　法第１０２条の規定によるあっせん

（船員労務官証明書）

第７２条　法第１０７条第３項の証明書の様式は、第１８号書式による。

（事業状況及び災害疾病発生状況報告）

第７３条　法第１１１条の報告は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める期日までに、所轄地方運輸局長にこれをしなければならない。

一　毎年１０月１日現在の事業状況　毎年１０月末日

二　前年４月１日以後１年間に発生した災害又は疾病のために船員が引き続き３日以上休業したときは、その内容、原因その他参考事項　毎年４月末日

２　前項第２号の報告を受けた所轄地方運輸局長は、必要と認めるときは、同号に掲げる事項に関する詳細な報告を命ずることができる。

３　第１項第１号及び第２号の報告の様式は、それぞれ第１９号書式及び第２０号書式によるものとする。

（船員の申告）

第７４条　法第１１２条による申告は、書面又は口頭ですることができる。

第一号書式（第十条関係）（日本工業規格A列４番）

（一）

海　　員　　名　　簿

船　　丸

備考

作成の年月日（船員法施行規則第10条第３項の規定により再調製したときは、再調製の年月日）及び第四表に最後の記載をした年月日を右肩に記載すること。

（二）

船舶番号	第　　号
船籍港	
総トン数	トン
航行区域又は従業制限及び従業区域	
船舶の用途	船
主機の種類及び箇数	
主機の出力	キロワット
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	
主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地及び名称	
船長の住所及び氏名	
同	

記載心得

1　船舶の用途欄には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の別及び漁船にあつては、従事する漁業の種類を記載すること。

2　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

3　主機の出力欄には、連続最大出力を記載すること。

4　本表に記載した事項のうち、変更について届出をすることを要しないもの及び従業区域に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。

(三)

官　庁　記　事

(四)

氏　名					本　籍				
船員手帳番号	第　　号	資格		生年月日	年　月　日	年齢十八年に到達する期日	年　月　日		
雇入雇止更新変更			職務	雇入期間	給料	手当	その他の労働条件	本人認印	官庁受理印
区別	年月日	場所							

記載心得

1　本籍欄には、外国人にあつては、国籍を記載すること。

2　氏名欄、本籍欄、船員手帳番号欄又は資格欄の記載事項に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。

3　職務欄には、一等航海士、操機手等と記載すること。

なお、通信士については、無線電信又は無線電話の別を付記すること。

また、衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者について

は、その旨（救命艇手のうち限定救命艇手である者については、その旨）を記載すること。

4　雇入期間欄には、雇入契約の期間が1航海をもつて定められたときは、その旨（「横浜ロンドン間1航海、横浜帰着事務終了まで」等）を、期間の定めがないときは「不定」と記載すること。

5　給料欄には、月の給料額を記載し、月以外の期間により定めるときは、その期間及び給料額を記載すること。また、歩合制による場合は、雇入契約に定める一定額を記載すること。

6　手当欄には、割増手当等の不特定な手当以外の手当の合計額を記載し、歩合制による場合は、持歩率をも記載すること。

7　その他の労働条件欄には、労働時間（「8時間／日」、「40時間／週」等）、休日（「1日／週」等）、基準労働期間、有給休暇の日数その他の基本的な労働条件を記載すること。また、妊産婦の船員については、その旨（「妊娠中、何年何月何日申出」、「産後、何年何月何日出産」等）を記載し、船員の確認印を受けること。

8　雇止のときは、その事由をその他の労働条件欄に記載すること。

9　給料欄、手当欄又はその他の労働条件欄の記載に変更があつた場合において、当該変更について届出を要しないときも、変更後の事項を記載し、船員の確認印を受けること。

（五）

職業	氏名	資格	年齢	性別	本籍	乗船		下船	
						年月日	港	年月日	港

記載心得

本表は、船長及び海員以外の乗船者について記載すること。ただし、旅客船及び第12条第3項第2号から第4号までに掲げる船舶にあつては、旅客は記載することを要しない。

（六）

届出年月日	年　月　日	船舶番号及び船名	第　　号
船　長　名		1日の最長航行時間	・8時間以下 ・8時間超～16時間以下 ・16時間超
法第72条の2の指定の有無		警報装置の有無	自動操舵装置の有無
船舶所有者、船舶管理人又は船舶借入人の住所及び氏名又は名称			

乗組員名簿（クルーリスト）			
船員手帳番号及び氏名	職　務	受有している資格証明書	番　号
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
第　　号			
上記乗組員の合計人数	人		

	船員を使用する者の住所及び氏名又は名称	区　　分
1		
2		
3		
4		

官庁受理印

記載心得

1　「1日の最長航行時間」欄には、該当するものを○で囲むこと。

2　「法第72条の2の指定の有無」欄には、当該船舶が法第72条の2に基づく労働時間の特例を受けていることの有無を記載すること。

更に「有」と記載した場合には、船員法施行規則上の根拠規定を記載すること。

3　「警報装置の有無」欄には、当該船舶が警報により、直ちに機関区域に行くことが措置されていることの有無を記載すること。

4　「自動操舵装置の有無」欄には、当該船舶が自動操舵装置を設備していることの有無を記載すること。

5　乗組員名簿には、当該船舶に乗り組むすべての乗組員を記載すること。

6　「受有している資格証明書」欄には、当該船員が受有している資格名を記載し、衛生管理者、救命艇手（限定救命艇手にあつては、その旨）、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者については、その旨を記載すること。

7　「番号」欄には、「船員を使用する者の住所及び氏名又は名称」欄の番号により、当該船員を使用する者を記載すること。

8　「船員を使用する者の住所及び氏名又は名称」欄には、当該船舶に乗り組むすべての船員について、その使用する船舶所有者（船舶共有の場合には船舶管理人、船舶賃借の場合には船舶借入人、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者）を記載すること。

9　船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合、「区分」欄に、当該使用者が船員職業安定法第6条第14項の船員派遣元事業主であるときは「派遣」と記載し、それ以外のときは「その他」と記載すること。

10　その他の事項については、海員名簿及び雇入（雇止）届出書の記載心得を参照すること。

第二号書式（第十一条関係）（日本工業規格A列4番）

(一)

航　海　日　誌

船　丸

(二)

船舶番号	第　号
船籍港	
総トン数	トン
航行区域又は従業制限及び従業区域	
船舶の用途	
主機の種類及び箇数	
主機の出力	キロワット
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	
船長の住所及び氏名	
同	

記載心得

1　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

2　船舶の用途欄には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の別及び漁船にあつては、従事する漁業の種類を記載すること。

3　主機の出力欄には、連続最大出力を記載すること。

4　本表に記載した事項に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。

(三)

官　庁　記　事

(四)

年　月　日　時	航　海　の　概　要

記載心得

1　航海の概要欄には、出入した港の名称及び船長が必要と認める航海の概要を記載すること。

2　国内各港間のみを航海する船舶にあつては、通常航海する航路が定まつているときは、臨時の航路に就航する場合を除き、当該航路の概要を記載すれば足り、航海ごとに記載することを要しない。

3　漁船にあつては、1の事項のほか操業海域をも記載すること。ただし、主たる操業海域が定まつているときは、臨時に操業海域を変更する場合を除き、発航港、到達港、主たる操業海域及び操業期間を記載すれば足り、航海ごとに記載することを要しない。

（五）

年　月　日	事　　項	記　　事

記載心得

1　本表は、船員法施行規則第11条第２項各号に掲げる場合その他必要な場合に記載すること。

2　事項欄には、「遭難船舶非救助」、「救命艇等操練」、「懲戒」等と記載すること。

3　記事欄には、当該事項の発生した場所（位置）及びその概要を記載すること。

4　船員法第14条ただし書の規定により遭難船舶等の救助に赴かなかつたときは、その理由をも記載すること。

5　船員法施行規則第３条の４の規定による操練を行うことができなかつたときは、その事情を記載すること。

6　懲戒したことを記載する場合には、取調べに立ち会つた者に署名押印させること。

(六)

生まれた子	子の氏名 父母との続き柄		□嫡出子 (□男 □女) □嫡出でない子
	生まれたとき	年 月 日	□午前 □午後 時 分
	生まれたところ		
	住所		番地 番号
		世帯主の氏名	世帯主との続き柄
生まれた子の	父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父 年 月 日(満 歳)	母 年 月 日(満 歳)
	本籍 (外国人のときは国籍だけをかいてください)		番地
		筆頭者の氏名	
	同居を始めたとき	年 月	
	子が生まれたとき	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人まで	

父と母	の世帯のおもな仕事と 父母の職業	の世帯（臨時・日雇は5） □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（臨時・日雇は5） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年… 年… の4月1日から翌年の3月31日までに子が生まれたときだけかいてください） 父の職業 ／ 母の職業
その他		
年 月 日 午 時 届出人 長 （署名押印）		
謄本送付の年月日時 送付先		

備考 生まれたところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

(七)

氏　　名	□男　□女
生　年　月　日	年　月　日（生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻もかいてください。）　□午前 □午後　時　分
死亡したとき	年　月　日　□午前 □午後　時　分
死亡したところ	
住　　所	番地 番　号 世帯主の氏名
本　　籍（外国人のときは国籍だけをかいてください）	番地 筆頭者の氏名
死亡した人の夫または妻	□いる（満　歳）　いない（□未婚　□死別　□離別）
死亡したときの世帯のおもな仕事と○○	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（臨時・日雇は５） □4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（臨時・日雇は５）

	□5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯
死亡した人の職業・産業	（国勢調査の年… 年… の4月1日から翌年の3月31日までに死亡したときだけかいてください） 職業　　産業
その他	
年　月　日　午　時 届出人　長　（署名押印）	
謄本送付の年月日時 送付先	

備考　死亡したところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

(八)

父母の婚姻直前の本籍（外国人のときは国籍をかいてください）	父 都道府県名	母 都道府県名
氏名 生年月日 （死産があつたときの年齢）	 年　月　日（満　歳）	 年　月　日（満　歳）
死産児の男女別及び嫡出子が否かの別	□男　□女　□不祥 □嫡出子　□嫡出でない子	
死産があつたとき	年　月　日　□午前 □午後　時　分	
死産があつたところ		
死産があつたときの母の住所（住民登録をしているところをかいてください）	番地 番　号 （　方）	
死産があつたときの世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁を除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（臨時・日雇は5） □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（臨時・日雇は5）	

父母の職業	□5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯		
	(国勢調査の年… 年… の4月1日から翌年の3月31日までに死産があつたときだけかいてください) 父の職業	母の職業	
この母が出産した児の数	出生子(出生後死亡した子を含む)……人 妊娠第22週以後の死産児(この死産児を含む)……胎 妊娠第21週以前の死産児及び流産死胎(この死産児を含む)……胎		
死産に立ち会つた者	1. 医師 2. 助産師 3. その他	氏名	
年 月 日 午 時 届出人 (署名押印)			
謄本送付の年月日時 送付先			

備考 死産があつたところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

第三号書式　削　除

第四号書式（第十四条関係）（日本工業規格Ａ列３番）

年　月　日

殿

（件　名）　報告書　　船　長（氏　　名）

船　名	船　質	船番	船舶号	船籍港	総トン数	航行区域又は従業制限及び従業区域	主機の種類、箇数及び出力
丸	船	第	号		トン		キロワット

船舶所有者の住所及び氏名又は名称		
船長の住所及び氏名		
機関長の住所及び氏名		
海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号	船　長	第　号
	機関長	第　号
発航港及び到達港	発航港	到達港
事実発生の年月日時及び場所		
事　実　の　て　ん　末		

記載心得

1　（件名）には、「衝突」、「火災」、「遭難船舶救助」、「船員死亡」等報告する事実の件名を記載すること。

2　主機に関する欄及び機関長に関する欄は、報告すべき事項が機関に関するものでないときは、記載することを要しない。

3　事実のてん末は、なるべく詳細に記載すること。

4　航行中他の船舶の遭難を知つたこと（無線電信によつて知つたときを除く。）の報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかつた理由をも記載すること。

5　船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の船舶の用途（漁船にあつては、従事する漁業の種類を含む。）を備考として事実の末尾に記載すること。

6　船員法施行規則第14条ただし書の規定により航海日誌を提示しないときは、提示できない理由を備考として事実の末尾に記載すること。

7　報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたつて契印をすること。

第四号の二書式（第十五条関係）（日本工業規格A列４番）

収入印紙

航行報告証明申請書

年　月　日

殿

申請者氏名

住所

船員法第19条の規定により提出した航行に関する別紙報告の写に証明を受けたいので、船員法施行規則第15条の規定により申請します。

記

1　報告先及び報告年月日　　年　月　日

2　証明書の通数　　通

3　証明書の用途

記載心得

申請者氏名には、「船長」又は「船舶所有者」と自書を附すること。

第五号書式（第十六条の二関係）（日本工業規格Ａ列４番）

貯蓄金管理協定届出書

年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称

主たる船員の労務
管理の事務を行う
事務所の所在地及
び名称

貯蓄金に関する協定を締結したので、船員法第34条第２項の規定により、別紙協定書を添え、届け出ます。

記

1　使用する船員数　　人

2　労働組合加入者等数　　人

3　船員の過半数を代表する者の氏名及び住所

記載心得

労働組合加入者等数は、当該協定を締結した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において当該協定を締結した者が代表する船員の数を記載すること。

第五号の二様式（第十六条の二関係）（日本工業規格Ａ列３番）

預金管理状況報告書

年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

年４月１日から
年３月31日まで

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称

主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地及び名称

貯蓄金管理協定届出（認可）年月日	年　月　日	当該年度末の船員数	人

区分 / 項目 / 預金の種類		預金の状況			当該年度中の預金の保全の状況
				合計	
貯蓄金管理協定に定められた預金の利率		分　厘　毛　分	厘　毛		
預金額	当該年度当初の預金額(A)	千円	千円	千円	
	当該年度中の預金受入れ額(B)	千円	千円	千円	
	当該年度中の預金払いもどし額(C)	千円	千円	千円	
	当該年度末の預金額（Ａ＋Ｂ－Ｃ）	千円	千円	千円	
預金者数	当該年度当初の預金者数	人	人	人	
	当該年度末の預金者数	人	人	人	

記載心得

1　「当該年度末の船員数」の欄には、本年３月31日現在の船員数を記入すること。
2　預金の状況に関する各項目は、預金の種類別（普通預金、住宅積立預金等の別をいう。）に記入し、かつ、それらの合計を記入すること。
3　「預金額」の欄には、千円単位で記入し、千円未満の端数は、四捨五入すること。
4　「当該年度当初の預金額(A)」の欄には、前年４月１日現在の預金額を記入すること。
5　「当該年度中の預金受入れ額(B)」及び「当該年度中の預金払いもどし額(C)」の欄には、それぞれ、前年４月１日から本年３月31日までの間における預金受入れ額及び預金払いもどし額を記入すること。
6　「当該年度末の預金額（Ａ＋Ｂ－Ｃ）」の欄には、本年３月31日現在の預金額を記入すること。
7　「当該年度当初の預金者数」及び「当該年度末の預金者数」の欄には、それぞれ、前年４月１日現在の預金者数及び本年３月31日現在の預金者数を記入すること。
8　「貯蓄金管理協定に定められた預金の利率」の欄には、その利率を年利で記入すること。この場合において、毛未満の端数は、四捨五入すること。
9　「当該年度中の預金の保全の状況」の欄には、前年４月１日から本年３月31日までの間においてとつた預金の保全措置に関し、その方法、保全の範囲等を具体的に記入すること。

第六号書式（第十九条、第二十条関係）（日本工業規格Ａ列３番）

雇入（雇止）届出書								
届出年月日	年　月　日		船舶番号、船名及び総トン数	第　号（　トン）				
届出者氏名	船長 船舶所有者		船舶の用途		航行区域又は従業制限及び従業区域			
船舶所有者の住所及び氏名又は名称			主機の種類	汽　内燃				
			主機の出力	キロワット				

船員手帳番号、氏名及び年齢	区別	雇入年月日及び雇入港	雇止年月日及び雇止港	職務	雇入期間	給料及び手当	その他の労働条件	備考
第　号 　歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 　歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 　歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 　歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 　歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 　歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 　歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 　歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 　歳	雇入 雇止					給料 手当		
第　号 　歳	雇入 雇止					給料 手当		
計	雇入　件		雇止　件			合計　件		

記載心得

1　届出者の肩書、主機の種類欄及び区別欄は、該当するものを○で囲むこと。

2　一括届出の許可を受けている場合は、船舶番号、船名及び総トン数欄に「一括届出」と記載すること。

3　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

4　雇止の場合は、給料及び手当欄には記入をせず、その他の労働条件欄には雇止の事由を記載すること。

5　備考欄には、次の事項を記載すること。

イ　雇入の場合は、「新規雇用」、「社内転船」、「予備船員の雇入」等の別及び船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第２項の指定を受けた職の船舶職員として乗り組む場合にあつては、その旨。更に、船員職業紹介所が取り扱つたときは、その略名。

ロ　雇止の場合は、「退職」、「解雇」、「社内転船」、「予備船員への編入」等の別。更に、船員法施行規則第20条の規定により、海員名簿を提示しないで届出をするときは、不提示の事由。

6　その他の事項については、海員名簿の記載心得を参照すること。

第七号書式　削除

第八号書式（第十九条関係）（日本工業規格Ａ列３番）

雇入契約変更（更新）　届出書									
届出年月日	年　月　日		船舶番号、船名及び総トン数		第　号（　トン）				
届出者氏名	船　長 船舶所有者		船舶の用途		航行区域又は従業制限及び従業区域				
船舶所有者の住所及び氏名又は名称			主機の種類		汽　内燃				
			主機の出力		キロワット				
船員手帳番号、氏名及び年齢	区別	雇入年月日及び雇入港	職務	変更（更新）年月日	変更事項	新	旧	更新した雇入契約	
第　号 　歳	変更 更新								
第　号 　歳	変更 更新								
第　号 　歳	変更 更新								
第　号 　歳	変更 更新								
計	変更　件		更新　件		合計　件				

記載心得

1　変更事項欄には、「職務」、「有給休暇の日数」、「雇入期間」等と変更する事項の種類を、新旧各欄にはその変更の内容をそれぞれ記載すること。

2　総トン数、船舶の用途欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、主機の種類欄又は主機の出力欄は、変更前のものを記載すること。

3　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

4　その他の事項については、海員名簿及び雇入（雇止）届出書の記載心得を参照すること。

第九号書式（第二十二条関係）（日本工業規格A列3番）

一括届出許可申請書

年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

主たる船員の労務管理を行う事務所	船舶所有者（本社）
所在地　（電話）	住所（所在地）　（電話）
名称	
責任者氏名	氏名（名称）

船員法施行規則第22条に規定する一括届出の許可を受けたいので、同条の規定により申請します。

1　一括届出を受けようとする船舶

船名	船舶番号	総トン数	航行区域又は従業制限及び従業区域	船舶の用途	主機の出力 キロワット	航路又は漁業の種類	備考
					キロワット		
					キロワット		
					キロワット		

2　許可に係る船舶に乗り組む船員の労働条件

3　許可を受けようとする事由

4　許可を受けようとする期間

5　許可に係る船舶相互の間において、船員を転船させる方法及び体制

6　許可に係る船舶に乗り組む船員の労務管理体制

記載心得

1　船舶番号欄には、総トン数20トン未満の船舶にあつては、船舶番号のほかに船籍港も付記し、総トン数20トン未満の漁船にあつては、漁船登録番号を記載すること。

2　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

3　船舶の用途欄には、「旅客船」、「貨物船」、「漁船」等の別を記載すること。

4　航路又は漁業の種類欄には、船舶が2以上の航路に就航する場合は、そのすべての航路名を記載し、漁業の種類は、「まき網漁業」等と記載すること。

5　備考欄には、組をなして漁業に従事する漁船にあつては、主船（親船）、附属漁船、運搬船等の別を記載すること。

第十号書式（第二十三条関係）（日本工業規格A列３番）

一括届出許可申請書

年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

主たる船員の労務管理を行う事務所	船舶所有者（本社）
所在地　（電話）	住所（所在地）　（電話）
名称	氏名（名称）
責任者氏名	

船員法施行規則第23条に規定する一括届出の許可を受けたいので、同条の規定により申請します。

1　対象となる船舶の状況

2　第23条第１項第２号の措置の概要

記載心得

対象となる船舶の状況には、船名、船舶番号、総トン数、航行区域又は従業制限及び従業区域、用途並びに主機の出力について記載すること。

第十一号書式（第二十四条関係）（日本工業規格A列４番）

収入印紙

船長就退職等証明申請書

年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

申請者氏名
現住所

船員手帳番号	第　号	申請者と船舶所有者との関係	
船舶所有者の住所及び氏名			
船舶番号、船名、総トン数及び主機の出力	第　号 丸 トン キロワット	航行区域又は従業制限及び従業区域	
		船舶の用途	
		海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号	第　号
就職年月日及び就職港	年　月　日		港
変更年月日及びその内容	年　月　日	新	旧
退職年月日及び退職港	年　月　日		港

※　上記のとおり相違ないことを証明する。

年　月　日
船舶所有者氏名　　印

記載心得

1　船舶所有者の住所及び氏名欄並びに※印欄は、申請者が船舶所有者であるときは、記載することを要しない。

2　就職について証明を申請するときは、変更及び退職に関する欄は、斜線を引くこと。

3　変更について証明を申請するときは、船舶番号、船名、総トン数及び主機の出力欄、航行区域又は従事制限及び従業区域欄並びに船舶の用途欄は、変更前のものを記載し、退職に関する欄は、斜線を引くこと。

4　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際トン数を付記すること。

5　退職について証明を申請するときは、変更に関する欄は、斜線を引くこと。

6　※印の欄は、申請者が記載した事項に誤りがないことを確認した上船舶所有者が氏名を記載して押印し、又は署名すること。

7　その他の事項については、雇入（雇止）届出書及び雇入契約変更（更新）届出書の記載心得を参照すること。

第十二号書式（第二十九条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

収入印紙

船員手帳交付申請書

年　月　日

殿

申請者氏名（ふりがな）　印

性別（　）

年　月　日生

本籍

現住所

船員手帳の交付を受けたいので、船員法施行規則第28条の規定により申請します。

記

1　船舶所有者の住所及び氏名又は名称

2　以前に船員手帳を受有していた者にあつては、その船員手帳番号

記載心得

1　外国人にあつては、「本籍」にかえ、その「国籍」を記載すること。
2　指定市町村長に対して申請するときは、収入印紙をはらないこと。
3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十三号書式（第三十一条関係）（日本工業規格A列４番）

収入印紙

船員手帳訂正申請書

年　月　日

殿

申請者氏名　　印

現住所

船員手帳の訂正を受けたいので、船員法施行規則第31条の規定により申請します。

記

1　船員手帳番号

2　訂正を受けようとする事項

　新

　旧

3　訂正を必要とする理由

記載心得

1　氏名の変更について訂正を申請するときは、新氏名にふりがなを附すること。

2　訂正を必要とする理由は、「何年何月何日転籍」等と記載すること。

3　指定市町村長に対して申請するときは、収入印紙をはらないこと。

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十四号書式（第二十三条、第三十四条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

収入印紙

船員手帳再交付(書換え)申請書

年　月　日

殿

申請者氏名（ふりがな）　印

性別（　）

年　月　日生

本籍

現住所

船員手帳の再交付(書換え)を受けたいので、船員法施行規則第32条の(第34条)の規定により申請します。

記

1　原船員手帳番号

2　船舶所有者の住所及び氏名又は名称

3　再交付(書換え)を受けようとする事由

記載心得

1　外国人にあつては、「本籍」にかえ、その「国籍」を記載すること。

2　再交付を受けようとする事由には、原船員手帳が滅失し、又はき損した年月日、場所及び状況をも記載すること。

3　指定市町村長に対して申請するときは、収入印紙をはらないこと。

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十五号書式（第三十三条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

船員手帳再交付雇入関係事項証明書	
船員の氏名及び年齢	歳
船員手帳番号	
船名、総トン数並びに主機の種類及び出力	
航行区域又は従業制限及び従業区域	
船舶の用途	
職務	
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	
船長の氏名	
雇入期間	
雇入年月日及び雇入港	年　月　日　　港
更新・変更（船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間）	
海員名簿と照合し、上記のとおり相違ないことを証明する。 年　月　日 船長（船舶所有者）氏名　　印	

記載心得

1　本証明書には、雇入契約の成立したときにおける契約について記載し、変更になつた事項があるときは、変更欄にその年月日及び変更に係る新旧の事項を記載すること。

2　その他の事項については、雇入（雇止）届出書並びに船員手帳第六表及び第七表（雇入契約関係）の記載心得を参照すること。

第十六号書式（第三十八条関係）

（一）

（地方運輸局等略号）　第　　号

船　　員　　手　　帳

Mariner's Pocket Ledger

Ministry of Land,Infrastructure and Transport　（地方運輸局長等名印）

Japan

（二）

写真欄

(三)

ふりがな 氏名及び性別 Name	男　女 male female
本　籍	
Nationality	
生年月日 Date of birth	年　月　日

(四)

年　月　日交付（　年　月　日まで有効）
Issued on: (Valid until:)

この船員手帳は、交付したときから10年間有効とする。

ただし、航海中にその期間が経過したときは、その航海が終了するまで、なお有効とする。

This Pocket Ledger shall cease to be valid at the expiration of the term of 10years from its issues, or when the bearer remains abroad, upon the bearer's return to Japan after the lapse of the said term.

(五)

官庁記事

(六)

雇入契約関係			
船名 Name of ship	丸	総トン数	トン
		主機の種類及び出力	キロワット
職務 Position		航行区域又は従業制限及び従業区域	
		船舶の用途	
		年齢18年に達する日	年　月　日
船舶所有者の住所及び氏名又は名称		船長氏名（印）	
雇入期間			（官庁受理印）
雇入年月日及び雇入港	年　月　日　港		
備考			

(七)

更新・変更（船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間）	
年月日及び新旧事項	（官庁受理印）
雇止年月日及び雇止港	年　月　日　港	（官庁受理印）
備考		

（八）

休日関係							
基準労働期間		船舶所有者の氏名又は名称（印）	船舶に乗り組んでいる期間内の休日数	陸上休日数	補償休日手当を支払うべき日数及び支払金額	付与を延期された補償休日の日数及び延期の理由	船員の確認印
期間	年月日						
	自						
	至						
	自						
	至						
	自						
	至						
	自						
	至						
	自						
	至						

(九)

有給休暇関係				
付与期間			船舶所有者の氏名又は名称（印）	船員の確認印
自 年 月 日	至 年 月 日	日数		
		日		

(十)

予備船員勤務関係			
予備船員編入又は解除の別	年 月 日	記事（勤務内容、解除事由）	船舶所有者の氏名又は名称（印）
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		

（十一）

船員保険関係						
船員保険記号番号　　第　　号						
標準報酬		資格取得	変更	資格喪失	船舶所有者の氏名又は名称（印）	備考
月額	等級	年月日	年月日	年月日		
円		・・	・・	・・		
		・・	・・	・・		
		・・	・・	・・		
		・・	・・	・・		
		・・	・・	・・		
		・・	・・	・・		
		・・	・・	・・		
		・・	・・	・・		
		・・	・・	・・		

（十二）

失業保険金支給関係							
被保険者であつた期間		離職の事由	報酬日額	求職申込		官庁印	備考
年月日	月数			年月日	紹介所名印		
自 至	月		円				
自 至							
自 至							
自 至							
自 至							
自 至							

(十三)

失業保険金支給記録							
支給年月日	支給期間		支給日数	支給日額	支給総額	支給官庁名	備考
	年月日	日数	累計				
	自 至	日	日	円	円		
	自 至						
	自 至						
	自 至						
	自 至						

(十四)

健康証明書 Certificate of Health					
身長	cm	検尿	たん白		
体重	kg		糖		
肺活量	cc	血液型			
運動機能		血圧			
色神		血糖			
裸眼視力 (きよう正)	右( ) 左( )	血中脂質検査	血清総コレステロール		
			中性脂肪		
聴力	右、左		HDLコレステロール		
握力	右 左	肝機能検査	GOT		
検便 虫卵			GPT		
検便 ヘモグロビン			γ-GTP		

（十五）

胸部エックス線検査	撮影年月日		既往症	
	フィルム番号			
			家族歴	
			医師の指示及び就業上の注意事項	
			備考	
かくたん検査			判定 Diagnosis	
心電図検査				
			判定年月日	
医師住所（所属先） 氏名　印				

（十六）

履歴関係		
海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号		第　号
		第　号
		第　号
その他の資格証明書の種類及び番号		第　号
		第　号
		第　号
教育を受けた学校、講習会、養成所等の名称及び修了年月日		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日

（十七）

私　用

備考

1　船員手帳の大きさは、縦10.5cm、横15cmとする。

2　表紙は、紺色（外国人に交付する船員手帳にあつては、橙色）とし、「船員手帳」の文字を金色で表示する。

3　第三表は、淡緑色紋彩刷とする。

4　外国人に交付する船員手帳にあつては、第四表中「10年間」を「５年間」と、「10years」を「５years」とする。

5　第十七表の後に船員手帳記載心得及び船員手帳受有者の心得を付する。

記載心得

第六表及び第七表（雇入契約関係）

1　雇入契約の成立、終了、更新又は変更があつたときに、遅滞なく、船長が記載すること。だたし、やむを得ない事由により船長が記載できないときは、船舶所有者が記載すること。

2　職務欄には、「一等航海士」、「操機手」等と記載し、同一職名の船舶職員が２名以上乗り組むときは、その順位（「首席」、「次席」等）を付記すること。また、通信士については、無線電信又は無線電話の別を付記すること。

なお、衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者については、その旨（救命艇手のうち限定救命艇手である者については、その旨）を記載すること。

3　本邦外の地域へ赴く航海に従事する船舶に乗り組む船員については、船名及び職務（衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者、船舶料理士、航海当直部員及び危険物等取扱責任者を除く。）に英訳を付すること。

4　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

5　年齢18年以上の船員については、年齢18年に達する日欄に斜線を引くこと。

6　船舶所有者又は船長に関する事項について変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。

7　更新・変更欄には、船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間の変更又は雇入契約の更新があつたときに記載し、押印すること。

8　妊産婦の船員については、その旨（「妊娠中、何年何月何日申出」、「産後、何年何月何日出産」等）を備考欄に記載し、押印すること。

9　届出をする以前において船員が下船するため、届出に際して船員手帳を提示できなくなる場合には、その事由を備考欄に記載すること。

10　備考欄には、上記のほか、船員が希望したときは、給料その他の労働条件、雇止事由等を記載し、押印すること。

第八表（休日関係）

1　休日を与えるときに船舶所有者が記載すること。

2　船員は、基準労働期間について、休日の付与又は補償休日手当の支払が終了したときは、確認印を押すこと。

第九表（有給休暇関係）

1　有給休暇を与えるときに船舶所有者が記載すること。

2　船員は、有給休暇が終了したときは、確認印を押すこと。

3　付与日数は、付与期間中の労働協約、就業規則等によつて定められた休日を除いた日数を記載すること。

4　船員が解雇され、又は退職した場合に有給休暇の付与にかえて、給料、手当及び食費を支払つたときは、付与期間欄に付与すべき日数及び支払つた金額を記載すること。

第十表（予備船員勤務関係）

1　予備船員へ編入し、又は予備船員から解除するときに、船舶所有者が記載すること。

2　記事欄には、編入のときは勤務の種類又は内容(「自宅待機」、「出勤待機」、「ぎ装員」等)を、解除のときはその事由(「何丸へ乗船」、「退職」、「解雇」等)を記載すること。

第十一表(船員保険関係)

1　船舶所有者が記載すること。

2　被保険者資格の取得のときは、船員保険記号番号欄、標準報酬欄及び資格取得年月日欄に記載すること。

3　標準報酬の変更があつたときは、標準報酬欄及び変更年月日欄に記載すること。

4　被保険者資格の喪失があつたときは、資格喪失年月日欄に記入すること。

第十二表(失業保険金支給関係)

求職の申込みを受けた職業紹介所において記載すること。

第十三表(失業保険金支給記録)

失業保険金支給官庁において記載すること。

第十四表及び第十五表(健康証明書)

1　船員法施行規則第57条に規定する医師が記載すること。

2　本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む船員については、判定に英訳を付すること。

第十六表(履歴関係)及び第十七表(私用)

船員手帳受有者が適宜記載すること。

船員手帳受有者の心得

1　船員は、必ず船員手帳をもたなければなりません。

2　船員手帳は、雇入、雇止などの公認をうけるとき、求職の申込みをするとき、失業の認定をうけるとき、失業保険金をうけるときに必要であり、また、履歴や身分の証明になるものですから、大切にして下さい。

3　船員手帳に書いてある氏名、本籍(外国人のときは、国籍)、生年月日が変わつたとき、又はまちがつているときには、すぐ、「地方運輸局等の事務所」へ行つて、訂正してもらわなければなりません。

4　船員手帳がなくなつたとき、破れたり余白がなくなつたりして使えなくなつたとき、写真がだめになつたときには、すぐ「地方運輸局等の事務所」へ行つて、新しい船員手帳を交付してもらうか、写真をはりかえてもらわなければなりません。

5　有効期間を過ぎた船員手帳でも、求職の申込みをするとき、失業の認定をうけるとき、失業保険金をうけるときには、使えます。また、履歴の証明にもなりますから、大切に保存して下さい。

6　他人の船員手帳を使つた者、船員手帳を勝手に書きかえた者、船員手帳を破棄した者、船員手帳に関する必要な手続をしなかつた者は、相当の罰をうけます。

7　船員手帳は、船に乗つている間は船長に保管してもらい、船から下りるときに返してもらつて下さい。

8　雇入契約の成立等の届出、船員保険などについてわからないことがあれば、「地方運輸局等の事務所」できいて下さい。

9　「地方運輸局等の事務所」というのは、地方運輸局、運輸監理部、運輸支局、海事事務所、船員に関する事務を扱うこととされている市町村役場のことです。

第十六号の二書式（第三十九条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

（一）

収　入 印　紙

船員手帳記載事項証明申請書

年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

申請者氏名　　印

現　住　所

別紙の船員手帳記載事項について証明を受けたいので、船員法施行規則第39条の規定により申請します。

記

1　証明を受けようとする事項の記載されている船員手帳の番号及び交付年月日

2　証明書の通数　　通

3　証明書の用途

（二）

船員手帳記載事項証明書

氏　名　　年　月　日生

本　籍

船員手帳の番号及び交付年月日

区別	年月日	船　名	総トン数	主機の種類及び出力	航行区域又は従業制限及び従業区域	船舶の用途	職務
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			

記載心得

1　記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたつて記載することができる。

2　証明を受けようとする事項について、日付順に記載すること。

3　区別欄には、雇入（就職）、雇止（退職）又は変更の別を記載すること。

4　船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途又は職務に変更があるときは、必ず、該当欄に変更後の事項を記載し、変更にならない事項の欄に斜線を引くこと。

5　雇止（退職）の記載をするときは、船名欄、総トン数欄、主機の種類及び出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、船舶の用途欄及び職務欄は、斜線を引くこと。

6　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

7　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十六号の三書式（第四十二条関係）

報　酬　支　払　簿

氏　名															
計算期間	船名	職務	報酬額				控除額			現金支給額	家族渡額	支払月日	領収印
			給料	割増手当	その他の報酬	合計	租税船員保険料その他	立替金	合計				

記載心得

1　給料は、歩合制によるときは、船員法第58条第１項の雇入契約に定める一定額を記載すること。

2　領収印は、これを得られないときは、受領書をもつて代えることができる。

第十六号の三の二書式（第四十二条の九の二関係）（日本工業規格Ａ列４番）

時間外労働協定届出書

年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称

主たる船員の労務
管理の事務を行う
事務所の所在地及
び名称

時間外労働に関する協定を締結したので、船員法第64条の２の規定により、別紙協定書を添え、届け出ます。

記

1　使用する船員数　　人

2　労働組合加入者数等　　人

3　労働組合の名称等

記載心得

1　労働組合加入者数等は、当該協定を締結した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において当該協定を締結した者が代表する船員の数を記載すること。

2　労働組合の名称等は、当該協定を締結した労働組合の名称又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員の過半数を代表する者の氏名及び住所並びに選出方法を記載すること。

第十六号の四書式（第四十二条の十関係）（日本工業規格Ａ列４番）

補償休日労働協定届出書

年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称

主たる船員の労務
管理の事務を行う
事務所の所在地及
び名称

補償休日の労働に関する協定を締結したので、船員法第65条の規定により、別紙協定書を添え、届け出ます。

記

1　使用する船員数　　人

2　労働組合加入者数等　　人

3　労働組合の名称等

記載心得

1　労働組合加入者数等は、当該協定を締結した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において当該協定を締結した者が代表する船員の数を記載すること。

2　労働組合の名称等は、当該協定を締結した労働組合の名称又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員の過半数を代表する者の氏名及び住所並びに選出方法を記載すること。

第十六号の五書式（第四十五条の二関係）

休　日　付　与　簿

氏　名		基準労働期間	

基準労働期間の起算日及び末日	乗組み関係			船舶に乗り組んでいる期間内に付与した休日		船舶に乗り組んでいる期間以外において付与すべき補償休日の日数	陸上休日		補償休日手当			補償休日の労働		備考
	船名	期間	職務	日数	年月日		日数	年月日	日数	支払金額	受領印	日数	年月日	
自 至														

記載心得

1　船舶に乗り組んでいる期間以外において付与すべき補償休日の日数は、基準労働期間ごとの合計も併わせ記入すること。

2　補償休日の付与の延期があつたときは、備考欄に記載すること。

3　補償休日手当の支払は、受領証をもつて代えることができる。

第十六号の六書式（第四十八条関係）（日本工業規格Ａ列３番）

許　可　申　請　書

年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長　　殿

申請者氏名

下記の船舶について船員法第71条第１項第３号の許可を受けたいので、船員法施行規則第48条の規定により申請します。

船舶所有者の氏名又は名称		
船舶所有者の住所		
船舶の名称		
用途		
総トン数		
航行区域		
就航航路又は作業海域		
職務別乗組員数	職務	員数
許可を受けようとする事由		
許可を受けようとする期間		

記載心得

1　用途欄には、「はしけ」、「水先船」、「給水船」、「給油船」、「ひき船」等の別を記載すること。

2　就航航路又は作業海域欄には、「東京港―千葉港」、「瀬戸内海」等と記載すること。

3　職務欄には、「一等航海士」、「操機手」等と記載すること。

第十七号書式（第六十七条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

年　　月　　日

国土交通大臣　　殿

住　所
氏名印
遺族のときは続柄

災害補償審査（仲裁）申請書

氏　　名		生年月日	年　月　日			標準報酬月額	
船員手帳番号	第　　号	職　　務					
船　　名	丸	船舶所有者	住　所				
災害発生の年月日	年　月　日		氏名又は名称				
災害発生の場所		関係者	船長	住　所			
				氏　名			
災害の原因、状態及び処置の状況			医師	住　所			
				氏　名			
			その他	住　所			
				氏　名			
審　査（仲　裁）請　求　の　理　由							

記載心得

1　この申請が、審査又は仲裁のいずれかの申請であるときは、不用の文字は抹消すること。

2　災害に対する原因、状態等は、明瞭にこれを記し、それに対し審査、仲裁申請の要点をはつきり記載すること。

第十八号書式（第七十二条関係）　　（縦5.5cm　横8.5cm）

（一）

写

真

船員労務官証明書

Identification Card of Mariners' Labor Inspector

第　　号　　年　　月　　日交付

No.　　Issued on:

船員労務官氏名
Mariners' Labor Inspector Name

国土交通省印

国土交通省
Ministry of Land,Infrastructure and Transport Japan

（二）

船員法（抄）

第107条　船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。

船員労務官は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

前２項の場合には、船員労務官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第１項又は第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第108条　船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。

第108条の２　船員労務官は、第101条第２項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

第133条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

十　第107条第1項の規定による出頭の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第十九号書式（第七十三条関係）（日本工業規格Ａ列３番）

事業状況報告書

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

年　月　日提出

主たる船員の労務管理の事務を行う事務所		事業者	（本社）
所在地	（電話）	住所（所在地）	（電話）
名称		氏名（名称）	
担当者氏名		資本金	資本（出資）額
		加盟している船舶所有者団体の名称	

年10月1日現在

(1) 雇用船員数（予備船員数を除く。）及び所属船舶の状況

									合計
船名									
船籍港									
総トン数									
航行区域又は従業制限									
旅客定員									
用途									
主たる航路又は操業区域									
乗組船員数	職員	甲板部							
			うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
		機関部							
			うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
		通信部							
			うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
		事務部							
			うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
		その他							
			うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
		計							
			うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
	部員	甲板部							
			うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
		機関部							
			うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
		通信部							
			うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
		事務部							
			うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
		その他							
			うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
		計							
			うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
	合計								
			うち女子船員数						
			うち外国人船員数						
備考									

		隻数	総トン数
漁船以外の船舶	旅客船		
	貨物船		
漁船			
計			

(2) 予備船員数

区分	職員 甲板部	機関部	通信部	事務部	その他	計	部員 甲板部	機関部	通信部	事務部	その他	計	合計 甲板部	機関部	通信部	事務部	その他	計
予備船員数																		
うち女子船員数																		
うち外国人船員数																		

(3) 未雇用船員（雇用関係のない船員）数　職員　人　部員　人

(4) 年齢別船員数

区分	職員	部員	計
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
60歳以上			
計			

(5) 勤続年数別船員数

区分	職員	部員	計
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
40年以上			
計			

(6) 海技免状又は小型船舶操縦免許証受有船員数

区分	職員 甲板部	機関部	無線部 通信	電子通信	部員 甲板部	機関部
一級海技士						
二級海技士						
三級海技士						
航海当直三級海技士						
機関当直三級海技士						
四級海技士						
五級海技士						
六級海技士						
小型船舶操縦士						
計						

(7) 労働組合の状況

名称	
加入者数	
労働協約の有無	

(8) 貯蓄金管理協定の有無及び委託者数

(9) 時間外労働協定の有無及び対象船員数

(10) 補償休日労働協定の有無及び対象船員数

記載心得

1　船員法の適用を受ける船舶並びにこれに乗り組む船員及びこれに乗り組むため雇用されている予備船員の10月１日現在における状況を記載し、10月末日までに提出すること。

2　経営形態欄には、「個人」、「株式会社」、「協同組合」等の別を記載すること。

3　加盟船舶所有者団体の名称欄には、「外航労務部会」、「内労協」、「一洋会」、「全内航」、「大型カーフェリー」の別を記載すること。また、船舶所有者団体には加盟していないものの、他の船舶所有者団体と労働組合が締結した労働協約を準用している場合は、「盟外」と記載するとともに（　）書きでその船舶所有者団体の名称を記載すること。

4　雇用船員数（予備船員数を除く。）及び所属船舶の状況には、当該事務所に属する船舶の状況について記載すること。

イ　運航形態欄には、「外航船」、「内航船」、「漁船」、「その他」の別を記載すること。

ロ　用途欄には、「旅客船」、「貨物船」、「油送船」、「鉱石専用船」、「ひき船」、「漁船」等の別（漁船にあっては、従事する漁業の種類（例えば、「まぐろはえなわ」、「かつお一本づり」、「突棒」等）を含む。）を記載すること。

ハ　主な就航航路又は操業区域欄には、「函館―青森」、「北海道―京浜」、「瀬戸内海」、「東支那海」等と記載すること。

ニ　乗組船員数欄には、10月１日現在の乗組船員数を記載すること。

ホ　10月１日現在稼働していない船舶については、「係船」、「修繕」、「ぎ装」等その状態を備考欄に記載すること。

ヘ　他から借り入れた船舶、船員の共同雇用を行っている船舶等については、その旨を、備考欄に記載すること。

5　非雇用船員とは、船舶所有者である乗組船員及び労働の対償として給料その他の報酬を受けない乗組船員をいう。

6　労働組合の状況には、雇用船員の加入している労働組合が２以上あるときは、それぞれについて、名称、加入者数及び労働協約の有無を記載すること。

第二十号書式（第七十三条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

災害疾病発生状況報告書（　年４月１日から　年３月31日まで）[①災害・疾病]

地方運輸局長
運輸監理部長　殿　　年　月　日提出

主たる船員の労務管理を行う事務所	船舶所有者（本社）
所在地：　（電話）	住所（所在地）：　（電話）
名称	氏名（名称）
担当者氏名	常時使用する船員数

発生年月日	年月日	船員の年齢	歳	性別	男・女	職名		国籍	日本人・外国人
②船舶の用途		総トン数	トン	③傷病名				④作業員数	人

⑤てんまつ

1）災害発生場所

2）災害発生時の作業

3）災害発生の要因（Ⅰ気象、海象　Ⅱ船舶・船内設備、積荷等　Ⅲ作業行動、船内における作業環境）

4）発生した災害の内容

5）災害を防止するために講じた措置又は講じようとする措置

⑥休業日数	日	⑦身体障害		⑧下船・退職等	

記載心得

1　前年4月1日から当年3月31日までに、船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害・疾病のため、発生当日を含めて3日以上休業した船員（死亡し又は行方不明となつた者を含む。）について記載し、4月末日までに提出すること。

2　災害と疾病の別に区分し、それぞれ別葉に記載すること　また、（①災害・疾病）欄は、記載した災害又は疾病のうちいずれか該当するものを○で囲むこと。

3　②の欄には、旅客船、貨物船、油送船、鉱石専用船、ひき船、漁船等の別（漁船にあつては、従事する漁業の種類（例えば、まぐろはえなわ、かつお一本づり、突棒等）を含む。）を記載すること。

4　③の欄には、頭部裂傷、半身火傷、虫垂炎、流感等と記載し、傷病名が不明確な場合は、下痢、腹痛等主な症状を記載すること

5　④の欄には、てん末の欄の2）災害発生時の作業に従事していた人数を記載すること。

6　⑤の欄には、次のイからハまでの規定に従つて記載すること。ただし、疾病の原因については、それが明白な場合を除き、記載することを要しない。

イ　2）には、主機整備、クレーン装置操作、荒天準備、揚投網、漁獲物の冷凍処理等の災害発生時に船員が従事していた作業の態様について記載し、作業に従事していなかつた場合は、「作業時間外」と記載すること。

ロ　3）のⅠからⅢまでは、災害発生の要因となつたもの全てについて記載すること。また、ⅠからⅢまでの事項に、どのような不安全又は有害な状態があつたのか詳細に記載すること。

ハ　3）Ⅲの「作業行動」は、船員の動作、作業手順、並びに保護具、命綱、安全ベルト、作業用救命衣及び作業衣の使用その他の作業の実施に係る行動について記載し、「作業環境」は、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整備及び整とんの状態並びに換気、採光、照明、温度、騒音、振動その他の作業場所における環境について記載すること。

7　⑥の欄には、災害・疾病のため職務を従事することができなかつた日数（発生当日を含む。なお、治療中であつて医師の診断により見込日数が明らかな場合はその日数とする。）を記載すること。ただし、死亡又は行方不明の場合は記載することを要しない。

8　⑦の欄には、疾病のなおつた後に7号表に定める障害が存するときはその程度及び番号を、存しないときはその旨を記載し、死亡（即死のみならず、傷病が原因で死亡した者を含む。）又は行方不明の場合はその旨を記載すること。ただし、提出時に傷病がなおつていないときであつて、障害の程度が明らかでない場合は、本欄に記載することを要しない。この場合において、障害の程度が明らかになつたときは、遅滞なく別にその旨を報告すること。（書式は任意とする。）

9　⑧の欄には、療養のため下船した場合は「下船」と、傷病がなおる以前に退職した場合は「退職」と、治療のため外国で下船し、又は入院した場合はその地名及びその旨を記載すること。

第二十一号書式　削除

7　船員労働安全衛生規則（昭和３９年運輸省令第５３号）（抄）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準並びに船員の遵守するべき事項は、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（船長による統括管理）

第１条の２　船舶所有者は、船内における安全及び衛生に関する事項に関し船長に統括管理させ、かつ、安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者その他の関係者の間の調整を行わせなければならない。

（安全担当者の選任）

第２条　船舶所有者は、船内においてこの省令に定める事項を行なうために、船長の意見をきいて、甲板部、機関部、無線部、事務部その他の各部について当該部の海員の中からそれぞれ安全担当者を選任しなければならない。

２　船舶所有者は、船内における各部の構成上やむを得ない場合においては、１の部の安全担当者を他の部の安全担当者に兼任させることができる。ただし、もっぱら漁獲物を冷凍し、若しくは加工する作業又はサルベージ、ケーブル布設若しくはしゅんせつの作業を行なう海員が２０名をこえる部における安全担当者については、この限りでない。

（安全担当者の資格）

第３条　安全担当者は、当該部の業務に２年以上従事した経験を有する者であって、当該部の業務に精通するものでなければならない。ただし、他の部の安全担当者を兼任する場合における兼任する部の業務については、この限りでない。

２　前項の規定によるほか、引火性液体類（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和３２年運輸省令第３０号）第２条第１号に掲げる引火性液体類をいう。）又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質（以下「引火性液体類等」という。）を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。

一　第７７条及び第７８条の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録安全担当者講習」という。）の課程を修了した者であること。

二　１９７８年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書を受有しており、かつ、船員法（昭和２２年法律第１００号。以下「法」という。）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和２６年法律第１４９号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）及び船舶安全法（昭和８年法律第１１号）並びにこれらに基づく命令についての講習の課程を修了した者であること。

（安全担当者の選任の特例）

第４条　船舶所有者は、海員が常時２０人以下である漁船又は漁船以外の海員が

常時１０人以下である船舶については、船長を安全担当者に選任することができる。この場合において、前条第２項に規定する船舶の船長にあっては、同項に規定する講習の課程を修了した者でなければならない。

２　前項の規定により、船長を安全担当者に選任する場合は、前２条の規定は、適用しない。

（安全担当者の業務）

第５条　船舶所有者は、次に掲げる事項を、安全担当者に行わせなければならない。

一　作業設備及び作業用具の点検及び整備に関すること。

二　安全装置、検知器具、消火器具、保護具その他危害防止のための設備及び用具の点検及び整備に関すること。

三　作業を行う際に危険な又は有害な状態が発生した場合又は発生するおそれのある場合の適当な応急措置又は防止措置に関すること。

四　発生した災害の原因の調査に関すること。

五　作業の安全に関する教育及び訓練に関すること。

六　安全管理に関する記録の作成及び管理に関すること。

（改善意見の申出等）

第６条　安全担当者は、船長を経由し、船舶所有者に対して、作業設備、作業方法等について安全管理に関する改善意見を申し出ることができる。この場合において、船長は、必要と認めるときは、当該改善意見に自らの意見を付すことができる。

２　船舶所有者は、前項の申出があった場合は、その意見を尊重しなければならない。

（消火作業指揮者の選任）

第６条の２　船舶所有者は、船内においてこの省令に定める事項を行うために、船長の意見を聴いて、次のいずれかに適合する安全担当者の中から、消火作業指揮者を選任しなければならない。ただし、総トン数２０トン未満の船舶（以下「小型船」という。）については、この限りでない。

一　船舶職員及び小型船舶操縦者法第５条第１項第１号から第４号までに掲げる海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）及び海技士（電子通信）に係る海技免許を受けていること。

二　船舶職員及び小型船舶操縦者法第２３条第１項の承認を受けていること。

三　船舶職員及び小型船舶操縦者法別表第１第３号に規定する消火講習であって同法第４条第２項に規定する登録海技免許講習実施機関が実施するものの課程を修了していること。

（消火作業指揮者の業務）

第６条の３　船舶所有者は、次に掲げる事項を、消火作業指揮者に行わせなければならない。

一　消火設備及び消火器具の点検及び整備に関すること。

二　火災が発生した場合の消火作業の指揮に関すること。

三　発生した火災の原因の調査に関すること。

四　火災の予防に関する教育並びに消火作業に関する教育及び訓練に関すること。

（改善意見の申出等）

第６条の４　消火作業指揮者は、船長を経由し、船舶所有者に対して、消火設備、消火作業に関する訓練等について火災予防及び消火作業に関する改善意見を申し出ることができる。この場合において、船長は、必要と認めるときは、当該改善意見に自らの意見を付すことができる。

２　船舶所有者は、前項の申出があった場合は、この意見を尊重しなければならない。

（衛生担当者の選任）

第７条　船舶所有者は、船内においてこの省令に定める事項を行うために、船長の意見を聴いて、次のいずれかの要件に適合する海員の中から（小型船にあっては、船内の衛生管理に関する知識を有する海員の中から）、衛生担当者を選任しなければならない。ただし、法第８２条の規定により医師が乗り組んでいる場合又は法第８２条の２第１項の規定により衛生管理者が選任されている場合は、この限りでない。

一　第６条の２第１号又は第２号に掲げる要件

二　船舶職員及び小型船舶操縦者法別表第１第３号に規定する救命講習又は機関救命講習であって同法第４条第２項に規定する登録海技免許講習実施機関が実施するものの課程を修了していること。

２　第４条第１項の規定は、衛生担当者の選任について、準用する。

（衛生担当者の業務）

第８条　船舶所有者は、次に掲げる事項（小型船にあっては、第４号に掲げる事項を除く。）を、衛生担当者に行わせなければならない。

一　居住環境衛生の保持に関すること。

二　食料及び用水の衛生の保持に関すること。

三　医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の点検及び整備に関すること。

四　負傷又は疾病が発生した場合における適当な救急措置に関すること。

五　発生した負傷又は疾病の原因の調査に関すること。

六　衛生管理に関する記録の作成及び管理に関すること。

（改善意見の申出等）

第９条　衛生担当者は、船長を経由し、船舶所有者に対して、衛生設備、居住環境等について衛生管理に関する改善意見を申し出ることができる。この場合において、船長は、必要と認めるときは、当該改善意見に自らの意見を付すことができる。

２　船舶所有者は、前項の申出があった場合は、その意見を尊重しなければならない。

（補助者）

第１０条　安全担当者、消火作業指揮者又は衛生担当者は、必要と認めるときは、その補助者を指名することができる。

（安全衛生に関する教育及び訓練）

第１１条　船舶所有者は、次に掲げる事項について、船員に教育を施さなければならない。

一　船内の安全及び衛生に関する基礎的事項

二　船内の危険な又は有害な作業についての作業方法

三　保護具、命綱、安全ベルト及び作業用救命衣の使用方法

四　船内の安全及び衛生に関する規定を定めた場合は、当該規定の内容

五　乗り組む船舶の設備及び作業に関する具体的事項

２　液体化学薬品タンカー（船員法施行規則（昭和２２年運輸省令第２３号。以下「施行規則」という。）第７７条の３に規定する液体化学薬品タンカーをいう。以下同じ。）又は液化ガスタンカー（施行規則第７７条の３に規定する液化ガスタンカーをいう。以下同じ。）の船舶所有者は、当該船舶の船員に、貨物の取扱方法、保護具の使用方法並びに貨物の漏えい、流出及び火災その他の非常の際における措置に関する訓練を実施しなければならない。

（船員の意見を聴くための措置）

第１２条　船舶所有者は、船内における安全及び衛生に関する事項について、船員の意見を聴くため、船内において、適当な措置を講じなければならない。

２　船舶所有者は、船内において安全又は衛生に関する委員会を設けた場合は、船長をその委員長とし、かつ、船員の選んだ委員を参加させなければならない。

（記録の作成及び保存）

第１３条　船舶所有者は、次に掲げる事項について、その都度記録を作成し、これを３年間主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に保存しなければならない。

一　第１１条の規定により行った教育及び訓練に関する事項

二　安全担当者、消火作業指揮者、医師、衛生管理者又は衛生担当者から改善の申出があった事項

三　前条の規定により講じた措置

四　発生した火災その他の災害並びに負傷及び疾病（船員電離放射線障害防止規則（昭和４８年運輸省令第３２号）の規定により記録しなければならないものを除く。）に関する事項

五　第４０条の２の規定による飲用水に係る検査、改善措置又は洗浄

六　その他安全又は衛生に関して講じた重要な改善の措置

（規定の作成）

第１４条　船舶所有者は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が、火災その他の災害又は負傷若しくは疾病を防止するため特に必要があると認めて安全管理、火災予防及び消火作業又は衛生管理に必要な規定の作成を命じた場合は、これを作成しなければならない。

第１５条　削除

（船員の遵守事項）

第１６条　船員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　第２４条に定める防火標識又は禁止標識のある箇所における当該標識に表示された禁止行為

二　第４６条から第４８条まで又は第６９条第１項の規定により禁止された火気の使用又は喫煙

２　船員は、第４７条第２項、第４８条から第５１条第１項まで、第５３条から第６５条第１項まで、第６６条第１項、第６７条、第６８条第１項、第６９条第１項又は第７１条第２項から第７３条までに規定する作業において保護具の使用を命ぜられたときは、当該保護具を使用しなければならない。

３　船員は、第５１条第１項、第５２条第１項、第５７条第１項、第６６条第１項又は第６８条第１項に規定する作業において命綱、安全ベルト又は作業用救命衣の使用を命ぜられたときは、当該命綱、安全ベルト又は作業用救命衣を使用しなければならない。

第２章　安全基準及び衛生基準等

第１節　安全基準

（作業環境の整備等）

第１７条　船舶所有者は、船内作業の設備、機械、器具、用具等を整備し、かつ、整とんするとともに、船内における作業環境を常に良好な状態におくよう努めなければならない。

（接触等からの防護）

第１８条　船舶所有者は、機械又は動力伝導装置の回転軸、歯車、はずみ車、調車その他の運動部分で通常の作業の際に接触するおそれのあるものには、囲い、手すり、おおい又は踏切橋を設けなければならない。

２　船舶所有者は、掃除、注油、修理その他の作業を行なう場合であって、墜落、転倒等により前項の運動部分に接触するおそれのあるときは、安全な足場を設けなければならない。

３　船舶所有者は、蒸気、熱湯その他の高温の気体又は液体が通る管で通常の作業の際に接触するおそれのあるものは、その部分を被覆しなければならない。

（通行の安全）

第１９条　船舶所有者は、船外との通行は、げん梯又は手すり及び踏みさんを施した幅４０センチメートル以上の歩み板によらせなければならない。ただし、やむを得ない理由により、げん梯又は歩み板を用いることができない場合であって、通行の安全を確保するために必要な措置を講じているときは、この限りでない。

２　船舶所有者は、夜間における船外との通行の安全を確保するために必要な照明を施さなければならない。

３　船舶所有者は、積荷、漁具等を甲板上に積載する場合は、できる限り、げん

側から離れた場所に通路を確保しておかなければならない。ただし、やむを得ない理由により、積荷、漁具等の上を通行の用に供する場合は、その上面を歩行に適するよう平らにし、かつ、その両側に、３０センチメートル以内の間隔に配した横棒を備える高さ１・２２メートル以上の保護柵又はこれに相当する保護索を設けなければならない。

（器具等の整とん）

第２０条　船舶所有者は、落下、転倒、接触等により危害を及ぼすおそれのある刃物、工作用具等の器具又は用具及び予備部品を固定させ、被覆し、又は収納箱に入れておかなければならない。

（密閉区画からの脱出装置等）

第２１条　船舶所有者は、凍結室、冷凍庫その他の密閉された区画であって船員が通常その中で作業するものには、内部から操作できる開扉装置又は呼鈴その他の信号装置を設けなければならない。

（燃え易い廃棄物の処理）

第２２条　船舶所有者は、油の浸みた布ぎれ、木くずその他の著しく燃え易い廃棄物は、防火性のふた付きの容器に収める等これを安全に処理しなければならない。

（液化石油ガスの取扱い）

第２２条の２　船舶所有者は、液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）第２条第１項に規定する液化石油ガスをいう。次項において同じ。）を燃料として調理作業等を行わせる場合は、調理作業等の場所を十分に換気するとともに、当該場所を無人の状態にしない等危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

２　船舶所有者は、液化石油ガスのボンベを切り換え、又は取り換える作業を行わせる場合は、作業を開始する前に、安全性を確認するとともに、作業を開始する旨を船員に周知させなければならない。

（管系等の表示）

第２３条　船舶所有者は、船内の管系及び電路の系統の種別を告示で定める識別標準により表示しなければならない。

（安全標識等）

第２４条　船舶所有者は、危険物（危険物船舶運送及び貯蔵規則第２条第１号に掲げる危険物（常用危険物（同条第２号に掲げる常用危険物をいう。以下同じ。）を除く。）及び同条第１号の２に掲げるばら積み液体危険物をいう。以下同じ。）又は国土交通大臣の指定する常用危険物を積載する場所の見やすい箇所に、日本工業規格Ｚ９１０４「安全標識」（以下「安全標識」という。）に定める防火標識、禁止標識又は危険標識を施さなければならない。この場合において、火薬庫については、安全標識に定める第３種標識によらなければならない。

２　船舶所有者は、前項のほか、消火器具置場、墜落の危険のある開口、高圧電路のろ出箇所、担架置場等船内の必要な箇所に、安全標識に定める防火標識、

禁止標識、危険標識、注意標識、救護標識又は用心標識を適宜施すよう努めなければならない。

3　船舶所有者は、前2項の箇所のうち必要と認めるもの及び次に掲げる箇所に、夜光塗料を用いて方向標識又は指示標識を施さなければならない。ただし、非常照明装置が設けられている箇所については、夜光塗料を用いなくてもよい。

一　非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口

二　消火器具置場

（油に関する文書の備置き）

第24条の2　船舶所有者は、油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第2号に掲げる油をいう。）を運送する場合にあっては、当該油に関し次に掲げる事項が記載された文書を船内に備え置かなければならない。

一　名称

二　荷送人（他人に運送を委託しないで運送する場合にあっては、その者）の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号

三　危険性又は有害性の要約

四　成分及びその含有量

五　物理的及び化学的性質

六　安定性及び反応性

七　人体に及ぼす作用

八　取扱い上の注意

九　流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

十　適用される法令

十一　その他参考となる事項

（照明）

第25条　船舶所有者は、作業を行なわせる場合は、作業の安全を確保するのに十分な照明を施さなければならない。

（床面等の安全）

第26条　船舶所有者は、作業場所及び通路の床面をつまづき、すべり、踏み抜き等のおそれのないよう必要な措置を講じなければならない。

2　船舶所有者は、作業場所、通路又は昇降設備における突出部分で作業又は通行の際に接触し、又は衝突して危害を生ずるおそれのあるものを被覆する等適当な措置を講じなければならない。

（足場等の安全）

第27条　船舶所有者は、足場及び歩み板は、著しく損傷、変形又は腐しょくしていない材料を用い、使用の目的に応じた丈夫な構造としなければならない。

（海中転落の防止）

第27条の2　船舶所有者は、海中に転落するおそれのある場所においては、著しく作業の妨げとなる場合を除き、保護柵を使用させる等適当な措置を講じなければならない。

（経験又は技能を要する危険作業）

第２８条　船舶所有者は、次に掲げる作業は、当該作業を所掌する部の業務に６月以上従事した経験を有する者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第４条の規定により当該作業を所掌する部の海技免許を受けた者、同法第２３条第１項の規定により当該作業を所掌する部の船舶職員（同法第２条第２項に規定する船舶職員をいう。）になることについての承認を受けている者若しくは国土交通大臣が当該作業について認定した資格を有する者でなければ、これを行わせてはならない。ただし当該作業の熟練者の指揮の下に作業を行わせる場合は当該作業を所掌する部の業務に３月以上従事した経験を有する者に当該作業を行わせることができる。

一　揚びょう機、ラインホーラー、ネットホーラーその他のびょう鎖、索具、漁具等を海中に送入し、若しくは巻き上げる機械を操作し、又はこれらの機械により海中に送入若しくは巻上げ中のびょう鎖、索具、漁具等の走行を人力で調整する作業

二　クレーン、ウィンチ、デリックその他の重量物を移動する機械又は装置を操作する作業

三　フォークリフトの運転の作業

四　運転中の機械又は動力伝導装置の運動している部分の注油、掃除、修理若しくは検査又は運動している調帯の掛換えの作業

五　切削又はせん孔用の工作機械を使用する作業

六　推進機関用の重油専焼罐に点火する作業

七　揚貨装置又は陸上のクレーン若しくはデリックの玉掛け作業

八　はい（積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははい崩しの作業

九　刃物を用いて鯨体を解体する作業

十　床面から２メートル以上の高所であって、墜落のおそれのある場所における作業

十一　げん外に身体の重心を移して行う作業

十二　危険物の状態、酸素の量又は人体に有害な気体を検知する作業

十三　石炭、鉄鉱石、穀物、石油その他の船倉内の酸素の欠乏の原因となる性質を有する物質をばら積みで運送する船舶において、これらの物質を積載している船倉内で行う作業

十四　電気工事作業（感電のおそれのあるものに限る。）

十五　可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業

十六　冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスを製造する作業

２　前項の規定にかかわらず、前項第３号、第６号、第７号、第１２号又は第１３号に掲げる作業については、国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録危険作業講習」という。）の課程を修了した者に当該作業を行わせることができる。

３　船舶所有者は、ヘルメット式潜水器、マスク式潜水器その他の潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受け

て水深１０メートル以上の場所において行う作業は、高気圧作業安全衛生規則（昭和４７年労働省令第４０号）第５２条の規定による潜水士の免許を受けた者でなければ、これを行わせてはならない。

第２節　衛生基準

（船内衛生の保持）

第２９条　船舶所有者は、船内の居住場所及び作業場所を清潔に保ち、気積、換気、採光、照明、温度、騒音、振動等の環境条件を衛生上良好な状態におくとともに、船員に十分な休養を与える等船員の健康の保持を図るよう努めなければならない。

（就業を禁止する船員）

第３０条　船舶所有者は、精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない船員と医師が認めるものを作業に従事させてはならない。

２　船舶所有者は、施行規則第２号 表第３号に掲げる疾病であって医師が船内労働に適さないと認めるものにかかった船員を作業に従事させてはならない。

（医師の診断）

第３１条　船舶所有者は、法第８１条第３項各号に掲げる船員に該当する疑いのある船員については、遅滞なく医師の診断を受けさせなければならない。

２　医師は、前項の診断を受けた船員が前条第１項に規定する船員に該当するかどうかを判断する場合においては、当該船員の障害の程度、経歴及び職務を考慮するものとする。

（特殊な作業に従事する船員に対する健康検査）

第３２条　船舶所有者は、次の各号に掲げる船員については、当該各号に定める事項について、施行規則第５５条の規定による検査の際及びその６月後に、法第８３条の国土交通大臣の指定する医師（以下「指定医師」という。）により検査を受けさせなければならない。ただし、検査を受けさせるべき時期に当該船員の乗り組んでいる船舶が航海中である場合は、当該航海の終了後遅滞なく受けさせればよい。

一　国土交通大臣の指定する衛生上有害な物を常時運送する船舶に乗り組んでいる者　当該有害物の人体に与える障害の認知に必要な胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査、尿検査、血液検査、神経系検査その他の臨床医学的検査

二　専ら石炭をたく作業に従事している者　当該作業の人体に与える障害の認知に必要な胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査その他の臨床医学的検査

三　専ら潜水作業に従事している者　施行規則第５５条第１項第１号から第４号までに掲げる検査（指定医師が必要でないと認めたものを除く。）

２　船舶所有者は、前項第１号の船員について雇入契約が終了する場合又は雇入契約を解除する場合であって当該船員が当該雇入契約の終了又は解除のとき

（以下この項において「下船の時」という。）より前６月以内に同号の検査を受けていないときは、当該船員に同号の検査を受けさせなければならない。ただし、胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査については、下船の時より前６月以内に当該船員が施行規則第５５条の規定による検査の際に受けている場合は、これを省略するものとする。

３　船舶所有者は、前２項の検査の結果、当該船舶に乗り組み、又は当該作業に従事することが不適当であると判定された船員を、引き続き当該船舶に乗り組ませ、又は当該作業に従事させてはならない。

４　第１項及び第２項の検査に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

（通風及び換気）

第３３条　船舶所有者は、機関室、調理室等高温又は多湿の状態にある船内の作業場には、通風、換気等温湿度調節のための適当な措置を講じなければならない。

（ねずみ族及び虫類の駆除）

第３４条　船舶所有者は、居住設備、衛生設備その他ねずみ族又は虫類のひそみやすい場所については、毎年１回以上薬品によりねずみ族又は虫類を駆除する措置を講じなければならない。

２　検疫法（昭和２６年法律第２０１号）第２５条ただし書の証明書を有する船舶については、当該証明書の発行の日から６月間は、前項の規定にかかわらず、同項の措置を講じなくてもよい。

３　船舶所有者は、第１項の措置を講ずるため船員にくん蒸を行なわせる場合には、国土交通大臣が指定する薬品を使用してはならない。

（手を洗う設備）

第３５条　船舶所有者は、船内の適当な場所に手を洗うことのできる設備を設けなければならない。

（便所）

第３５条の２　船舶所有者は、船内の便所について、その本来の用途において船員が常時使用できる状態に維持しなければならない。

（調理作業）

第３６条　船舶所有者は、調理作業を行なわせる場合は、当該作業に従事する者に、清潔な衣服を着用させ、手を洗浄させる等衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　船舶所有者は、ちゅう房用器具、食器等調理用又は食事用の器具を清潔に保たなければならない。

３　船舶所有者は、調理作業に従事する者以外の者を、調理作業を行なう場所にみだりに立ち入らせてはならない。

（食料の貯蔵）

第３７条　船舶所有者は、食料の貯蔵については、食料の種類に応じた保存方法

を講ずるとともに貯蔵設備を清潔に保たなければならない。

2　船舶所有者は、食料の調理にあたっては、その鮮度を確認させ、洗浄を行なわせる等衛生上必要な措置を講じなければならない。

（清水の積み込み及び貯蔵）

第３８条　船舶所有者は、清水を積み込む場合は、清浄なものを積み込まなければならず、かつ、これを衛生的に積み込み、及び保つために、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　清水の積み込み前には、元せん及びホースを洗浄すること。

二　清水用の元せん及びホースは、専用のものとすること。

三　清水用の元せんにはふたをつけ、ホースは清潔な場所に保管すること。

四　清水タンクに使用する計量器具は、専用のものとし、かつ、清潔に保存すること。

五　飲用水のタンクで内部がセメント塗装のものは、貯蔵する清水を清浄に保ちうる状態まであく抜きをすること。

六　その他清水を衛生的に保つための必要な措置

（河川水等の使用制限）

第３９条　船舶所有者は、河川の水又は港内の海水を調理用又は浴用に使用してはならない。

（飲用水タンク等）

第４０条　船舶所有者は、飲用水のタンク及び飲用水の管系には飲用水以外のものを貯蔵し、又は通させてはならない。ただし、やむを得ない理由のある場合であって、飲用水が汚染しないための措置を講ずるときは、この限りでない。

2　船舶所有者は、飲用水を常に船員が飲用しうるよう設備しておかなければならない。

（飲用水の水質検査等）

第４０条の２　船舶所有者は、飲用水のタンクに積み込まれた飲用水（小型船に積み込まれたものを除く。次項及び第３項において単に「飲用水」という。）について、少なくとも１年に１回、地方公共団体等の行う水質検査を受けなければならない。ただし、最後に水質検査を受けた日から１年を経過した日に、船舶が航海中であり、又は外国の港にある場合は、当該船舶が国内の港に到着した後遅滞なく水質検査を受ければよい。

2　船舶所有者は、前項の水質検査の結果、当該飲用水の水質が飲用に適しないと判定された場合は、速やかにタンク内の飲用水の交換その他必要な措置を講じなければならない。この場合において、地方運輸局長が必要と認めるときは、これらの措置を実施後、速やかに水質検査を受け、当該飲用水が飲用に適することについて水質検査を行う地方公共団体等の確認を受けなければならない。

3　船舶所有者は、少なくとも１月に１回、飲用水に含まれる遊離残留塩素の含有率についての検査を行わなければならない。この場合において、遊離残留塩素の含有率が１００万分の０・１未満であったときは、船舶所有者は、速やかに改善措置を講じなければならない。

4　船舶所有者は、少なくとも２年（船舶安全法第１０条第１項ただし書に規定する船舶にあっては、３年）に１回、飲用水のタンク、当該タンクに付属する管系等の洗浄を行わなければならない。ただし、最後に洗浄を行った日から当該期間を経過した日に、船舶が航海中であり、又は外国の港にある場合は、当該日から６月以内に洗浄を行えばよい。

（伝染病の予防）

第４１条　船舶所有者は、船舶が別表第１に定める伝染病が発生している地域又は発生するおそれのある地域におもむく場合は、予防注射の実施、衛生用品の整備、伝染病の予防に必要な注意事項に関する教育等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

２　船舶所有者は、前項の地域においては、食料及び飲用水の購入の制限、外来者に対する防疫の措置、衛生状態に関する情報の収集等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

（伝染防止）

第４２条　船舶所有者は、船内において伝染病又は伝染病の疑いのある疫病が発生した場合は、患者の隔離、患者の使用した場所、衣服、器具等の消毒、なま水及びなま物の飲食の制限等伝染防止のために必要な措置を講じなければならない。

（救急措置に必要な衛生用品）

第４２条の２　船舶所有者は、液体化学薬品タンカー及び液化ガスタンカーには、他の法令において備えなければならないものを除き、貨物の性状に応じた解毒剤、つり上げ用担架及び酸素吸入器を備えなければならない。

（医療機関との連絡）

第４３条　船舶所有者は、船内において救急患者が発生したときは、必要に応じ、医療機関と緊密な連絡を保ち、その指示にしたがって適当な措置を講じなければならない。

第３節　検知器具及び保護具

（検知器具）

第４４条　船舶所有者は、酸素が欠乏するおそれのある場所における作業を行なわせる船舶には、酸素の量を計るために必要な検知器具を備えなければならない。

２　船舶所有者は、危険物のうち、人体に有害な気体を発散するおそれのある物質を積載する船舶には、当該気体の量を計るために必要な検知器具（他の法令において備えなければならないものを除く。）を備えなければならない。

（保護具）

第４５条　船舶所有者は、船員に使用させるべき保護具については、他の法令の規定により備える保護具を含めて、これを必要とする作業に同時に従事する人数と同数以上を船舶に備え、常時有効、かつ、清潔にこれを保持しなければならない。

2　船舶所有者は、前項の保護具のうち、自蔵式呼吸具、送気式呼吸具及び空気圧縮機については、少なくとも１月に１回これらを点検しなければならない。

3　船舶所有者は、液体化学薬品タンカーにおいては、新品又は洗浄後未使用である場合を除き、保護具及び作業衣を居住場所から隔離して保管しなければならない。

第３章　個別作業基準

（火薬類を取り扱う作業）

第４６条　船舶所有者は、もり銃への火薬の装てん等火薬類を取り扱う作業（火薬類の荷役作業を除く。）を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業場所における火気の使用及び喫煙を禁止すること。

二　作業場所に燃え易い物を置かないこと。

三　作業場所の床面にマットレスを敷く等により、衝撃を防止すること。

四　作業場所においては、火花を発し、又は高温となって点火源となるおそれのある器具を使用しないこと。

五　作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。

（塗装作業及び塗装剥離作業）

第４７条　船舶所有者は、引火性若しくは可燃性の塗料又は溶剤を使用して塗装又は塗装の剥離作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業場所における火気の使用及び喫煙を禁止すること。

二　作業場所においては、火花を発し、又は高温となって点火源となるおそれのある器具を使用しないこと。

三　作業に使用した布ぎれ又は剥離したくずは、みだりに放置しないこと。

四　作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。

五　作業場所の付近に、適当な消火器具を用意すること。

2　船舶所有者は、人体に有害な性質の塗料又は溶剤を使用して塗装又は塗装剥離の作業を行なわせる場合は、作業に従事する者に、マスク、保護手袋その他の必要な保護具を使用させなければならない。

（溶接作業、溶断作業及び加熱作業）

第４８条　船舶所有者は、溶接、溶断又は加熱の作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業を開始する前に、溶接装置の各部を点検するとともに、作業場所及び隣接する区画には、可燃性又は爆発性の気体がないことを確認すること。

二　作業場所及び隣接する区画には、燃えやすい物を置かないこと。

三　アセチレン発生器の付近においては、火気の使用及び喫煙を禁止すること。

四　アセチレン発生器の付近においては、火花を発し、又は高温となって点火源となるおそれのある器具を使用しないこと。

五　アセチレン発生器は、高温の場所、換気の悪い場所又は振動の激しい場所

にこれを置かないこと。

六　電気溶接装置を使用して行う作業は、身体がぬれた状態で作業に従事させないこと。

七　作業に従事する者に保護眼鏡及び保護手袋を使用させること。

八　作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。

九　作業場所の付近に、適当な消火器具を用意すること。

（危険物等の検知作業）

第４９条　船舶所有者は、危険物の状態又は人体に有害な気体若しくは酸素の量を検知する作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　検知器具の作動状態を点検すること。

二　検知のために必要な試料を採取する場合は、船倉、密閉された区画等危険物が存在し若しくは存在した場所又は人体に有害な状態が存するおそれのある場所に立ち入らないで、これを行なうこと。

三　やむを得ず前号に掲げる場所に立ち入る場合は、作業に従事する者に危険物又は人体に有害な状態の性質に応じた呼吸具、保護眼鏡、保護衣、保護手袋その他の必要な保護具を使用させること。

四　作業に従事する者が頭痛、めまい、吐気等の身体の異常を訴えた場合その他事故があった場合は、ただちに作業を中止させ、安全性の確認が得られるまでは、作業を再開させないこと。

五　身体の異常を訴えた者には、すみやかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。

六　当該作業により汚染し、又は汚染したおそれのある物を居住場所に持ち込ませないこと。

七　当該作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。

（有害気体等が発生するおそれのある場所等で行う作業）

第５０条　船舶所有者は、人体に有害な気体が発散するおそれのある場所又は酸素が欠乏するおそれのある場所において作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業を開始する前に、及び作業中少なくとも３０分に１回、当該場所における人体に有害な気体又は酸素の量について検知を行い、人体に危害を及ぼすと認められた場合は、換気すること。

二　作業中適宜換気を行うとともに、作業に従事する者に呼吸具、保護眼鏡、保護衣、保護手袋その他の必要な保護具を使用させること。

三　作業に従事する者が頭痛、めまい、吐気等の身体の異常を訴えた場合その他事故があった場合は、直ちに作業を中止させ、安全性の確認が得られるまでは、作業を再開させないこと。

四　身体の異常を訴えた者には、速やかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。

五　作業場所と外部との連絡のための看視員を配置すること。

（高所作業）

第５１条　船舶所有者は、床面から２メートル以上の高所であって、墜落のおそれのある場所における作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業に従事する者に保護帽及び命綱又は安全ベルトを使用させること。

二　ボースンチェアを使用するときは、機械の動力によらせないこと。

三　煙突、汽笛、レーダー、無線通信用アンテナその他の設備の付近で作業を行う場合に、当該設備の作動により作業に従事している者に危害を及ぼすおそれのあるときは、当該設備の関係者に、作業の時間、内容等を通報しておくこと。

四　作業場所の下方における通行を制限すること。

五　作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で２人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

２　船舶所有者は、船体の動揺又は風速が著しく大である場合は、緊急の場合を除き、前項の作業を行なわせてはならない。

（げん外作業）

第５２条　船舶所有者は、船体外板の塗装、さび落とし等げん外に身体の重心を移して行う作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。

二　安全な昇降用具を使用させること。

三　つり足場を使用する場合等作業場所が甲板上にいる者から容易に視認できない場合は、当該作業場所の上部のブルワーク、手すり等つり足場等の支持箇所の付近に、作業を行っている旨を表示すること。

四　作業場所の付近におけるビルジ、汚水、汚物等のげん外排出及び投棄を禁止すること。

五　作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で２人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

六　作業場所の付近に、救命浮環等の直ちに使用できる救命器具を用意すること。

２　前条第２項の規定は、前項の作業を行なう場合に、準用する。

（高熱物の付近で行なう作業）

第５３条　船舶所有者は、火傷を受けるおそれのある高熱物質又は火炎に触れ易い場所において作業を行なわせる場合は、作業に従事する者に防熱性の手袋、保護衣その他の必要な保護具を使用させなければならない。

（重量物移動作業）

第５４条　船舶所有者は、充てんされたドラム罐等重量物を人力により移動する作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業に従事する者に保護靴、保護帽その他の必要な保護具を使用させること。

二　索、ブロック、ティクルその他の用具を用いる場合は、その許容荷重をこえる重量を負荷させないこと。

三　前号の用具により重量物をつり上げて移動する場合は、動揺等によりフック、シャックルその他のかん合部分がはずれないよう十分な措置を講ずること。

四　作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。

（揚貨装置を使用する作業）

第５５条　船舶所有者は、揚貨装置を使用する作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業に従事する者に保護帽その他の必要な保護具を使用させること。

二　作業を開始する前に、ウィンチ及びその付属装具の作動状態を点検すること。

三　ガイの取付け位置及び張り方を適正にすること。

四　揚貨装置は熟練者に操作させること。

五　作業中に索具、ブロック等を交換するときは、支持台に下ろす等の方法によりデリックブームを安全な位置に固定して行わせること。

六　作業中にウィンチの部品を交換するときは、ウィンチを動力源からしゃ断し、かつ、安全装置をかけて行わせること。

七　ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとすること。

八　デリックブームの角度を調整する場合は、当該デリックブームの下方への立入りを制限すること。

九　貨物の巻上げ又は巻卸しその他の貨物を移動する作業を行っているときは、貨物が落下し、又は激突するおそれのある場所への立入りを制限すること。

十　作業の指揮を行う者と甲板、船倉又は陸岸で作業に従事する者との間には、信号を定める等連絡を密にすること。

２　前項第１号及び第９号の規定は、船舶所有者が陸上のクレーン又はデリックの玉掛けの作業を行わせる場合について準用する。

（揚投びょう作業及びけい留作業）

第５６条　船舶所有者は、揚投びょう作業又はけい留作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業を開始する前に、揚びょう機又はけい船用機械の作動状態並びにびょ鎖及び索具類の状態を点検すること。

二　揚びょう機若しくはけい船用機械の運動部分又は巻き込み、くり出し、若しくは解き放す場合におけるびょう鎖若しくは索具類には、みだりに、身体を触れさせ、若しくはこれをまたがせ、又は当該作業に従事する者以外の者をこれに近寄らせないこと。

三　投びょう作業を開始する前に、びょう鎖庫内及びいかり又はびょう鎖の落

下する水面付近に人がいないことを確認すること。

四　ブイの上における作業は、危険のおそれがある場合は、その作業の経験を有する者に行なわせること。

五　けい留作業に従事する者に保護帽その他の必要な保護具を使用させること。

六　揚びょう機若しくはけい船用機械の作動又はびょう鎖若しくは索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとすること。

七　作業の指揮を行なう者とびょう鎖庫内でびょう鎖繰りの作業に従事している者又はブイ若しくは陸岸でけい留作業に従事している者との間には、信号を定める等連絡を密にすること。

（漁ろう作業）

第５７条　船舶所有者は、漁ろう作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業を開始する前に、作業に使用する機械、漁具その他の設備及び用具を点検すること。

二　甲板上で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。

三　前号に規定する作業を行わせる場合は、作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で２人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

四　第２号に規定する作業を行わせる場合は、作業場所の付近に、救命浮環等の直ちに使用できる救命器具を用意すること。

五　釣ざおを使用して漁ろう作業を行わせる場合は、当該作業に従事する者に保護帽を使用させること。

六　前号に規定する作業を行わせる場合であって釣針の飛来により危害を受けるおそれがあるときは、作業に従事する者に保護面その他の必要な保護具を使用させること。

七　漁具を海中へ送り出し、又は巻き込む作業に従事する者にゴム長靴その他の必要な保護具を使用させること。

八　送り出し、又は巻き込む場合における漁具には、みだりに、身体を触れさせ、若しくはこれをまたがせ、又は当該作業に従事する者以外の者をこれに近寄らせないこと。

九　ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとすること。

十　刃物、釣針その他の危険な用具は、みだりに放置しないこと。

十一　甲板上の魚の血のりを適宜清掃する等甲板を滑らない状態に保持すること。

２　第５１条第２項の規定は、前項第２号の作業を行う場合に準用する。

（感電のおそれのある作業）

第５８条　船舶所有者は、感電のおそれのある作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業に従事する者に絶縁用のゴム手袋、ゴム長ぐつその他の必要な保護具を使用させること。

二　作業箇所へ通ずる電路をしゃ断し、しゃ断した箇所に当該作業箇所への通電を禁止する旨を表示すること。ただし、当該電路をしゃ断することにより当該作業が著しく困難となる場合は、この限りでない。

三　作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合にすみやかに救助に必要な措置をとることができる状態で２人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

（さび落とし作業及び工作機械を使用する作業）

第５９条　船舶所有者は、さび落とし作業又は工作機械を使用する作業を行なわせる場合であって金くず等の飛来により危害を受けるおそれがあるときは、作業に従事する者に保護眼鏡その他の必要な保護具を使用させなければならない。

（粉じんを発散する場所で行なう作業）

第６０条　船舶所有者は、粉じんを著しく発散する場所で作業を行なわせる場合は、換気若しくは散水を行ない、又は作業に従事する者に防じん性の呼吸具、保護眼鏡その他の必要な保護具若しくは塗布剤を使用させる等適当な措置を講じなければならない。

（高温状態で熱射又は日射を受けて行なう作業）

第６１条　船舶所有者は、ボイラーをたく作業、炎天下において甲板上で行なう作業等高温状態において熱射又は日射を受ける作業を行なわせる場合は、天幕その他のしゃへい物の設置、保護帽、保護眼鏡、保護衣、保護手袋等熱射又は日射による障害から防護するために必要な保護具の使用、塗布剤の使用等必要な措置を講じなければならない。

（水又は湿潤な空気にさらされて行なう作業）

第６２条　船舶所有者は、タンク内の水洗作業等身体の全部又は一部が水又は著しく湿った空気に長時間さらされる作業を行なわせる場合は、保護帽、防水衣、防水手袋、長ぐつ等脱温又は皮膚の湿潤による障害から防護するために必要な保護具を使用させなければならない。ただし、温度が高い場所で当該作業を行なわせる場合は、この限りでない。

（低温状態で行なう作業）

第６３条　船舶所有者は、寒冷地域における甲板上の作業、冷凍庫内における作業等低温状態における作業を行なわせる場合は、防寒帽、防寒衣、防寒手袋等低温による障害から防護するために必要な保護具の使用、塗布剤の使用等必要な措置を講じなければならない。

（騒音又は振動の激しい作業）

第６４条　船舶所有者は、高速機械の運転、動力さび落とし機を使用する作業等騒音又は振動の激しい作業を行なわせる場合は、耳せん、保護手袋等騒音又は振動による障害から防護するために必要な保護具の使用、緩衝措置等必要な措置を講じなければならない。

（倉口開閉作業）

第６５条　船舶所有者は、倉口の開閉作業を行なわせる場合は、作業に従事する者に保護帽及びすべり止めのついた保護靴を使用させるとともに、作業場所の下方への立入を制限しなければならない。

２　第５１条の規定は、前項の作業を行なわせる場合には、適用しない。

（船倉内作業）

第６６条　船舶所有者は、船倉内で作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業に従事する者に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二　作業を行っている層より下層の船倉内の場所であって、人又は物が落下するおそれのある場所への立入りを制限すること。ただし、防網、防布等人又は物の落下を防止するための設備が設けられている場合は、この限りでない。

三　床面から２メートル以上の高所であって、墜落のおそれのある場所において作業を行わせる場合は、防網、防布等を張る等墜落による危害を防止するための措置を講ずること。ただし、作業に従事する者に命綱又は安全ベルトを使用させる場合は、この限りでない。

四　作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で２人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

２　第５１条の規定は、前項の作業を行なわせる場合には、適用しない。

（機械類の修理作業）

第６７条　船舶所有者は、動力機関その他の機械類の修理又は部品の取替えの作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業に従事する者に保護帽、保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二　作業に従事する者に危害を及ぼすおそれがある場合は、修理部分、取替え部分その他の部分を動力源からしゃ断する等適当な安全措置を講ずること。

三　作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとすること。

（着氷除去作業）

第６８条　船舶所有者は、船舶の着氷の除去作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業に従事する者に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二　作業に従事する者に命綱又は安全ベルトを使用させること。

三　作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があった場合に速やかに救助のため必要な措置をとることができる状態で２人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

２　第５１条第２項の規定は、前項の作業を行なう場合に、準用する。

（引火性液体類等に係る作業）

第６９条　船舶所有者は、引火性液体類等の荷役その他の移動作業又は引火性液体類等を積載していた船倉、タンクその他の密閉された区画（以下この条において「船倉等」という。）の蒸気を抜く作業、清掃作業、修理作業その他の作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業を開始する前に、気象、海象等の状況が作業の安全な遂行に支障のないものであることを確認するとともに、作業を開始する旨を船員に周知させること。

二　船内における火気の使用及び喫煙を禁止すること。ただし、船長がこれらの行為を特に必要と認め、危険を防止するため十分な措置を講じて指定した場所については、この限りでない。

三　とびら、船窓、倉口等の開口部（船長が蒸気が船内へ流入するおそれがないと認めて開放を許可した開口部を除く。）を閉鎖し、かつ、蒸気が船内へ流入することを防止するため通風装置を調節すること。

四　油面測定口その他の船倉等の開口部に取り付けられた防火金網が有効な状態であることを確認すること。

五　作業に従事する者に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

六　作業に使用した布ぎれ、おがくずその他の燃えやすい物は、みだりに放置しないこと。

七　作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。

２　船舶所有者は、前項に規定する作業のうち荷役その他の移動作業を行わせる場合は、同項各号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　油量等を測定する場合を除き、蒸気が船倉等の内部から甲板上にみだりに流出することを防止するための措置を講ずること。

二　引火性液体類等が船倉等の内部から流出することを防止するための措置を講ずること。

三　貨物油ポンプの運転中は、当該ポンプの可動部分の過熱の有無、当該ポンプの設置されている場所の換気の状態等を監視し、危険を防止するための措置を講ずること。

３　船舶所有者は、第１項に規定する作業のうち船倉等の蒸気を抜く作業、清掃作業、修理作業その他の作業を行わせる場合は、同項各号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　船倉等の内部において作業を開始する前に、当該船倉等に通ずる管の弁を閉鎖する等蒸気が船倉等の内部に流入することを防止するための措置を講ず

ること。

二　船倉等の内部において作業を開始する前に、及びその作業中適宜、当該船倉等の内部の蒸気の量について検知を行い、爆発又は火災のおそれがあると認められた場合は、換気するとともに、安全性の確認が得られるまでは、作業を開始させず、又は中止させること。

三　作業に従事する者の服装は、皮膚の露出部分が少ないもの等皮膚障害を起こすおそれのないものとすること。

四　作業場所においては、次号に規定する場合を除き、火花を発し、又は高温となって点火源となるおそれのある機械、工具、衣服、靴等（次号において「機械等」という。）を使用しないこと。

五　修理作業等のためやむを得ず前号に規定する機械等を使用する場合は、作業場所の付近における引火性液体類等の残渣を除去する等爆発又は火災を防止するための十分な措置を講ずること。

六　作業用具その他の物が船倉等の内部に落下することを防止する措置を講ずること。

七　作業場所の付近に、適当な消火器具、命綱及び呼吸具を用意すること。

八　船倉等の内部において作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。

九　船倉等の内部において作業を行った場合は、船倉等の内部について残留物の有無等を点検すること。

（連続作業時間の制限等）

第７０条　船舶所有者は、急速冷凍方式による冷凍庫内における作業その他告示で定める作業を行なわせる場合は、当該作業に従事する者の連続作業時間を２時間以内に制限しなければならない。

２　船舶所有者は、第６１条から第６４条までの作業、第６８条の作業又は前項の作業を行なわせる場合は、気温、作業強度、作業に従事する者の疲労度、障害のおそれの程度等に応じて、当該作業に従事する者に十分な休息を与えるための措置を講じなければならない。

第４章　特殊危害防止基準

（貨物の消毒のためのくん蒸）

第７１条　船舶所有者は、船内において、貨物の消毒のため人体に有害な薬品を使用してくん蒸を行なってはならない。ただし、陸上におけるくん蒸のための施設の利用が著しく困難である等やむを得ない事由がある場合であって、次に掲げる措置を講じて船員以外の者に行なわせるときは、この限りでない。

一　くん蒸の目的及び期間、くん蒸を行なう区画、使用する薬品の毒性その他危害防止のため必要な事項を船員に周知させること。

二　陸上機関との通信及び交通の方法を定めておくこと。

三　作業を開始する前に、船長が保安のため必要と認める船員（以下「保安要員」という。）以外の船員を退船させること。

四　保安要員のため、くん蒸に使用する薬品が侵入するおそれのない場所を確保すること。

五　作業の終了後、第３号の規定により退船させた船員を乗船させる前に、船内を十分に換気し、かつ、くん蒸に使用した薬品の量について検知を行ない、安全性を確認すること。

六　身体の異常を訴えた船員には、すみやかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。

２　船舶所有者は、緊急を要する場合その他前項の規定により難い特別の事由がある場合であって、国土交通大臣が指定する薬品以外の薬品を使用し、かつ、次に掲げる措置を講ずるときは、同項の規定にかかわらず、船員にくん蒸を行なわせることができる。

一　くん蒸の目的及び期間、くん蒸を行なう区画、使用する薬品の毒性その他危害防止のため必要な事項を船員に周知させること。

二　陸上機関との通信及び交通の方法を定めておくこと。

三　作業に従事する者に呼吸具、保護手袋その他の必要な保護具を使用させること。

四　作業を開始する前に、作業に従事する者及び保安要員以外の船員を退船させること。ただし、船員をくん蒸に使用する薬品が侵入するおそれのない場所に退避させる場合は、この限りでない。

五　作業に従事する者及び保安要員のため、くん蒸に使用する薬品が侵入するおそれのない場所を確保すること。

六　くん蒸を行なう区画のとびら、通風口等を閉鎖するほか、必要に応じ、くん蒸に使用する薬品が当該区画の外部に漏れることによる危害の発生を防止するため必要な措置を講ずること。

七　作業の開始時から次号の規定により安全性を確認するまでの間、くん蒸を行なっている区画のとびら、逸散口及びそれらの附近の見やすい場所に、それらの場所に近寄ることが著しく危険である旨を表示すること。

八　作業の終了後、第４号の規定により退船させた船員を乗船させる前に、船内を十分に換気し、かつ、くん蒸に使用した薬品の量について検知を行ない、安全性を確認すること。同号ただし書の規定により退避させた船員を当該退避場所から移動させる場合も、同様とする。

九　身体の異常を訴えた船員には、すみやかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。

（ねずみ族及び虫類の駆除のためのくん蒸）

第７２条　船舶所有者は、ねずみ族又は虫類を駆除するため人体に有害な薬品を使用してくん蒸を行なわせる場合は、前条第１項各号に掲げる措置（船員にくん蒸を行なわせる場合は、同条第２項各号に掲げる措置）を講じなければならない。

（４アルキル鉛を積載している場合の措置）

第７３条　船舶所有者は、４アルキル鉛（４メチル鉛、４エチル鉛、１メチル・

３エチル鉛、２メチル・２エチル鉛及び３メチル・１エチル鉛並びにこれらを含有するアンチノック剤をいう。以下同じ。）を積載している場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　４アルキル鉛の毒性その他危害の防止のため必要な事項を船員に周知させるとともに、みだりに積付場所に近寄らせないこと。

二　漏洩等の異常がないかどうかを定期的に巡視するほか、荒天遭遇後その他動揺、衝撃等により漏洩等のおそれがある場合は、その都度巡視すること。

三　４アルキル鉛が漏洩した場合は、ただちに船員を当該場所から退避させ、第６号の規定により安全性の確認が得られるまでは、次号の作業に従事する者以外の者を当該場所に近寄らせないこと。

四　漏洩防止作業、ドラム罐等投棄作業、汚染除去作業又は検知作業を行なわせる場合は、当該作業に従事する者に有機ガス用防毒マスク、不浸透性の保護衣、保護帽、保護手袋、保護前掛け及び保護靴並びにその他の必要な保護具を使用させること。

五　汚染除去作業は、汚染した物又は箇所を５パーセント過マンガン酸カリ溶液等を用いて十分除毒した後、水洗することにより行なわせること。

六　汚染除去作業の終了後、当該場所における４アルキル鉛の量について検知を行ない、安全性を確認すること。

七　汚染した物又は箇所について有効な除毒方法がない場合は、当該汚染した物を４アルキル鉛が漏洩するおそれのない容器に密封し、又は海中投棄その他の方法により廃棄すること。ただし、当該汚染した箇所の存する区画を閉鎖する等により、第４号の保護具を使用しない船員を当該汚染した箇所に近寄らせないための措置を講じた場合は、この限りでない。

八　第４号の作業に従事する者が頭痛、めまい、吐気等の身体の異常を訴えた場合は、ただちに作業を中止させ、同号の保護具に異常がないかどうかを点検する等により安全性の確認が得られるまでは、作業を再開させないこと。

九　第４号の作業に従事した者に、作業の終了後ただちに洗身をさせるとともに、すみやかに医師による健康検査を受けさせること。

十　４アルキル鉛を身体に附着させた者、その蒸気を吸入したおそれのある者その他身体の異常を訴えた者には、ただちに適当な救急措置を講ずるとともに、すみやかに医師による診断を受けさせ、その後２週間、医師の監視下におくこと。

十一　汚染し、又は汚染したおそれのある物を居住場所に持ち込ませないこと。

第５章　年少船員の就業制限

（年少船員の就業制限）

第７４条　船舶所有者は、年齢１８年未満の船員を、次の各号に掲げる作業に従事させてはならない。

一　腐しょく性物質、毒物又は有害性物質を収容した船倉又はタンク内の清掃作業

二　有害性の塗料又は溶剤を使用する塗装又は塗装剥離の作業
三　推進機関用ボイラーに使用する石炭を運び又はこれをたく作業
四　動力さび落とし機を使用する作業
五　炎天下において、直接日射をうけて長時間行なう作業
六　寒冷な場所において、直接外気にさらされて長時間行なう作業
七　冷凍庫内において長時間行なう作業
八　水中において、船体又は推進器を検査し、又は修理する作業
九　タンク又はボイラーの内部において、身体の全部又は相当部分を水にさらされて行なう水洗作業
十　じんあい又は粉末の飛散する場所において長時間行なう作業
十一　１人につき３０キログラム以上の重量が負荷される運搬又は持ち上げる作業
十二　アルファ線、ベータ線、中性子線、エックス線その他の有害な放射線を受けるおそれがある作業

第６章　女子船員の就業制限

（妊産婦の就業制限）

第７５条　船舶所有者は、妊娠中の女子の船員を、第２８条第１項第１号から第１１号まで、第１２号（危険物の状態を検知する作業に係る部分を除く。）、第１３号及び第１５号に掲げる作業及び同条第２項に規定する作業並びに前条第１号から第９号まで及び第１１号に掲げる作業に従事させてはならない。

２　船舶所有者は、出産後１年以内の女子の船員を、第２８条第１項第１号から第９号まで、第１１号、第１２号（人体に有害な気体を検知する作業に係る部分に限る。）及び第１５号に掲げる作業及び同条第２項に規定する作業並びに前条第１号から第９号まで及び第１１号に掲げる作業に従事させてはならない。

（妊産婦以外の女子船員の就業制限）

第７６条　船舶所有者は、妊産婦以外の女子の船員を、第２８条第１項第１２号（人体に有害な気体を検知する作業に係る部分に限る。）並びに第７４条第１号、第２号及び第１１号に掲げる作業に従事させてはならない。

第７章　登録安全担当者講習実施機関

（安全担当者講習の登録）

第７７条　第３条第２項第１号の登録は、登録安全担当者講習を行おうとする者の申請により行う。

２　第３条第２項第１号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が登録安全担当者講習の実施に関する事務（以下

「登録安全担当者講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が登録安全担当者講習事務を開始する日

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ　定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二　登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三　講師の氏名及び経歴を記載した書類

四　講師が、別表第２に該当する者であることを証する書類

五　登録を受けようとする者が、次条第２項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（登録の要件等）

第７８条　国土交通大臣は、前条の規定により申請のあった講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　次に掲げる科目について行われるものであること。

イ　タンカー等引火性液体類等を積載する船舶の構造、設備及び船内実務

ロ　タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災及び爆発

ハ　タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災に対する消火技術

ニ　引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質

ホ　検知器具及び保護具の取扱方法

ヘ　災害防止対策

ト　海上汚染防止対策

チ　船員法 その他船員の安全及び衛生に関する法令

二　前号に掲げる科目にあっては、別表第２の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

2　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　船員法第８１条（船内作業による危害の防止に係る場合に限る。）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

二　第８８条の規定により第３条第２項第１号の登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

三　法人であって、登録安全担当者講習事務を行う役員のうちに前２号のいずれかに該当する者があるもの

3　第３条第２項第１号の登録は、登録安全担当者講習登録簿に次に掲げる事項

を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録安全担当者講習を行う者（以下「登録安全担当者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録安全担当者講習実施機関が登録安全担当者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録安全担当者講習実施機関が登録安全担当者講習事務を開始する日

（登録の更新）

第７９条　第３条第２項第１号の登録は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

２　前２条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（講習の実施に係る義務）

第８０条　登録安全担当者講習実施機関は、公正に、かつ、第７８条第１項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録安全担当者講習事務を行わなければならない。

一　講習は、講義により行われるものであること。

二　講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

講習科目	時間数
一　タンカー等引火性液体類等を積載する船舶の構造、設備及び船内実務	３時間
二　タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災及び爆発	２時間
三　タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災に対する消火技術	２時間
四　引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質	２時間
五　検知器具及び保護具の取扱方法	１時間
六　災害防止対策	２時間
七　海上汚染防止対策	２時間
八　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	２時間

三　安全担当者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第７８条第１項第２号に該当する者に行わせること。

（登録事項の変更の届出）

第８１条　登録安全担当者講習実施機関は、第７８条第３項第２号から第４号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする日

三　変更の理由

（登録安全担当者講習事務規程）

第８２条　登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録安全担当者講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　登録安全担当者講習の受講の申請に関する事項

二　登録安全担当者講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項

三　登録安全担当者講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項

四　登録安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

五　第８０条第３号の判定に関する事務を行う者の氏名及び経歴

六　登録安全担当者講習事務に関する公正の確保に関する事項

七　不正受講者の処分に関する事項

八　その他登録安全担当者講習事務に関し必要な事項

（登録安全担当者講習事務の休廃止）

第８３条　登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

三　登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする日

四　登録安全担当者講習事務を休止しようとする期間

五　登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第８４条　登録安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後３月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、５年間事務所に備えて置かなければならない。

２　登録安全担当者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録安全担当者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第２号又は第４号の請求をするには、登録安全担当者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録

に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次条に定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第８５条　前条第２項第４号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録安全担当者講習実施機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（適合命令）

第８６条　国土交通大臣は、登録安全担当者講習が第７８条第１項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録安全担当者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第８７条　国土交通大臣は、登録安全担当者講習実施機関が第８０条の規定に違反していると認めるときは、その登録安全担当者講習実施機関に対し、登録安全担当者講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第８８条　国土交通大臣は、登録安全担当者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第３条第２項第１号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録安全担当者講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第７８条第２項第１号又は第３号に該当するに至ったとき。

二　第８１条から第８３条まで、第８４条第１項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第８４条第２項の規定による請求を拒んだとき。

四　前２条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第３条第２項第１号の登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

第８９条　登録安全担当者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録安全担当者講習の終了後２年間保存しなければならない。

一　登録安全担当者講習の受講料の収納に関する事項
二　登録安全担当者講習の受講の申請の受理に関する事項
三　登録安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
四　その他登録安全担当者講習の実施状況に関する事項

2　登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録安全担当者講習の終了後２年間これを保存しなければならない。

（報告の徴収）

第９０条　国土交通大臣は、登録安全担当者講習の実施のため必要な限度において、登録安全担当者講習実施機関に対し、登録安全担当者講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（公示）

第９１条　国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第３条第２項第１号の登録をしたとき。
二　第８１条の規定による届出があったとき。
三　第８３条の規定による届出があったとき。
四　第８８条の規定により第３条第２項第１号の登録を取り消し又は業務の停止を命じたとき。

第８章　登録危険作業講習実施機関

（危険作業講習の登録）

第９２条　第２８条第２項の登録は、登録危険作業講習を行おうとする者の申請により行う。

2　第２８条第２項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　登録を受けようとする者が登録危険作業講習の実施に関する事務（以下「登録危険作業講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
三　登録を受けようとする者が行う別表第４の上欄に掲げる講習の区分
四　登録を受けようとする者が登録危険作業講習事務を開始する日

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
　イ　定款又は寄付行為及び登記事項証明書
　ロ　役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
二　登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
三　別表第４の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる

機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四　講師の氏名及び経歴を記載した書類

五　講師が、別表第４に該当する者であることを証する書類

六　登録を受けようとする者が、次条第２項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（登録の要件等）

第９３条　国土交通大臣は、前条の規定により申請のあった講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　別表第３の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習を行うものであること。

二　別表第４の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

三　別表第４の中欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

２　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　船員法第８１条（船内作業による危害の防止に係る場合に限る。）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

二　第９４条において準用する第８８条の規定により第２８条第２項の登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

三　法人であって、登録危険作業講習事務を行う役員のうちに前２号のいずれかに該当する者があるもの

３　第２８条第２項の登録は、登録危険作業講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録危険作業講習を行う者（以下「登録危険作業講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録危険作業講習実施機関が登録危険作業講習事務を行う事務所の所在地

四　登録危険作業講習実施機関が登録危険作業講習事務を開始する日

（登録の更新）

第９４条　第２８条第２項の登録は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

２　前２条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（講習の実施に係る義務）

第９５条　登録危険作業講習実施機関は、公正に、かつ、第９３条第１項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録危険作業講習事務を行わなければならない。

一　講習は、講義及び実習により行われるものであること。

二　講習は、次の表の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

危険作業講習	講習科目	時間数
一　フォークリフトの運転に関する講習	一　フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法	４時間
	二　フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法	４時間
	三　フォークリフトの運転に必要な力学	４時間
	四　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	１時間
	五　フォークリフトの走行の操作	２０時間
	六　フォークリフトの荷役の操作	４時間
二　ボイラーの取扱いに関する講習	一　ボイラーの構造	２時間
	二　ボイラーの取扱い	４時間
	三　点火及び燃焼	３時間
	四　点検及び異常時の処置	４時間
	五　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	１時間
三　クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置（以下「クレーン等」という。）による玉掛け作業講習	一　クレーン等について	１時間
	二　クレーン等の玉掛けに必要な力学	３時間
	三　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	１時間
	四　クレーン等の玉掛けの方法	７時間
	五　クレーン等の玉掛け	６時間
	六　クレーン等の運転のための合図	１時間
四　酸素欠乏の予防に関する講習	一　酸素欠乏症及び旧旧そ生	２時間
	二　保護具	２時間
	三　酸素欠乏の発生原因及び防止措置	３時間
	四　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	２時間
	五　救急そ生の方法	２時間
	六　酸素の濃度の測定	１時間

三　危険作業従事者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第９３条第１項第３号に該当する者に行わせること。

（準用）

第９６条　第８１条から第９１条までの規定は登録危険作業講習、登録危険作業

講習実施機関及び登録危険作業講習の実施に関する事務について準用する。

別表第１（第４１条関係）

第４１条の伝染病

エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱　痘そう　南米出血熱　ペスト　マールブルグ病　ラッサ熱　急性灰白髄炎　結核　ジフテリア　重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る。）コレラ　細菌性赤痢　腸チフス　パラチフス　黄熱　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第７項から第９項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

別表第２（第７８条関係）

講習科目	条件
一　タンカー等引火性液体類等を積載する船舶の構造、設備及び船内実務 二　タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災及び爆発 三　タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災に対する消火技術	３級海技士（航海）若しくは３級海技士（機関の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であって、当該免許を受けた後２年以上船舶職員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
四　引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質	一　３級海技士（航海）若しくは３級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であって、当該免許を受けた後２年以上船舶職員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 二　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校を含む。）（以下「大学等」という。）において化学に関する学科を修得して卒業した者で、その後２年以上危険物に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること

五　検知器具及び保護具の取扱方法	一　３級海技士（航海）若しくは３級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であって、当該免許を受けた後１年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 二　大学等において医学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後２年以上検知器具及び保護具に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
六　災害防止対策 七　海上汚染防止対策	３級海技士（航海）若しくは３級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であって、当該免許を受けた後１年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
八　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	一　３級海技士（航海）若しくは３級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であって、当該免許を受けた後１年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 二　大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者で、その後２年以上法律に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。

別表第３（第９３条関係）

危険作業講習	機械器具その他の設備
一　フォークリフトの運転に関する講習	一　フォークリフト 二　実習用重量物 三　実習用障害物 四　荷役パレット 五　実習施設
二　クレーン等による玉掛け作業講習	一　クレーン 二　実習用重量物 三　ワイヤーロープ 四　ワイヤーリング

	五　実習施設
三　酸素欠乏の予防に関する講習	一　実習用モデル人形 二　脈拍測定器 三　消毒用アルコール 四　マスク 五　ガーゼ 六　毛布 七　酸素濃度測定器 八　ガス検知器

別表第４（第９３条関係）

危険作業講習	講習科目	条件
一　フォークリフトの運転に関する講習	一　フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後３年以上自動車の設計、工作、検査若しくは整備に関する業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	二　フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後３年以上フォークリフトの設計、工作、検査若しくは整備に関する業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	三　フォークリフトの運転に必要な力学	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後３年以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	四　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	大学等を卒業した者で、その後１年以上産業安全の実務の経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	五　フォークリフトの走行の操作 六　フォークリフトの荷役の操作	学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後１年以上フォークリフトの運転の業務に従事

		した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
二　ボイラーの取扱いに関する講習	一　ボイラーの構造 二　ボイラーの取扱い 三　点火及び燃焼 四　点検及び異常時の処置	特級ボイラー技士免許を有する者であって、その後２年以上ボイラーの取扱いの業務に従事した経験を有するもの若しくは１級ボイラー技士免許を有する者であって、その後５年以上ボイラーの取扱いの業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	五　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	大学等を卒業した者で、その後１年以上産業安全の実務の経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
三　クレーン等による玉掛け作業講習	一　クレーン等について	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後５年以上クレーン等の設計、工作若しくは検査の業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	二　クレーン等の玉掛けに必要な力学	大学等において力学若しくは応用力学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において力学若しくは応用力学に関する学科を選択して卒業した者で、その後３年以上クレーン等の玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	三　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者で、その後１年以上産業安全の実務の経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
	四　クレーン等の玉掛けの方法 五　クレーン等の玉掛け 六　クレーン等の運転のための合図	大学等において力学若しくは応用力学に関する学科を修得して卒業した者で、その後２年以上クレーン等の玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの若しくは高等学校において力学若しくは応用力学に関する学科を選択して卒業した者で、その後５年以上クレーン等の玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
四　酸素欠乏	一　酸素欠乏症及	大学等において医学を修得して卒業した者

の予防に関する講習	び救急そ生	で、その後２年以上労働衛生に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	二　保護具	大学等において医学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後２年以上保護具に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	三　酸素欠乏の発生原因及び防止措置	大学等において理学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後２年以上労働衛生に係る工学に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	四　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	大学等を卒業した者で、その後１年以上労務に関する実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	五　救急そ生の方法	大学等において医学を修得して卒業した者で、その後１年以上労働衛生に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
	六　酸素の濃度の測定	大学等において理学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後１年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。

備考

一　「フォークリフトの運転に関する講習」とは、第２８条第１項第３号に規定する作業に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

二　「ボイラーの取扱いに関する講習」とは、第２８条第１項第６号に規定する作業に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

三　「クレーン等による玉掛け作業講習」とは、第２８条第１項第７号に規定する作業に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

四　「酸素欠乏の予防に関する講習」とは、第２８条第１項第１２号及び第１３号に規定する作業に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

8　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）（抄）

①　被保険者

（定義）

第２条　この法律において「被保険者」とは、船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船員（「以下「船員」という。）として船舶所有者に使用される者及び疾病任意継続被保険者をいう。

②　上乗せ規定及び職務上の独自給付

（保険給付の種類）

第２９条　この法律による職務外の事由（通勤を除く。以下同じ。）による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付は、次のとおりとする。

（以下略）

２　職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付は、労働者災害補償保険法の規定による保険給付のほか、次のとおりとする。

一　休業手当金の支給

二　障害年金及び障害手当金の支給

三　障害差額一時金の支給

四　障害年金差額一時金の支給

五　行方不明手当金の支給

六　遺族年金の支給

七　遺族一時金の支給

八　遺族年金差額一時金の支給

（休業手当金）

第８５条　休業手当金は、被保険者又は被保険者であった者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため労働することができないために報酬を受けない日について、支給する。

２　休業手当金の額は、次の各号に掲げる期間（第２号から第４号までに掲げる期間においては、同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付の支給を受ける場合に限る。）の区分に応じ、１日につき、当該各号に定める金額とする。

一　療養のため労働することができないために報酬を受けない最初の日から療養のため労働することができないために報酬を受けない３日間標準報酬日額の全額

二　療養のため労働することができないために報酬を受けない４月以内の期間（前号及び第４号に掲げる期間を除く。）標準報酬日額の１００分の４０に相当する金額（同一の事由について労働者災害補償保険法第２９条第１項第２号に掲げる事業として支給が行われる給付金であって厚生労働省令で定めるものを受けることができるときは、当該給付の水準を勘案して、厚生労働省令で定める金額）

三　療養のため労働することができないために報酬を受けない期間であって、療養を開始した日から起算して１年６月を経過した日以後の期間（第１号及び次号に掲げる期間を除き、労働者災害補償保険法第８条の２第２項第２号に定める額が

標準報酬日額の１００分の６０に相当する金額より少ない場合に限る。）標準報酬日額から同号に定める額を控除した額の１００分の６０に相当する金額

四　療養のため労働することができないために報酬を受けない４月以内の期間であって、療養を開始した日から起算して１年６月を経過した日以後の期間（第１号に掲げる期間を除き、標準報酬日額が労働者災害補償保険法第８条の２第２項第２号に定める額より多い場合に限る。）前２号に定める額の合算額

（休業手当金と報酬等との調整）

第８６条　前条の規定にかかわらず、被保険者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業手当金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　前条第２項第１号に掲げる期間同号に定める金額から当該労働に対して支払われる報酬の額を控除した金額

二　前条第２項第２号に掲げる期間標準報酬日額から当該労働に対して支払われる報酬の額を控除した額の１００分の４０に相当する金額（同一の事由について労働者災害補償保険法第２９条第１項第２号に掲げる事業として支給が行われる給付金であって厚生労働省令で定めるものを受けることができるときは、当該給付の水準を勘案して、厚生労働省令で定める金額）

三　前条第２項第３号に掲げる期間（標準報酬日額から当該労働に対して支払われる報酬の額を控除した額が労働者災害補償保険法第８条の２第２項第２号に定める額より多い場合に限る。）標準報酬日額から当該労働に対して支払われる報酬の額及び同法第８条の２第２項第２号に定める額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の１００分の６０に相当する金額

四　前条第２項第４号に掲げる期間　前２号に定める額の合算額

２　休業手当金の支給を受けるべき者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、当該休業手当金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

（障害年金及び障害手当金の支給要件）

第８７条　被保険者であった間に発した職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金、障害年金、傷病補償年金又は傷病年金を受ける者に対し、同法第８条の３第２項において読み替えられた同法第８条の２第２項第２号に定める額（以下「最高限度額」という。）が最終標準報酬日額より少ないときは、厚生労働省令で定める障害等級に該当する障害の程度に応じ、障害年金を支給する。

２　被保険者であった間に発した職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病が治癒した場合において、労働者災害補償保険法の規定による障害補償一時金又は障害一時金を受ける者に対し、厚生労働省令で定める障害等級に該当する障害の程度に応じ、一時金として障害手当金を支給する。

３　被保険者又は被保険者であった者の前２項の規定による障害の程度は、協会が認定する。

（障害年金の額）

第８８条　障害年金の額は、最終標準報酬日額から最高限度額を控除した額に、障害の程度に応じて別表第２に定める日数を乗じて得た金額とする。

２　障害年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに厚生労働省令で定める障害等級の他の障害等級に該当する障害の程度に至った場合には、協会は、厚生労働省令で定めるところにより、新たに該当するに至った障害等級の障害の程度に応じて障害年金又は障害手当金を支給するものとし、その後は、従前の障害年金は、支給しない。

（障害年金の支給停止部分）

第８９条　障害年金は、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金が支給されるときは、障害年金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

（障害手当金の額）

第９０条　障害手当金の額は、最終標準報酬月額に、障害の程度に応じて別表第３に定める月数を乗じて得た金額とする。

（障害差額一時金）

第９１条　労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は障害年金（以下「障害補償年金等」という。）を受ける者が、同法第１５条の２同法第２２条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定により障害補償一時金又は障害一時金を受ける場合において、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び同法の規定による障害補償一時金又は障害一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて別表第４に定める月数を乗じて得た金額に満たないときは、その差額を障害差額一時金として支給する。

（障害年金差額一時金）

第９２条　障害補償年金等の支給を受ける者が死亡した場合において、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金差額一時金又は障害年金差額一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて別表第４に定める月数を乗じて得た金額に満たないときは、その差額を障害年金差額一時金としてその遺族に支給する。

（行方不明手当金の支給要件）

第９３条　被保険者が職務上の事由により行方不明となったときは、その期間、被扶養者に対し、行方不明手当金を支給する。ただし、行方不明の期間が１月未満であるときは、この限りでない。

（行方不明手当金の額）

第９４条　行方不明手当金の額は、１日につき、被保険者が行方不明となった当時の標準報酬日額に相当する金額とする。

（行方不明手当金の支給期間）

第９５条　行方不明手当金の支給を受ける期間は、被保険者が行方不明となった日の翌日から起算して３月を限度とする。

（報酬との調整）

第９６条　被保険者の行方不明の期間に係る報酬が支払われる場合においては、その報酬の額の限度において行方不明手当金を支給しない。

（遺族年金の支給要件）

第９７条　被保険者又は被保険者であった者が、職務上の事由又は通勤により死亡した場合であって、労働者災害補償保険法の規定により遺族補償年金又は遺族年金（以下「遺族補償年金等」という。）が支給され、かつ、最高限度額が最終標準報酬日額より少ないときは、その遺族に対し、遺族年金を支給する。

（遺族年金の額）

第９８条　遺族年金の額は、次の各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、最高限度額と最終標準報酬日額の差額に、当該各号に定める日数を乗じて得た金額とする。

一　１人１５３日（５５歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあっては、１７５日）

二　２人　２０１日

三　３人　２２３日

四　４人以上　２４５日

２　遺族年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族年金の額を改定する。

（遺族年金の受給権の消滅）

第９９条　遺族年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族年金を支給する。

一　死亡したとき。

二　婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三　直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。

四　離縁によって、死亡した被保険者又は被保険者であった者との親族関係が終了したとき。

五　子、孫又は兄弟姉妹については、１８歳に達した日以後の最初の３月３１日が終了したとき（被保険者又は被保険者であった者の死亡の時から引き続き第３５条第１項第４号の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。）。

六　第３５条第１項第４号の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時６０歳以上であったとき、子又は孫については１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるとき、兄弟姉妹については１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるか又は被保険者若しくは被保険者であった者の死亡の当時６０歳以

上であったときを除く。)。

2　遺族年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族年金を受けることができる遺族でなくなる。

(遺族年金の支給停止等)

第１００条　遺族年金を受ける権利を有する者の所在が１年以上明らかでない場合には、当該遺族年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2　前項の規定により遺族年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3　第９８条第２項の規定は、第１項の規定により遺族年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について準用する。この場合において、同条第２項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

4　遺族年金は、同一の事由について厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金が支給されるときは、遺族年金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

(遺族一時金)

第１０１条　被保険者又は被保険者であった者が職務上の事由又は通勤により死亡した際（その者の死亡の当時に胎児であった子が出生したときは、その出生の際)、遺族年金の支給を受けることができる者がない場合であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金（以下「遺族補償一時金等」という。）が支給されるときは、最終標準報酬月額の２・７月分に相当する金額を遺族一時金として、その遺族に支給する。

(遺族年金差額一時金)

第１０２条　遺族補償年金等を受ける者が、遺族補償年金等を受ける権利を失った際、遺族補償年金等の支給を受けることができる者がない場合において、被保険者又は被保険者であった者の死亡に関し既に支給された遺族年金の総額、遺族補償年金等の総額及び遺族補償一時金等の額の合算額が最終標準報酬月額の３６月分に相当する額に満たないときは、その差額を遺族年金差額一時金として、被保険者であった者の遺族に支給する。

別表第２（第88条関係）

障害の程度	日　数
１　級	３１３日
２　級	２７７日
３　級	２４５日
４　級	２１３日
５　級	１８４日
６　級	１５６日
７　級	１３１日

別表第３（第90条関係）

障害の程度	月　数
１　級	３・２月
２　級	２・０月
３　級	１・９月
４　級	１・６月
５　級	０・８月
６　級	０・６月
７　級	０・１月

別表第４（第91、92条関係）

障害の程度	月　数
１　級	４８月
２　級	４２月
３　級	３９月
４　級	３６月
５　級	３３月
６　級	３０月
７　級	２５月

9　港則法（昭和２３年法律１７４号）（抄）

（法律の目的）

第１条　この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

（港及びその区域）

第２条　この法律を適用する港及びその区域は、政令で定める。

10　港則法施行令（昭和４０年政令第２１９号）（抄）

（港及びその区域）

第１条　港則法（以下「法」という。）第２条の港及びその区域は、別表第１のとおりとする。

11　船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令（昭和３８年政令第５４号）（抄）

船員法第１条第２項第３号の政令の定める総トン数３０トン未満の漁船は、次の漁船とする。

１　推進機関を備える総トン数３０トン未満の漁船であつて、専ら次に掲げる漁業に従事するもの

イ　漁具を定置して営む漁業

ロ　漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第６条第４項の区画漁業又は同条第５項の共同漁業

２　前号に掲げる漁船のほか、次に掲げる推進機関を備える漁船

イ　総トン数１０トン以上２０トン未満の漁船であって、専ら次に掲げる漁業以外の漁業に従事するもののうち、専ら別表の海面において営む漁業に従事するもの及び海岸から５海里以遠の海面（別表の海面を除く。）において営む漁業に従事する期間が年間３０日未満であると地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認定したもの

(1)　漁業法第５２条第１項の指定漁業

(2)　漁業法第６６条第２項の小型さけ・ます流し網漁業

(3)　漁業法第６６条第２項の中型まき網漁業又は小型機船底びき網漁業であって、別表の海面以外の海面において営むもの

ロ　総トン数１０トン未満の漁船であって、専ら次に掲げる漁業以外の漁業に従事するもの並びに次に掲げる漁業に従事するもの（専ら漁業法第５２条第１項の指定漁業を定める政令（昭和３８年政令第６号）第１項第４号の大中型まき網漁業に従事する漁船の附属漁船及び総トン数１０トン以上の漁船であって専ら漁業法第６６条第２項の中型まき網漁業（総トン数２０トン未満の漁船にあっては、別表の海面以外の海面において営むものに限る。）に従事するものの附属漁船を除く。）のうち、専ら別表の海面において営む漁業に従事するもの及び海岸から５海里以遠の海面（別表の海面を除く。）にお

いて営む漁業に従事する期間が年間３０日未満であると地方運輸局長が認定したもの

(1)　漁業法第５２条第１項の指定漁業

(2)　漁業法第６６条第２項の小型さけ・ます流し網漁業、中型まき網漁業又は小型機船底びき網漁業

3.　推進機関を備えない総トン数３０トン未満の漁船であって、次に掲げる漁船の附属漁船以外のもの

イ　専ら漁業法第５２条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号の大中型まき網漁業に従事する漁船

ロ　専ら漁業法第６６条第２項の中型まき網漁業に従事する漁船（総トン数２０トン未満の漁船であって専ら別表の海面において営む漁業に従事するもの及び前号ロの規定により地方運輸局長が認定した漁船を除く。）

12　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和２６年法律１４９号）（抄）

（定義）

第２条

１～３（略）

４　この法律において「小型船舶操縦者」とは、小型船舶（総トン数２０トン未満の船舶及び１人で操縦を行う構造の船舶であってその運航及び機関の運転に関する業務の内容が総トン数２０トン未満の船舶と同等であるものとして国土交通省令で定める総トン数２０トン以上の船舶をいう。以下同じ。）の船長をいう。

13　船舶の船員法適用の有無のフロー図

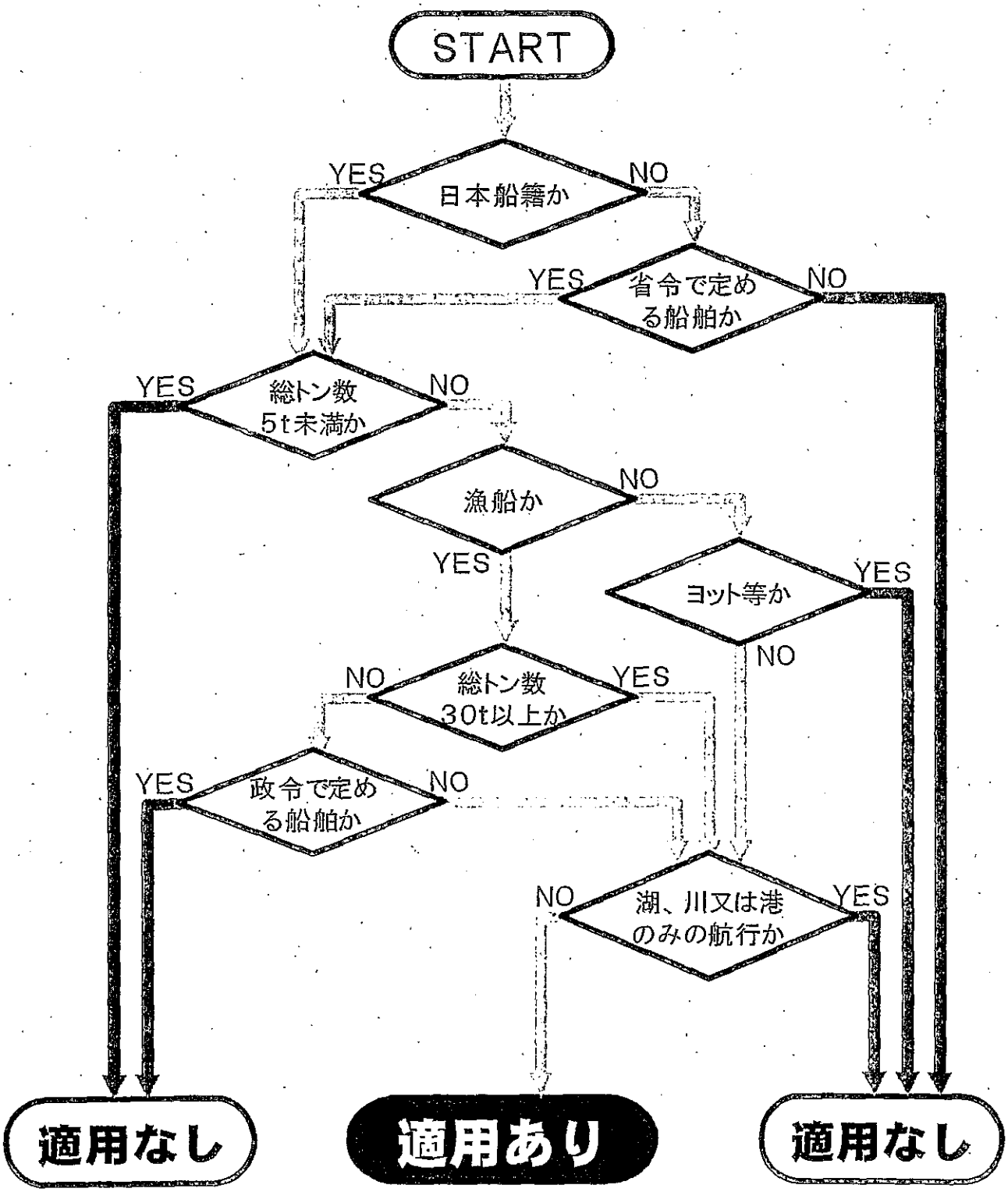

※　漁船に係る詳細なフロー図については、次ページ参照

※ 漁船の適用範囲について（船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令）

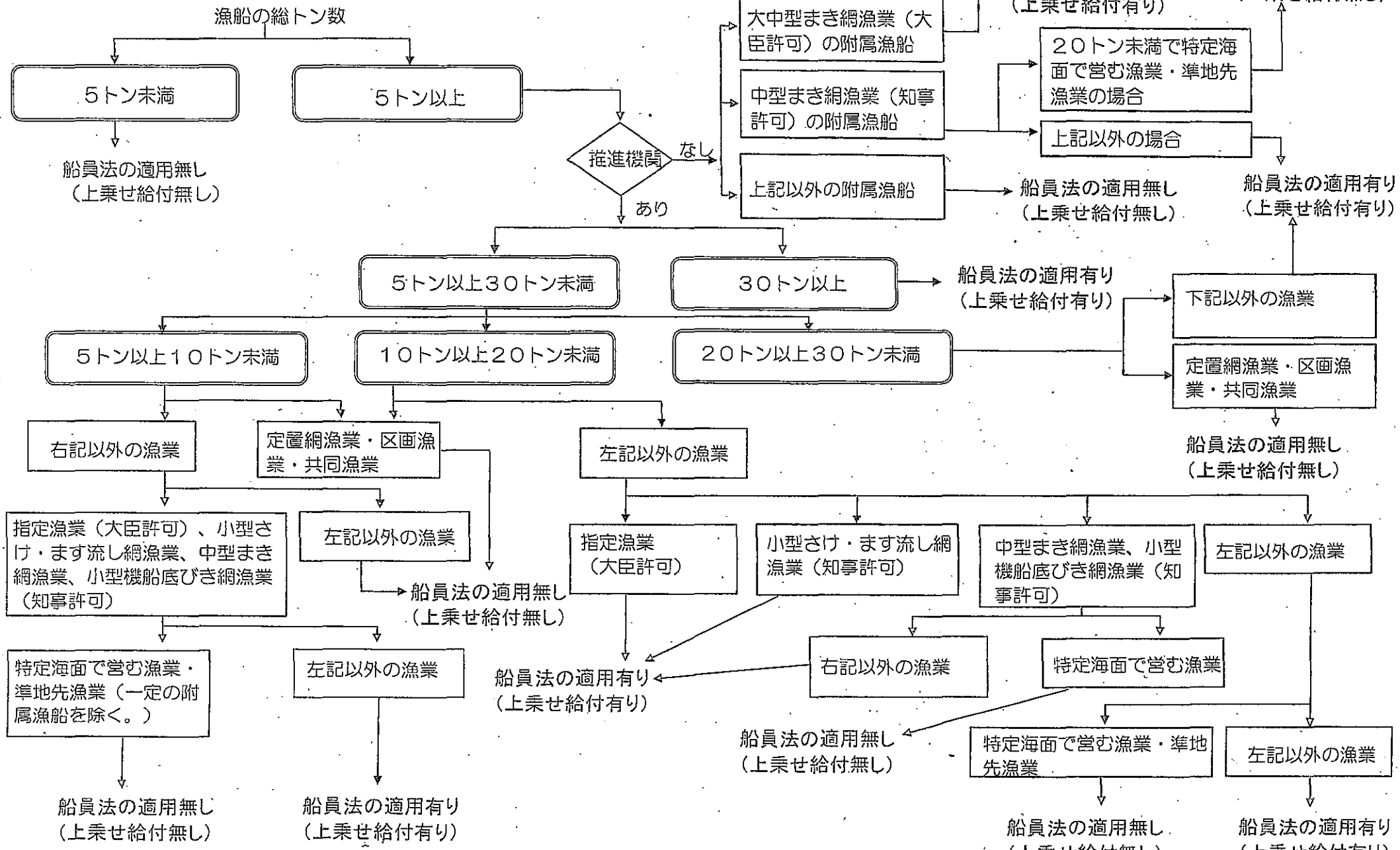

主な漁法の紹介

小型(大中型) 底びき網漁業	カゴのような網を船で引っ張って魚をとる漁法。 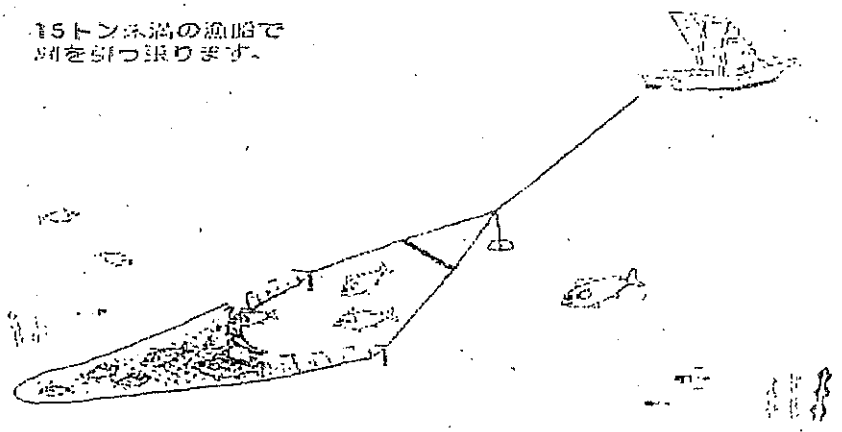 「出所：長崎県水産部ＨＰ『ゆめとびネット』」
まき網漁業	それぞれ役割を持った何種類かの船がチームを組んで行い、網船が魚群を巻くように網をおろし、魚を網の中に追い込んでいく漁法。 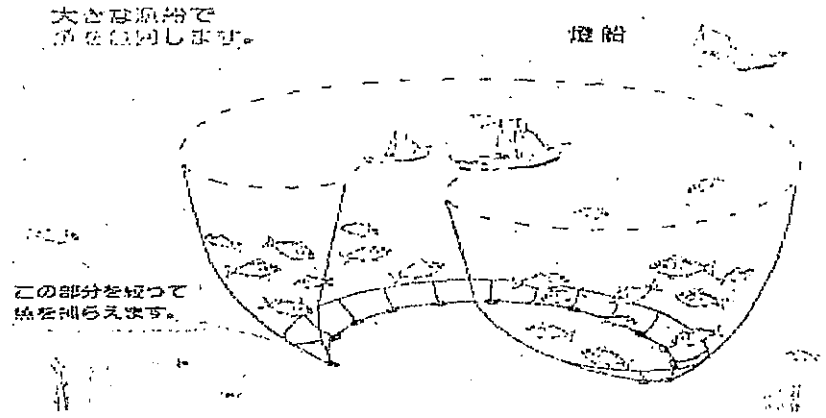 「出所：長崎県水産部ＨＰ『ゆめとびネット』」
定置網漁業	魚の通り道に大きい網を垣根のように張り、魚群を待ち受ける。網に入ってきた魚は奥へ進み、一番奥の「箱網」と呼ばれる所に集まこの「箱網」を毎日一定の時間に引き上げて獲る漁法。 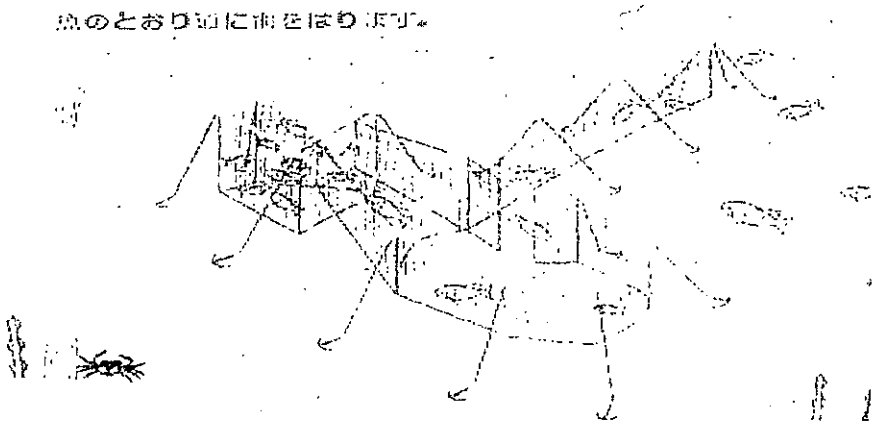 「出所：長崎県水産部ＨＰ『ゆめとびネット』」

刺し網（固定式刺し網）漁業	魚が通過する場所に、固定式の網を張って、魚を網目に刺したり、絡ませたりする漁法。 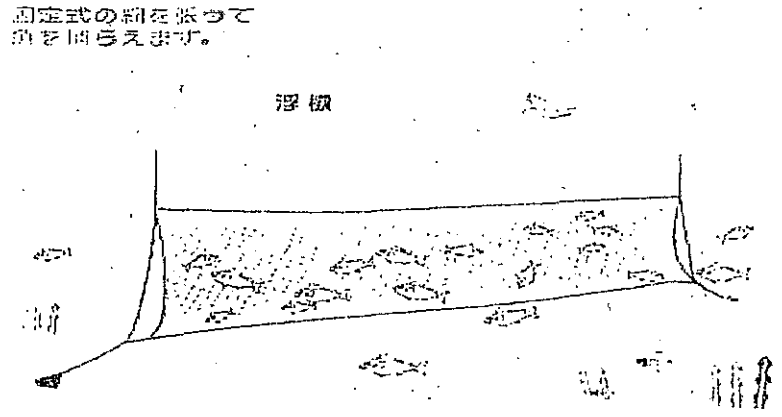 「出所：長崎県水産部ＨＰ『ゆめとびネット』」
延縄漁業	縄に多数の針をつけ、活エビや冷凍サンマなどを餌として使用し、投縄したのち引き上げて漁獲する漁法。 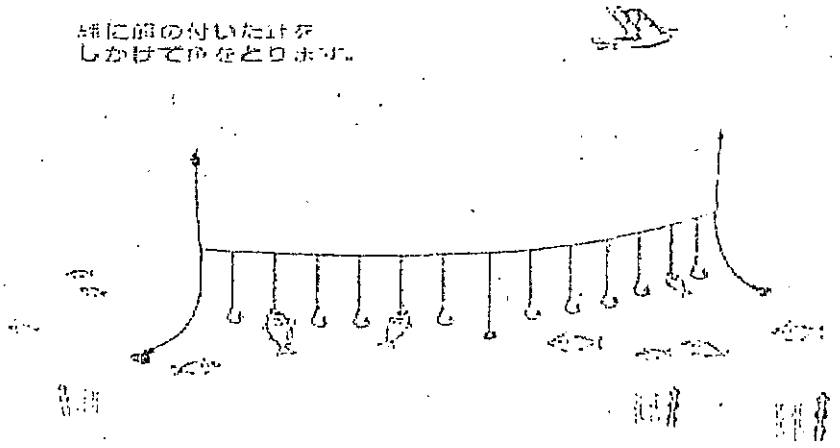 「出所：長崎県水産部ＨＰ『ゆめとびネット』」
流し網漁業	刺し網を、網を固定せずに、潮の流れや風などによって流しながら、魚を網目に刺したり、絡ませたりする漁法。 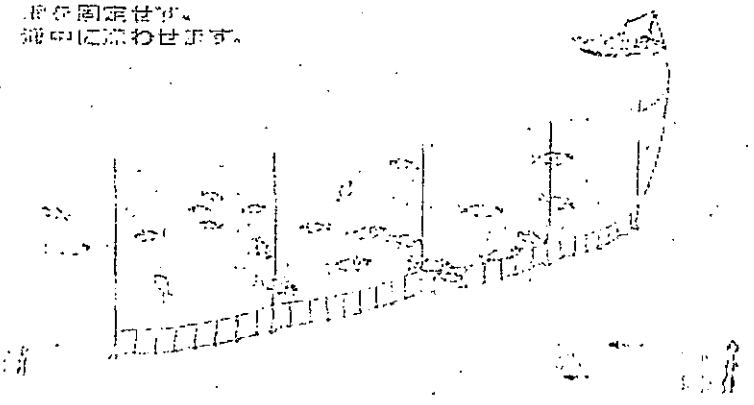 「出所：長崎県水産部ＨＰ『ゆめとびネット』」

漁船に係る主な用語集

指定漁業	漁業法（昭和２４年１２月１５日法律第２６７号）第５２条～６４条により、定められた許可漁業。 農林水産大臣の許可が必要で、漁業法第５２条第１項の指定漁業を定める政令（昭和３８年１月２２日政令第６号）第１条で具体的に規定されており、次の漁業が該当する。 沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、大中型まき網漁業、大型捕鯨業、小型捕鯨業、母船式捕鯨業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業、中型さけ・ます流し網漁、北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業。
沖合底びき網漁業	日本近海において、総トン数１５トン以上の動力漁船により、底びき網を使用して行う漁業。
以西底びき網漁業	黄海・東シナ海を中心において、総トン数１５トン以上の動力漁船により、底びき網を使用して行う漁業。
遠洋底びき網漁業	一般に２００カイリ水域外及び他国の沖合において、総トン数１５トン以上の動力漁船により、底びき網を使用して行う漁業。
大中型まき網漁業	総トン数４０トン以上（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数１５トン）以上の大きな漁船で、大きな網を円を描いて引き、魚を包囲して引き上げる漁業。
大型捕鯨業	動力漁船により捕鯨砲（もりづつ）を使用してミンククジラ以外のヒゲクジラ又はマッコウクジラをとる漁業で母船式捕鯨業以外のもの。
小型捕鯨業	動力漁船により捕鯨砲（もりづつ）を使用してミンククジラ又はマッコウクジラ以外のハクジラをとる漁業で母船式捕鯨業以外のもの。
母船式捕鯨業	母船式漁業であって、捕鯨砲（もりづつ）を使用して鯨をとる漁業。
遠洋かつお・まぐろ漁業	一般に２００カイリ水域外及び他国の沖合において、総トン数１２０トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによって、かつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業。
近海かつお・まぐろ漁業	日本近海において、総トン数１０トン（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領

	海を除く。）にあっては、総トン数２０トン）以上１２０トン未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによって、かつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業。
中型さけ・ます流し網漁業	総トン数３０トン以上の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業。
北太平洋さんま漁業	北緯３４度５４分６秒の線以北、東経１３９度５３分１８秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）において総トン数１０トン以上の動力漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業。
日本海べにずわいがに漁業	日本海の海域（一部を除く）においてかごを使用してべにずわいがにをとることを目的とする漁業。
いか釣り漁業	総トン数３０トン以上の動力漁船により、釣りによってイカをとることを目的とする漁業。
動力漁船	推進機関を備える漁船。以下のいずれかに該当するもの。 一　専ら漁業に従事する船舶 二　漁業に従事する船舶であって漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの 三　専ら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶 四　専ら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締りに従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの
推進機関	主にスクリュー・プロペラのこと。
大型船舶	総トン数２０トン以上の船舶。
小型船舶	総トン数２０トン未満の船舶のうち、日本船舶（船舶法（明治３２年法律第４６号）第１条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）又は日本船舶以外の船舶（本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に限る。）であって、次に掲げる船舶以外のものをいう。 一　漁船法（昭和２５年法律第１７８号）第２条第１項に規定する漁船 二　ろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係留船その他国土交通省令で定める船
小型機底びき網漁業	総トン数１５トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業。
小型さけ・ます流し網漁業	総トン数３０トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとる漁業（母船式漁業を除く。）。
母船	遠洋漁業船団で、多くの小型漁船を率い、必要な物資を補給したり、漁獲物の処理・加工・保存などを行ったりする大型の船。
独航船	母船と一体となつて当該漁業に従事する独航船その他の農林水産省令で定める船舶。

母船式漁業	製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となって、当該漁業に従事する独航船等により行なう指定漁業。母船を中心に漁船団を組んで行う漁業。カニ漁業、サケ・マス漁業などに行われる。
母船式底びき網等漁業	母船式漁業であって、底びき網を使用して漁獲する漁業のこと。
大中型まき網漁業	総トン数４０トン以上の動力漁船により、大きな網を円を描いて引き、魚を包囲して引き上げる漁業。
中型まき網漁業	総トン数５トン以上４０トン未満の動力漁船により、大きな網を円を描いて引き、魚を包囲して引き上げる漁業。
附属漁船	燈船、探索船、運搬船等通常単独には漁撈に従事しない漁船をいうが、１ケ統に属する漁船のうち総トン数１０トン以上のものが１隻以上ある場合には、当該漁船(２隻以上ある場合には、総トン数の大きいもの)以外の漁船を附属漁船として取扱う。 １ケ統に属する漁船のすべてが毎年常態として２カ月以上の期間、まき網漁業に従事せず、他の漁業に従事するときは、その期間は附属漁船として取り扱わない。 まき網漁業に従事する１ケ統の親船及び附属漁船に乗り組むため雇用されている船員その他船員法等の適用を受ける漁船に乗り組むために雇用されている船員については、総トン数５トン未満の附属漁船に乗り組んでいる場合及び臨時に用船された附属漁船に乗り組んでいる場合においても、船員法等の適用があるものとして取扱う。
漁ろう	魚介類や海藻などをとること。また、その作業。
一ケ統	操業は一般に船団操業の形態をとっており、本船（網船）・灯船・探索船・運搬船からなり、これらをまとめた呼称。
準地先漁業	海岸から５海里（９，２６０ｍ）以遠の海面（特定海面を除く。）において営む漁業に従事する期間が年間３０日未満であると地方運輸局長が認定したもの。
定置漁業	一定期間、一定場所に網その他の漁具を敷設・定置して営むものをいい、以下に掲げる漁業。 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深２７ｍ以上（沖縄県では１５ｍ以上）であるもの。(瀬戸内海におけるます網漁業並びに陸奥湾における落とし網漁業及びます網漁業を除く。) 北海道において主にさけを主たる漁獲物とするもの。
区画漁業	以下に掲げる漁業。 第１種区画漁業 一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業（ひび建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、小割式養殖業等)。 第２種区画漁業 土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養

	殖業（築堤式養殖業等） 第３種区画漁業 一定の区域内において営む養殖業であって、第１～２種以外のもの。（地まき式の貝類養殖業）	
共同漁業	一定の水面を共同に利用して営むものをいい、以下に掲げる漁業。 第１種共同漁業 藻類、貝類、いせえび、うに、なまこ、餌むし、たこなど、農林水産大臣が指定する定着性の水産動植物が対象。 第２種共同漁業 網漁具を固定して来遊する浮魚をとる漁業。小型定置網、固定式刺網、敷網、ふくろ待網の各漁業がある。定置漁業に該当するものは含まない。 第３種共同漁業 地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く、飼付漁業、つきいそ漁業。 第４種共同漁業 寄魚漁業、鳥付こぎ釣漁業であって第５種共同漁業に該当しないもの。 第５種共同漁業 河川、湖沼等の内水面において営む漁業で第１種共同漁業に該当しないもの。	
特定海面	陸奥湾	青森県焼山埼から同県高野埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	富山湾	富山県生地鼻から石川県大泊鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	若狭湾	福井県越前岬から同県特牛埼まで引いた線、同地点から同県鋸埼まで引いた線、同地点から京都府毛島北端まで引いた線、同地点から同府経ケ岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	東京湾	千葉県洲埼から神奈川県剣埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	伊勢湾	愛知県伊良湖岬から三重県大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	英虞湾等	三重県麦埼から同県九木埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	瀬戸内海	和歌山県日ノ御埼から徳島県蒲生田岬まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県関埼まで引いた線、山口県旧火ノ山下船舶通航信号所跡から福岡県門司埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	宇和海	愛媛県佐田岬から高知県姫島西端まで引いた線、同地点

	及び宿毛湾	から同県沖ノ島櫛ケ鼻まで引いた線、同島東端から同県オシメ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	唐津湾	福岡県大門埼から佐賀県土器埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	伊万里湾	佐賀県大埼から長崎県阿翁崎鼻まで引いた線、同地点から同県黒島本網代鼻まで引いた線、同島ネイネイ鼻から同県青島ゴンブリ鼻まで引いた線、同島丸島鼻から同県津埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	大村湾	長崎県寄船埼から同県高後埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	有明海、橘湾及び八代海	長崎県野母埼から同県樺島南端まで引いた線、同地点から熊本県天草下島四季咲岬まで引いた線、同島台場ノ鼻から鹿児島県長島大埼まで引いた線、同島神埼から同県鵜瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鹿児島湾	鹿児島県立目埼から同県開聞岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

14 労災保険と船員保険の保険給付の関係整理表

	労災保険	船員保険
療養	療養（補償）給付 療養の費用	給付無し
休業（１～３日目）	給付無し	休業手当金
休業（４日目以降）	休業（補償）給付 傷病（補償）年金	休業手当金 障害年金
死亡	遺族（補償）年金 遺族（補償）一時金 葬祭料	遺族年金 遺族一時金
障害	障害（補償）年金 障害（補償）一時金	障害年金 障害手当金
介護	介護（補償）給付	給付無し
行方不明	給付無し	行方不明手当金

15 上乗せ給付の計算について

○ 休業補償給付

・ ４日目から４か月

標準報酬日額×４０％－特別支給金＝上乗せ給付額

・ １年７か月目以降（労災の休業補償の額が標準報酬日額の６割に満たない場合）

（標準報酬日額－休業補償）×６０％＝上乗せ給付額

○　障害補償給付（年金）

・　（最終の標準報酬日額－労災における給付基礎日額（最高限度額が適用される場合に限る））×日数＝上乗せ給付額

○　障害補償給付（一時金）

・　最終標準報酬月額に障害の程度に応じて、船員保険法別表第３に定める月数＝上乗せ給付額

別表第３（第90条関係）

障害の程度	月　数
１　級	３・２月
２　級	２・０月
３　級	１・９月
４　級	１・６月
５　級	０・８月
６　級	０・６月
７　級	０・１月

○　遺族補償給付（年金）

・　（最終の標準報酬日額－労災における給付基礎日額（最高限度額が適用される場合に限る））×日数＝上乗せ給付額

○　遺族補償給付（一時金）

・　最終標準報酬月額の２・７月分＝上乗せ給付額

第３　関係通達

船員保険法と労働者災害補償保険法の適用に関する調整についての覚書

船舶に乗り組む労働者に対する標記法律の適用について、関係部局が合議した結果、その取扱の調整を次のとおり協定し、覚書を作成する。

おつて、次の取扱は、被災労働者に対する保険給付を、船員保険法又は労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)のいずれを適用して行なうべきかを目的として取りきめたものである。

一.

(一)　労働契約に基づき船舶内において労働に従事する者は、原則として当該船舶に乗り組む者として取り扱うが、たとえば、左に掲げる場合等には、船舶に乗り組んでいる者として取り扱われないこと。

1　試運転を行う新造船において勤務する造船所の技師、ぎ装完成前に他の造船所に回航される新造船において勤務する造船所の技師のように、労働基準法の適用を受けている労働者が船員法の適用を受ける船舶内で短期間勤務する場合。

2　観光会社の事務員が通訳又はガイドとして連日観光船に乗船するが、一日の乗船時間が短く、一日の労働時間の大部分を陸上の事務員として過している場合のように、労働基準法の適用を受けている労働者が長期間にわたつて船員法の適用を受ける船舶内で勤務するが、主たる勤務場所は陸上にあると認められる場合。

(二)　船員保険法の適用を受ける船舶に乗り組む労働者及び労災保険法の適用を受ける船舶に乗り組む労働者が、作業中、同一の使用者又は同一の組に属する他の船舶に乗り移つたときには、その作業中の災害は、その発生場所の如何を問わず、被災労働者の出港時に所属する船舶に適用される法律によつて保険給付を行なうこと。これがため、使用者は出港時において各船舶に所属する労働者を明確に区分しておくよう指導すること。

なお、右の場合において、他の船舶の乗組員に事故があり、その補充として以後断続、かつ、恒常的に乗り移つた場合のように、当該労働者の所属する船舶が変更されたことが明らかに確認された場合には、新たに所属した船舶に適用される法律の適用を受けるものとして取り扱うこと。

二.　船舶の総トン数は、船舶国籍証書、船籍票又は漁船登録票に記載された総トン数によることとする。

なお、当該船舶が船舶国籍証書、船籍票及び漁船登録票のいずれも受有していない場合は、これを受けさせることとするが、この場合において、当該船舶が沈没又は滅失等の事由により船舶国籍証書、船籍票及び漁船登録票のいずれも受けることができないときは、当該船舶の設計図等により、船舶積量測度法、船舶積量測度規程及び簡易船舶積量測度規定に定める方法によつて総トン数を算定するものとする。

三.　船舶が港のみを航行する船舶に該当するか否かは、運輸省海運総局船員局長発昭和二三年七月一六日付海員基第一〇七号通ちよう(労働省労働基準局長発昭和二三年八月一三日付基発第一一八一号通ちようと同旨。)により、管轄海運局長が当該船舶につきなした認定によるものとし管轄海運局長が認定を行なつていない場合には、災害発生時において当該船舶が港のみを航行する船舶であるか否かの認定を管轄海運局長に依頼し、その認定によるものとする。

四.　漁船であるか否かは、次の各号の場合を除き、原則として当該船舶が漁船登録を有するか否かによって判断すること。

1　漁船登録を有する船舶であつても、漁業活動以外の業務に常時使用されていると認められる場合には、漁船として取り扱わない。

2　漁船登録を有しない船舶であつても、漁業活動に常時使用されていると認められる場合には、漁船として取り扱う。

五.　船舶が漁船であるか否かにつき問題が生じた場合等、前記一、乃至四、による取扱に関し問題が生じた場合には、個々の事案について、都道府県労働基準局と都道府県の船員保険事務主管部局において、意見の調整を図ること。なお、その際意見の一致をみない場合には、運輸省船員局及び水産庁の意見を聴き、厚生省保険局と労働省労働基準局とが協議したうえ、いずれにおいて給付を行なうかを決定するものとする。

右覚書の実施につき、各関係部局は協力するとともに、それぞれの下部機関に対し、本取扱の周知徹底を図ること。

昭和三四年一二月二一日

厚生省保険局長印

水産庁長官印

運輸省船員局長印

労働省労働基準局長印

(資料一)(略)

(資料二)

海員基第一〇七号

昭和二十三年七月十六日

海運総局船員局長

各海運局長殿

船員法第一条第二項第二号に規定する「港のみを航行する船舶」について

船員法第一条第二項第二号に規定する「港のみを航行する船舶」は爾今左記により運用せられたい。

記

一.　港の区域は、昭和二十三年七月十六日附海員基第一〇六号によること。

二.　個々の船舶が「港のみを航行する船舶」に該当するや否やは、当該船舶の航行の実態に従い、決定することとし、その具体的認定は左の標準によること。

(1)　同一の港の区域内のみを航行する船舶には、船員法を適用しない。

(2)　その主たる任務が同一の港の区域内にあつて、例外的に港の区域外に航行する船舶には、原則として船員法を適用しない。

(3)　その主たる任務上一の港内区域と港外若くは他の港の区域とを航行する船舶には船員法を適用する。

三.　前項の基準に従い、所轄の船舶について、「港のみを航行する船舶」なりや否やの認定を了したる上、その結果を関係当事者に明らかならしめる措置を講ずると共に地方労働基準官署その他の関係官署との連絡を密にし、監督上の遺憾なきを期すること。

なお、認定の結果は取纏め船員局宛報告すること。

備考

本通達第二項第二号に云う原則に対する例外は、或る企業体に所属する船舶の殆ど凡てが、同項第三号により船員法の適用を受ける場合において、その他の船舶に対し労務管理の必要上特に便宜的に船員法を適用する場合等極めて厳格に解すべきである。この場合においても同項第一号に該当する船舶には船員法を適用する余地のないことは云うまでもない。

(資料三)

基発第一、一八一号

昭和二十三年八月十三日

労働省労働基準局長

都道府県労働基準局長殿

労働基準法の適用をうける船舶の範囲について

船員法の適用をうけず労働基準法の適用をうける船舶については船員法第一条第二項第一号乃至第三号に掲げられているが、全条全項第二号中「港のみを航行する船舶」については、七月十五日法律第一七五号港域法及び同日附政令第一六四号「港域の特例に関する政令」にもとづく七月十六日附運輸省告示第一九二号によつて「港」の区域が定められたのに伴つて、その範囲が決定せられ七月十六日附で海運総局船員局長より各海運局長あて別紙写のような通牒が発せられているから、地方海運局と連絡の上監督上遺憾なきを期せられたい。

尚港域法は七月十五日附官報号外に、「港域の特例に関する政令」は七月十五日附官報に、運輸省告示第一九二号は七月十六日附官報に、それぞれ登載されているから、参照せられたい。

(註、本文中に別紙写とあるのは、資料二、の通ちようを指す。)

基　発　第　１　０　７　号
昭　和　３　５　年　２　月　１　６　日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

「船員保険法と労働者災害補償保険法の適用に関する調整についての覚書」の交換に伴なう事務処理について

船舶に乗り組む船員又は労働者に対する標記両法律の適用については、一部船舶の操業の実態等からみて、種々の問題を生じている向きもあり、早急に解決を要する問題点も少くないので、今般、それらの問題について、厚生省保険局長、水産庁長官、運輸省船員局長及び労働省労働基準局長の四者の間において協議した結果、別添のとおりの覚書を交換し、船員保険法及び労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)の適用に関する調整を行なうことになつた。よつて、自今、貴職においても、特に左記事項に留意のうえ、覚書の実施にあたつて、遺漏のないよう努められたい。

なお、覚書の趣旨の周知、徹底については、覚書を交換した各省庁において、それぞれ、下部機関又は関連業者団体に対し行なうよう取り決めをしているが、貴職においても、船舶所有者又は事業主、船員又は労働者及び漁業協同組合等の業者団体等に対し、本覚書の趣旨の周知、徹底を図るとともに、船員保険法及び労災保険法の完全適用を期せられたい。

記

一　覚書の一、の(二)について、

1　船員保険と労災保険との間に生ずる問題は、多くの場合、旋網漁業等のごとく、船員保険法の適用を受ける船舶と労災保険法の適用を受ける船舶とが協同して操業を行なう場合における船員又は労働者の相互移乗から生じ、各船舶に所属する船員又は労働者が明確となつていないことに原因があると思われるので、この場合における前記両法律の適用については、覚書の一、の(二)のとおり取り扱うこととなつた。これがため、出港時において各船舶に所属する船員又は労働者を明確にし、さらに、両保険の未適用を一掃することを目的として、両保険の地方主管部局は、それぞれ、すみやかに、次の措置を講ずること。

(イ)　船員保険

常に、船員保険の適用船舶につき、船員法第十八条に規定する海員名簿の閲覧を求め、海員名簿に記載されていない船員又は海員名簿に記載されているが、まだ船員保険に加入する手続きをとつていない船員が乗り組んでいる場合は、すみやかに、これらの者を船員保険に加入させるよう指導すること。

(ロ)　労災保険

(a)　労災保険法第三条第一項第一号又は第二号に規定する事業であつて、同一事業内に船員保険法の適用を受ける船舶と労災保険法の適用を受ける船舶とがある場合、及び、労災保険法第三条第一項第三号に規定する漁船については、今後、保険加入者が労災保険法第二十八条第一項又は第二項に規定する概算保険料の報告をするさい、あるいは、労働者を雇

入れたとき又は労働者が労災保険法の適用を受ける船舶に所属したとき、労災保険法の適用を受ける船舶ごとの労働者名簿を所轄労働基準監督署長に提出せしめること。

(b) 前記労働者名簿には、保険関係成立記号番号、事業の種類、船名、船舶登録記号番号、保険加入者の氏名及び住所、労働者の氏名、住所、年令、職種(船長、機関士、漁夫等の職種名。)、及び当該労働者につき、労働基準法第十二条第八項の規定に基づき労働大臣が定める平均賃金に相当する額(協定平均賃金)がある場合にはその額等を記載せしめること。

(c) 労働者名簿を労災保険法第二十八条第一項又は第二項に規定する概算保険料の報告をするさいに、概算保険料報告書に添付して提出させるか、あるいは、労働者を雇入れたとき又は労働者が労災保険法の適用を受ける船舶に所属したとき提出させるかは、地方の実情に基づき、都道府県労働基準局長において定めること。ただし、従来、継続事業として扱つているもの及び事業の期間が昭和三十五年度以降に及ぶ有期事業については、昭和三十五年度に限り、労災保険法第二十八条第一項又は第二項に規定する概算保険料の報告をするさい又は昭和三十五年四月一日における使用労働者につき、労働者名簿を提出せしめること。

(d) なお、労災保険法第二十八条第一項又は第二項に規定する概算保険料の報告をするさいに、労働者名簿を提出させるよう取り扱う場合には、労働者に変動があったとき、そのつど、すみやかにその旨届出をさせることとし、労働者を雇入れたとき又は労働者が労災保険法の適用を受ける船舶に所属したとき労働者名簿を提出させるよう取り扱う場合であつて、既に提出された労働者名簿に記載された労働者数が、概算保険料報告書又は確定保険料報告書に記載された常時使用労働者数をこえるときは、保険料算定基礎調査又は補償費実地調査のさいに、既に、退職又は当該船舶より所属を外されている労働者の氏名を確認し、提出ずみ労働者名簿の当該労働者に関する記載を抹消すること。

(ハ) 海員名簿に記載がない者及び労働者名簿の提出のない者の取扱

海員名簿に記載すべきでありながら記載されていない者及び労働者名簿を提出すべきでありながら提出されていない者より、船員保険又は労災保険に対し、保険給付の請求があつたときは、当該保険の地方主管部局において、それぞれ、他の一方の保険との関連の有無を検討し、関連があると認めるときには、他の一方の保険の地方主管部局に対し、その事実及び労災保険法又は船員保険法の適用の有無を照会し、要すれば協議したのち、船員保険又は労災保険の給付を行なうか否かを決定することとし、船舶所有者又は保険加入者に対し、自今、必ず、船員保険又は労災保険に加入する手続きをとること、及び労働者名簿の提出を厳守するよう指導すること。

2 覚書の一、の(二)にいう「同一の組に属する」とは、複数以上の船舶が協同して、同時に、同一の目的のもとに作業を行なう場合のことであつて、船舶所有者又は使用者を異にする場合を含むことに留意すること。

3 覚書の一、の(二)にいう「出港時に所属する船舶」とは、船舶が運航、操業のために出港するときに、当該労働者が当該船舶の所属労働者であったか否かのことであつて、たとえば、労災保険法の適用を受ける船舶の所属労働者に事故があつて、船舶所有者又は事業主の特命により、同一船舶所有者又は同一事業主に属する船員保険法の適用を受ける船舶に所属する船員が、所属船舶を変更されることなく、短期間、臨時に労災保険法の適用を受ける船舶に乗り移つて、出港する場合を含まない。すなわち、この場合には、当該船員に対し、船員保険法が継続して適用されるよう取り扱われる。

二.　覚書の二、について

船舶が改造、修理等を行ない総トン数が変化した場合であっても、当該総トン数の変化が、監督官庁により確認され、船舶国籍証書、船籍票又は漁船登録票の記載が改められるまでは、改造又は修理前の船舶国籍証書、船籍票若しくは漁船登録票に記載された総トン数によつて、船員保険法又は労災保険法のいずれを適用すべきかを決定すること。

船舶が沈没又は滅失した場合であつて、当該船舶の設計図等により総トン数を算定する必要があるときは、船員保険及び労災保険の地方主管部局において協議したうえ、いずれか一方において、設計図等の資料を添え、管轄の地方海運局に勤務する船舶測度官等の船舶の積量、測度に関する専門的知識を有する者に対し、当該船舶の総トン数の算定を依頼すること。

三.　覚書の四、について

覚書の四、にいう「漁業活動」とは、漁撈に関連する一体の作業のみでなく、臨時に、魚礁造成(船舶、コンクリート塊又は石等を海中に沈設若しくは投入して、水産動植物を対象とする工作物等を人工的に造成するものをいうが、この場合には岩礁爆破作業をも含む。)等のため運搬作業に従事する場合等も含むものと解して取り扱うこと。

四.　覚書の五、について

漁船が臨時に一定期間、漁業活動以外の作業に従事した場合、あるいは、当該船員又は労働者に対し、船員保険法又は労災保険法のいずれが適用されるべきかについて疑義がある等の場合には、両保険の地方主管都局は、事実関係を確認し、必要に応じて、地方海運局及び都道府県水産課の意見をきいたうえ、すみやかに、その調整に関して協議を行なうこと。

なお、協議するも、意見の一致をみない場合には、両部局連名により、事件の調書、両者の意見の相違点、その他参考資料を添え、厚生省保険局長及び労働省労働基準局長あて稟伺すること。

五.　従前の取扱について従前の取扱であつて、本覚書及び通ちようの取扱に反するものは、本覚書及び通ちようにより、改められたものと了知されたい。

註（本件は、保発第一五号厚生省保険局長発各都道府県知事あて通ちょうと連名である）

移送の取扱いについて

(昭和37年9月18日付け基発第　951号)
改正 昭和48年 2月 1日付け基発第　48号
改正 平成20年10月30日付け基発第1030001号

労災保険法第13条第1項第6号に掲げる標記については、従来その取扱いが各局まちまちになっているものが少なくない実情にかんがみ、今般、従前の通達等を総合的に検討して下記のとおり取り扱うこととしたので、自今この通達によって運用されたい。

なお、柔道整復師等にかかわる移送の取扱いについても、これに準ずるものであるから念のため申し添える。

おって、従前の通達のうち、別表に掲げる通達以外の通達は廃止する。

記

1　移送の範囲

（1）災害現場等から医療機関への移送

災害現場から医療機関への傷病労働者の移送及び療養中の傷病労働者に入院の必要が生じ、自宅等から医療機関に収容するための移送。

（2）転医等に伴う移送

イ　労働基準監督署長の勧告による転医(転地療養又は帰郷療養を含む。以下同じ。)又は、傷病労働者の診療を行っている医師の指示による転医又は対診のための移送。

ロ　傷病労働者の診療を行っている医師の指示による退院に必要な移送。

（3）通院

イ　傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に存在する当該傷病の診療に適した労災病院又は労災指定医療機関（以下「労災指定医療機関等」という。）への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。

ロ　傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合、又は交通事情等の状況から傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内の当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院の方が利便性が高いと認められる場合における傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル以上の通院に限る。）。

ハ　傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村内及び傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合における最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル以上の通院に限る。）。

ニ　傷病労働者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル未満の通院であっても、傷病労働者の傷病の症状の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合における当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院。

ホ　労働基準監督署長が診療を受けることを勧告した労災指定医療機関等への通院。

２．費用の範囲

移送費として支給する費用は、当該労働者の傷病の状況等からみて、一般に必要と認められるもので、傷病労働者が現実に支出する費用とすること。

なお、傷病労働者の移送に従事する者の日当は次により算定すること。

（１）付添看護人の日当は、当該地域において一般に看護人の日当として支払われている料金を基準として計算した額を限度とすること。

（２）傷病労働者と同一事業所に勤務する労働者が移送に従事した場合の日当は、当該労働者の通常の労働日の賃金を基準として計算した額を限度とすること。

（３）傷病労働者の配偶者及び二親等内の血族が移送に従事する場合には、当該親族にかかわる費用のうち、日当は支給しないこと。

3　費用の請求

（1）労災保険法施行規則第9条第3項の移送に要した費用の額を証明する書類は、原則として領収書によること。

なお、国鉄又はバス運賃等で療養補償費請求書「⑪療養の内容」欄の診療実日数によって、その費用を算定できるものについては、前記の書類の添付を必要としないこと。

（2）傷病労働者の診療を行っている医師の指示による転医又は対診の場合には療養補償費請求書「⑩傷病の経過の概要」欄にその指示を行った旨の記載を受けるように指導すること。

基・発　第　５　１　９　号
昭　和　３　９　年　４　月　２　０　日
（改正　昭和57年4月1日基発第218号）

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

請負給制によって使用される漁業及び林業労働者の平均賃金

請負給制（定額給制のものでも相当額の歩合給が併給されているものを含む。以下同じ。）によって使用される漁業及び林業労働者の平均賃金については、その賃金の特殊性及び労働基準法（以下「法」という。）の施行の実情にかんがみ、昭和24年労働省告示第5号第2条の規定に基づき、従来、昭和31年6月7日付け基発第369号通達により、都道府県労働基準局長〈現行・都道府県労働局長〉の承認した平均賃金に関する協定があるときは、その協定による金額とすることとして、協定制度を推進してきたところであるが、最近における賃金水準の変動の実情等にかんがみ、自今下記のとおり定めることとしたから、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、平均賃金を法第12条第1項から第6項までの規定により算定することをできるだけすみやかに可能容易ならしめるためにも、法の要請する賃金その他の労働条件の明確化、賃金台帳の整備、記入の適正化等についての監督指導には、格段と努力されたい。

昭和31年6月7日付け基発第369号通達及び昭和31年7月31日付け基収第2737号通達は、廃止する。

記

1　請負給制によって使用される漁業及び林業労働者の平均賃金は、原則として、法第12条第1項から第6項までの規定に定める方式により、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前一箇年間について算定する。

2　前号の規定により算定しえない場合（著しく不適当な場合を含む。以下同じ。）には、都道府県労働基準局長〈現行・都道府県労働局長〉が当該事業場において当該労働者と同種の業務に従事した労働者（平均賃金算定資料の明らかなものに限る。）について、前号の規定に準じて算定した金額の一人あたり平均賃金をもって、その平均賃金とする。

3　前2号の規定により算定しえない場合（算定することが著しく困難なため災害補償の遅延等により当該労働者に不利益となるような場合を含む。以下同じ。）であって、当該労働者の平均賃金に関し、次の要件をみたし、都道府県労働基準局長〈現行・都道府県労働局長〉が承認した協定があるときは、当分の間、その協定による金額をもって、その平均賃金とする。また、この協定の締結については、できるかぎり協同組合等使用者団体ごとに一括して締結するよう指導するものとする。

(1)　協定の当事者

協定は、使用者とその事業場における労働者の過半数を代表する者との間で締結されたものであること。

(2)　協定の様式

協定は、書面に作成し、両当事者が記名押印したものであること。協同組合等使用者団体ご

とに一括して協定を締結する場合には、協定に参加する使用者及びその事業場における労働者の過半数を代表する者が記名押印したもの又は、記名押印した書面による委任に基づき双方の代表者が記名押印したものであること。

(3) 協定の金額

協定は、各職種ごとの平均賃金とする金額が明記され、かつ、その金額がそれぞれ次の基準以上であること。

(イ) 漁業にあっては、都道府県労働基準局長<現行・都道府県労働局長>が別紙「漁業労働者賃金調査要綱」によって行う過去一箇年間（一定の季節を限って使用される労働者については、前年におけるその期間。以下同じ。）についての調査の結果における当該都道府県の漁業労働者の職種及び都道府県労働基準局長<現行・都道府県労働局長>が定める区分別、一実労働日あたり平均賃金額に当該区分別平均稼働率（その率が100分の60に満たないときは、100分の60とする。）を乗じて得た金額。

(ロ) 林業にあっては、労働大臣官房労働統計情報部<現行・厚生労働大臣官房統計情報部>の行う「林業労働者職種別賃金調査」の前年の調査の結果における当該都道府県の出来高払の林業労働者の通勤・山泊地区別、職種別一日平均現金給与額に、当該職種の平均稼働率（その率が100分の60に満たないときは、100分の60とする。）を乗じて得た金額。

(4) 協定の有効期間

協定は、有効期間が一年以内であること。

(5) 協定の更新又は再締結

更新又は再締結された協定については、その協定の金額は、漁業にあっては過去一箇年間についての調査、林業にあっては前年の調査の結果に基づく承認基準の金額以上のものであることとし、調査を行わないまま従前の金額による更新を承認し、又はそれ以前の調査の結果に基づき協定を承認することは絶対にしないこと。

4 第1号、第2号、第3号のいずれの規定によっても算定し得ない場合（漁業労働者については当該都道府県において当該労働者の属する区分及び職種に係る平均賃金協定の承認基準の金額が明らかにされているときに限る。）は、当分の間、都道府県労働基準局長<現行・都道府県労働局長>が、前号(3)の基準の算定方法に準じて算定した金額をもって、その平均賃金とする。

別紙 漁業労働者賃金調査要綱<略>

基発第１５９１号
昭和４０年１２月６日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて

法第34条の12及び法第34条の13の規定に基づく特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限は、下記により行なうこととしたので、了知されたい。

記

第1　業務上外の認定について

1　特別加入者については、次の場合に業務遂行性を認めるものとする。

(1)　中小事業主等(法第34条の11第1号及び第2号該当者については次の場合

イ　特別加入申請書(告示様式第34号の7)別紙の業務の内容欄に記載された所定就業時間(休憩時間を含むものとする。以下同じ。)内において特別加入の申請に係る事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為(生理的行為、反射的行為、準備・後仕末行為、必要行為、合理的行為又は緊急業務行為をいう。以下同じ。)を行なう場合

ロ　所定就業時間をこえる就業については、労働者の時間外労働に応じて就業する場合

ハ　上記イ及びロの就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内での行動中の場合、この場合において、日常生活の用に供する施設と事業用の施設とを区分することが困難なものについては、それらを包括して事業場施設とみなすものとする。

ニ　当該事業の運営に直接必要な出張で、その事実を証明できるもの。

ホ　通勤途上であつて次に掲げる場合

(イ)　事業主提供に係る労働者の通勤専用交通機関の利用中。

(ロ)　突発事故等による予定外の緊急の出勤途上。

ヘ　当該事業の運営に直接必要な運動競技会、その他の行事について、労働者を伴つて出席する場合。

(2)　一人親方等(法第34条の11第3号及び第4号該当者)については次の場合

イ　建設業の一人親方等について

(イ)　請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行なう場合

(ロ)　請負契約に基づくものであることが、明らかな作業を自家内作業場において行なう場合

(ハ)　請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業(手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く。)及びこれに直接附帯する行為を行なう場合

ロ　個人タクシー営業者及び個人貨物運送業者について免許を受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業(運転補助作業を含む。)、貨物の積卸作業及びこれに直接附帯する行為を行なう場合

ハ　漁船による自営漁業者について

（イ）水産動植物の採捕及びこれに直接必要な用船中の作業及びこれに直接附帯する行為を行なう場合

（ロ）用船に必要な機材（通常各人が携する簡単な漁具程度のものを除く。）を最終の発地から漁船まで若しくは漁船から最初の着地まで運搬する場合、又は漁穫物（通常各人が家庭で消費する程度のものを除く。）を漁船から最初の着地まで運搬する場合

(3)　特定作業従事者（法第34条の11第5号該当者）については次の場合

イ　指定農業機械作業従事者について

（イ）圃場、圃道の作業場において指定農業機械を用いて行なう作業及びこれに直接附帯する行為を行なう場合

（ロ）当該機械を圃場等の作業場と格納場所との間において、運転又は運搬する作業及びこれに直接附帯する行為を行なう場合

ロ　職場適応訓練生について

労働者の場合に準ずる。

2　業務起因性の判定は、労働者の場合に準じて行なうものとする。

第2　支給制限について

1　法第19条の規定による支給制限

法第34条の11第1号及び第2号に該当する者についての支給制限は、これらの者の事故が同条第1号の者の事業主しての故意又は重大過失により発生したと認められる場合を除いては、すべて法第19条の規定により行なうものとする。

(1)　第1項関係

本項の規定は、特別加入者の負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事故の発生について、特別加入者に意図した故意がある場合に適用すること。

(2)　第2項関係

本項の規定は、事故発生の直接の原因となつた行為が、法令（労働基準法、鉱山保安法、道路交通法等）上の危害防止に関する規定で罰則の附されているものに違反し又は違反する行為に相当すると認められる場合に適用し、支給制限の方法は、昭和40年7月31日付け基発第906号通達記の第1のⅡ及びⅢに準ずるものする。

この場合において、法令上の危害防止に関する規定で罰則の附されているものについての違反の有無を判断するに際しては、労働基準法及び鉱山保安法関係については、特別加入者を労働者とみなして判断するものとすること。また、建設業の一人親方及びその事業に従事する者については、たとえば、労働安全衛生規則第112条のように、使用者の遵守義務の履行が先行する条項については、使用者の遵守義務の履行はあつたものとして判断すること。

2　法第34条の12第1項第4号の規定による支給制限

(1)　前段関係

本号前段の規定は、中小事業主又は中小事業主の行う事業に従事する者の業務上の負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事故が、中小事業主の故意又は重大過失によつて生じたと認められる場合に適用し、事業主とみなされる者の範囲、故意又は重大過失の認定基準及び支給制限の方法は、前記通達の記の第3のⅢに準ずるものとする。

この場合において、同通達で「危害防止」とあるは「中小事業主として講ずべき危害防止」と、「保険加入者」とあるのは、「中小事業主」と、「徴収金」とあるのは「支給制限」と読み替えるものとする。

(2)　後段関係

本号後段の規定は、中小事業主が法第28条第1項又は第2項の規定による概算保険料を法第31条の規定による督促状の指定期限内に納付しない場合(天災事変その他やむを得ない事由により保険料を納付することができなつたと認められる場合を除く。)に適用し、事業主の範囲、支給制限を差し控える事由及び支給制限の方法は、前記通達記号第3のⅡに準ずるものする。

この場合において、「徴収金」とあるのは「支給制限」と読み替えるものとする。

3　法第34条の13第1項第7号の規定による支給制限

本号の規定は、法第34条の13第1項第1号の規定により事業主とみなされる一人親方その他の自営業者又は特定作業従事者の団体が、法第28条第1項又は第2項の規定による概算保険料を法第31条の規定による督促状の指定期限内に納付しない場合(天災事変その他やむを得ない事由により保険料を納付できなかつたと認められる場合を除く。)に適用し、事業主とみなされる団体としての行為を行なう者の範囲、支給制限を差し控える事由及び支給制限の方法は、前記通達記の第3のⅡに準ずるものする。

この場合において、「徴収金」とあるのは「支給制限」と読み替えるものとする。

第3　支給制限及び求償相互間の調整について

特別加入者に係る保険給付について、法第19条、法第20条第1項、法第34条の12第1項第4号又は法第34条の13第1項第7号の規定が同時に適用される場合は、次により取り扱うこと。

1　支給制限に関する規定が重複して適用される場合

(1)　法第19条と法第34条の12第1項第4号又は法第34条の13第1項第7号の規定とが同時に適用される場合には、まず、法第19条の規定を適用し、その残余の部分について法第34条の12第1項第4号又は法第34条の13第1項第7号の規定を適用すること。

(2)　法第34条の12第1項第4号前段と同号後段の規定とが同時に適用される場合は、いずれか支給制限率の高い方の規定のみを適用すること。

2　支給制限に関する規定と法第20条第1項の規定とが同時に適用される場合

法第20条第1項の規定と法第19条、法第34条の12第1項の4号又は法第34条の13第1項第7号の規定が同時に適用される場合は、まず、法第19条、法第34条の12第1項第4号又は法第34条の13第1項第7号の規定を適用し、その結果、減額支給された保険給付について法第20条第1項の規定を適用すること。

基　発　第　１　１　４　号
昭　和　４　３　年　３　月　９　日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険業務の効率的運営について

労働者災害補償保険事業は、わが国経済の著しい成長と相まつて逐年事業規模の拡大を続け、数年来の相次く制度改善によつて長足の発展を重ねてきたが、さらに昭和43年度からは、全産業にわたる強制適用事業の範囲を拡大して労働者の保護の充実を期することとなつた。

しかしながら、これに伴つて事業量の増大が予想されるので、これに対処して業務の効率的運営を図るごとが、制度拡充の実を挙げるためにも必要である。一方、国の方針としても、できる限り予算と人員の節減を図るべきこととされ、事務の簡素化及び合理化への要請はますます強まるものと考えられる。このため、本省においては、労働基準行政全般にわたる事務処理の簡素化、合理化等について、あらためて総合的検討を進めつつあるが、労働者災害補償保険事業についても、当面可能なものから遂次実施を図ることとし、とりあえず労働者災害補償保険法施行規則等の一部改正によるもののほか下記ににより業務運営の効率化を進あることとしたので、今後の事務処理を通じて所期の実効を期すべく努められたい。

記

第1　適用業務

強制適用事業の範囲の拡大に伴い、適用業務については特に労災保険事務組合(以下「事務組合」という。)の一層の活用を図る必要があるので、事務組合に係る事務処理方法を以下のように整備することとする。

1　保険番号について

(1)　基幹番号の整備

委託事業に係る保険番号の取扱いは次表によることとし、従来の基幹番号を同表の区分により整備することにあたつては、枝番号の最も多い基幹番号を当該事務組合の新基幹番号とすること。ただし、枝番号が1,000番以上となる場合は、1,000番以上の分については、さらに新基幹番号を付すること。

なお、業種別の委託事業場数及び労働者数のは握は、補303号報告において必要となるので、基幹番号を切り替える際、枝番号を業種別順に付する等の配慮を行なうこと。

(2)　基幹番号の切替え

既存の事務組合については、業務室から年度更新用として年度末に旧基幹番号ごとに「昭和42年度確定昭和43年度概算保険料報告書」が送付されるが、新取扱いへの切り替えは次により行なうこと。

イ　新取扱いにより消滅する旧基幹番号に係る保険料報告は、事業が廃止された場合と同様に扱い、昭和42年度確定保険料報告のみにとどめることとし、保険料報告書内訳による各

委託事業主ごとの精算による不足額又は過納額のぞれぞれの合計額を報告すること。

ロ　新基幹番号に係る保険料報告は、確定保険料については、旧取扱いによる当該基幹番号分のみの確定保険料を報告し、概算保険料については、新取扱いによつて消滅した前記イによる旧基幹番号分の概算保険料を含めて報告すること。

なお、この場合、印書された保険料率は、「別添内訳のとおり」と訂正すること。

ハ　前記イにおいて各委託事業ごとの精算による過納額の合計額が不足額の合計額をこえる場合には、その差額は年度更新終了後、機様式第23号の処理をなした後、前記ロによる昭和43年度概算保険料全期もしくは1期分にエラー処理コード9を用いて充当処理すること。

ニ　前記イにおいて不足額の合計額が過納額の合計額をこえる場合には、その差額を5月15日までに旧基幹番号によつて納付させること。

ホ　前記ニによるほか、昭和43年4月1日以降旧基幹番号で処理するものは、次のとおりである。

(イ) 旧基幹番号に係る繰越及び組替保険料の納付

(ロ) 昭和43年3月31日以前に支給決定を行なつた保険給付の支払い

ヘ　本取扱いによつて新保険番号に切り替つたものについては、機様式第88号による報告を作成し、本省業務室へ送付すること。

ト　委託事業主が将来法第27条の規定の適用を受ける場合に備えるため、その可能性のある事業場については、旧基幹番号及び枝番号と新基幹番号及び枝番号との切り替表を局において作成し、3年間保存すること。

2　保険料の延納処理

(1)　概算保険料に関しては、労働者災害補償保険法施行規則(以下「則」という。)の今次改正により、事務組合委託事業場についてその額に関係なくすべて延納が認められることとなつたが、これに伴い、年度更新に当つては、すべて3回延納として機械処理するものとすること。たたし、1基幹番号に係る委託事業主全部が延納を希望しない場合等、特別な事情がある場合には、この限りでないこと。

(2)　新取扱いにより延納を認める概算保険料は、保険料報告書内訳総括表(新様式)の合計欄(へ)の概算保険料額であるから、事務組合から報告された保険料報告書内訳総括表の合計欄における各期分保険料額と年度更新徴定仕訳書の各期分保険料とは必ずしも一致しないこと。(「報告書内訳」及び「総括表」の記載要領は従来と異ならないため、延納希望の有無及び端数計算の関係から一致しない。)

なお、1期分において事務組合からの納付額が(1)により処理した概算保険料を上回る場合は、順次第2、第3期分の収納分として機械処理すること。

3　年度中途における事務処理の委託および委託解除に係る事務処理

(1)　これについては、今後、委託届、又は委託解除届、及び保険関係成立届、又は任意加入申込書等の提出のみにとどめ、保険料の報告及び納付は、年度更新時において一括処理すること。ただし、この取扱いは、新規委託事業場について新たに基幹番号を付する必要がある場合には適用したいこと。

なお、この場合においても、委託解除事業場について年度中途に精算返還を要することとなつたときは、当該事業場のみの確定保険料報告書を提出させて精算手続をすること、ただし、この場合にはインプツト業務は行たわないこととし年度末において確定保険料を概算保険料と同額として他の委託事業場分とまとめて処理すること、

なお、上記の取扱いに伴い新たに委託する事業場の委託前の保険関係消滅にともなう精算返還金は、すべて返還処理すること。

(2) (1)の事務処理にともない、年度中途に委託事業主から事務組合に交付された保険料等の取扱いについては、問題の生ずることのないよう事務組合に対して指導に努めるとともに、随時、監査を行なうよう配慮すること。

4 滞納保険料の督促に伴う事務処理

(1) 業務室から督促状(基幹番号別、種別、期別)が発せられた場合は、各地方局にあつては直ちに事務組合あて組様式8による滞納事業場全部の報告を求め、これに基つき各委託事業場あての督促状を作成し事務組合あて発行すること。

したがつて、本年度から年度更新時における納付状況報告書の作成、提出は必要でないこと。

(2) 上記にかかる滞納保険料が、その後逐次納入された場合には、当該納入済事業場分を1ケ月ごとにとりまとめ翌月10日までに組様式9により報告させ、地方局においては、上記組様式8を整理すること。

5 諮手続の一括

則第3条の3第1項の規定による保険関係成立についての届出、則第4条第1項の規定による任意加入の申込、則第46条の10の規定による委託についての届出及び則第46条の19第1項の規定による中小事業主の特別加入の申込が同一時期に行なわれる場合については、別添組様式15及び16によつて処理しても差しつかえないこと。

6 その他

(1) 事務組合に関する適達様式について、様式番号を統一し、一部その名称および内容を次表のごとく変更する。

(2) 保険料報告書内訳総括表の規模欄を、5人未満、5人～15人、16人以上の3区分とする。

(3) 「労災保険業務統計報告」補303号報告の保険料欄は、42年度下期分報告より廃止する。

第2 徴収業務及び経理事務

適用の拡大、保険経済の推移等にかんがみ、徴収業務及び経理事務の一層の効率化を図る必要があるので、これに関する事務処理を以下のように整理することとした。

1 「保険料滞納処分並びに納入督励事蹟書」の廃止

「保険料滞納処分並びに納入督励事蹟書」については、滞納処分票と重複するので廃止することとする。

なお、旅行命令簿の「用務先」又は「備考」欄等に対象事業場の保険番号を記載し、かつ滞納処分票は少なくとも課長(又は補佐)までは添付して決裁をうけることとし、出張状況等の結果については、管理監督者は当該滞納処分票と前記旅行命令簿に記載された対象事業場との照合を適時適宜の方法によつて確認すること。

2 現金領収証書等に押なつする局名印の省略

現金領収証書、歳入歳出外現金領収証書及び納付受託証書(以下「現金領収証書等」という。)の各紙片についての局名印は、新規交付の分から省略することとする。ただし、物品管理官、分任物品管理官又は物品供用官は、徴収職員に現金領収証書等を交付するときは、当該現金領収証書等の記号、番号及び枚数の点検、確認を行なうこと。

3 現金領収証書の一連番号の廃止等

昭和25年12月28日付け基発第1029号通達によつて現金領収証書の右側上方欄外(現行の様式にあつては、左側上方欄外)に記載することとなつているの「No.」一連番号については、昭和

43年度以降は廃止することとする。

なお、管理監督者の残枚数の点検、確認の便宜に供するため、従来、各冊の上部から下部へ各片に付した連番号の印刷を、次回の印刷から、下部から上部への連番号に印刷することとする。

4　証券仕訳簿の取扱い

収入官吏が証券を受領したときは「証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律実施ニ付取扱方」(大5.12.21大蔵省訓令第13号)によつて証券仕訳簿に整理することとなつているが、当分の間、現金領収証書の「備考」欄に当該証券の記号、番号及び振出人の氏名を記載することによつて証券仕訳簿への登載にかえることとする。

なお、上記の記載事項はついて、次回の印刷から書式を改正する予定である。

5　納入告知書に記載する歳入徴収官の官職及び官印の印影の印刷

納入告知書に記載することとなつている歳入徴収官の官職、氏名については、氏名を省略して官職のみを記載することとし、この官職及び歳入徴収官の官印の印影は、本省において一括して印刷することとする。

6　義肢等の購入等にかかる物品管理簿への登載の省略

義肢等の購入、支給等の事務取扱いについては、従来、物品管理法による物品管理簿への登載をするとともに、保険施設取扱規程(昭25.10.24基発第950号)の保険施設原票(様式第13号)によつて処理されてきたところであるが、この様式の一部を改正(様式中「検収年月日」、「購入年月日」、及び「交付年月日」欄の追加)することによつて、昭和43年度以降は物品管理簿への登載を省略することとする。

7　主任物品管理官の物品管理換の手続及び分任物品管理官の物品管理簿への記録の省略

労働基準監督署においで使用する事務用消耗品、諸帳簿等印刷物(郵便切手類、現金領収証書、納付受託証書、歳入歳出外現金領収証書及び返納金領収証書を除く。)のうち管理換をともなうものについては、昭和43年度以降、分任物品管理官備えつけの物品管理簿その他の帳票への記載を省略することとするため、検討中である。

第3　給付業務

最近における業務災害の発生状況、適用拡大に伴う給付件数の増加に伴い、給付業務についても各般の改善整備の必要性が高まつており、とりあえず、以下により、給付業務の取扱いを改めることとしたので、その適正な処理に努められたい。

1　療養補償給付の取扱い

(1)　診療費の支払い事務

指定医療機関に対する診療費の支払いについてほ、かねてその適正処理及び事務簡素化について検討を進めてきたところであるが、昭和43年度当初から診療費を都道府県労働基準局において一括審査のうえ指定医療機関に直接支払うこととする等、関係事務の処理方法を整備することとしたので、その処理に万全を期すること。なお、実施時期、実施手順、実施要領等については、別途指示するが、準備期間を要する局にあつては、あらかじめ具体的事情、見通し等を本省に具中すること。

(2)　給付記録票の記載省略

療養の費用及び長期療養者に関する療養の給付については、今後、給付記録票の記載を省略して差し支えないこと。

2　休業補償給付の受任者払い

(1)　保険給付の受任者払いについては、従来その対象事業場の範囲を限定してきたが(昭和23

年9月8日付基発第1326号、昭和27年8月20日付基発第611号)、今後、休業補償給付に限つて、次の場合には、事業場の規模を限定せず受任者払いを行なつて差し支えないこと。

イ　当該労働者が事業主に対し休業補償給付の受領方を委任した場合

ロ　労働者から委任を受けた事業主がさらに口座を有する銀行等の金融機関に再委任した場合

ハ　当該労働者がその事業主の所属する事務組合に受領を委任した場合

ニ　労働者から委任を受けた事業主かさらに自己の所属する事務組合に再委任した場合

ホ　労働者又は事業主からハにより委任を受けた事務組合が、さらに口座を有する銀行等の金融機関に再委任した場合

(2)　(1)により受任者払いを行なう場合にも、委任関係についてあらかじめ審査し、さらに不正受給防止のために随時点検を行なう等、問題のないよう慎重を期すること。

第4　業務の計画的運営

労災保険業務の効率的運営を図るにあたつては、各般の業務改善と相まつて業務運営についての適切な計画の策定が必要であることはいうまでもない。これについては、本省と地方各局を通ずる業務全般の総合的計画的推進に資するため、本省においても種々検討を重ねているが、各局においても、実効性ある適切な計画策定に一層努力し、今後における地方局署の業務計画は、できる限り計画事項、計画の立て方等に関する別添要領によつて策定のうえ、これを本省あて報告されたい。

基　発　第　６　４　３　号
昭　和　４　７　年　９　月　３　０　日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法第25条(事業主からの費用徴収)の規定の取扱いについて

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和44年法律第85号。以下「整備法」という。)が、本年4月1日から施行されたことに伴い、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)の一部が改正された(以下、改正後の法をそれぞれ「旧法」及び「新法」という。)ところであるが、新法第25条の規定による事業主からの費用徴収については、下記のとおり取り扱うこととし、昭和40年7月31日付け基発第906号及び昭和41年2月1日付け基発第98号のうち、旧法第30条の4に関する部分は、すべて本通達によることとしたので遺憾のないよう留意されたい。

なお、新法施行前に生じた災害に係る費用徴収については、整備法第26条第2項の規定により、従前の例によつて行なわれることとされているので、念のため申し添える。

記

1　第1項第1号関係

(1)　本号の規定は、事業主が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による概算保険料のうち一般保険料を、徴収法第26条の規定による督促状の指定期限内に納付しない場合(天災事変その他やむを得ない事由により保険料を納付することができなかつたと認められる場合を除く。)に適用すること。

前記概算保険料について、徴収法第18条の規定による延納(以下「延納」という。)が認められている場合においては、事故発生の日の属する期について保険料が完納されておれば、その前期について保険料の滞納があつても、本号の規定は適用しないこと。

なお、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第71条の規定による事業主の代理人、労災保険の事務について代理権を授与されていると認められる者及び事業主の名において保険料の納付事務を行なう被用者が、保険料の納付を怠つた場合には、事業主が保険料を納付しないものとして取り扱うこと。

(2)　前記(1)にかかわらず、次の各号の1に該当するときは、本号の規定の適用を差し控えること。

イ　事業主について、次の措置により保険料の納付を猶予している場合。ただし、当該猶予期間中に生じた事故に係る保険給付に限る。

(イ)　国税通則法第46条の規定による納付の猶予(同条第3項の規定の例によるものを除く。)

(ロ)　国税徴収法第151条の規定の例による換価の猶予(同条第3項第号の規定によるものを除く。)

(ハ)　国税徴収法の規定の例による滞納処分の停止

ロ　事業主が、督促状の指定期限前に具体的計画を示して、指定期限から1ヵ月以内に保険料

を納付することを誓約し、期限的に納付した場合。

ハ　督促状の指定期限前に、国税通則法第55条の規定の例による納付委託(国税通則法第46条第1項若しくは第2項又は国税徴収法第151条第1項第1号の規定の例によるものを除く。)を受けた場合において当該証券が督促状の指定期限後1ヵ月以内の日を支払期日としている場合。

(3)　本号の規定による費用の徴収は、督促状の指定期限の翌日から、当該概算保険料を完納した日の前日(当該概算保険料を完納した日が、当該概算保険料に係る保険年度若しくは事業期間又は延納の場合における当該期の末日を経過している場合には当該保険年度若しくは事業期間又は期の末日)までの期間中に生じた事故に係る休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付及び葬祭料(再発に係るものを除く。)のうち事故発生の日から当該概算保険料を完納した日の前日までに支給事由が生じたもの(督促状の指定期限を経過した後に前記(2)のイに掲げる事由が生じたことによる保険料付猶予期間中に支給事由の生じたものを除く。)について、支給のつど行なうこと。ただし、この場合、療養を開始した日(即死の場合は事故発生の日)の翌日から起算して3年以内の期間において支給事由の生じたものに限ること。

(4)　徴収金の価額は、前記(3)の保険給付の額に相当する額に、納付すべき概算保険料に対する滞納額の割合(以下「滞納率」という。)(滞納率が100分の40をこえるときは、100分の40とする。)を乗じて得た価額とすること。

2　第1項第2号関係

(1)　本号の規定は、事業主(事業主に代つて危害防止に関する事項を管理する責任を有する者を含む。)が、次の各号の1に該当する場合に適用すること。

なお、当該事故の発生原因が他の行政庁の主管する危害防止に関する事項に係るものである場合には、当該行政庁の意見を求めて処理することを要するが、その回答が事故発生後6ヵ月以内に得られなかつた場合には、それまでの調査資料に基づいて独自に判断して差し支えないこと。

イ　法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき。

ロ　法令に危害防止のための直接的措置が規定されているが、その規定する措置が具体性に欠けている場合に、事業主が監督行政庁より具体的措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠つために事故を発生させたと認められるとき。

ハ　法令に危害防止のための措置が規定されていないが、事故発生の危険が明白かつ急迫であるため、事業主が監督行政庁より直接的かつ具体的な措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠つたために事故を発生させたと認められるとき。

(2)　本号の規定による費用の徴収は、当該事故に係る休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付及び葬祭料(再発に係るものを除く。)について、支給のつど行なうこと。ただし、この場合、療養を開始した日(即死の場合は事故発生の日)の翌日から起算して3年以内の期間において支給事由の生じたものに限る。

(3)　徴収金の価額は、前記(2)の保険給付の額に相当する額の100分の30に相当する額とすること。

3　徴収金の徴収の調整

本条第1項第1号に該当する事由と第2号に該当する事由とが同時に存する場合においては、いずれか高い方の価額をもつて徴収金の価額とすること。

4　徴収金の徴収の方法

本条の規定による徴収金の債権管理及び徴収事務は、国の債権の管理等に関する法律及び関係法令によるほか、次により行なうこと。

なお、本条の規定による徴収金には従来どおり延滞金を果さないものとして取り扱うこと。

(1) 所轄労働基準監督署長は、本条の規定に該当するものについて保険給付を行なった場合には、所轄都道府県労働基準局長(以下「所轄局長」という。)に対してその旨を別紙様式の1により通知すること。

(2) 所轄局長は、上記1の通知を受けた場合は、当該事業主に対し保険給付に要した費用を徴収する旨及び徴収金の価額等を別紙様式の2により通知するとともに、納入告知書を送付すること。

(3) 本条の規定による徴収金については、債権の種類は、損害賠償金債権、歳入科目は労働保険特別会計労災勘定の(款)雑収入(項)雑収入(目)雑入とすること。

6 徴収の特例

前記1の(4)及び2の(3)にかかわらず、本条の規定による徴収金の価額が1,000円未満の場合には、本条の規定の適用を差し控えること。

7 第三者行為災害の場合における本条の規定の適用

(1) 本条第1項第1号の規定の適用がある場合で、法第20条第1項の規定の適用があるときは、すでに支給した保険給付の価額から政府が求償し得べき価額を差し引いて得た残額に滞納率(滞納率が100分の40をこえるときは100分の40とする。)を乗じて得た価額を、本条の規定による徴収金として徴収すること。

(2) 本条第1項第2号の規定が適用される場合で、当該事業主のほかに共同不法行為者たる第三者があるときは、すでに支給した保険給付の価額から当該第三者に求償し得る額を差し引いて得た残額の100分の30に相当する額を、本条の規定による徴収金として徴収すること。

別添 (略)

基　発　第　6　4　4　号
昭　和　4　8　年　1　1　月　2　2　日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律等の施行について

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和48年法律第85号)、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和48年政令第322号)、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和48年労働省令第35号)、及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和48年労働省令第36号)並びに関係告示(昭和48年労働省告示第68号、第69号及び第70号)が、本年12月1日から施行され、通勤災害保護制度が同日から発足することとなった。新制度の大綱については、昭和48年11月22日付け労働省発基第105号により、労働事務次官から通達されたところであるが、同制度に係る事務取扱いについては、下記事項を了知の上、特に制度発足の当初においては、局署職員が一体となって一日も早く制度の運営を軌道に乗せるべく、格段の努力を払い、業務運営に遺憾なきを期されたい。

(注) 法令の略称ほ、次のとおりである。

改正法　労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

新法　改正法による改正後の労働者災害補償保険法

旧法　改正法による改正前の労働者災害補償保険法

新整備法　改正法による改正後の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

改正省令　労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

新規則　改正省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則

新整備省令　改正規則による改正後の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令

記

第1　労災保険の目的の改正

今次の改正により、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)の目的として、労働者の通勤災害についても保険給付及び保険施設を行うことが加えられた(新法第1条)。新法第1条においては、従来の「災害補償」を行うという文言に代えて、「保険給付」を行うという表現に改められているが、これは、本来事業主に災害補償責任のない通勤災害についても「災害補償」を行うというのは適切でないので、「保険給付」を行うというより一般的な表現を用いたものであって、業務災害に関する保険給付ほ従来のとおり「災害補償」として行われるものである。このことは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第84条の規定に今回何らの変更がなされなかったことからも明らかである。

第2　保険給付関係

旧法においては、保険給付及び保険施設について第3章としてまとめて規定されていたものが、新法においては、保険給付については第3章として、保険施設については第3章の2として、それぞれ規定されることとなった。さらに、第3章は、「第1節 通則」、「第2節 業務災害に関する保険給付」及び「第3節 通勤災害に関する保険給付」の3節に分かたれて規定されることとなった。

1 通則関係

第1節には、業務災害に関する保険給付及び通勤災害に関する保険給付の双方に適用される通則的規定が置かれた(新法第7条から第12条の7まで)。

(1) 業務災害及び通勤災害

新法第7条第1項の規定が、労災保険から業務災害及び通勤災害に関して保険給付は行われるものであること並びに業務災害及び通勤災害の定義を定めたものである。業務災害の認定に関する取扱いは従来のとおりであるが、通勤災害の認定については、新たに発足した労働者の通勤災害保護制度の運営上の重要な問題であるので、別紙「通勤災害の範囲について」により慎重に行うこととされたい。

なお、通勤災害の認定についても、全国を通じて統一的に行う必要があるので、各都道府県労働基準局において、別紙「通勤災害の範囲について」によっては、通勤災害に該当するか否かの認定の困難な事案については、当分の間、事案毎に本省あてりん伺することとされたい。

(2) 給付基礎日額

通勤災害に関する保険給付に係る給付基礎日額も、業務災害の場合と同様であり、原則として、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額を用いるものとされている(新法第8条)。新法第8条の規定は、旧法第12条の2の規定について、当該平均賃金の算定事由の発生した日を明確に定めるための改正が行われたものである。

(3) その他の通則規定

新法第9条から第12条の7までの規定は、旧法第12条の3から第12条の6まで及び第19条から第22条の2まで(第19条の3を除く。)の規定に相当するもので、これらの規定について所要の整理が行われたものである。

2 業務災害に関する保険給付関係

業務災害に関する保険給付については、第3章第3節として新法第12条の8から第20条までに規定されることとなったが、これらの規定に相当する旧法の規定について所要の整理が行われたほかは、従来と変りがない。

3 通勤災害に関する保険給付関係

通勤災害に関する保険給付については、第3章第3節として、新法第21条から第22条の7までに規定されているところである。

(1) 保険給付の種類等

通勤災害に関する保険給付は、新法第21条に規定されているとおり、療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付及び長期傷病給付の6種類で、これらの給付は、それぞれ業務災害に関する療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料及び長期傷病補償給付と同一内容であり、その支給事由、受給権者、他の社会保険による給付との調整等も業務災害の場合と同様である(新法第22条から第22条の6まで)。

(2) 保険給付の請求

通勤災害に関する保険給付の請求手続については、業務災害に関する保険給付の場合と基

本的には同様であるが、通勤災害の性格上、請求書の記載事項等について必要な限度において差異が設けられている。たとえば、通勤災害に関する請求書には、業務災害の場合の記載事項に加えて、次の事項を記載しなければならないこととされている(新規則第18条の5第1項等)。

① 災害の発生の時刻及び場所

② 就業の場所並びに災害が出勤の際に生じたものである場合には就業開始の予定の時刻、災害が退勤の際に生じたものである場合にほ就業終了の時刻及び就業の場所を離れた時刻

③ 通常の通勤の経路及び方法

④ 住居又は就業の場所から災害の発生の場所に至った経路、方法所用時間その他の状況

なお、②については必ず、①及び③に掲げる事項については、事業主が知り得た場合に、その証明を受けなければならないこととされている(新規則第18条の5第2項等)

第3 保険施設関係

保険施設については、新法においては、第3章の2として独立の1章が設けられたほか、第23条の規定が改正されて、外科後処置に関する施設等は、業務災害についてと同様に、通勤災害についても行われることとなった。なお、第23条の2に定められている災害予防に関する保険施設は、通勤災害については行われない。

第4 費用の負担関係

1 保険料の徴収について

通勤災害に関する保険給付等に要する費用にあてるための財源は、労働保険の保険料の徴収等に関する法津(昭和44年法律第84号)の規定による労働保険料に含めて徴収されるものであり、これに伴い同法及び関係政省令について所要の改正が行われたが、これらに関しては、別途、昭和49年11月22日付け労働省発労徴第85号基発第645号により通達されているところである。

2 事業主からの費用徴収

通勤災害に関する事業主からの費用徴収は、保険料の滞納中に生じた事故についてのみ行われる。また、この場合における費用徴収の限度額は、業務災害の場合と同様である(新法第25条第1項)。

なお、通勤災害の場合には、事業主の故意又は重大な過失による事故について費用徴収を行わないのは、通勤災害は事業主の支配下において生ずるものではなく、事業主に災害予防義務が課されていないためである。

3 労働者の一部負担

通勤災害に関する療養給付を受ける労働者は、200円(日雇労働者健康保険の被保険者は、50円)の一部負担金を納付しなければならないこととされているが、①第三者行為災害を被った者、②痛養開始後3日以内に死亡した者及び③転医した者の場合は、この限りでないとされている(新法第25条第2項、新規則第44条の2第1項及び第2項)。また、この一部負担金は、当該労働者に支払うべき療養給付たる療養の費用又は休業給付の額からこれに相当する額を控除することによって徴収することができることとされている(新法第25条第3項、新規則第44条の2第3項)。

なお、一部負担金の徴収手続等で、事業主からの徴収金の場合と同様とされているところはある(新法第25条第4項)。

第5 特別加入関係

特別加入者については、その実態の特性等に鑑み、通勤災害に関する保険給付は、行われないものである(新法第28条及び第29条)。

第6　不服申立て及び訴訟関係

新法第38条は、旧法においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律中の規定の準用について各徴収金に関する条項ごとに規定されていたものを、まとめて規定したものである。

第7　雑則関係

保険給付についての時効に関する規定その他第6章(雑則)の規定は、通勤災害に関する場合も、業務災害に関する場合と同様に適用される。

新法第45条は、旧法第45条の規定を改め、戸籍に関する証明は、市町村等の条例で定めた場合には、無料とすることとしたものである。

新法第47条の規定は、通勤災害の多くは第三者行為災害であるため、保険給付の原因である事故を発生させた第三者に対しても、行政庁が必要な報告、届出、文書その他の物件の提出を命ずることができることとしたものである。なお、この場合の第三者については、他の関係者と異なり行政庁への出頭を命ずることはできないものである。

第8　暫定措置及び特例措置

年金たる保険給付の額についてのスライド制の適用、遺族に対する前払一時金の支給及び55才以上60才未満の遺族に係る年金に関する特例は、いずれも、通勤災害に関する保険給付についても、業務災害の場合と同様、実施されることとされている(改正法附則第3条から第5条まで)。

また、通勤災害についても、業務災害の場合と同様、保険給付の特例が設けられており、この場合にも、労働保険料のほか、特別保険料を徴収することとしている(新整備法第18条の2、第19条等及び新整備則第6条から第9条まで)。

第9　新法の適用

新法は、昭和48年12月1日以後に発生した事故に起因する通勤災害に関して適用される(改正法附則第2条)。したがって、たとえ同日以後に支給事由が生ずるものであっても、同日前に発生した事故に起因する通勤災害については、新法に基づく保険給付は行われないこととなる。

別　添

（別　紙）

「通勤災害の範囲について」

通勤災害については、労災保険法第７条第１項第２号において「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」をいうものと定義されている。

また、通勤については、同条第２項及び第３項において次のとおり定義されている。

「前項第２号の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

１　住居と就業の場所との間の往復

２　厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動

３　第１号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）」

「労働者が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第１項第２号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。」

併せて、労災保険法第７条第２項第２号の厚生労働省令で定める就業の場所は、労災保険法施行規則第６条において次のように定められている。

「１　法第３条第１項の適用事業及び整備法第５条第１項の規定により労災保険に係る保険関係が成立している同項の労災保険暫定任意適用事業に係る就業の場所

２　法第34条第１項第１号、第35条第１項第３号又は第36条第１項第１号の規定により労働者とみなされる者（第46条の22の２に規定する者を除く。）に係る就業の場所

３　その他前２号に類する就業の場所」

また、労災保険法第７条第２項第３号の厚生労働省令で定める要件は、労災保険法施行規則第７条において次のように定められている。

「法第７条第２項第３号の厚生労働省令で定める要件は、同号に規定する移動が、次の各号のいずれかに該当する労働者により行われるものであることとする。

１　転任に伴い、当該転任の直前の住居と就業の場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難となったため住居を移転した

労働者であって、次のいずれかに掲げるやむを得ない事情により、当該転任の直前の住居に居住している配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなったもの

イ　配偶者が、要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。以下同じ。）にある労働者又は配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

ロ　配偶者が、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 82 条の 2 に規定する専修学校若しくは同法第 83 条第 1 項に規定する各種学校（以下「学校等」という。）に在学し、又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 6 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校において行われるものを含む。以下「職業訓練」という。）を受けている同居の子（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子に限る。）を養育すること。

ハ　配偶者が、引き続き就業すること。

ニ　配偶者が、労働者又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

ホ　その他配偶者が労働者と同居できないと認められるイからニまでに類する事情

2　転任に伴い、当該転任の直前の住居と就業の場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難となったため住居を移転した労働者であって、次のいずれかに掲げるやむを得ない事情により、当該転任の直前の住居に居住している子と別居することとなったもの（配偶者がないものに限る。）

イ　当該子が要介護状態にあり、引き続き当該転任の直前まで日常生活を営んでいた地域において介護を受けなければならないこと。

ロ　当該子（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子に限る。）が学校等に在学し、又は職業訓練を受けていること。

ハ　その他当該子が労働者と同居できないと認められるイ又はロに類する事情

3　転任に伴い、当該転任の直前の住居から就業の場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難となったため住居を移転した労働者であって、次のいずれかに掲げるやむを得ない事情により、当該転任の直前の住居に居住している当該労働者の父母又は親族（要介護状態にあり、かつ、当該労働者が介護していた父母又は親族に限る。）と別居することとなったもの（配偶者及び子がないものに限る。）

イ　当該父母又は親族が、引き続き当該転任の直前まで日常生活を営んでいた地域において介護を受けなければならないこと。

ロ　当該父母又は親族が労働者と同居できないと認められるイに類する事情

4　その他前3号に類する労働者

さらに、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものは、労災保険法施行規則第8条において、次のように定められている。

「法第7条第3項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

1　日用品の購入その他これに準ずる行為

2　職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為

3　選挙権の行使その他これに準ずる行為

4　病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為」

上に述べた定義について、具体的に説明すると次のとおりである。

1「通勤による」の意義

「通勤による」とは通勤と相当因果関係のあること、つまり、通勤に通常伴う危険が具体化したことをいう。

①　具体的には、通勤の途中において、自動車にひかれた場合、電車が急停車したため転倒して受傷した場合、駅の階段から転落した場合、歩行中にビルの建設現場から落下してきた物体により負傷した場合、転倒したタンクローリーから流れ出す有害物質により急性中毒にかかった場合等、一般に通勤中に発生した災害は通勤によるものと認められる。

②　しかし、自殺の場合、その他被災者の故意によって生じた災害、通勤の途中で怨恨をもってけんかをしかけて負傷した場合などは、通勤をしていることが原因となって災害が発生したものではないので、通勤災害とは認められない。

2「就業に関し」の意義

「就業に関し」とは、移動行為が業務に就くため又は業務を終えたことにより行われるものであることを必要とする趣旨を示すものである。つまり、通勤と認められるには、移動行為が業務と密接な関連をもって行われることを要することを示すものである。

①　まず、労働者が、業務に従事することになっていたか否か、又は現実に業務に従事したか否かが、問題となる。

この場合に所定の就業日に所定の就業場所で所定の作業を行うことが業務であることはいうまでもない。また、事業主の命によって物品を届けに

行く場合にも、これが業務となる。また、このような本来の業務でなくとも、全職員について参加が命じられ、これに参加すると出勤扱いとされるような会社主催の行事に参加する場合等は業務と認められる。さらに、事業主の命をうけて得意先を接待し、あるいは、得意先との打合せに出席するような場合も、業務となる。逆に、このような事情のない場合、例えば、休日に会社の運動施設を利用しに行く場合はもとより会社主催ではあるが参加するか否かが労働者の任意とされているような行事に参加するような場合には、業務とならない。ただし、そのような会社のレクリエーション行事であっても、厚生課員が仕事としてその行事の運営にあたる場合には当然業務となる。また、事業主の命によって労働者が拘束されないような同僚との懇親会、同僚の送別会への参加等も、業務とはならない。

さらに、労働者が労働組合大会に出席するような場合は、労働組合に雇用されていると認められる専従役職員については就業との関連性が認められるのは当然であるが、一般の組合員については就業との関連性は認められない。

②

(イ) 出勤(労災保険法第7条第2項第1号の住居から就業の場所への移動をいい、同項第2号の場合の第2の就業の場所への移動を含む。以下同じ。)の就業との関連性についてであるが、所定の就業日に所定の就業開始時刻を目途に住居を出て就業の場所へ向う場合は、寝すごしによる遅刻、あるいはラッシュを避けるための早出等、時刻的に若干の前後があっても就業との関連性があることはもちろんである。他方、運動部の練習に参加する等の目的で、例えば、

ⅰ) 午後の遅番の出勤者であるにもかかわらず、朝から住居を出る等、所定の就業開始時刻とかけ離れた時刻に会社に行く場合や

ⅱ) 第2の就業場所にその所定の就業開始時刻と著しくかけ離れた時刻に出勤する場合

には、当該行為は、むしろ当該業務以外の目的のために行われるものと考えられるので、就業との関連性はないと認められる。

なお、日々雇用される労働者については、継続して同一の事業に就業しているような場合は、就業することが確実であり、その際の出勤は、就業との関連性が認められるし、また公共職業安定所等でその日の紹介を受けた後に、紹介先へ向う場合で、その事業で就業することが見込まれるときも、就業との関連性を認めることができる。しかし、公共職業安定所等でその日の紹介を受けるために住居から公共職業安定所等まで行く行為は、未だ就職できるかどうか確実でない段階であり、職業紹介を受けるための行為であって、就業のための出勤行為であるとはいえない。

(ロ) 退勤(労災保険法第7条第2項第1号の就業の場所から住居への移

動をいう。）の場合であるが、この場合にも、終業後ただちに住居へ向う場合は就業に関するものであることについては、問題がない。このことは、日々雇用される労働者の場合でも同様である。
また、所定の就業時間終了前に早退をするような場合であっても、その日の業務を終了して帰るものと考えられるので、就業との関連性を認められる。

なお、通勤は1日について1回のみしか認められないものではないので、昼休み等就業の時間の間に相当の間隔があって帰宅するような場合には、昼休みについていえば、午前中の業務を終了して帰り、午後の業務に就くために出勤するものと考えられるので、その往復行為は就業との関連性を認められる。

また、業務の終了後、事業場施設内で、囲碁、麻雀、サークル活動、労働組合の会合に出席をした後に帰宅するような場合には、社会通念上就業と帰宅との直接的関連を失わせると認められるほど長時間となるような場合を除き、就業との関連性を認めても差し支えない。

(ハ)　労災保険法第7条第2項第3号の通勤における帰省先住居から赴任先住居への移動の場合であるが、実態等を踏まえ、業務に就く当日又は前日に行われた場合は、就業との関連性を認めて差し支えない。ただし、前々日以前に行われた場合は、交通機関の状況等の合理的理由があるときに限り、就業との関連性が認められる。

(ニ)　労災保険法第7条第2項第3号の住居間移動における赴任先住居から帰省先住居への移動の場合であるが、実態等を踏まえて、業務に従事した当日又はその翌日に行われた場合は、就業との関連性を認めて差し支えない。ただし、翌々日以後に行われた場合は、交通機関の状況等の合理的理由があるときに限り、就業との関連性が認められる。

3 「合理的な経路及び方法」の意義

「合理的な経路及び方法」とは、当該移動の場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び手段等をいうものである。

① 経路については、乗車定期券に表示され、あるいは、会社に届け出ているような、鉄道、バス等の通常利用する経路及び通常これに代替することが考えられる経路等が合理的な経路となることはいうまでもない。また、タクシー等を利用する場合に、通常利用することが考えられる経路が二、三あるような場合には、その経路は、いずれも合理的な経路となる。また、経路の道路工事、デモ行進等当日の交通事情により迂回してとる経路、マイカー通勤者が貸切の車庫を経由して通る経路等通勤のためにやむを得ずとることとなる経路は合理的な経路となる。さらに、

他に子供を監護する者がいない共稼労働者が託児所、親せき等にあずけるためにとる経路などは、そのような立場にある労働者であれば、当然、就業のためにとらざるを得ない経路であるので、合理的な経路となるものと認められる。

逆に、上に述べたところから明らかなように、特段の合理的な理由もなく著しく遠まわりとなるような経路をとる場合には、これは合理的な経路とは認められないことはいうまでもない。また、経路は、手段とあわせて合理的なものであることを要し、鉄道線路、鉄橋、トンネル等を歩行して通る場合は、合理的な経路とはならない。

② 次に方法については、鉄道、バス等の公共交通機関を利用し、自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法は、当該労働者が平常用いているか否かにかかわらず一般に合理的な方法と認められる。しかし、例えば、免許を一度も取得したことのないような者が自動車を運転する場合、自動車、自転車等を泥酔して運転するような場合には、合理的な方法と認められない。なお、飲酒運転の場合、単なる免許証不携帯、免許証更新忘れによる無免許運転の場合等は、必ずしも、合理性を欠くものとして取り扱う必要はないが、この場合において、諸般の事情を勘案し、給付の支給制限が行われることがあることは当然である。

4 「業務の性質を有するもの」の意義

「業務の性質を有するもの」とは、当該移動による災害が業務災害と解されるものをいう。

具体例としては、事業主の提供する専用交通機関を利用してする通勤、突発的事故等による緊急用務のため、休日又は休暇中に呼出しを受け予定外に緊急出勤する場合がこれにあたる。

5 「住居」の意義

① 労災保険法第7条第2項第1号の「住居」とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となるところを指すものである。

したがって、就業の必要性があって、労働者が家族の住む場所とは別に就業の場所の近くに単身でアパートを借りたり、下宿をしてそこから通勤しているような場合は、そこが住居である。さらに通常は家族のいる所から出勤するが、別のアパート等を借りていて、早出や長時間の残業の場合には当該アパートに泊り、そこから通勤するような場合には、当該家族の住居とアパートの双方が住居と認められる。また、長時間の残業や、早出出勤及び平成3年2月1日付け基発第75号通達におけ

る新規赴任、転勤のため等の勤務上の事情や、交通ストライキ等交通事情、台風などの自然現象等の不可抗力的な事情により、一時的に通常の住居以外の場所に宿泊するような場合には、やむを得ない事情で就業のために一時的に居住の場所を移していると認められるので、当該場所を住居と認めて差し支えない。

逆に、友人宅で麻雀をし、翌朝そこから直接出勤する場合等は、就業の拠点となっているものではないので、住居とは認められない

なお、転任等のやむを得ない事情のために同居していた配偶者と別居して単身で生活する者や家庭生活の維持という観点から自宅を本人の生活の本拠地とみなし得る合理的な理由のある独身者にとっての家族の住む家屋については、当該家屋と就業の場所との間を往復する行為に反復・継続性が認められるときは住居と認めて差し支えない。

② 労災保険法第 7 条第 2 項第 3 号の通勤における赴任先住居とは、①の住居の考え方と同様に、労働者が日常生活の用に供している家族等の場所で本人の就業のための拠点となるところを指すものである。また、同号の通勤における帰省先住居についても、当該帰省先住居への移動に反復・継続性が認められることが必要である。さらに、労災保険法施行規則第 7 条第 1 号イにおける労働者又は配偶者の父母の居住している場所についても、反復・継続性が認められる場合は「住居」と認められる。

6 「就業の場所」の意義

「就業の場所」とは、業務を開始し、又は終了する場所をいう。

業務の意義については 2 の①について述べたところであるが、具体的な就業の場所には、本来の業務を行う場所のほか、物品を得意先に届けてその届け先から直接帰宅する場合の物品の届け先、全員参加で出勤扱いとなる会社主催の運動会の会場等がこれにあたることとなる。

なお、外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数カ所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所であり、最後の用務先が、業務終了の場所と認められる。

また、労災保険法第 7 条第 2 項第 2 号の通勤における第 1 の就業の場所についても、労災保険法の適用事業、通勤災害保護制度の対象となっている特別加入者に係る就業の場所及びこれらに類する就業の場所とする。「類する就業の場所」とは、具体的には、地方公務員災害補償法、国家公務員災害補償法又は船員保険法による通勤災害保護対象となる勤務場所又は就業の場所とする。

7 「逸脱」、「中断」及び「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うため

の最少限度のもの」の意義

① 「逸脱」とは、通勤の途中において就業又は通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれることをいい、「中断」とは、通勤の経路上において通勤とは関係のない行為を行うことをいう。具体的には、途中で麻雀を行う場合、映画館に入いる場合、バー、キャバレー等で飲酒する場合、デートのため長時間にわたってベンチで話しこんだり、経路からはずれる場合がこれに該当する。

しかし、経路の近くにある公衆便所を使用する場合、帰途に経路の近くにある公園で短時間休息する場合や、経路上の店でタバコ、雑誌等を購入する場合、駅構内でジュースの立飲みをする場合、経路上の店で渇をいやすため極く短時間、お茶、ビール等を飲む場合、経路上で商売している大道の手相見、人相見に立寄って極く短時間手相や人相をみてもらう場合等のように通常経路の途中で行うようなささいな行為を行う場合には、逸脱、中断に該当しない。ただし、飲み屋やビヤホール等において、長時間にわたって腰をおちつけるに至った場合や、経路からはずれ又は門戸を構えた観相家のところで、長時間にわたり、手相、人相等をみてもらう場合等は、逸脱、中断に該当する。

② 逸脱、中断の間及びその後の移動は原則として通勤とは認められないが、当該逸脱・中断が日用品の購入その他これに準ずる行為等をやむを得ない事由により最少限度の範囲で行う場合には、当該逸脱、中断の後、合理的な経路に復した後は通勤と認められることとされている。

なお、「やむを得ない事由により」とは、日常生活の必要のあることをいい、「最少限度のもの」とは、当該逸脱又は中断の原因となった行為の目的達成のために必要とする最少限度の時間、距離等をいう。

(イ)「日用品の購入その他これに準ずる行為」とは、具体的には、帰途で惣菜等を購入する場合、独身者が食堂に食事に立ち寄る場合、クリーニング店に立ち寄る場合等がこれに該当する。

また、労災保険法第7条第2項第2号の通勤では、これらに加え、次の就業場所の始業時間との関係から食事に立ち寄る場合、図書館等における業務に必要な情報収集等を行う場合等も含み、同項第3号の通勤では、長距離を移動するために食事に立ち寄る場合やマイカー通勤のための仮眠を取る場合等も該当するものとする。

(ロ)「これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為 」とは、職業能力開発総合大学校における職業訓練及び専修学校における教育がこれに該当する。各種学校における教育については、就業期間が1年以上であって、課程の内容が一般的に職業に必要な技術、例えば、工業、医療、栄養士、調理師、理容師、美容師、保母教員、商業経理、和洋裁等に必要な技術を教授するもの（茶

道、華道等の課程又は自動車教習所若しくはいわゆる予備校の課程はこれに該当しないものとして取り扱う。）は、これに該当するものとして取り扱うこととする。

(ハ)「選挙権の行使その他これに準ずる行為」とは、具体的には、選挙権の行使、最高裁判所裁判官の国民審査権の行使、住民の直接請求権の行使等がこれに該当する。

(ニ)「病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為」とは、病院又は診療所において通常の医療を受ける行為に限らず、人工透析など比較的長時間を要する医療を受けることも含んでいる。また、施術所において、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の施術を受ける行為もこれに該当する。

8 「転任」の意義

「転任」とは、企業の命を受け、就業する場所が変わることをいう。また、就業していた場所、つまり事業場自体の場所が移転した場合も該当することとする。

9 「距離等を考慮して困難」の意義

転任直前の住居と就業の場所との間の距離について、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路で判断するものとする。

具体的には、その経路について、徒歩による測定距離や鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる距離等を組み合わせた距離が60キロメートル以上の場合又は、60キロメートル未満であっても、移動方法、移動時間、交通機関の状況等から判断して60キロメートル以上の場合に相当する程度に通勤が困難である場合とする。

10「要介護状態」の意義

「常時介護を要する状態」とは、別表により判断する。

11「類する事情」の例示

(イ) 労災保険法施行規則第7条第1号ホの事情とは、例えば以下のような事情とする。

・ 配偶者が、引き続き特定の医療機関において治療を受けざるを得

ない子を養育すること。

・　配偶者が、引き続き特定の医療機関において治療を受けざるを得ないこと。

・　配偶者が、要介護状態にあり、引き続き当該転任の直前まで日常生活を営んでいた地域において介護を受けざるを得ないこと。

・　配偶者が、学校等に在学し、又は職業訓練を受けていること。

（ロ）　労災保険法施行規則第７条第２号ハの事情とは、例えば以下のような事情とする。

・　子が、引き続き特定の医療機関において治療を受けざるを得ないこと。

（ハ）　労災保険法施行規則第７条第３号ロの事情とは、例えば以下のような事情とする。

・　労働者が同居介護していた要介護状態にある父母又は親族が、当該転任の直前まで日常生活を営んでいた地域の特定の医療機関において引き続き治療を受けざるを得ないこと。

（ニ）　労災保険法施行規則第７条第４号の労働者は、例えば以下のような労働者とする。

・　第１号から第３号までのいずれかの転任後、さらに転任をし、最初の転任の直前の住居から直近の転任の直後の就業の場所に通勤することが困難な労働者。

・　同条第１号から第３号までのいずれかの転任後、配偶者等が転任直前の住居から引っ越した場合において、同条第１号から第３号までにのいずれかのやむを得ない事情が引き続いており、引っ越し後の住居と転任直後の就業の場所との間を日々往復することが困難な労働者。

・　当該転任の直前の住居から当該転任の直後の就業の場所へ通勤することが困難ではないが、職務の性質上、就業の場所に近接した場所に居住することが必要なため、住居を移転し、同条第１号から第３号までに掲げる者と別居することとなった労働者。

・　労働者が配偶者等を一旦帯同して赴任したが、学校に入学する子を養育する等のやむを得ない事情により、配偶者等が再び転任直前の住居に居住することとなり別居するに至った労働者。

労働省発労徴第７号
労発第８号
基発第１１７号
職発第２９号
昭和５１年１月２９日

船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の公布について

標記政令が、昭和51年1月17日政令第5号として公布され(別添1の新旧対照表及び改正政令附則等参照)、昭和51年3月1日から施行されることとなった。今回の政令改正は、第1次の船員法適用範囲の拡大(船員法の一部を改正する法律(昭和45年法律第58号)及び船員法第1条第1項の船舶に含まれる総トン数30トン未満の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令(昭和45年政令第346号)による。)並びに第2次の船員法適用範囲の拡大(船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令(昭和48年9月4日政令第253号)による。)に続く第3次の船員法適用範囲の拡大を図るためのものであり、総トン数5トン以上10トン未満の漁船の一部を新たに船員法適用の対象とすることを主たる内容とするものである。船員法及び船員保険法(以下「船員法等」という。)の適用を受ける船員については、労働基準法(第1条～第11条及びこれらに関する罰則を除く。)労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律等(以下「労働基準法等」という。)の適用がないので、今回の改正により、労働基準法等の適用範囲が変更されることとなる。また、新たに船員法の適用を受けることとなる船員ついては最低賃金法、労働組合法、労働関係調整法の規定に基づく権限等は運輸大臣が行なうこととなる。したがって、下記に留意の上、その取扱いについて遺憾のないようにされたい。

記

1　船員法等の適用範囲

現在総トン数5トン以上10トン未満の漁船については、一定の漁船(①漁業法第52条第1項の指定漁業のうち、大中型まき網漁業に専ら従事する漁船の附属漁船、②漁業法第66条第2項の中型まき網漁業に専ら従事する総トン数20トン以上の漁船の附属漁船及び③中型まき網漁業に専ら従事する総トン数10トン以上20トン未満の漁船であって船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令(以下「政令」という。)の別表の海面(以下「別表海面」という。)以外の海面において操業するものの付属漁船)を除いて、労働基準法等の適用受けているが、今回の政令改正により、そのうち、次に掲げる漁船が新たに船員法等の適用を受けることとなる。

すなわち、推進機関を備える漁船であって、

イ　漁業法第52条第1項の指定漁業
ロ　漁業法第66条第2項の小型さけます流し網漁業
ハ　漁業法第66条第2項の中型まき網漁業
ニ　漁業法第66条第2項の小型機船底びき網漁業

に専ら従事するもの(①専ら別表海面で営む漁業に従事する漁船、②海岸から5海里以遠の海面(別表の海面を除く。)において営む漁業に従事する期間が年間30未満であると海運局長が認定した漁船及び③専ら中型まき網漁業従事する10以下トン以上二20トン未満の漁船であって別表海面において操業するものの附属漁船を除く。)

また、このほか、推進機関を備えない総トン数30トン未満の漁船のうち、中型まき網漁業に従事する総トン数5トン以上10トン未満の漁船であって船員法等の適用を受けるものの附属漁船が新たに船員法等の適用を受けることとなる。

以上を図示すれば、別図(別添2)のとおりである。

なお、今後船員法の適用拡大を行うに際しては、残り対象漁船を一括して、かつ、年度の初日(4月1日)から実施する旨了解されている(別添3の覚書参照)。

2　船員法等適用漁船のは握の手続

新たに船員法等が適用されることとなる漁船をは握するための手続等については次のとおりとしていること。

(1)　船員法等非適用船台帳の作成手続

まず、漁業協同組合おら都道府県水産事務主管部局長に対し総トン数5トン以上10トン未満の船員法等非適用船(労働基準法等適用船)に関する資料が提出され、この資料を海運局長と都道府県水産事務主管部局長とが共同で審査し、船員法等非適用船(労働基準法等適用船)の台帳を作成した後、この台帳に基づき、海運局長が都道府県労働基準局長、都道府県雇用保険事務主管部局長及び都道府県船員保険事務主管部局長と協議して当該台帳が確定されること(別添4の覚書の1の(1)、(2)及び2の(1)、(3)参照)。

また、上記資料の審査及び台帳の作成については、都道府県労働基準局長及び都道府県雇用保険事務主管部局長は、参与する必要はないものであるが、特に海運局長から要請があった場合等においては、できる限り協力を行うこと。

なお、船員法等非適用船の確認に当たっては、既に海運局長が関係機関に協議の上、非適用船であることが確認されているものについては、上記の協議は行われないことになっていること。

(2)　海運局長からの協議があった場合の措置

上記(1)の協議のあった場合には、都道府県労働基準局長及び都道府県雇用保険事務主管部局長は、適用事業報告、保険料申告書、雇用保険適用事業所設置届その他の資料の内容と当該台帳の内容との照合等により船員法等新規適用船及び労働基準法等適用船を確認の上、海運局長に対して意見を提出するものとすること。なお、(1)の協議が整わない場合は、運輸省、社会保険庁及び労働省の間において協議することとなっている(別添4の覚書の1の(3)及び2の(1)参照)ので、そのような事態が生じたときは速やかに本省あて連絡すること。

(3)　台帳作成後における海運局長からの連絡等

海運局長は、上記(1)の船員法等非適用船台帳及び船員法等新規適用船台帳(海運局長が別途作成した船員法が適用されていない総トン数5トン以上10トン未満の漁船の一覧表と(1)の船員法等非適用船台帳を照合の上作成しだもの)に基づき、

イ　都道府県水産事務主管部局長及び漁業協同組合を経由して船舶所有者に船員法等の適用又は非適用の旨を通知するとともに、

ロ　都道府県労働基準局長及び都道府県雇用保険事務主管部局長に対し船員法等非適用船(労働基準法等適用船)及び船員法等新規適用船の船舶所有者名等を連絡することとなっていること(別添4の覚書の1の②及び2の(1)参照)。

(4)　政令第2号ロの「海運局長の認定」

上記(3)により通知をした船員法等非適用船のうち、政令第2号ロの「海岸から5海里以遠の海面において営む漁業に従事する期間が年間30日未満である」ものについては、昭和51年3月1日付けで海運局長の認定が行われることとなっていること(別添4の覚書の2の(2参照)。

なお、この認定が行われた場合には、当該漁船の船舶所有者に対しては「船員法等非適用船認定書」が交付され、海運局長はこの認定書を当該漁船に備え付けるよう指導することとしていること。

(5)　政令の規定の解釈等

以上の手続の実施については、次の点に留意すること。

イ　政令の各号における「専ら」の解釈は、昭和45年12月22日付けの4省庁覚書の2の(1)と同趣旨であり、具体的には次のとおりであること。

すなわち、「専ら・・・・漁業に従事する漁船」とは、予期できない事由により臨時に短期間当該漁業に従事しなくなる場合のほかは、当該漁業に従事することを目的とし、かつ、その実態において当該漁業以外の漁業又は他の業務に従事していないものをいうこと。

ロ　政令第2号イの「海岸から5海里以遠の海面において営む漁業に従事する期間が年間30未満である」ことの判断は源則として直前の1年における操業実態を基礎とするが、当該年が海況・漁況において異常年であり、判断の基礎とすることが著しく不適切である場合には、最近の正常年の操業実態を参考とすることとしていること。

ハ　船員法施行規則第22条の一括公認を受けている漁船に乗り組むために雇用されている船員その他船員法等の適用を受けるまき網漁船に乗り組むために雇用されている船員については、総トン数5トン未満の附属漁船に乗り組んでいる場合においても、船員法等を適用することにしている(別添4の覚書の3参照)ので、特に配意すること。

なお、「附属漁船」(政令第2号イ及びロ並びに第3号)の解釈については、昭和45年12月22日付けの4省庁覚書の2の(1)と同趣旨であり、具体的には、「附属漁船」とは、灯船、探索船、運搬船等通常単独には漁業に従事しない漁船をいい、一カ統に属する漁船のうち総トン数10トン以上のものが1隻以上ある場合には、当該漁船(2隻以上ある場合には総トン数の大きいもの)以外の漁船を附属漁船として取り扱うものとしていること。

(6)　上記手続を行う期限(1)から(3)までの手続は、できる限り速やかに完了するように努めるものとし、昭和51年2月中旬を目途とすることとしていること。

3　改正政令施行後における措置

(1)　新規操業漁船が生じた場合等の措置

改正政令施行後において新たに操業することとなった漁船が生じたときその他操業の実態等に関し異動が生じたと認められるときは、上記、の(1)から(3)までに準じて所要の協議、認定又はその取消し、通知、連絡等が行われること。なお、この場合においては、法規の適用の安定性に十分配慮するものとしていること(別添4の覚書の2の(3)参照)。

(2)　法規の適用について問題が生じた場合の措置

保険給付その他船員保険又は労働保険の運用に当たり、漁船の操業実態等が著しく変化して、当初協議の上確定したとおり取り扱うことが著しく不適当であると認められる場合等法規の適用について問題が生じた場合には、関係地方機関の間において協議し、いずれの法規を適用するかを決定するものとすること(別添4の覚書の1の(5)参照)。

4　船員法等新規適用漁船に係る労働保険料の確定精算

(1)　今回政令改正より船員法等が新たに適用されることとなる漁船については、本年3月1日を

もって労働保険の保険関係が消滅するものとして、所定の確定精算手続を行わせること。

この場合、労働保険事務組合に事務処理を委託する事業(漁船)については、その確定精算手続は、当該委託を受けている労働保険事務組合についての昭和51年度の年度更新手続の一環として行わせることとして差し支えないこと。

(2) なお、船員法等新規適用船であって、本年2月29日現在において既に中小事業主等の特別加入の承認を受けている事業主に係るものについては、本年3月1日以降当該事業(漁船)に使用される労働者は労災保険法等の適用を受けなくなるが、その中小事業主等については後記5の(2)のとおり、特別加入の承認が存続することとなるため、その事業はなお労災保険の保険関係が存続している事業であり、これについても昭和51年度の年度更新の際に確定精算手続を行わせるものとすること。

5 経過措置等

(1) 労働基準法関係

改正政令の施行に伴い、労働基準法等の適用を受けなくなる船員法統等適用漁船及びその船員に関する労働基準法の適用の経過措置については昭和38年の政令附則第2条(第1項、第9項及び第10項を除く。)が準用されているので(改正政令附則第2項)、昭和38の政令改正の際の取扱いと同じであること(別添1の三参照)。

(2) 労働者災害補償保険の特別加入者についての暫定措置

① 船員法の適用拡大に伴い、同法の適用を受けることとなる漁船の中小事業主等及び一人親方等については、労働者災害補償保険法第27条の特別加入者に該当しないことになるが、船員保険法にこれらの者に対する措置が設けられていないため、今回の適用拡大においても過去2回の場合と同様に、政令附則第2項(昭和45年の政令附則第5項準用)に暫定措置を設けて当分の間(船員保険法にこれらの者に対する措置が設けられるまでの間)、なお従前どおり特別加入者として取り扱われることとなった。

なお、第1次及び第2次適用拡大の際に上記の暫定措置の適用を受け、現在特別加入者として取扱っている者についても、引き続き特別加入者として取り扱うこととなる。

② この暫定措置の適用を受ける者は、昭和51年2月29日現在において、労働者災害補償保険法第28条第1項の承認を受けている中小事業主等と同法第29条第1項の承認を受けている一人親方等であり従来、当該承認を受けず昭和51年3月1日以降において船員法等の適用を受けることとなった者については、新たに当該承認を行えないものであり、この暫定措置の適用を受けることはできないこと。

③ 上記暫定措置の適用を受けて昭和51年3月1日以降特別加入していた事業主や一人親方の事業を、当該事業主や一人親方の子、孫、兄弟等の親族が承継する場合には、これらの親族についても特別加入者として取り扱うこととなること。

また、上記暫定措置の適用を受けて昭和51年3月1日以降特別加入していた事業主や一人親方の事業に、当該事業主や一人親方の子、孫、兄弟等の親族が新たに従事することとなった場合には、これらの親族についても特別加入者として取り扱うこととなること。

なお、これらの事務処理に当たっては、事業主及びその事業に従事する者又は一人親方及びその事業に従事する者に異動があったものとして取り扱うこととし、「特別加入に関する変更届」(告示様式第34号の8)によりその旨を遅滞なく届け出させること。

④ 新たに船員法の適用を受ける漁船に係る特別加入者については、船員保険法の適用がないが、船員保険法では、法人が船舶所有者となりこれらの者が船員としてその法人に使用される形となるときは、これらの者であっても船員保険法の適用を受けることとなるため、今後

厚生省社会保険庁船員保険課及び都道府県船員保険事務主管部局において、これらの者について法人化の指導を行い、船員保険法の適用促進に努めることとされているので、その結果船員保険法の適用を受けることとなった特別加入者については、労働者災害補償保険法の特別加入の適用はないこととなること。したがって都道府県の船員保険事務主管部局からの連絡があったときは、中小事業主等にあっては労働者災害補償保険法第28条第2項により、一人親方等にあっては労働者災害補償保険法第29条第3項の規定に準じて、必要な措置をとること。

⑤　本省への報告

今回の改正に伴い都道府県労働基準局長は、従来労働者災害補償保険に加入していた船員法新規適用漁船数及び当該漁船に係る特別加入者数並びに第1次及び第2次適用拡大の際に暫定措置の適用を受け、引き続いて特別加入者として取り扱うことと友る者の数について別添5の様式により、昭和51年6月末日までに本省労働基準局(補償課)へ報告すること。

(3)　雇用保険法関係

改正政令の施行の際現に改正政令の施行により新たに船員法第1条第1項の船舶に含まれることとなる漁船に乗り組む船長及び海員並びに該漁船に乗り組むために雇用されている予備船員であって雇用保険の被保険者であったものは、改正政令の施行日以後雇用保険の被保険者でなくなり船員保険法の適用を受けることとなるため、これらの者の雇用保険の被保険者期間と船員保険の被保険者であった期間との通算等に関し所要の経過措置が定められていること。

なお、この経過措置については、昭和45年の改正の際の取扱いと同様であること。

(4)　労働組合法、労働関係調整法関係

改正政令の施行に伴う労働組合法、労働関係調整法等の規定に基づく権限等の所管の変更についての経過措置は、昭和38年の政令附則第3条が準用されているので(改正政令附則第2項)、昭和38年の政令改正の際の取扱いと同じであること(別添1の三参照)。

6　事務手続等の周知徹底

改正政令の施行までの間において、関係機関と相互に十分連絡の上、法令の趣旨、所要の事務手続等について船舶所有者その他関係者に対し、周知徹底を図ること(別添4の覚書の4参照)。

具体的には、船員法等新規適用漁船が比較的多く在籍する市町村に所在する漁業協同組合において説明会が開催され、また、海運局から周知用パンフレットが配布されることとなっているので、事前に連絡をとって説明会における説明内容及び配布資料についての相談、説明員の派遣等を行うこと。

別添

船員法第三次適用による労働基準法及び船員法の適用範囲[1/2]

<table>
<tr><td rowspan="11">推進機関あり</td><td colspan="4">定置・区画・共同漁業（地先漁業）を行う３０トン未満の漁船</td></tr>
<tr><td rowspan="5">定置・区画・共同漁業（地先漁業）以外の漁業</td><td rowspan="3">１０トン以上２０トン未満の漁船</td><td>A・B・C以外の漁業</td><td>別表海面
海運局長認定漁船</td></tr>
<tr><td colspan="2">A 指定漁業</td></tr>
<tr><td>B 小型さけ・ます流し網漁業</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">１０トン未満の漁船</td><td>C 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業</td><td>別表海面
別表海面以外の海面</td></tr>
<tr><td colspan="2">下記以外の漁業</td></tr>
<tr><td>指定漁業</td><td>大中型まき網漁業の漁船の附属漁船
別表海面
海運局長認定漁船</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小型さけ・ます流し網漁業、中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業</td><td>中網型漁まき業</td><td>１０トン以上２０トン未満の漁船の附属漁船</td><td>別表海面
別表海面以外の海面</td></tr>
<tr><td colspan="2">２０トン以上の漁船の附属漁船</td></tr>
<tr><td colspan="2">別表海面
海運局長認定漁船</td></tr>
<tr><td rowspan="11">推進機関なし</td><td colspan="4" rowspan="11">３０トン未満の漁船</td></tr>
<tr><td colspan="2">大中型まき網漁業の漁船の附属漁船</td></tr>
<tr><td rowspan="9">中型まき網漁業</td><td colspan="2">２０トン以上の漁船の附属漁船</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１０トン以上２０トン未満の漁船の附属漁船</td><td>別表海面</td></tr>
<tr><td>別表海面以外の海面</td></tr>
<tr><td rowspan="3">１０トン未満の漁船の附属漁船</td><td colspan="2">海運局長認定漁船の附属漁船</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記以外の附属漁船</td><td>別表海面</td></tr>
<tr><td>別表海面以外の海面</td></tr>
</table>

船員法第三次適用による労働基準法及び船員法の適用範囲[2/2]

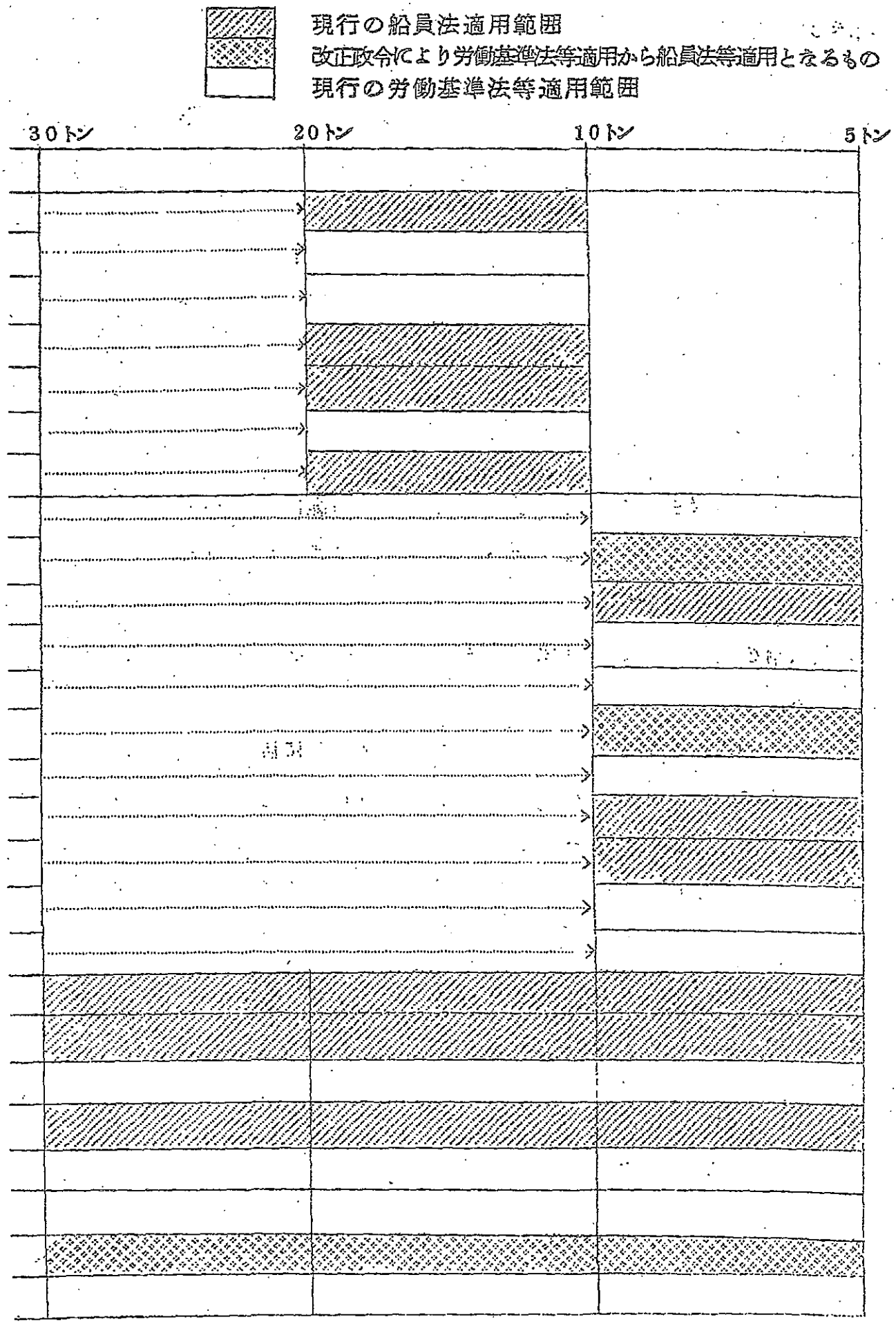
現行の船員法適用範囲
改正政令により労働基準法等適用から船員法等適用となるもの
現行の労働基準法等適用範囲
30トン
20トン
10トン
5トン

別添３

基発第３５号
員基第７号

昭和５１年１月１２日

労働省労働基準局長
運輸省船員局長

船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める
政令の一部を改正する政令の制定に際しての覚書

標記政令の制定に際し、今後の適用拡大の実施方法等について次のとおり了解する。

今後、小型漁船に対する船員法の適用拡大を行うに際しては、残り対象漁船を数段階に分けることなく一括して実施することとし、その時期は年度の初日（４月１日）から実施するものとする。

別添４

庁文発第５４号
５１水漁第２２号
員基第１３号
基発第３６号

昭和５１年１月１２日

社会保険庁長官
水産庁長官
運輸省船員局長
労働省労働基準局長

船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の制定に際しての覚書

標記政令の制定に際し、船員法、船員保険法、労働基準法その他の関係法令の適用の取扱い等について次のとおり協定する。

１　この政令の施行により新たに船員法の適用を受ける漁船の取扱いについて

(1)　海運局長は、都道府県の水産事務主管部局の長の協力を得て、この政令の公布後速やかに、標記漁船に関し、調査を行うものとする。

(2)　海運局長は、この政令の施行前できる限り早期に、(1)による調査の結果に基づき、都道府県労働基準局長、都道府県の雇用保険事務主管部局の長及び都道府県の船員保険事務主管部局の長と協議して、標記漁船を確認の上、これら関係地方機関及び船舶所有者に通知するものとする。

(3) (2)の協議が整わない場合は、運輸省、労働省及び社会保険庁の間において協議するものとし、標記漁船を確認したときは、それぞれ、関係地方機関へ示達するものとする。

(4) 海運局長は、この政令の施行後、新たに操業することとなった漁船が生じたときその他操業の実態等に関し異動が生じたと認められるときは(2)又は(3)に準じて、所要の協議、確認を行うものとする。

(5) 保険給付その他船員保険又は労働保険の運用にあたり、漁船の操業実態等の変化等により法規の適用について問題が生じた場合には、関係地方機関の間において協議し、いずれの法規を適用するかを決定するものとする。

2 政令第2号ロの「海岸から5海里以遠の海面において営む漁業に従事する期間が年間30日未満である漁船」の「認定」について

(1) 1(1)から(4)に準じて行うものとする。

(2) 海運局長は、1(1)から(3)に準じて確認を受けた標記漁船についてこの政令の施行と同時に政令第2号ロの認定を行うものとする。

(3) この政令の施行後、操業の実態等に関し異動が生じたと認められる場合において、認定及びその取消しを行うにあたっては、法規の適用の安定性を十分配慮すること。

3 一括公認を受けている漁船に乗り組むために雇用されている船員その他船員法の適用を受けるまき網漁船に乗り組むために雇用されている船員については、総トン数5トン未満の附属漁船に乗り組んでいる場合においても船員法を適用するものとする。

4 この政令の公布後施行までの間において、海運局長をはじめ都道府県の船員保険事務主管部局の長、都道府県労働基準局長、都道府県の雇用保険事務主管部局の長及び都道府県の水産事務主管部局の長は、緊密な相互連絡の下に、船員法、船員保険法その他の関係法令の内容、所要手続等について船舶所有者その他の関係者に対し、周知徹底を図るものとする。

5　1から4までに規定する取扱いのほか、この政令の施行に伴う地方段階の事務処理等については、海運局長をはじめ、都道府県の船員保険事務主管部局の長、都道府県労働基準局長、都道府県の雇用保険事務主管部局の長及び都道府県の水産事務主管部局の長は、十分な連絡協議を行うものとする。

6　今後この政令の改正等を行う場合には、船員法適用漁船から労働基準法適用漁船となる事態が生ずるような別表の海面の追加、適用除外基準の変更等の改正は、行わないものとする。

7　この覚書その他必要な事項については、相互に連絡の上、それぞれ、関係地方機関に対し、施行通達等により示達するものとする。

別添5
船員法移行漁船数及び同漁船に係る特別加入者数調べ
労働基準局

1　労災保険加入済であって、昭和５１年３月１日に船員法へ移行した事業場数及び漁船数

事業場　　隻

2　政令附則第２項により特別加入者の取扱いを受ける者の数

	前記１の漁船に係る特別加入者数		第１次及び第２次の適用拡大の際から引き続き特別加入者者の取扱いを受ける者の数	
	中小事業主等（労災法第２７条第１号及び第２号）	一人親方等（労災法第２７条第３号及び第４号）	中小事業主等（労災法第２７条第１号及び第２号）	一人親方等（労災法第２７条第３号及び第４号）
船員法移行漁船に係るもので引き続き労災適用を受けるもの	人	人	人	人

中小企業労働条件改善指導員の委嘱等に関する疑義の取扱いについて

５１．２．１３　事務連絡

標記のことについて、別添「中小企業労働条件改善指導員の委嘱等にあたり留意すべき事項について」を取りまとめたので、執務の参考に供されたい。

基　発　第　４　８　１　号
昭　和　５　２　年　８　月　２　４　日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

海外派遣者の特別加入に係る保険給付の請求等の手続について

海外派遣者の特別加入の取扱いについては，昭和52年3月20日付け労働省発労徴第21号・基発第192号により指示したところであるが，保険給付等の受給者が海外において療養している場合の給付手続等については下記によることにしたので，事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

1　保険給付等の請求手続

(1)　請求書(申請書)の記載事項中事業主の証明を受けなければならないこととされている事項については，派遣元の事業の事業主の証明を受けなければならないこととするが，当該請求書には，「負傷又は発病の年月日」，「災害の原因及び発生状況」及び「休業の期間」についての派遣先の事業の事業主の証明書を必ず添付すること。

なお，「負傷又は発病の年月日」及び「災害の原因及び発生状況」についての上記証明書は，最初の請求書に添付すればたりること。

なお，上記証明書の様式は任意のものであって差し支えないものであること。

(2)　療養補償給付たる療養の費用の請求に当たっては，当該療養に要した費用の額を証明することができる診療担当者(医師，その他の診療，薬剤の支給を担当した者をいう。)の明細書及び領収書を請求書に添付させること。

(3)　請求書(申請書)及びこれに添付すべき書類その他の資料が外国語で記載されている場合には，それらを日本語に翻訳したものを派遣元の事業の事業主から請求書と同時に提出させること。

2　保険給付の支給手続

(1)　療養補償給付たる療養の費用については，所轄労働基準監督署において請求額に相当する額を支払うこととなるが，当該診療内容等については，事前に局に設けられている医療審査委員会等において医学的審査を行うこと。審査に当たっては，我が国又は外国における医学常識にてらして妥当と認められるかどうかによって判断することとし，必ずしも現行の労災保険における取扱いに準拠する必要はない。

なお，請求内容について疑義が生じた場合には適宜本省へ照会すること。

(2)　療養補償給付たる療養の費用の額の支給決定に当たっては，当該療養に要した費用の額は，支給決定日における外国為替換算率(売レート)により換算した邦貨額によること。

なお，この場合において，当該外国為替換算率についての金融機関の証明書を支給決定決議書に添付すること。

(3)　保険給付に関する処分の通知は，原則として，派遣元の事業の事業主を経由して，請求人，申

請人，受給権者又は受給権者であった者に行うものとすること。

ただし，年金給付に関しては，この限りではない。

(4) 休業補償給付及び療養の費用の支払いについては，派遣元の事業の事業主が立替払いをしている場合には，昭和43年3月9日付け基発第114号による受任者払いとすることとして差し支えないものであること。

外国送金については，支出官事務規定に定めるところによるほか，昭和38年6月5日付け基発第640号により指示したところによること。

5年保存

基発第０９２２００１号
平成１７年９月２２日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて

労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第31条第1項第1号の事故について保険給付に要した費用を徴収することができる制度（以下「費用徴収制度」という。）については、昭和62年3月30日付け労働省発労徴第23号・基発第174号（以下「施行通達」という。）、昭和63年1月22日付け基発第46号、平成3年4月1日付け労働省発労徴第33号・基発第216号及び平成5年6月22日付け労働省発労徴第42号・基発第404号により運用しているところであるが、今般、下記のとおり運用の見直しを行うこととしたので、事務処理につき遺憾なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、施行通達記の第4、昭和63年1月22日付け基発第46号、平成3年4月1日付け労働省発労徴第33号・基発第216号及び平成5年6月22日付け労働省発労徴第42号・基発第404号は廃止する。

記

第1　見直しの趣旨及び概要

労災保険の適用があるにもかかわらず、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第4条の2第1項に規定する労災保険に係る保険関係成立届（以下「保険関係成立届」という。）の提出を行わない事業主（以下「未手続事業主」という。）の存在は、労災保険制度の運営上大きな問題であり、また、事業主間の費用負担の公平性の確保という観点からも、早急に解消を図る必要があることから、これまでも積極的な加入勧奨等に努めてきたところであるが、今なおその数は約54万件に上ると推定されている。

一方、費用徴収制度は、未手続事業主の注意を喚起して労災保険の適用の促進を図るために昭和61年の法改正により導入されたものであるが、上記のような状況の下、平成15年12月の総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」において「法律上、保険給付に要した費用の全部を徴収できるにもかかわらず、そのような運用をしていないことや、故意又は重過失がある場合を限定的に解していることについて、一部使用者のモラルハザードを助長している」旨の指摘を受けたところであり、また、同答申を踏まえ、平成16年3月、「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、未手続事業主の一掃に向けた措置として、より積極的な運用を図ることが閣議決定されたところである。

これらの状況を踏まえ、今般、下記に掲げる事項を主な内容とする費用徴収制度の運用の見直しを行うこととしたものである。

① 事業主の故意の認定

保険関係成立届の提出について行政機関からの指導等を受けたことがある事業主であって、その提出を行っていないものについて、現行の取扱いでは「故意又は重大な過失」と認定した上で、費用徴収率(法第31条第1項の規定による徴収金(以下「徴収金」という。)の額を算定するに当たり保険給付の額に乗じる率をいう。以下同じ。)を40%としているが、この取扱いを改め、「故意」と認定した上で、原則、費用徴収率を100%とする。

② 事業主の重大な過失の認定

保険関係成立届の提出について行政機関からの指導等を受けたことがない事業主であって、保険関係成立日以降1年を経過してなおその提出を行っていないものについて、原則、「重大な過失」と認定した上で、費用徴収(法第31条第1項第1号の事故の保険給付に要した費用の徴収をいう。以下同じ。)の対象とする。また、この場合の費用徴収率は40%とする。

なお、施行通達記の第4の2(2)ロ及びハの取扱いに係る多くの事業主は、上記により「重大な過失」と認定されることとなることから、同取扱いは廃止することとした。

③ 費用徴収の対象となる保険給付

現行の取扱いでは、当該事故に関し、保険関係成立届の提出があった日の前日までに支給事由が生じた保険給付(療養開始後3年以内に支給事由が生じたものに限る。)を費用徴収の対象としているが、この取扱いを改め、当該事故に関し、保険関係成立届の提出があった日以後に支給事由が生じた保険給付も費用徴収の対象とする。

第2 未手続事業主に対する費用徴収制度の内容

1 故意又は重大な過失の認定の基準

(1) 故意の認定

法第31条第1項第1号の事業主の故意は、下記のいずれかに該当する場合に認定すること。

① 事業主が、当該事故に係る事業に関し、所轄都道府県労働局(以下「所轄局」という。)、所轄労働基準監督署(以下「所轄署」という。)又は所轄公共職業安定所(以下「所轄所」という。)から、保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう指導(未手続事業場を訪問し又は当該事業場の事業主等を呼び出す方法等により職員が直接指導するものに限る。以下「保険手続に関する指導」という。)を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合

② 事業主が、当該事故に係る事業に関し、厚生労働省労働基準局長の委託する労働保険適用促進業務を行う社団法人全国労働保険事務組合連合会の支部である都道府県労働保険事務組合連合会(以下「都道府県労保連」という。)又は同業務を行う都道府県労保連の会員である労働保険事務組合から、保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう勧奨(以下「加入勧奨」という。)を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合

ロ 重大な過失の認定

イ 法第31条第1項第1号の事業主の重大な過失は、事業主が、当該事故に係る事業に関し、上記イの保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けていない場合で、かつ、徴収法第3条に規定する保険関係が成立した日(以下「保険関係成立日」という。)から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないときに認定すること。

ロ 上記(イ)の場合であっても、下記のいずれかの事情が認められるときは、事業主の重大な過失として認定しないこと。

（イ）事業主が、その雇用する労働者について、労働者に該当しないと誤認したために保険関係成立届を提出していなかった場合（当該労働者が取締役の地位にある等労働者性の判断が容易でなく、事業主が誤認したことについてやむを得ない事情が認められる場合に限る。）

（ロ）事業主が、本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、独立した事業には該当しないと誤認したために、当該事業の保険関係について直近上位の事業等他の事業に包括して手続をとっている場合

2　故意又は重大な過失の認定に係る事務処理

(1)　所轄局、所轄署及び所轄所においては、保険手続に関する指導を行った場合には、当該事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに指導状況（指導の日付、指導の方法、担当者の職・氏名、相手方の職・氏名、指導の内容等）のほか、可能な範囲で、事業の開始年月日、事業の種類及び使用労働者数、労災保険のみ未手続の場合は当該事業の労働保険番号を記録しておくこと。

(2)　所轄労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）は、未手続事業で生じた事故について保険給付を行った場合は、所轄都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）に対し、「様式1 労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に係る保険給付通知書」（別紙1）によりその旨を通知すること。その際、所轄署において保険手続に関する指導を行っていた場合は、上記イの記録の内容に基づき、「様式2 保険手続に関する指導の実施状況」（別紙2）を記載の上、様式1に添付すること。

(3)　所轄局長は、所轄署長から様式1及び様式2の提出があった場合には、上記(1)イ①に照らし、当該事業主の故意の有無について判断すること。

(4)　所轄局長は、所轄署長から様式1のみの提出があり、様式2の提出がなかった場合には、局適用主務課室及び所轄所における当該事業主に対する保険手続に関する指導の状況について確認を行うとともに、都道府県労保連から局適用主務課室に対し定期的に提供されている加入勧奨状況報告書の写し（平成17年4月1日付け基発第0401013号「労働保険適用促進委託業務の実施について」別紙第2の1(2)ヘを参照）により、当該事業主に対する加入勧奨の状況について確認を行った上で、これらの確認の結果を踏まえ、上記(1)イ①又は②に照らし、当該事業主の故意の有無について判断すること。

この場合、確認を求められた所轄公共職業安定所長は、所轄局長に対し、当該事業主に対する指導の有無及びその内容について「様式3 保険手続に関する指導の実施状況について（回答）」（別紙3）をもって回答を行うこと。

なお、都道府県労保連から、加入勧奨状況報告書の写しが、局適用主務課室に提供されていない場合は、所轄局長は、都道府県労働保険事務組合連合会会長（以下「都道府県労保連会長」という。）に対し、当該事業主に対する加入勧奨の状況について「様式4 労働保険加入勧奨業務の実施状況について（照会）」（別紙4）により照会を行い、その回答により、当該事業主に対する加入勧奨の有無及びその内容について確認を行うこと。

ホ　上記ロからニにより、当該事業主の故意が認められない場合には、所轄局長は、下記の方法等により、当該事業の保険関係成立日から事故発生の日までの期間が1年を超えているか否かについて確認を行い、上記(1)ロに照らし、当該事業主の重大な過失の有無について判断すること。

①　被災労働者をはじめとする関係者からの聴取

②　労働者名簿、賃金台帳等関係書類の確認

③　労働基準行政情報システムにおける事業場基本情報の確認

④　法人登記簿謄本、商業登記簿謄本等の閲覧

⑤　当該事業主が所属する事業主団体への照会

3　徴収金の徴収の方法

徴収金の債権管理及び徴収事務は、国の債権の管理等に関する法律及び関係法令によるほか、次により行うこと。

なお、徴収金には延滞金を課さないものとして取り扱うこと。

(1)　費用徴収を行うことを決定した場合には、当該事業主に対し保険給付に要した費用を徴収する旨及び徴収金の額等を「様式5 法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書」(別紙5)により通知するとともに、納入告知書を送付すること。

(2)　徴収金については、債権の種類は損害賠償金債権とし、歳入科目は労働保険特別会計労災勘定の(款)雑収入(項)雑収入(目)雑入とすること。

4　徴収金の額等

(1)　費用徴収は、保険関係成立届の提出期限(保険関係成立日の翌日から起算して10日)の翌日から保険関係成立届の提出があった日の前日(保険関係成立届の提出に先立って政府が当該事業について徴収法第15条第3項の規定による決定をしたときは、その決定のあった日の前日)までの期間中に生じた事故に係る保険給付(療養(補償)給付及び介護(補償)給付を除く。)であって、療養を開始した日(即死の場合は事故発生の日)の翌日から起算して3年以内の期間において支給事由が生じたもの(年金給付については、この期間に支給事由が生じ、かつ、この期間に支給すべきもの)について、支給の都度行うこと。

(2)　徴収金の額は、下記のとおりとすること。

①　上記(1)イにより事業主の故意が認定される場合には、上記イの保険給付の額に100分の100を乗じて得た額

ただし、事業主が保険関係成立届の提出を行うことが出来なかったことについて、相当の事情が認められる場合は、本省あて協議を行った上で決定した額

②　上記(1)ロにより事業主の重大な過失が認定される場合には、上記イの保険給付の額に100分の40を乗じて得た額

(3)　法第8条第2項の適用により平均賃金を上回る額が給付基礎日額とされる場合等で、上記ロ①により算出された額が労働基準法の規定による災害補償の価額を超える時には、当該災害補償の価額をもって徴収金の額とすること(別添参照)。

5　徴収の特例

上記(4)ロにかかわらず、算出された額が、1,000円未満の場合には、費用徴収を差し控えること。

6　徴収金の徴収の調整

上記(1)に該当する事由と法第31条第1項第3号に該当する事由とが同時に存する場合には、上記(1)に該当する事由に対応する額をもって徴収金の額とすること。

7　第三者行為災害の場合における本条の規定の適用

法第12条の4第1項に規定する第三者行為災害に関し、費用徴収を行う場合には、すでに支給した保険給付の額から政府が求償し得べき額を差し引いて得た残額に、上記(4)ロの費用徴収率を乗じて得た額を、本条の規定による徴収金として徴収すること。

第3　施行期日等

この取扱いは、平成17年11月1日から施行され、同日以後に発生した事故について適用すること。

基発０７２３第１２号
平成２１年７月２３日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて

標記については、従来、個別の事案ごとに業務（通勤）と災害との間に相当因果関係が認められるか否かを判断し、その業務（通勤）起因性の有無を判断してきたところであるが、今般、近時の判例の動向や認定事例の蓄積等を踏まえ、以下のとおり取り扱うこととしたので、了知の上、遺漏なきを期されたい。

記

業務に従事している場合又は通勤途上である場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定することとする。

基発０７２３第１４号
平成２１年７月２３日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

緊急行為の取扱いについて

標記の行為については、事業主の命令によるもののほか、事業主の命令がない場合においても、当該業務に従事している労働者として行うべきものについては、私的行為ではなく、業務として取り扱ってきたところであるが、平成 20 年 9 月 16 日名古屋地方裁判所において別紙の判決があったこと等を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1　業務に従事している場合に緊急行為を行ったとき

（1）事業主の命令がある場合

緊急行為は、同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものか否かにかかわらず、私的行為ではなく、業務として取り扱う。

（2）事業主の命令がない場合

同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものについては、私的行為ではなく、業務として取り扱う。

また、次の①～③の３つの要件を全て満たす場合には、同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものか否かにかか

わらず、私的行為ではなく、業務として取り扱う。

① 労働者が緊急行為を行った（行おうとした）際に発生した災害が、労働者が使用されている事業の業務に従事している際に被災する蓋然性が高い災害、例えば運送事業の場合の交通事故等に当たること。

② 当該災害に係る救出行為等の緊急行為を行うことが、業界団体等の行う講習の内容等から、職務上要請されていることが明らかであること。

③ 緊急行為を行う者が付近に存在していないこと、災害が重篤であり、人の命に関わりかねない一刻を争うものであったこと、被災者から救助を求められたこと等緊急行為が必要とされると認められる状況であったこと。

なお、上記①～③の要件を明確には満たさないものの、業務と同視し得る根拠がある場合には、本省に協議すること。

2 業務に従事していない場合に緊急行為を行ったとき

（1）事業主の命令がある場合

緊急行為は、同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものか否かにかかわらず、私的行為ではなく、業務として取り扱う。

（2）事業主の命令がない場合

業務に従事していない労働者が、使用されている事業の事業場又は作業場等において災害が生じている際に、業務に従事している同僚労働者等とともに、労働契約の本旨に当たる作業を開始した場合には、特段の命令がないときであっても、当該作業は業務に当たると推定することとする。

基発 1228 第 1 号
平成 21 年 12 月 28 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（ 公 印 省 略 ）

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行について

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）については、既に平成 19 年 4 月 23 日付け厚生労働省発職第 0423001 号をもって厚生労働事務次官から通達されたところであるが、これに伴う雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 21 年政令第 296 号）が平成 21 年 12 月 24 日に、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 21 年厚生労働省令第 168 号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条第 4 項の厚生労働大臣が指定する事業を指定する件の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 535 号）が本日公布され、これらは平成 22 年 1 月 1 日から施行されることとなっている。これらの施行に当たっては、下記に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

第 1　改正の内容

1　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

(1)　暫定任意適用事業の範囲の改正

労働者災害補償保険の暫定任意適用事業の範囲から、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 3 条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下同じ。）の事業を除くこととしたこと。（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和 47 年政令第 47 号）第 17 条関係）

(2) その他

必要な文言の整理等所要の改正を行ったこと。

2 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(1) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）の一部改正関係

イ 給付基礎日額の特例の改正

1年を通じて船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者の賃金について、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと等により変動がある賃金が定められる場合には、基本となるべき固定給に係る平均賃金に相当する額と変動がある賃金に係る平均賃金に相当する額とを基準とし、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額を給付基礎日額とすることとしたこと。（第9条第1項関係）

ロ 特別加入の対象の追加

労働者を使用しないで行うことを常態とする者として特別加入の対象となる事業の種類として、船員法第1条に規定する船員が行う事業を加えることとしたこと。（第46条の17関係）

ハ 業務災害防止措置に関する書類の作成及び提出の免除

船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者の団体については、特別加入の申請に当たり、業務災害防止措置に関する書類の作成及び提出を免除することとしたこと。（第46条の23第2項及び第3項関係）

(2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）の一部改正関係

イ 特別加入保険料率の設定

船員法第1条に規定する船員が行う事業の第二種特別加入保険料率を、1,000分の50とすることとしたこと。（別表第5関係）

(3) 経過措置等

イ 高年齢労働者を使用する事業に係る保険料免除の経過措置

高年齢労働者に係る適用除外年齢について、船員保険制度が雇用保険制度と異なっていたことを受け、高年齢労働者を使用する事業に係る保険料免除について、改正法附則第38条と同様の経過措置を設けることとしたこと。（附則第7条関係）

ロ その他

必要な文言の整理等所要の改正を行ったこと。

3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第4項の厚生労働大臣が指定する事業を指定する件の一部を改正する件関係

船舶所有者が船員を雇用する事業については、一部、水産業に該当するものもあるが、現在、船員保険の失業部門の適用のある船員を雇用する事業については、短期間に就職と

離職を繰り返す被保険者の割合が高いとは考えられないことから、船員を雇用する事業に係る雇用保険料率については、一般の事業と同様に取り扱うものとしたこと。

第２　施行期日

平成22年１月１日から施行することとしたこと。

基発 1228 第 2 号
平成 21 年 12 月 28 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（ 公 印 省 略 ）

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船員として船舶所有者に使用される者に係る給付基礎日額の算定の特例について

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 21 年厚生労働省令第 168 号）による改正後の労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）第 9 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき下記 1 のとおり、給付基礎日額の算定の特例を設け、平成 22 年 1 月 1 日から適用することとしたので、下記 2 に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1　特例の内容

次のいずれかに該当する場合には、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 12 条第 1 項から第 6 項までの規定に定める方式により、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前 1 年間について算定することとした場合における平均賃金に相当する額を給付基礎日額とする。

① 1 年を通じて船員法第 1 条に規定する船員として船舶所有者（船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 3 条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下同じ。）に使用される者について、基本となるべき固定給の額が乗船中において乗船本給として増加する等により変動がある賃金が定められる場合（労災則第 9 条第 1 項第 3 号）

② 1 年を通じて船員法第 1 条に規定する船員として船舶所有者に使用される者について、基本となるべき固定給が下船することによりてい減する賃金を受ける場合及び基本となるべき固定給が乗下船にかかわらず一定であり、乗船することにより変動する諸手当を受ける場合（労災則第 9 条第 1 項第 4 号）

2　運用上の留意点等

（1）上記1の特例は、船員の賃金が乗船中と下船時で大きく変動する実態にあることを踏まえ、定めるものであること。

（2）上記1の取扱いは、契約上1年を通じて船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者に限られるため、1年未満の期間を定める契約に基づいて使用される者の給付基礎日額の算定方法は、通常の労働者の場合と同様であること。

（3）上記1に該当する者については、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前1年間について算定することとしているが、雇入れ後1年に満たない者については、雇入れ後の期間について算定するものであること。

（4）船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者のうち、上記1の①又は②のいずれにも該当しない者の給付基礎日額の算定方法は、通常の労働者の場合と同様であること。

なお、船員法第1条に規定する船員であって漁船に乗り組む者のうち、請負給制（定額給制のものでも相当額の歩合給が併給されているものを含む。）によって使用される者については、「請負給制によって使用される漁業及び林業労働者の平均賃金」（昭和39年4月20日基発第519号）の記の1及び2を準用することとなるので、特に留意されたいこと。

基発１２２８第４号
平成２１年１２月２８日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公　印　省　略）

船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第３０号。以下「改正法」という。）の一部の施行により、船員保険制度について、労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に相当する部分がそれぞれの制度に統合されることに伴い、現在、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第３条において適用除外とされている船員保険法（昭和１４年法律第７３号）の規定による船員保険の被保険者については、平成２２年１月１日の改正法の施行後は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）が適用されることとなる。

これに伴い、船員保険から労災保険への円滑な制度移行を図るため、統合時における特別加入に係る事務処理を、今般、下記のとおり定めたので、遺漏なきようされたい。

なお、下記に示す取扱いは船員保険との統合に当たって特に留意すべき事項について示したものであり、下記に示す事項以外については従来どおり「労災保険特別加入関係事務の取扱い」（平成１４年４月）によることとする。

記

１　本通達の趣旨

本通達は、今回の統合に伴い、新たに労災保険の特別加入の対象となる船員について、特別加入の取扱い、統合時における特例及び周知・広報等について定めたものである。

２　特別加入者の範囲

（１）　中小事業主等

中小事業主等の判断については、昭和４０年１１月１日付け基発第１４５４号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第２条の規定の施行について」の記第１及び第２によることとなるため、平成２２年１月１日以降に新たに「船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第３条に規定する場合にあつては、同条に規定により船舶所有者とされる者）の事業」として適用を受ける事業主等についても、上記通達により判断を行うこと。

（２）　一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者

一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者（以下「一人親方等」という。）については、船員法第１条に規定する船員が行う事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者を対象とすること。

３　中小事業主等の特別加入手続の特例

（１）　申請書の受理

中小事業主等の特別加入は、本来既に成立した労働者に係る保険関係が存在していることを前提としているものであるが、平成２１年中に特別加入申請書が提出された場合には、保険関係が成立していない場合であってもこれを受理すること。

（２）　承認等の手続

平成２１年中に受理した特別加入申請書（「加入を希望する日」が平成２２年１月１日とされているものに限る。）であって、平成２２年１月１日に労働者に係る保険関係が成立したものについては、同日を特別加入に係る都道府県労働局長の承認の日として取り扱うこと。

４　一人親方等の特別加入手続の特例

（１）　申請書の受理

平成２１年中に一人親方等に係る特別加入申請書が、提出された場合には、これを受理し、平成２２年１月１日以降に承認を行うこと。

（２）　承認等の手続

船員法第１条に規定する船員が行う事業に従事する一人親方等が特

別加入をするためには、当該事業に関する特別加入団体の設置が必要となる。

また、特別加入の申請に際しては、特別加入団体と各特別加入希望者についての審査が必要となる。

特別加入団体の承認については、以下に定める外は昭和４０年１１月１日付け基発第１４５４号通達に定めるとおりとする。

ア　加入申請者たる団体は、一人親方等を構成員とする単一団体であることが必要であるが、制度移行時に限り、構成員の人数に関しては申請時は１名であっても、複数名の加入を排除していないと認められる場合、特別加入団体として承認を行って差し支えないこと。

イ　「業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類」については、船員法第１条に規定する船員が行う事業に関しては当該書類の作成及び提出の義務を免除すること。

ウ　特別加入団体の地区に関しては、新規の事業としての特別加入団体を設立しなければならない等の事情から、制度移行時に限り、当該団体の地区がその主たる事務所の所在地を中心として労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和４７年労働省令第８号。以下「徴収則」という。)第６条第２項第４号に定める区域を超えるものであっても承認を行って差し支えないが、原則、当該事務所の所在地のブロックを超えない範囲であることとすること。

具体的なブロックの範囲については、別途示すこととしている。

5　特別加入者の保険料

平成２１年度の特別加入者の保険料における概算保険料の算定基礎額は、平成２２年１月１日以降の加入日から平成２２年３月３１日までの加入月数に応じ、徴収則別表第４特別加入保険料算定基礎額表に基づき算定すること。

6　周知・広報等について

改正法施行後の船員保険（以下「新船員保険」という。）においては、労災保険から受ける給付が改正法施行前の船員保険から受ける給付に満たない場合の差額相当分の上乗せ支給を行うこととしているが、当該上乗せ支給を受けるためには、労災保険からの給付を受けていることが必要とされているところである。

そのため、新船員保険からの上乗せ支給を受けるためには、特別加入する必要がある。

この点を踏まえ、本来、特別加入の加入は任意であるものの、できる限り特別加入者として労災保険を適用していく必要があることから、都道府県労働局においては、新たに労災保険の特別加入の対象となる船員、労働保険事務組合等の関係団体等に対し、特別加入の制度の概要や加入手続について漏れのない周知を行うとともに、加入が強く推奨されることを説明し、特別加入の申請を強く勧奨すること。

基発１２２８第５号
平成２１年１２月２８日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

労災保険指定医療機関に係る事務取扱いの一部改正について

労災保険指定医療機関の事務取扱いについては、平成７年７月25日付け基発第476号（最終改正平成15年３月28日付け基発第0328005号）の別添１「労災保険指定医療機関療養担当規程」（以下「担当規程」という。）及び別添２「指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」（以下「労災指定準則」という。）に基づいて執り行っているところであるが、今般、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）と船員保険の職務上疾病・年金部門が統合されるに当たって、下記のとおり改正することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

１　改正の理由について

船員が業務災害を被った場合には、船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）において労災保険の療養の給付を受ける必要が生じる場合があることから、船内診療所を労災保険指定医療機関として指定できることとするなど所要の整備を行うものである。

2　担当規程の改正について

担当規程の一部を次のように改正する。

(1)　第1の第1項中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。

(2)　第2に次の1項を加える。

②　前項の規定にかかわらず、船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）において担当する療養の給付の範囲は、前項の1から3までとする。

(3)　第5の第2項中「傷病労働者の所属する事業場」の次に「（傷病労働者が船員法第1条に規定する船員の場合にあっては当該船員が所属する船員を使用して行う事業。以下同じ。）」を、「に対し、当該医療機関」の次に「（船内診療所にあっては当該船舶に係る事業。）」を、「都道府県労働局」の次に「（以下「管轄労働局」という。）」を加え、「財団法人労災保険情報センター（以下「ＲＩＣという。」）」を「労災診療被災労働者援護事業補助事業者（以下「補助事業者」という。）」に、「当該医療機関の所在地のＲＩＣ地方事務所」を「補助事業者」に改め、第5に次の1項を加える。

③　前2項の規定にかかわらず、船内診療所において行われた療養の給付に係る療養給付請求書については、本邦に寄港後、遅滞なく、傷病労働者から船内診療所あて提出させた後、管轄労働局長を経由し、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(4)　第6中「指定医療機関は」の次に「、傷病労働者等から」を加える。

(5)　第8の第2項中「診療担当医は」を「前項の診療録には」に改める。

(6)　第16の第1項中「当該指定医療機関の所在地を管轄する労働局長（以下「管轄労働局長」という。）」を「管轄労働局長」に、「当該医療機関の所在地のＲＩＣ地方事務所」を「補助事業者」に改め、第16の第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

②　前項本文の規定にかかわらず、船内診療所にあっては、行った診療について、本邦に寄港後、遅滞なく、労働者災害補償保険診療費請求書を管轄労働局長に提出することとする。

(7)　第18の第1項中「健康管理手帳を交付した都道府県労働局長」を「管轄労働局長」に改める。

(8)　第19中「存続ができなくなったときは、」の次に「指定医療機関の指定及び指定取消事務準則の別紙」を加える。

3　労災指定準則の改正について

労災指定準則の一部を次のように改正する。

(1)　第1条第1項中「、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）がこれを」を削り、同条に次の1項を加える。

②　前項の指定は、当該医療機関（船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）にあっては当該船舶に係る事業）の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）がこれを行う。

(2)　第2条中第3号及び第4号を1号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の1号を加える。

3　労災保険指定病院等登録（変更）報告書

(3)　第8条第1号中「例えば、外科、整形外科、内科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科等。」を削り、同条第2号中「（例えば外科又は整形外科を標榜する医療機関にあっては手術室、処置室、レントゲン装置及び理学療法設備等）」を削り、同条第7号中「認められるものであること。」の次に「ただし、船内診療所についてはこの限りでない。」を加える。

(4)　第9条中「住居分布状況」の次に「、船舶又は船舶内での業務等の特殊性」を加える。

4　施行日

平成22年1月1日

別添１

労災保険指定医療機関療養担当規程

（平成７年７月25日付け基発第　476号）
改正　平成15年３月28日付け基発第0328005号
改正　平成21年12月28日付け基発1228第５号

第１章　診療の担当
　第１　　任務
　第２　　療養の給付の担当の範囲
　第３　　アフターケアの担当の範囲
　第４　　療養の給付及びアフターケアの担当方針
　第５　　受給資格の確認等
　第６　　証明の記載
　第７　　助力
　第８　　診療録の記載及び整理
　第９　　帳簿等の保存
　第10　　通知
第２章　診療の方針
　第11　　診療の一般的方針
　第12　　転医及び対診
　第13　　転医の取扱い
　第14　　施術の同意
第３章　療養の給付に関する診療費の請求
　第15　　診療費の算定方法等
　第16　　診療費の請求手続
第４章　アフターケアに関する診療費の請求
　第17　　診療費の算定方法等
　第18　　診療費の請求手続
第５章　指定医療機関の取扱い
　第19　　指定期間等
　第20　　表示
　第21　　指定の取消
　第22　　変更事項の届出

第１章　診療の担当

（任務）

第１　労働者災害補償保険法施行規則（以下「則」という。）第11条の規定に基づき都道府県

労働局長の指定を受けた病院又は診療所（以下「指定医療機関」という。）は、則第11条第1項の規定により、政府が行うべき療養の給付を政府に代わって行うとともに、労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第29条第1項第1号に基づく社会復帰促進等事業としてのアフターケア（以下「アフターケア」という。）を行うものとする。

② 指定医療機関は、法の規定によるほか、この規程の定めるところにより、療養の給付を受けることができる者（以下「傷病労働者」という。）の負傷又は疾病についての療養の給付及びアフターケアを担当する。

③ 指定医療機関は、当該指定医療機関において療養の給付及びアフターケアに従事する医師若しくは歯科医師（以下「診療担当医」という。）又は調剤に従事する薬剤師をして前2項の規定を遵守させるものとする。

（療養の給付の担当の範囲）

第2 指定医療機関が担当する療養の給付（政府が必要と認めるものに限る。）の範囲は、次のとおりとする。

1 診察
2 薬剤又は治療材料の支給
3 処置、手術その他の治療
4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

② 前項の規定にかかわらず、船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）において担当する療養の給付の範囲は、前項の1から3までとする。

（アフターケアの担当の範囲）

第3 指定医療機関が担当するアフターケアの範囲は、次のとおりとする。

1 診察
2 保健指導
3 保健のための処置
4 検査
5 保健のための薬剤の支給

（療養の給付及びアフターケアの担当方針）

第4 指定医療機関及び診療担当医は、次に掲げる方針により療養の給付及びアフターケアを行うものとする。

1 診療は、一般に医師又は歯科医師として療養及びアフターケアの必要があると認められる負傷又は疾病に対して行い、的確な診断をもととし、傷病労働者及びアフターケアの対象者（以下「傷病労働者等」という。）の労働能力の保全又は回復上最も妥当適切に行うこと。

2 診療に当たっては、懇切丁寧を旨とし、療養及びアフターケア上必要な事項は理解し易いように指導すること。

3 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、傷病労働者等の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げることができるよう適切な指導をすること。

（受給資格の確認等）

第5 指定医療機関は、傷病労働者等から療養の給付又はアフターケアを受けることを求めら

れたときは、その者の提出する「療養補償給付たる療養の給付請求書」又は「療養給付たる療養の給付請求書」（以下「療養給付請求書」という。）によって療養の給付を受ける資格があるか、若しくは、健康管理手帳によってアフターケアを受ける資格があることを確認した後診察すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって療養給付請求書又は健康管理手帳を提出することができない者であって、療養の給付又はアフターケアを受ける資格があることが明らかな者については、この限りでない。この場合においては、その事由がやんだのち、遅滞なく、療養給付請求書又は健康管理手帳を提出させること。

② 傷病労働者から提出された前項の療養給付請求書は、当該療養給付請求書に当該医療機関の名称を記入の上、遅滞なく、傷病労働者の所属する事業場（傷病労働者が船員法第1条に規定する船員の場合にあっては当該船員が所属する船員を使用して行う事業。以下同じ。）の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に対し、当該医療機関（船内診療所にあっては当該船舶に係る事業。）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）を経由し、提出しなければならない。

ただし、労災診療被災労働者援護事業補助事業者（以下「補助事業者」という。）と契約している指定医療機関（以下「契約医療機関」という。）においては、補助事業者を経由し、所轄労働基準監督署長に提出することとする。

③ 前2項の規定にかかわらず、船内診療所において行われた療養の給付に係る療養給付請求書については、本邦に寄港後、遅滞なく、傷病労働者から船内診療所あて提出させた後、管轄労働局長を経由し、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（証明の記載）

第6　指定医療機関は、傷病労働者等から「療養補償給付たる療養の費用請求書」、「療養給付たる療養の費用請求書」に証明の記載を求められたときは、無償でこれを行うこと。

（助力）

第7　指定医療機関は、傷病労働者の病状が、看護又は移送の給付が行われる必要があると認めた場合、速やかに当該傷病労働者又はその関係者にその手続を取らせるよう必要な助力をすること。

（診療録の記載及び整理）

第8　指定医療機関は、傷病労働者等に関する診療録を調製し、療養の給付又はアフターケアに関し、必要な事項を記載しこれを他の診療録と区別して整備すること。

② 前項の診療録には、前項の事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

1　診療に関して証明又は診断書の交付を行ったときは、当該証明又は診断書等の概要と交付年月日

2　初診時に既往の身体障害が認められたときはその概要

（帳簿等の保存）

第9　指定医療機関は、療養の給付又はアフターケアに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存すること。ただし、診療録については、その完結の日から5年間とする。

（通知）

第10　指定医療機関は、傷病労働者等が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を

付して、その旨を所轄労働基準監督署長に通知すること。

1　傷病労働者の所属する事業場の保険関係について、疑わしい事情が認められるとき

2　負傷又は疾病の原因又は発生状況について、傷病労働者又はその関係者より聴取した事項と療養給付請求書に記載されている事実との間に、重大な相違が認められるとき

3　負傷又は疾病が業務上又は通勤によるものと認めることに疑いのあるとき

4　負傷又は疾病の原因が事業主又は労働者の故意又は重大な過失によるものと認められるとき

②　指定医療機関は、傷病労働者等又はその関係者が次の各号の一に該当する場合には、その診療又は証明を拒否するとともに、速やかにその旨を所轄労働基準監督署長又は健康管理手帳を交付した都道府県労働局長に通知すること。

1　療養の給付若しくはアフターケアを請求した者又はその関係者が詐欺その他不正な行為により、診療を受け若しくは受けようとし又は診療を受けさせ若しくは受けさせようとしたとき

2　療養の給付又はアフターケアを請求した者が、正当な事由がないにもかかわらず、診療担当医の診療に関する指示に従わないとき

3　不正又は不当な証明を強要したとき

第2章　診療の方針

（診療の一般方針）

第11　診療担当医の診療は、第4及び第12から第14までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

1　診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術、理学療法、その他の治療は、一般に療養上必要があると認められる場合に、必要の程度において行うこと。

2　医学上一般に医療効果の不明又は認められない特殊な療法又は新しい療法は、これを行わないこと。

3　健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの以外の医薬品は、原則として施用し又は処方しないこと。ただし、傷病労働者の病状によりその必要が認められ、かつ、この効果が明らかに期待できると認められる場合には、この限りでないこと。

4　収容の指示は、療養上必要があると認められた場合のみ行い、収容を必要とした療養上の理由がなくなったときは、直ちに退院の指示を行うこと。

5　アフターケアは、アフターケア実施要綱に定める範囲内で行うこと。

（転医及び対診）

第12　診療担当医は、傷病労働者等の負傷又は疾病が自己の専門外にわたるものであるとき又はその診療について疑義があるときは、他の指定医療機関に転医させ、又は他の診療担当医の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。

（転医の取扱い）

第13　診療担当医は、傷病労働者が他の医療機関に転医を希望する場合には、当該傷病労働者の診療について、次に掲げる事項を記載した文書を当該傷病労働者又はその関係者に交付し、転医後の医師又は歯科医師に提出するよう指示すること。

1　傷病労働者の氏名、年齢及び性別

2　傷病の部位及び傷病名

3　初診時における負傷又は疾病の状態（初診時において既往の身体障害が認められたものについては、その概要も記載すること。）及び傷病の経過の概要（手術又は検査の主要所見と病状の概要）

②　診療担当医は、他の医療機関から転医してきた傷病労働者等について、その病状から必要がある場合には、転医前の医療機関に対して当該傷病労働者にかかわる転医前の診療の経過に関する文書を求めるものとする。

（施術の同意）

第 14　診療担当医は、傷病労働者の負傷又は疾病が自己の診療行為を必要とする症状であるにかかわらず、みだりに施術業者の施術を受けることに同意を与えてはならない。

第 3 章　療養の給付に関する診療費の請求

（診療費の算定方法等）

第 15　指定医療機関が、療養の給付に関し政府に請求することを得る診療費の額は、別に定めるところにより算定するものとする。

②　政府は、指定医療機関から療養の給付に関する費用の請求書が提出されたときは、別に定めるところにより審査を行いこれを支払うものとする。

（診療費の請求手続）

第 16　指定医療機関は、第 15 の規定により算定した毎月分の診療費用の額を労働者災害補償保険診療費請求書に診療費請求内訳書を添付して、管轄労働局長に提出すること。

なお、契約医療機関においては、補助事業者を経由し、管轄労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

1　労働者の業務外の負傷又は疾病についての診療

2　労災保険法第 12 条の 2 の 2 の規定により療養の給付の制限を行う旨所轄労働基準監督署長から通知があった後における診療

3　政府が必要と認めるものを超えた診療

②　前項本文の規定にかかわらず、船内診療所にあっては、行った診療について、本邦に寄港後、遅滞なく、労働者災害補償保険診療費請求書を管轄労働局長に提出することとする。

③　第 1 項の労働者災害補償保険診療費請求書及び診療費請求内訳書は、厚生労働省労働基準局長が定めた様式によるものとする。

第 4 章　アフターケアに関する診療費の請求

（診療費の算定方法）

第 17　指定医療機関が、アフターケアに関し政府に請求することを得る診療費の額は、別に定めるところにより算定するものとする。

②　政府は、指定医療機関からアフターケアに関する費用の請求書が提出されたときは、別

に定めるところにより審査を行いこれを支払うものとする。

（診療費の請求手続）

第 18　指定医療機関は、本規程に基づいて行ったアフターケアに要した費用を請求しようとするときは、第 17 の規定により算定した毎月分の診療費用の額を労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書にアフターケア診療費請求内訳書を添付して管轄労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

1　健康管理手帳に記載された疾病以外の負傷又は疾病についての診療

2　健康管理手帳に記載された疾病に係る政府が必要と認める診療を超えた診療

②　前項の労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書及びアフターケア請求書は、厚生労働省労働基準局長が定めた様式によるものとする。

第 5 章　指定医療機関の取扱い

（指定期間等）

第 19　則第 11 条の規定による指定医療機関の指定は、指定日から起算して 3 年を経過したときはその効力を失うものとする。ただし、指定の効力を失う日前 6 月より同日前 3 月までの間に指定医療機関から別段の申し出がないときはその指定はその都度更新されるものとする。

また、医業の廃止、休止又は指定の辞退により指定医療機関としての資格の存続ができなくなったときは、指定医療機関の指定及び指定取消事務準則の別紙様式第 7 号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」により、指定を受けた都道府県労働局長に届け出るものとする。

（表示）

第 20　指定医療機関は、則様式第 1 号又は第 2 号による標札を見やすい場所に掲げること。

（指定の取消）

第 21　指定医療機関が、次の各号の一に該当する場合においては、都道府県労働局長は、その指定を取り消すことができる。

1　診療費用の請求に関し、不正行為があったとき

2　関係法令及び本規程に違反したとき

②　前項により指定の取消しを受けた医療機関の開設者が当該決定に不服のあるときは、決定の通知を受けた日から 60 日以内に指定取消しを行った都道府県労働局長に再調査を申し出ることができる。

（変更事項の届出）

第 22　指定医療機関の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨及びその年月日を指定を行った都道府県労働局長に届け出なければならない。

1　指定医療機関の開設者又は管理者に異動があったとき

2　名称又は所在地に変更があったとき

3　診療科目又は病床数に変更があったとき

4　健康保険診療報酬の算定に関する届出事項等に変更があったとき

5　指定申請の際に提出した医療機関施設等概要書に記載した重要事項その他都道府県労働局長が必要と認めた事項に変更があったとき

別添２（様式省略）

指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則

（平成７年７月25日付け基発第　476号）
改正　平成15年３月28日付け基発第0328005号
改正　平成21年12月28日付け基発1228第５号

第１条　指定手続
第２条　指定手続
第３条　指定手続
第４条　指定取消手続
第５条　指定取消手続
第６条　指定又は指定取消に関する公告
第７条　関係書類の整備保存
第８条　指定選考基準
第９条　選考基準の特例
別紙様式第１号「労災保険指定医療機関指定申請書」
様式第２号「病院（診療所）施設等概要書」
様式第３号「指定医療機関台帳」
様式第４号「労災保険指定医療機関指定通知書」
様式第５号「労災保険指定医療機関非指定通知書」
様式第６号「労災保険指定医療機関指定取消通知書」
様式第７号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」

（指定手続）

第１条　労働者災害補償保険法施行規則（以下「則」という。）第11条の規定に基づく医療機関の指定は、医療機関の開設者から申請があったもののうち指定することが適当と認めた病院又は診療所について行う。

②　前項の指定は、当該医療機関（船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）にあっては当該船舶に係る事業）の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）がこれを行う。

第２条　前条の規定により指定を受けることを希望する医療機関の開設者は、様式第１号「労災保険指定医療機関指定申請書」に、次の各号に掲げる書類を添付し、管轄労働局長に提出するものとする。

1　病院にあっては開設許可証、診療所にあっては開設許可証若しくは届書、国の開設する病院若しくは診療所にあっては承認書若しくは通知書のそれぞれの写又はそれぞれの番号及び年月日を記載した文書

2　様式第２号「病院（診療所）施設等概要書」

3　労災保険指定病院等登録（変更）報告書

4　知事届出事項に係る届出書（届出番号が記載されているもの）の写

5　その他労災診療費の算定に際して必要な事項

第３条　前条の申請書を受理した管轄労働局長は、第８条及び第９条に定める指定選考基準により、指定の適否を調査決定するとともに、速やかにその結果を様式第４号「労災保険指定医療機関指定通知書」又は様式第５号「労災保険指定医療機関非指定通知書」により申請者に通知するものとする。

（指定取消手続）

第４条　管轄労働局長は、労災保険指定医療機関療養担当規程（以下「担当規程」という。）第21の規定により指定医療機関の指定を取り消そうとするとき、又は様式第７号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」を受理したときは、様式第６号「労災保険指定医療機関指定取消通知書」により、当該医療機関の開設者に通知を行うものとする。

第５条　指定医療機関の休止又は、辞退を希望する指定医療機関の開設者は、様式第７号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」を管轄労働局長に提出するものとする。

（指定又は指定取消に関する公告）

第６条　管轄労働局長は、指定医療機関を指定したとき、指定医療機関の指定を取消したとき又は休止若しくは辞退によって指定医療機関でなくなったときは、速やかに則第11条第２項に規定する事項のほか、次の事項を公告するものとする。

1　指定をした場合においては、その旨及び指定年月日並びに指定期間

2　指定の取消し又は休止若しくは辞退によって指定医療機関でなくなった場合においては、その旨及び取消年月日

（関係書類の整備保存）

第７条　指定医療機関の指定に当たって提出された関係書類等は、様式第３号「指定医療機関台帳」に添付するとともに、常時整備するものとする。

②　担当規程第22の規定により指定医療機関の開設者から提出された変更事項の届書、実地調査書その他の関係書類は、前項の台帳に順次添付し、保存するものとする。

③　医療機関の指定又は指定取消に関する帳簿及び書類は、完結の日から２年間保存するものとする。

（指定選考基準）

第８条　指定医療機関の指定に当たっては、次の各号に掲げる要件について選考するものとする。

（一般的要件）

1　労災保険診療に関係の深い診療科（以下「関係診療科」という。）の一又は二以上を標榜しているものであること。

（物的要件）

2　関係診療科に相応した医療施設及び医療器具等を具備しているものであること。

3　原則として患者の収容施設を具備しているものであること。

4　何時でも急患に応じる態勢にあるものであること。

（人的要件）

5　関係診療科について、臨床経験５年以上の責任医師が存するものであること。

6　労災保険に関する一応の知識を有し、その診療について積極的な協力が期待できるもの

であること。

（過去の実績）

7　過去の受診患者数等からみて相当の利用が認められるものであること。ただし、船内診療所についてはこの限りでない。

8　当該医療機関又は当該医療機関に従事する医師等に医事に関し過去 5 年間において不正又は不祥事件等を起こした事例がないものであること。

（診療録等の整備状況に関する要件）

9　診療録、レントゲンフィルム、入院日誌その他診療に関する帳簿書類の記録及び保管等が適切に行われているものであること。

（指定選考基準の特例）

第 9 条　都道府県労働局長は、管内の事業場又は労働者の住居分布状況、船舶又は船舶内での業務等の特殊性、交通事情、市街地、郡部辺地等を背景とするその他の特殊事情等により、特に指定する必要があると認めたときは、当該医療機関が前条の各号に掲げる要件の一部に該当しない場合であっても指定を行うことができるものとする。

基労補発１２２８第１号
平成２１年１２月２８日

都道府県労働局総務部長　殿
都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いの詳細について

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第３０号。以下「改正法」という。）の一部の施行による船員保険との統合時における特別加入手続の取扱いについては、平成２１年１２月２８日付け基発１２２８第４号（以下、「局長通達」という。）をもって示されたところであるが、その運用に当たっては下記の事項に留意されたい。

記

１　中小事業主等

（１）労働者数の判断に係る留意点

中小事業主等とは、その使用する労働者の総数が常時３００人（金融業、保険業、不動産業又は小売業にあっては５０人、卸売業又はサービス業にあっては１００人）以下の労働者を使用する事業主であるが、船員法（昭和２２年法律第１００号）第１条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第３条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下「船舶所有者の事業」という。）のほかに労働者を使用する事業を営む事業主にあっては、各事業で使用する労働者数を合計し、事業全体と

しての労働者数によって中小事業主等に当たるか否かの判断を行うこと。

例えば、漁業の場合、個々の事業の使用労働者数が常時３００人以下であっても、事業全体の労働者数が常時３００人を超えるときは、中小事業主等に当たらない。

（２）事業の業種を判断する上での留意点

金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業又はサービス業等の業種の区分については日本標準産業分類によること。また、２以上の異種事業を行う事業主にあっては、それぞれの事業に使用する労働者数により、いずれの業種に該当するかの判断を行うこと。

（３）複数の事業を営む特別加入者の承認に当たっての留意点

中小事業主等の特別加入については、当該事業に係る保険関係を基礎として認められているものであるため、複数の事業を行う事業主が、いずれの事業においても特別加入することを希望する場合、それぞれの保険関係ごとに特別加入の手続が必要となること。

例えば、船員法の適用を受ける船舶及び受けない船舶の両方により事業を行い、いずれの事業においても特別加入を希望する場合には、両方の事業についてそれぞれ特別加入の手続を行う必要がある。

（４）書類の受理等

平成２１年中に特別加入申請書が窓口に提出された場合の取扱いは以下のとおりとすること。

ア　特別加入申請書の労働保険番号については空欄であっても受理し、平成２２年１月１日以降に当該事業場の保険関係が成立した時点で、労働保険番号を記入し承認の手続を行うこと。

イ　提出された書類に労働保険番号が空欄である以外の不備があった場合は、受付印の押印を行い、不備となっている箇所について説明を行った上で、書類を全部返却し、再度提出するよう指導すること。書類返却の際には書類のコピーを取得して不備返戻簿に記載し、補正に要する時間を勘案の上文書により督促を行い、その事跡を残しておくこと。

ウ　上記の返戻手続を行った申請書について、不備箇所が修正された書類が提出された場合、最初に受付印を押印した日をもって申請があったものとして取り扱うこと。

2　一人親方等

（１）特別加入団体の事業に係る留意点

「船員法第１条に規定する船員が行う事業」には、事業の実態として漁業、貨物運輸業、旅客船事業等の様々な事業が含まれることとなるが、実態の業種ごとに区分することなく、構成員が現在の船員保険法の被保険者である事業は、すべて当該事業として取り扱うこと。

このため、特別加入の申請がなされた団体の構成員が異なる職種の者であっても、構成員が船員法第１条に規定する船員である場合、「船員法第１条に規定する船員が行う事業」に従事する団体に該当する。

（２）特別加入団体の承認に係る留意点

特別加入団体の承認に関する要件については、以下のとおりとすること。

ア　局長通達において、制度移行時の特例として、加入申請時には構成員が１名であったとしても、複数名の加入を排除していないと認められる場合には特別加入団体として承認して差し支えないとされたところであるが、複数名の加入を排除していないと認められる場合とは次の２つの要件をすべて満たす場合をいう。

①　定款又は規約等の内容が当該団体に複数の者の加入が予定されているものであると認められること。

②　代表者が今後構成員が複数名となるよう努める旨の誓約をしていること。

イ　船員に関しては、船員労働安全衛生規則（昭和３９年運輸省令第５３号）により、危害の防止及び船内衛生の保持に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準並びに船員の遵守するべき事項が規定されているため、労働者災害補償保険法施行規則（昭和３０年労働省令第２２号）第４６条の２３第３項の改正を行い、「業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類」の提出は不要としたこと。

ウ　特別加入団体の地区に関しては、当該団体の地区がその主たる事務所の所在地を中心として労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和４７年労働省令第８号）第６条第２項第４号に定める区域を超えるものであっても原則として当該所在地のブロック内であれば承認を行って差し支えないこととしているが、ブロックとは以下のとおりである。

なお、当該ブロックを超える範囲での申請があった場合、本省に協議すること。

ブロック	都　道　府　県
北海道	北海道
東　北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関　東	東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県
北　陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
中　部	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
関　西	滋賀県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
中　国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四　国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九　州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

エ　事業内容等を確認するために、団体の承認申請の際に添付することを義務付けている定款、規約の様式を参考までに別途示すので、活用すること。

（３）複数の事業を営む一人親方等の承認に当たっての留意点

「船員法第１条に規定する船員が行う事業」のほかに、「漁船による水産動植物の採補の事業」を行っている者が両方の事業について特別加入を希望する場合は、それぞれ「船員法第１条に規定する船員が行う事業」及び「漁船による水産動植物の採補の事業」について特別加入の手続が必要となること。

（４）書類の受理等

平成２１年中に特別加入申請書が労働基準監督署に提出された場合、受付印を押印し、控を返却すること。

なお、不備があった場合及び不備修正後に再度提出された場合の取扱いについては、上記１の（４）と同様である。

３　周知・広報について

労働局においては、管内の全船舶所有者や労働保険事務組合等に対し、特

別加入の制度の概要等について十分に周知を行うこと。

局長通達で示されたように、改正法の施行後の船員保険からの上乗せ支給を受けるには労災保険から給付を受けていることが必要とされているため、船員保険の被保険者たる船舶所有者については個別に周知等を行い、平成２１年中にもれなく手続が行われるよう特段の努力を払うこと。

なお、その際に周知や指導を行った船舶所有者ごとに周知の実績等の記録を残すこと。

また、中小事業主等の特別加入に関しては労働保険事務組合への事務委託が必要となるため、新たに労働保険事務組合の許認可申請を行う組合だけでなく、既存の労働保険事務組合に対しても制度の統合に関する周知を行うこと。

なお、周知に当たっては、特別加入制度の加入は任意であるものの、改正法の施行後の船員保険法における上乗せ支給の取扱いを踏まえると、加入が強く推奨されることを説明する必要があることから、労働局労災補償課と労働保険徴収課室との共催の説明会の実施や労働保険徴収課室の説明に労働局労災補償課が同行する等、関係部署と連携して行うこと。